

龍谷大学 社会学部紀要

第 63 号

大塩まゆみ 教授・高田満彦 教授 退職記念号

(50 音順)

大塩まゆみ先生・高田満彦先生の退職記念号によせて	井 上 辰 樹
大塩まゆみ 教授略歴	(1)
高田満彦 教授略歴	(3)

論 文

老後の不安軽減のための家計管理と生活設計	大 塩 まゆみ (5)
COVID-19 パンデミック禍におけるテレワークの変容	佐 藤 彰 男 (21)
皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (5)	
——2012 年年金改正法の違憲性——	田 中 明 彦 (34)
新潟県中越・中越沖地震における 臨時災害放送局についての整理と考察	松 浦 哲 郎 (46)

調査報告

地域社会における潜伏キリシタン関連石碑の認知状況に関する調査 ——石碑のメディア性調査に向けた基礎的評価として——	
仲野 純章・松浦 哲郎・岩田 歩実 石田彩夕花・赤澤 暁介・主島 隆成	(57)
イギリスにおける食器洗い乾燥機導入と家事労働との関係 ——1960 年代から 1970 年代初頭の新聞広告分析——	渡 辺 めぐみ (62)

研究ノート

日本における高齢者介護の市場化の拡大と課題	張 澤 (86)
-----------------------	------------

翻 訳

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー 『日本－ヨーロッパ』第 4 章 (その 2)	貫井 隆・舟木 徹男 (109)
---	------------------

研究資料

ジャック・ラカンの論文『鏡像段階』の試訳 ——人権の主体の意味を精神分析理論から考えるための準備作業——	田 村 公 江 (118)
『回覧集』の翻刻と分析 (四) ——網島梁川による煩悶青年への影響に着目して——	古 莊 匡 義 (131)

集 報

「公共性」を問う ——2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム 「『公共性の危機』と人文・社会科学の課題」についての報告——	
田中 明彦・田村 公江・入澤 崇・小峯 敦・村澤真保呂 清水 耕介・只友 景士・筒井のり子・竹内 綱史・栗田 修司	(138)

2 0 2 3

龍谷大学社会学部学会

大塩まゆみ先生・高田満彦先生の退職記念号によせて

龍谷大学社会学部学会会長 井 上 辰 樹

2022 年度末をもって 2 名の教授が本学を定年退職されることとなりました。コロナ禍の中で最終年を迎えられ、オンライン等の対応にご負担をおかけしたものと察しております。

感謝と惜別の想いを込めつつ、以下、本学へのご着任順に退職の先生方を簡単にご紹介します。

現代福祉学科教授の大塩まゆみ先生は、2009 年（平成 21 年）に龍谷大学社会学部地域福祉学科・同大学院社会学研究科社会福祉学専攻教授としてご着任以降、教育、研究活動のみならず学部・大学院の運営に多大な功績を残されています。

2015 年度から 2016 年度にわたり大学院専攻主任、2017 年度から 2018 年度にわたり大学院教務主任の職責も果たされました。

大塩先生は、ご専門である高齢者福祉領域の研究を深められ、その対象は国内に限らず、スウェーデンの高齢者ケア調査など国際的にも広く研究活動を成されています。また、業績も数多く、学会においても査読委員など責任ある立場を担われました。

瀬田キャンパス開設時に創設された社会学部は 2019 年に開学 30 周年を迎えましたが、大塩先生が在籍された 10 数年の間に臨床福祉学科、地域福祉学科の 2 学科が現代福祉学科へと統合されるなど大きな変遷を遂げ、2021 年度には深草キャンパスへの移転（2025 年度）が意思決定されました。この間の重要な決断と改革には、先生のお力添えがあったことを認識しております。

社会学科教授の高田満彦先生は、2017 年（平成 29 年）に社会学部教授としてご着任以降、主として教職課程の教育活動でご活躍をいただきましたが、学部専攻科目においても大きな功績を残されています。特に、社会学部共通科目の社会共生実習においては「大学は社会共生に何ができるのか－文化財から“マネー”を創出する－」プロジェクトを担当され、多くの学生の心に探求の火をつけてくださいました。最終講義では、先生のこれまでの半生が紹介され、順風満帆ではなかった進学、就職を経ての今を振り返り、最後まで学生らにエールを送られている姿はまさに「天職としての教師」でありました。

高田先生は、ご専門である教育社会学の研究を深められ、その成果は著書、論文として発表されています。所属学会においても精力的に活動を成され、責任ある立場を担われました。

先生方の略歴に触れる中で感じたことは、各先生が様々な境界を超えた視座の高い教育、研究、社会貢献を行われていたことです。これは社会学部の掲げている現場主義に多角的な視点を与え、より良い社会の追究に強く資するものとして、学生のみならず教員にも知的な刺激を与えて下さいました。先生方の退職は学部にとって極めて大きな喪失となりました。個人的にも 2 号館、6 号館、おうみ会の会場などで先生方とお話しさせていただいたことなどが思い出され寂しさが募ります。先生方の不在の意味は、時を経てあらためて感じることにになると存じますが、その功績は明確に今後の社会学部発展の貴重な財産として活かして参ります。

大塩先生、高田先生のご健康とご多幸を願いつつ、これまでのご貢献に対し心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

大塩まゆみ 教授 略歴

おおしお まゆみ
大 塩 まゆみ

学 歴

同志社大学文学部社会学科社会福祉学専攻卒業，同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻修士課程修了（文学修士），同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程後期修了＜博士（社会福祉学，同志社大学），ボストン大学大学院社会福祉学研究科特別学生＞



職 歴

（株）日本地域社会研究所勤務，華頂短期大学幼児教育学科，神戸女学院大学家政学部，龍谷大学社会学部非常勤講師，滋賀文化短期大学人間福祉学科専任講師，助教授，福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授，同大学院看護福祉学研究科社会福祉学専攻教授，同地域経済研究所兼任教授を経て，2009年～龍谷大学社会学部地域福祉学科・同大学院社会学研究科社会福祉学専攻教授

主な社会活動

福井市少子化対策総合計画策定委員会委員長，福井市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会委員長，福井県ひとり親家庭支援計画策定検討会座長，福井県敦賀市地域福祉計画策定委員会副委員長，社会福祉法人白女林第三者委員，社会福祉法人相生会特別養護老人ホーム常磐荘苦情処理第三者委員，福井市老人保健福祉計画等策定委員会委員長，福井県都市計画審議会委員，福井市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員長，福井地方労働審議会委員および家内労働部会長，社会政策学会編集委員，福井県立病院地域医療支援委員会委員，福井県敦賀市高齢者権利擁護連絡協議会会長，福井市老人保健福祉計画等策定委員会委員長，大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員，大津市地域密着型サービス・施設サービス運営委員会委員，滋賀県社会福祉協議会滋賀県社会福祉学会実行委員，『滋賀社会福祉研究』編集委員，日本社会福祉学会学会誌査読委員，大津市地域包括支援センター運営協議会委員，滋賀県高齢化対策審議会委員，日野町子ども・子育て会議委員長，大津市社会福祉審議会会長，京都市保健福祉局指定管理者選定委員会委員長など

主な研究業績

『女はどこまで看るのかーアメリカの在宅老人ケア』（単訳，1990年，勁草書房），『家族手当の研究ー児童手当から家族政策を展望する』（単著，法律文化社，1996年），『「陰徳の豪商」の救貧思想』（単著，2012年，ミネルヴァ書房），『新しい福祉社会へ翔び立つとき』（共著，1993年，松香堂），『ホームヘルパーのためのスーパービジョン』（共編著，2002年，ミネルヴァ書房），『社会福祉の思想・理論と今日的課題』（共編著，2004年，筒井書房），『高齢者施設の未来を拓くー個室化，ユニットケアの先にある人間本位の施設』（共編著，2005年，ミネルヴァ書房），『人間福祉の思想と実践』（共著，2002年，ミネルヴァ書房），『アジアのなかのジェンダーー多様な現実をとらえ考えるー』（共著，2012年，ミネルヴァ書房），『これから的高齢者福祉論ーひとりひとりを大切にするために』（共著，2004年，保育出版社），『新・高齢者福祉概論ー真のパラダイム転換に向けてー』（共著，2006年，学文社），『新版・老後保障を学ぶ人のために』（共著，2006年，世界思想社），『地域福祉論説ー地域福祉の理論と実践をめぐってー』（共著，2006年，みらい），『現代社会と福祉』（共著，2009年，学文社），『新・基礎からの

社会福祉3 高齢者福祉論』(共編著, 2013年, ミネルヴァ書房), 『新・基礎からの社会福祉5 社会保障』(共編著, 2015年, ミネルヴァ書房), 『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ』(共編著, 2016年, ミネルヴァ書房), 『社会福祉の国際比較』(共著, 2015年, 放送大学教育振興会), 『新・基礎からの社会福祉3 高齢者福祉論 [第3版]』(共編著, 2018年, ミネルヴァ書房) など, 論文・報告書等は省略。

高田満彦 教授 略歴

たか だ みつ ひこ
高 田 満 彦

学 歴

1979 年 3 月 慶應義塾大学文学部史学科国史学専攻卒業
2017 年 3 月 京都大学大学院教育学研究科修士課程教育科学専攻教育社会学講座修了



職 歴

1980 年 4 月	大津市立瀬田中学校 教諭	[1983 年 3 月まで]
1983 年 4 月	大津市立瀬田北中学校 教諭	[1990 年 3 月まで]
1990 年 4 月	大津市教育委員会学校教育課 指導主事	[1993 年 3 月まで]
1993 年 4 月	大津市立北大路中学校 教諭	[1998 年 3 月まで]
1998 年 4 月	滋賀県教育委員会学校教育課 指導主事	[2002 年 3 月まで]
2002 年 4 月	志賀町立和邇小学校 教頭	[2005 年 3 月まで]
2005 年 4 月	大津市立志賀中学校 教頭	[2009 年 3 月まで]
2009 年 4 月	大津市立瀬田北中学校 校長	[2013 年 3 月まで]
2013 年 4 月	大津市立真野中学校 校長	[2015 年 3 月まで]
2017 年 4 月	龍谷大学社会学部社会学科 教授	

所属学会

関西社会学会, 関西教育行政学会, 日本社会科教育学会, 日本道德教育学会

主な社会活動

滋賀県中学校社会科部会会長, 近畿中学校社会科教育研究会会長, 全国中学校社会科教育研究会副会長, 大津市校園長会会長 ほか

研究業績

1. 主な著書

『現代社会と教育の構造変容』（共著）ナカニシヤ出版 2018 年
『ありのままに生きる学校生活～「等身大」を追求する教育』（共著）株式会社シゲタ 1997 年
『家に帰れない子ども』（共著）日本教育新聞社 1992 年
『揺れる学校～いま、大都市周辺校が危ない』（共著）日本教育新聞社 1989 年

2. 主な論文

- 「カリフォルニア州北部太平洋沿岸地域の大規模自然災害に対するローカルガバナンスと防災教育－不確実性の観点を視座とした防災教育の有効性と防災教育を柱とした行政側や NPO 等による地域へのガバナンスの在り方について－」龍谷大学国際社会文化研究所紀要第 23 号 2021 年
- 「米国太平洋岸のコミュニティの津波報道に係る新聞記事から見た住民の避難行動と防災意識の考察－Crescent City を襲った 3 つの津波の報道から－」龍谷大学社会学部紀要第 57 号 2020 年

3. 「社会科を中核とした学校・家庭・地域往還型の防災教育プログラムの開発」 龍谷教職ジャーナル 第6号 2019年
4. 「日本のコミュニティの災害におけるリスクに対するローカルガバナンスー大規模災害想定から見た中規模都市におけるコミュニティの脆弱性からの比較に関する一試論ー」 龍谷大学社会学部紀要 第53号 2018年
5. 「カリフォルニア州 Del Norte County におけるコミュニティの防災意識・準備性向上のための取組ー大規模自然災害を想定したコミュニティのローカルガバナンスの在り方についてー」 龍谷紀要第40巻第1号 2018年

〈論 文〉

老後の不安軽減のための家計管理と生活設計

大 塩 ま ゆ み

要旨：長寿社会の日本では、老後生活に不安を感じている人が多いという調査結果がある。老後不安には経済的要因が大きいことから、老後の貧困を予防するための家計管理に着目した。家計管理の基礎となる家計簿の診断を連載している生活情報紙のウェブ会員を対象にアンケート調査を行い、老後の不安軽減のための家計管理等について分析した。老後生活の不安感や現在の心配事、家計管理や家計簿に対する意識・現状、老後の不安をなくすための行動、自分の年金額把握実態、ライフプラン・マネープランと家計管理や健康管理の実態・方法等について質問した。

その結果、老後への不安は30歳代でも感じていること、特に自分の年金を把握していない、ライフプランもマネープランもたてていない人に不安を感じる人が多いことがわかった。また家計簿をつけている人は約4割で、つけていない人のほうが多く、家計簿をつけている人のほうが、つけていない人よりも自分の年金額を把握している人が多かった。また家計簿をつけている人のほうが、将来のライフプランもマネープランもたてている人が多かった。

以上のことから、老後不安に対して個人的に対処する方法として、家計簿をつけ、将来のライフプラン・マネープランをたてるという方法を提案したい。

は じ め に

長寿社会の日本で、老後生活に不安を感じている人は8割以上にのぼる。その理由のトップが、「公的年金だけでは不十分」というものである⁽¹⁾。

2000年の介護保険導入により介護保険料の徴収が始まり、家計の非消費支出（社会保険料や税金）が増えた。一方、高齢者世帯においては、年金給付額が減少し、可処分所得が少なくなっている⁽²⁾。2001年以降、高齢基礎年金平均月額、55,000円台で低迷しているが、65歳以上の介護保険料平均月額は、2000年から2020年で2倍以上の金額に上昇している⁽³⁾。

多くの高齢者世帯の最大の収入源は社会保障としての公的年金であるが、2019年では収入のうち社会保障給付が占める割合は、高齢単身無職世帯では92.7%、高齢夫婦無職世帯では91.3%であった。2018年以前も社会保障給付は、高齢者世帯の収入の9割以上を占めていた。しかし、2020年には、その比率が各々89.0%、85.7%と9

割を下回った。そして「その他」の収入が増えていく⁽⁴⁾。つまり、公的年金の家計収入に占める比率が低下した。これは何を意味するのだろうか。

2007年の「年金記録問題」以来、老後の所得保障としての公的年金の信頼性が揺らいでいる。2019年には、金融庁「金融審議会」（首相の諮問機関）が年金だけでは1300～2000万円不足するので、「資産寿命」も延ばすべき、と資産形成を呼びかけた。いわゆる「老後2000万円問題」である。

これは、日本では老後生活を社会保障で公的に保障するのは難しく、自己責任による私的な資産づくりが必要だということを意味している。しかし、私的資産形成は、誰もができることではない。その結果生じることは、高齢期の貧富の差の拡大である。家計の経済力の多寡に加え、個々人の資産形成への関心や意欲、知識、学習環境、消費動向、節約動機等が老後の貧富の格差を拡大すると考えられる。

日本では、生活保護受給者の過半数が高齢者で、中でも高齢単身世帯の受給が多い⁽⁵⁾。最近

は、生活保護法の中でも、家計収支の把握や節約が奨励されている⁽⁶⁾。

また、生活困窮に陥るリスクのある人を生活保護の前段階で受け止めるために、2015年には生活困窮者自立支援法が施行された。この中で「生活困窮者家計相談支援事業」が実施されている⁽⁷⁾。この事業は、多重債務者や家計が厳しい世帯、カードに頼って買い物し家計を把握していない人等で最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が増えていることから、それらの世帯の家計管理能力を高めて困窮化しないようにマネーマネジメントを奨励するためのものである⁽⁸⁾。

限度のある世帯収入の中で生活していくためには、家計収支を把握して家計管理をする力が必要である。しかし、そのための家計管理教育や消費者教育が、現在十分に行われているとはいえない。また心身の病気や障害のために、家計管理が困難な状態に置かれている人もいる。

このような社会状況下で少子高齢化している近年の日本では、先行きや老後生活に不安を感じている人が多い。

そこで、老後の生活基盤となる世帯の家計に注目し、家計管理のあり方、家計と老後の不安についての実態を調べることにした。

家計に関しては、総務省が「家計調査」を実施している。しかしながら、ここには平均値が示され、各世帯の家計簿や家計についての具体的な収支実態や悩みはわからない。

そこで、筆者は、これまでに生活情報誌『リビング京都』（週1回無料配布）に掲載された2010年～2019年の10年間の「かけいば診断」合計383ケースの家計の相談内容と家計簿を分析した。その結果、「かけいば診断」の相談内容として老後の不安を訴えたり、老後に備えたい、という人が増えていることが明らかになった。年齢別に分析すると30歳台でも老後不安を感じており、老後生活が高齢期になる前から不安要因となっていることがわかった。

10年間の「かけいば診断」の分析では、資産形成をしている世帯が増えていることも明らかになった。さらに、家計赤字の要因を分析すると、

病弱・障害や不妊治療費・単身赴任の2重生活、奨学金の返済等が家計を圧迫していた。さらに、保険・貯蓄を支出に組み込んでいるため赤字になっている世帯もあった。個人保険料を支出しなければ黒字なのだが、皮肉にも老後への備えが現在の家計を圧迫している世帯もあった⁽⁹⁾。

このような私的努力や自己責任を奨励するのではなく、公的な社会保障を充実させ所得再分配をすることが老後の防貧のためには望ましいと考える。しかし、それに期待できず資産形成を政策的に奨励されている昨今、個人的に備えようとする傾向が表れている。とはいえ、保険の中には掛け捨てのものや給付制限がある商品もあるので、加入には注意が必要である。しかし現状では、そのような金融商品について正しい情報伝達や消費者教育が十分行われているとはいえない。

10年間の「かけいば診断」の分析の結果、明らかになったもう一つのことは、ほとんどの相談者がどのように家計のやりくりをしたらよいかについて尋ねていることであった。現在と老後の生計を安定させるための家計管理の方法が課題なのである。

高齢期の家計支出の特徴は、収入では稼得収入が少なく、支出では保健医療費や水光熱費が若年世帯よりも多いことである。保健医療費を抑えるためには、健康増進が求められる。家計管理は、健康管理にもつながり、実生活を点検し見直すことにもつながる。

このような経緯から、今回、「生活と家計に関する意識調査」としてアンケート調査を行った。以下、その概要を報告する。

1. 「生活と家計についての意識調査」の概要

(1) 調査目的

このアンケート調査の目的は、まず老後生活の不安感や現在の心配事や困り事、家計管理と家計簿に対する意識・現状等を把握することである。次に、老後不安への対応法の一つとして、これまで筆者が実践してきたライフプラン設計にマネープランを加えて、これらの生活設計と老後不安や家計管理の関係を分析することである。

具体的には、老後生活に備え、ライフプランやマネープランをたて、家計管理や健康管理をしている人がどれくらいかを把握することである。家計管理をするためには世帯の家計を把握することが必要だが、家計簿をつけている人は、どれくらいの割合か。家計簿は家計管理や老後の不安解消に役立っているのか。家計簿をつけているか否かとライフプラン・マネープランの生活設計に関係があるのか、というような疑問を質問紙調査により明らかにし、老後不安の解決の糸口を探った。さらに、家計管理行動の実態・方法や自身の年金額把握状況等を把握し、家計簿をつけているか否かによる分析をした。これらを通して老後の貧困予防のために個人ができる方策を追究した。

(2) 調査方法

メールでのアンケート用紙配布と回収

(3) 調査時期・期間

2022年1月28(金)～2022年2月6日(日)

(4) メール配信対象者

『リビング京都』のWeb会員として2022年2月1日時点で登録されている19,247名

生活情報誌『リビング京都』web会員を対象とした理由は次のとおりである。

- ① 生活情報誌『リビング京都』は、月4回無料配布されるフリーペーパーで、無料で各戸に配布されるため、読者は購入するために出向かなくても自宅ですぐ入手できる。日刊紙よりも紙面サイズが小さく、ページ数が少ないので、読みやすい。最近では、有料の新聞を購読する人が減っており、無料で各戸に配布されるフリーペーパーのほうが、読者の範囲が広いと考えた。
- ② 配布エリアは、京都市・向日市・長岡京市・宇治市・城陽市とその周辺の町で、部数は合計489,310部である。web会員もほぼ同じエリアで、無償で会員になれるため幅広い所得階層の人が対象となる。また、web会員になるには登録が必要なので、フリーペーパー版よりもかなり数は減るが、

中身を読む意思がある人が多いと考えられる。web会員は調査時点で19,247名であり、回収率を1割と想定しても、1,000名以上になるので、一定の回収数を得られると考えた。

- ③ 家計簿診断を掲載している雑誌や機関誌は他にもあるが、これらは、特定の志向のある対象者、または専門家向けで、有料のものが多く、生活情報誌『リビング京都』のほうが不特定多数の幅広い読者層を対象としているので偏りが少ないと考えた。
- ④ 『リビング京都』の「かけいば診断」への応募者は、ファイナンシャル・プランナーから個別のアドバイスが受けられる。応募し掲載された人には、3000円のクオカードが進呈されるので、関心を持つ可能性がある人は幅広いと考えられる。編集者への聞き取りでは、以前から、このコーナーへの応募者が多く、多様な世帯の家計簿が掲載されるように厳選しているという。そのため、地域は限定されるものの、年齢層や性別、世帯構成などにおいて、比較的幅広い家計簿が掲載されている。
- ⑤ 筆者は、2020年に『リビング京都』2010年～2019年の10年間の「かけいば診断」の相談内容を分析し、家計のやりくりや老後の生計について課題を感じている人が多いことが分かった。そこで、「かけいば診断」を掲載している『リビング京都』の読者の中でも登録の必要なweb会員を特定し対象として選定した。

(5) 回答者：2,037名(10.6%)

(6) 有効回答数：1,995名(10.4%)

2. 調査結果

(1) 基本属性

有効回答者の基本属性は以下のとおりである。

- 1) 対象地域：京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、大山崎町、その他(木津川市、亀岡市等)

2) 性別：男性 27.3%，女性 72.7%

3) 年代別

年齢階層	実数	比率(%)
20 歳代以下	56	2.8
30 歳代	264	13.2
40 歳代	408	20.5
50 歳代	595	29.8
60 歳代	442	22.2
70 歳以上	230	11.5
合計	1995	100.0

平均年齢 53.5 歳

4) 家族構成と働き方

配偶者の有無	実数	比率(%)
あり	1495	74.9
なし	500	25.1
合計	1995	100.0
子どもの有無(同居のみ)		
1 人あり	470	23.5
2 人以上あり	608	30.5
なし	917	46.0
合計	1995	100.0
働き方		
専業主婦	386	19.3
フルタイムワーク	727	36.5
パート・アルバイト	491	24.6
無職	245	12.3
その他	146	7.3
合計	1995	100.0

(2) 集計結果

1) 現在の生活への満足感

「現在の生活に満足していますか」の質問に対する回答は、「満足している」「やや満足している」を合わせると約 7 割の人が満足をしていた。満足していない人は 4.4%，「あまり満足していない」をあわせると 14.2% であった（図 1）。

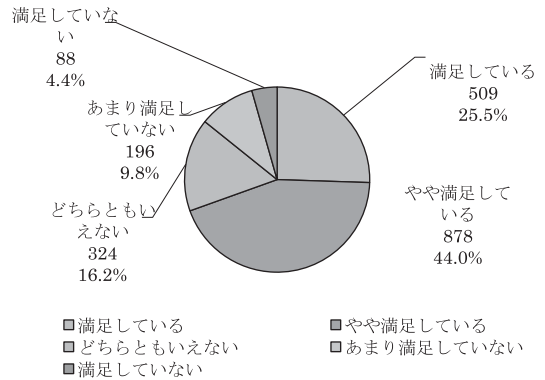


図 1 現在の生活に満足していますか？

性別・年代別では、大きな差はなかった。

2) 現在の生活で心配な事、困り事

現在の生活での心配事・困り事が「ある」と回答した人は約 8 割である（図 2）。

性別では、「ある」は男性が 70.8%，女性 80.8% で、女性のほうが多かった。

年代別に分類したところ、「ある」が 8 割以上なのが、30 歳代から 50 歳代で、60 歳代は「ある」が 72.9%，70 歳代と 20 歳代は、約 66% で比較的少なかった。

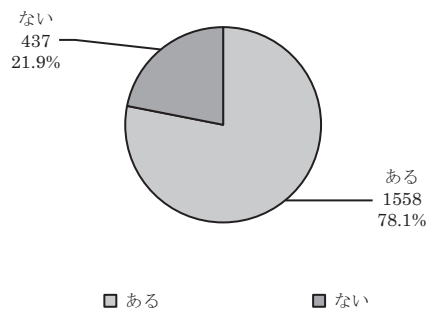


図 2 現在の生活で心配な事、お困りの事

3) 心配事・困り事の内容

現在の生活での心配事・困り事が「ある」と回答した人に、その内容を複数回答で尋ねたところ、最も多いのは、健康問題であり、次が家計であった（図 3）。

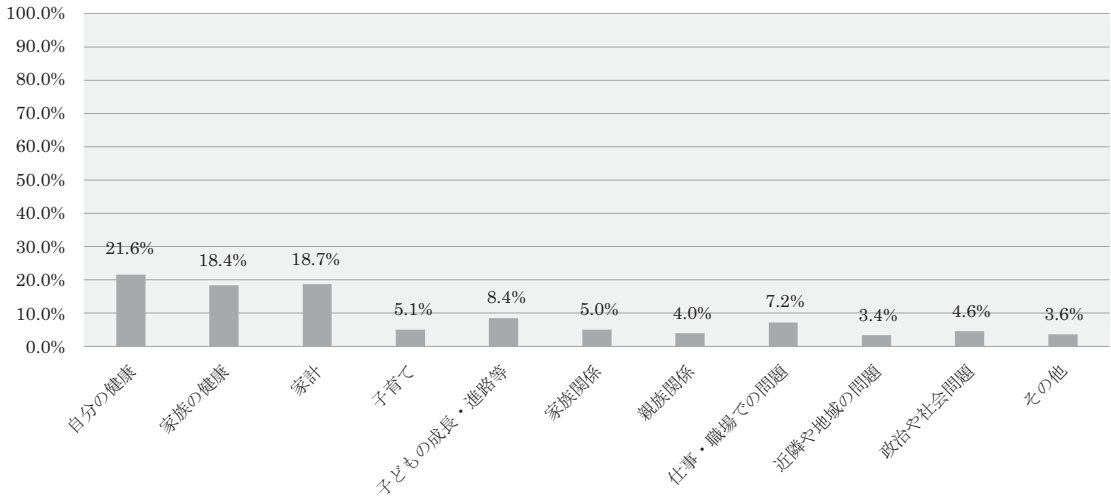


図3 問2で「1. ある」と回答された方は、どのような事についてですか？

4) 老後の不安

老後の生活に不安を感じるかを聞いたところ、「感じる」との回答が86.0%と多かった(図4)。

特に、年代別では30歳代から50歳代で、9割前後の人が不安を感じている。20歳代では、不安を感じる人は75.0%、60歳代は82.4%、70歳以上では不安を感じる人が減り79.1%であった。

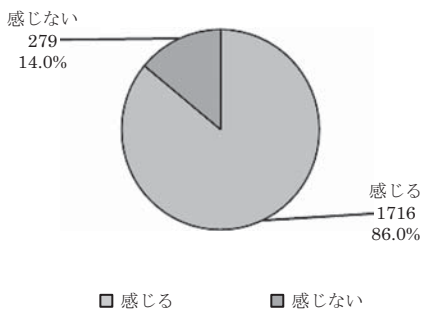


図4 老後の生活に不安を感じますか？

5) 老後不安の内容

問4で老後の生活に不安を「感じる」と回答した人に、その内容を複数回答で尋ねたところ、「老後の家計」がトップとなった。現在の生活の心配事・困り事のトップは、前述のように自分の健康、次が家族の健康で、家計が第3位であったが、老後の場合は、家計への不安がトップとなった。また「自分の年金が十分か」「十分な貯蓄が

できるか」についても不安が多い(図5)。

6) 不安をなくすための行動

問4で不安を感じると回答した人に、不安をなくすために何か行動をしているかを複数回答で尋ねたところ、「健康のために食事や栄養に気をつけている」が21.6%で最多であった。「健康のために運動している」と「貯金をしている」が約15.6%、「家計を把握し家計管理をしている」が約11.7%あった。「仕事で収入を増やそうとしている」人は8.5%、「自分の人生(生活)設計(ライフプラン)をたてている」人は3.9%、「何をしたらよいかわからない」が7.5%、「何もしていない」は3%であった(図6)。

年代別では、「仕事で収入を増やそうとしている」との回答は、40歳代・50歳代に多かった(それぞれ26.3%、35.2%)。また、30歳代・40歳代では、「金融商品や不動産等で資産を増やす努力をしている」という人も2割以上あった。「何もしていない」は50歳代では、「仕事で収入を増やそうとしている」よりも多く36%であり、「何をしたらよいかわからない」が32.9%あった。40歳代でも「何をしたらよいかわからない」が27.2%である(図7)。

50歳代という時期は、高齢期を迎える前段階であり、老後生活にソフトランディングするため

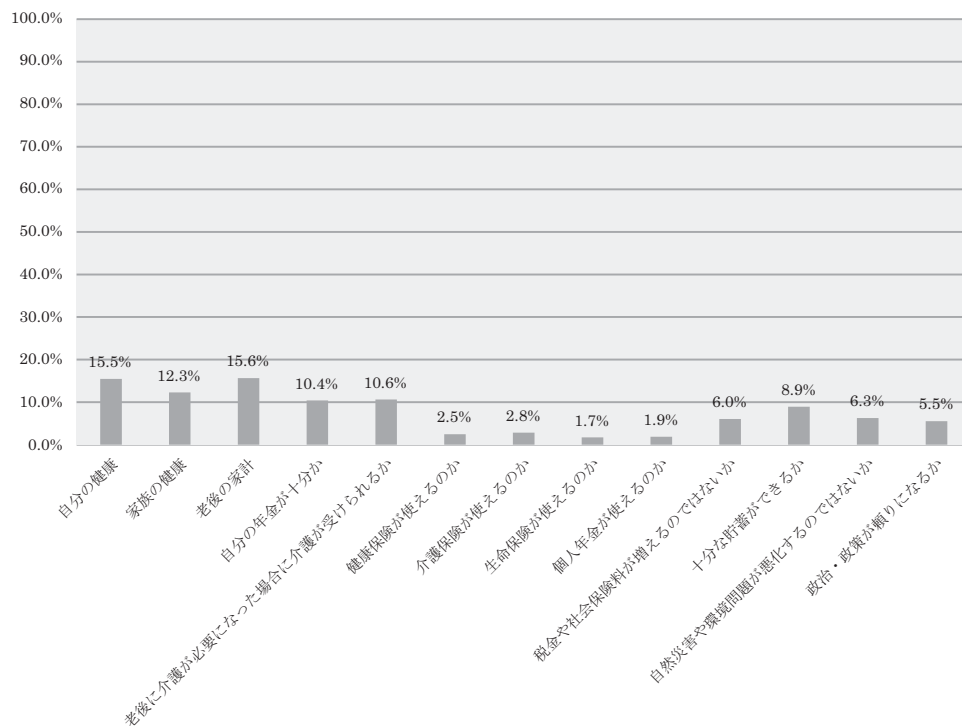


図5 問4で老後の生活に不安を「1. 感じる」と回答された方は、どんなことが不安ですか？

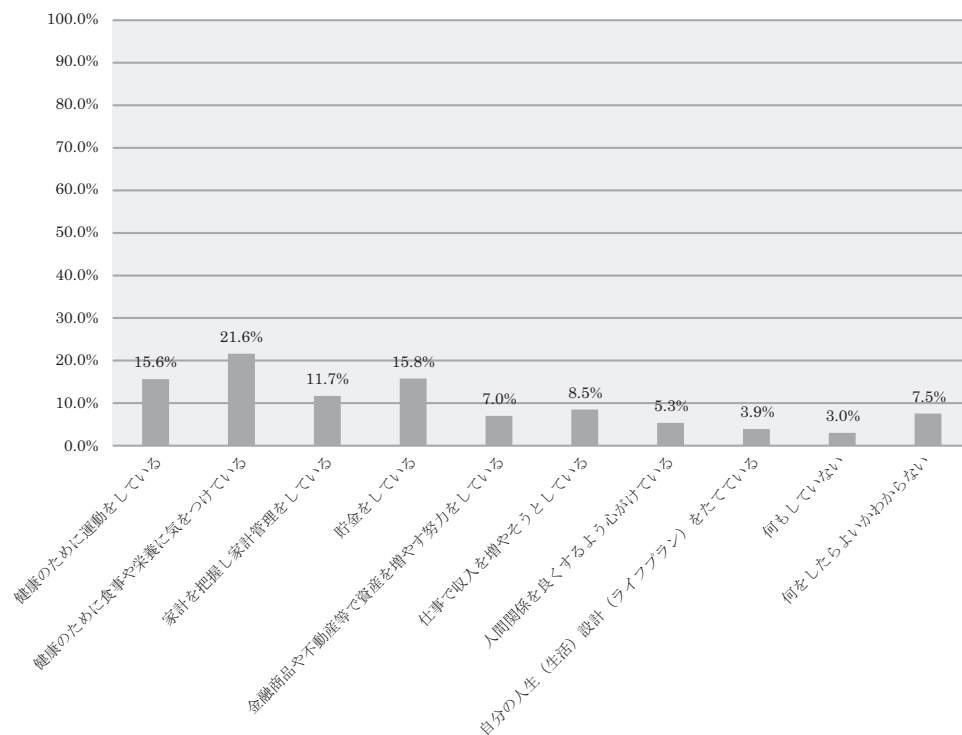


図6 問4で、不安を「1. 感じる」と回答された方は、現在、不安をなくすために何か行動していますか？

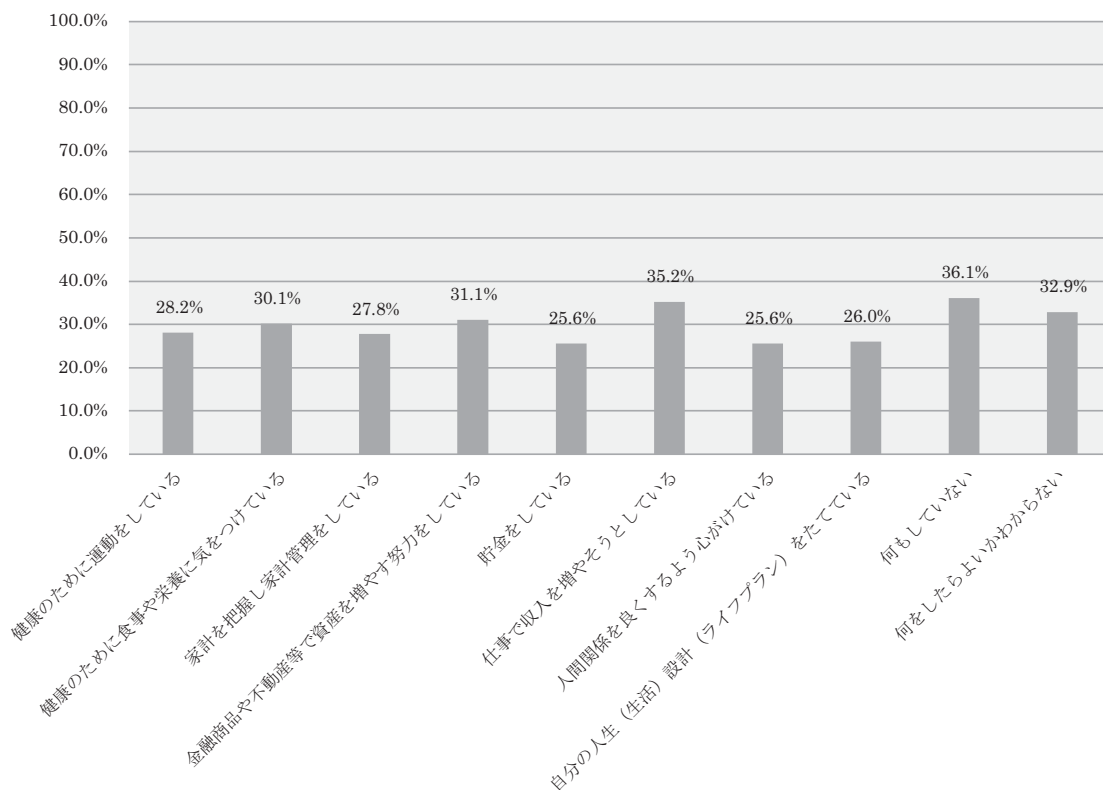


図7 50代・不安をなくすための行動

の準備が必要であるといえる。

60歳代は、「健康のために運動している」が最多であった。70歳以上では、それに加えて「人間関係を良くする」が最多であった。

7) 家計簿をつけているか

家計簿をつけているかどうかを尋ねた問に対しては、「つけている」人は約4割で、「つけていない」人のほうが多く約6割だった（図8）。

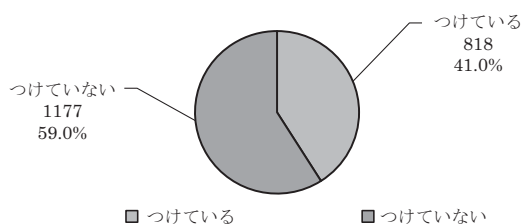


図8 家計簿をつけていますか？

性別では女性に付けている人が多く43.9%で、

男性で「つけている」人は33.3%であった。年代別では、家計簿をつけている人は、どの年代でも少ないが、70歳以上に関しては、つけている人のほうが多かった（50.4%）。

8) 家計簿をつけている人の頻度

家計簿をつけている人にどれくらいの頻度でつけているかを聞いたところ、毎日つけている人が約6割で一番多かった。次が月ごと21.8%、週ごと12.8%であった（図9）。

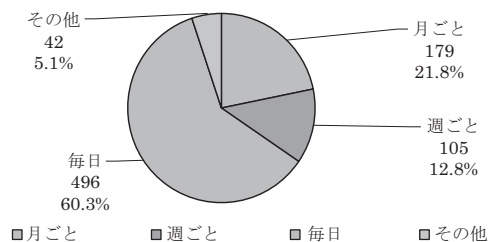
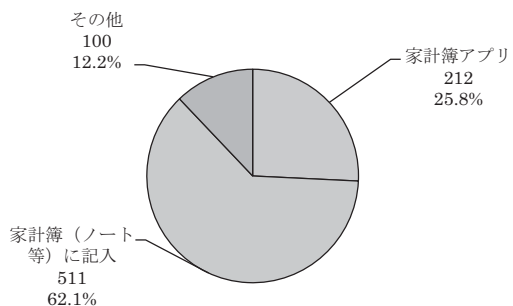


図9 家計簿をつけていますか？ つけている場合は、その期間について

家計簿をつけている人の中で毎日つけている人は、60歳代以上に多く74.9%で、50歳代が58.4%、40歳代は48.4%、30歳代が46.4%で、20歳代は63.6%であった。月ごとは、30歳代・40歳代に多かった。

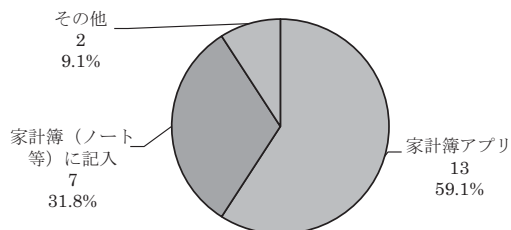
9) 家計簿の方法

最近、家計簿のアプリが開発され、スマートフォンでも家計簿がつけられる。そこで、家計簿を



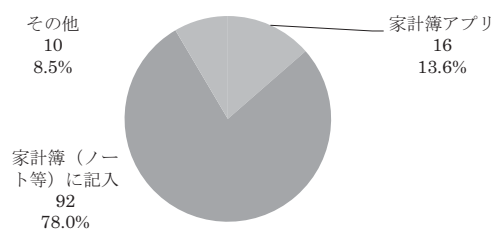
■ 家計簿アプリ ■ 家計簿（ノート等）に記入 ■ その他

図10 家計簿をつけていますか？ つけている場合は、その方法について



■ 家計簿アプリ ■ 家計簿（ノート等）に記入 ■ その他

図11 家計簿をつけていますか？ つけている場合は、その方法について【20代】



■ 家計簿アプリ ■ 家計簿（ノート等）に記入 ■ その他

図12 家計簿をつけていますか？ つけている場合は、その方法について【70代】

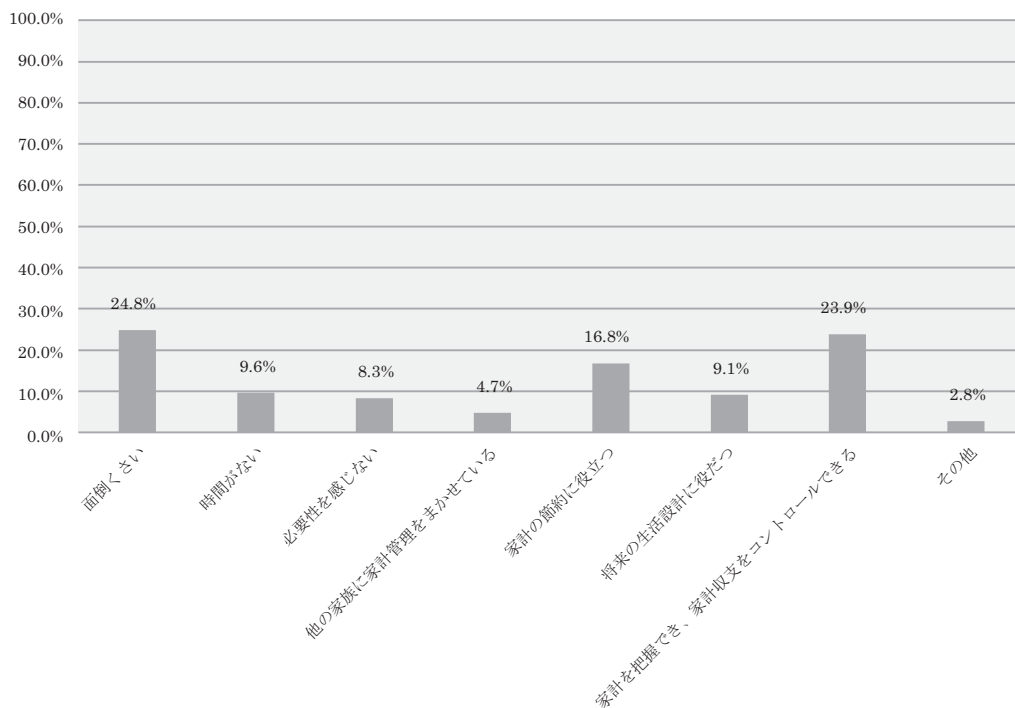


図13 家計簿をつけることについて、どのように思いますか？

つけている人にどのような方法でつけているかをきいた。その結果、家計簿（ノート）に記入が62.1%と最多であった。家計簿アプリは、25.8%と少なく、その他が12.2%であった（図10）。

年代別に分析すると、20歳代では59.1%が家計簿アプリで、30歳は52.4%が家計簿アプリであった。40歳代では、家計簿アプリが32.1%、家計簿（ノート）が52.2%で、アプリは年代と共に少なくなっている。70歳代ではアプリは少なく、ノートが多い（図11、12）。

10) 家計簿についての感想

家計簿についてどのように思うかを複数回答で尋ねたところ、24.8%の人が「面倒くさい」と感じていた。しかし、ほぼ同数の23.9%の人が「家計を把握でき、家計収支をコントロールできる」の回答を選んだ。また、「家計の節約に役立つ」も16.8%あり、「必要性を感じない」は8.3%であった（図13）。

年代別では、30歳代・40歳代の回答で最多なのが、「時間がない」というものであり、次が「面倒くさい」であり、忙しい年代であることを表している。60歳代・70歳以上では、「時間がない」の回答は少なく、それぞれ9%、3%であった。

11) 自分が受給できる年金の把握

次に、受給できる年金の金額を把握しているかどうかを聞いたところ、把握している人は54.4%、把握していない人が45.6%であった（図14）。

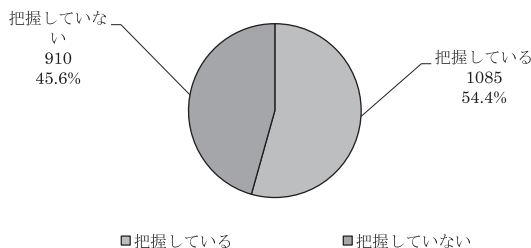
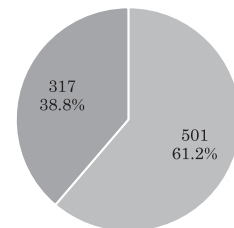


図14 自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？

全体の回答者の過半数が50歳代以上なので、

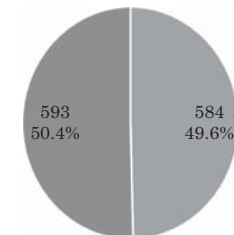
年金額を把握している人が多い。年代別に分析すると、年代が上がるほど年金額を把握している人が多く、70歳以上では97.0%、60歳代では82.1%が把握している。逆に20歳代で把握している人は28.6%、30歳代では22.0%であった。40歳代では31.6%が把握しており、50歳代では、把握している人と把握していない人が大体半々であった。

また、家計簿をつけている人のほうが、つけていない人よりも、自分の年金額を把握している人が多かった（図15、16）。家計簿をつけている人は高年齢に多いのでこのような結果になったといえる。



■把握している ■把握していない

図15 家計簿を「つけている」と答えた人×自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？



■把握している ■把握していない

図16 家計簿を「つけていない」と答えた人×自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？

12) 将来のライフプラン（人生設計）とマネープラン（資金計画）

将来のおおよそのライフプランとマネープランをたてているかどうかを尋ねたところ、「ライフプランもマネープランもたてていない」人が50.9%で過半数であった。両方たてている人は17.2%

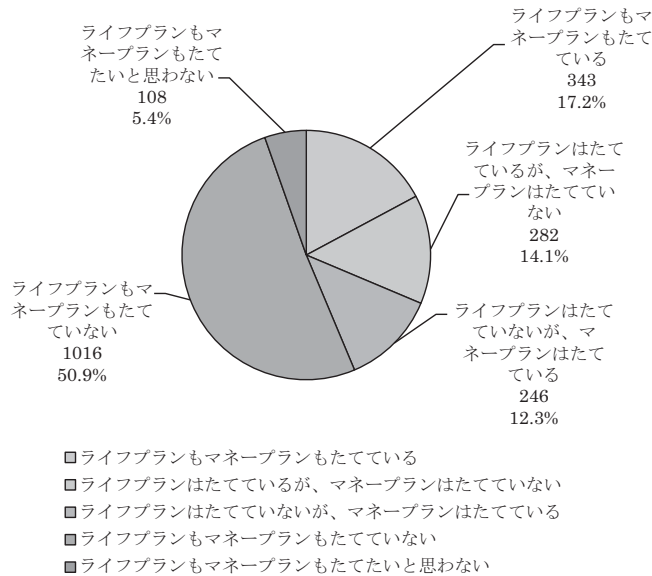


図 17 将来のおおよそのライフプラン（人生設計）とマネープラン（資金計画）をたてていますか？

であった。「ライフプランはたてているがマネープランはたてていない」人が 14.1%、「ライフプランはたてていないがマネープランはたてている」人が 12.3% であった（図 17）。

これを老後生活の不安感とクロスすると、「ライフプランもマネープランもたてていない」人は、老後の生活に不安を「感じる」比率が 90.6% で、全体の 86.0%（前述図 4）よりも多い。両方たてている人は、老後の不安を「感じる」人が 75.2% で少ない（図 18, 19）。

これらから老後不安をなくす一つの方法として、将来のライフプランをたてることが有効ではないかと考えられる。

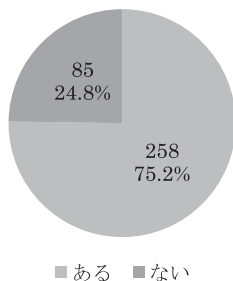


図 18 「ライフプランもマネープランもたてている」と答えた人×老後の生活に不安を感じますか？

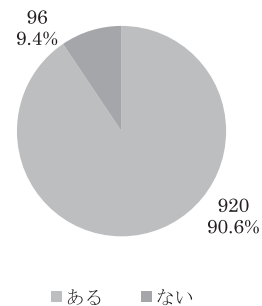


図 19 「ライフプランもマネープランもたてていない」と答えた人
4. 老後の生活に不安を感じますか？

13) 将来のプランと年金把握状況

将来のライフプランとマネープランをたてているかどうかの質問と年金把握状況をクロスすると図 20 のようになった。ライフプランもマネープランも立てている人は自分の年金額を把握している人が多い。逆に両方をたてていない人は、自分の年金額を把握していない人が多い（図 21, 22）。

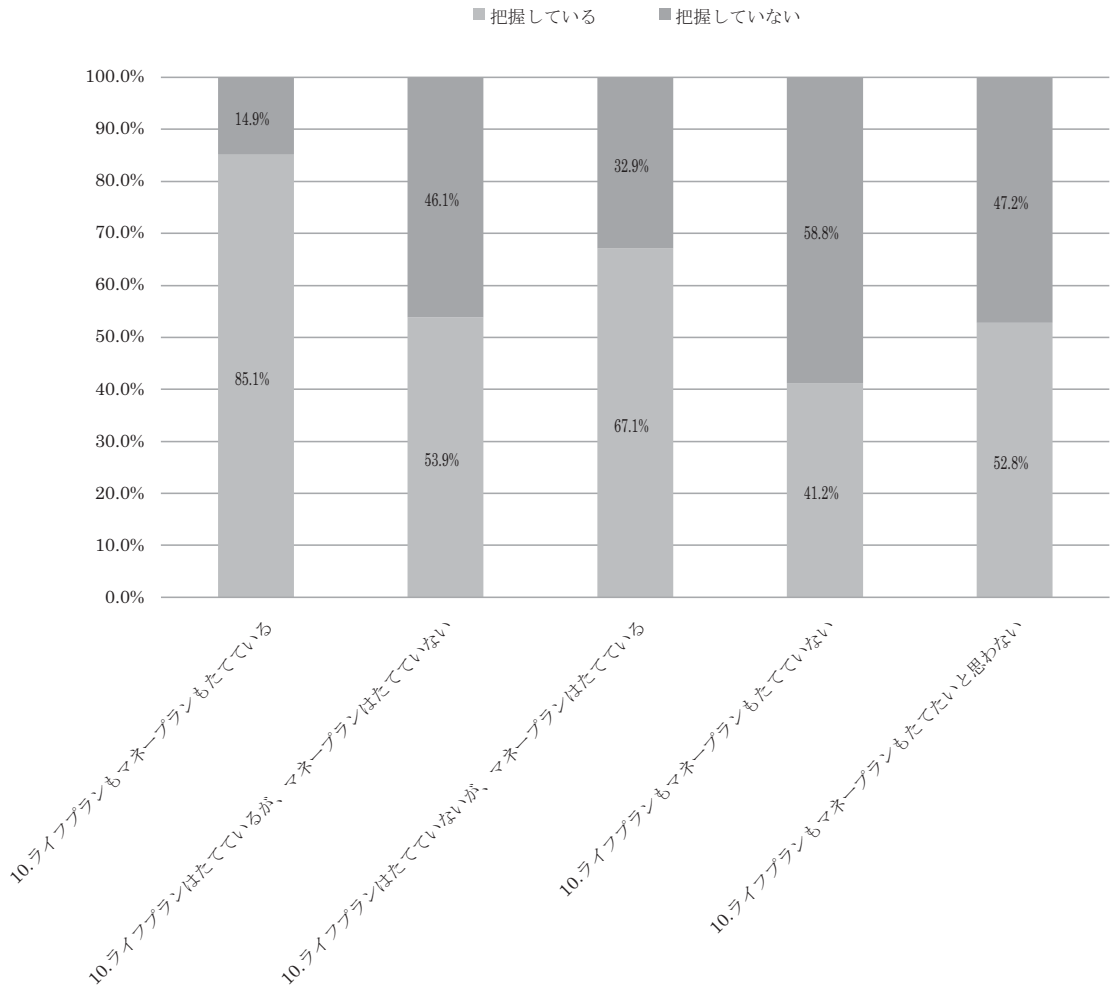
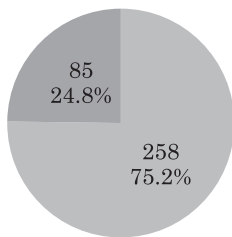
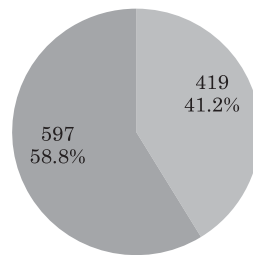


図 20 自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？



■ 把握している ■ 把握していない

図 21 「ライフプランもマネープランもたてている」と答えた人×自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？



■ 把握している ■ 把握していない

図 22 「ライフプランもマネープランもたてていない」と答えた人×自分が受給できる（または、今受給している）年金のおおよその金額を把握していますか？

3. 考 察

(1) 将来のプランと老後の不安

以上のような調査結果から、多くの人が老後の家計に不安を感じていることを確認した。特に、老後不安を感じているのは、自分の年金を把握していない、ライフプランもマネープランもたてていない人に多い事がわかった。自分の年金を把握し、将来のライフプランやマネープランをたてている人は、老後不安が比較的少ない（図 18, 19）。

本稿では、これらの因果関係を検証するための統計分析をしていないので、将来の生活設計（ライフプラン、マネープラン）をたてることで老後の不安を軽減できるとは言いきれない。しかし、不安は過去の記憶には浮かばず、未来や未知のことに対して悲観的予測をした場合に感じる気分だといえる。そこで、未来の未知である老後の見通しがつけば、ある程度、悲観的な予測が軽減されるのではないかと考える。そのために、漠然と不安を感じているだけではなく、自ら自分の未来を切り開くための設計図（ライフプラン）を作ること、不安という気分を変えられるのではないかと考える。

(2) 将来の生活設計と家計簿

次に家計簿をつけている人とつけていない人で、将来のプランをたてているか否かの違いを図 23, 24 に示した。家計簿をつけている人のほうが、将来のライフプランもマネープランもたてているという人が多い。

老後の家計への不安を軽減するためには、現在の自分の家計状況を把握できるよう家計簿をつけ家計管理をすることも一つの対策である。定年退職後も含めた将来のライフプランと共にマネープランをたてると老後の家計の目安がつく。今後の必要経費がどれくらいかを現在の家計簿から計算することで将来の生計を見積もることができる。自分の年金額については、日本年金機構のサイトから年金見込み額を試算することができる。それを利用し将来のマネープランをたてることが可能になる。

総務省の「家計調査報告」によると、高齢者世

帯と非高齢者世帯の支出の大きな違いは医療費と水・光熱費である。医療費支出を減らすためには、治療費・薬剤費を少なくする必要がある。つまり、健康を保持・増進することが求められる。健康であれば働いて収入を増やすこともできる。

問 4 では、老後に不安を感じると回答した人に、不安をなくすために何か行動をしているかを複数回答で尋ねたところ、特に 50 歳代で、「何もしていない」「何をしたらよいかわからない」がそれぞれ 3 人に 1 人の割合だった。高齢期が近づいているこの年代で、老後の健康や家計のための準備をすることが、老後不安を軽減するための一案と考えられる。

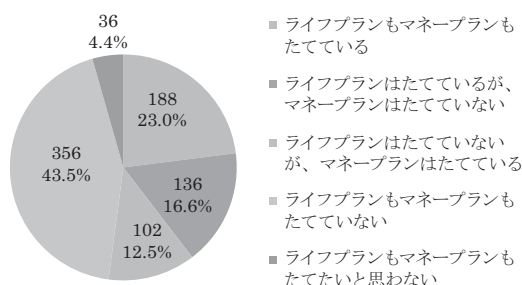


図 23 家計簿をつけている×将来のおおよそのライフプラン（人生設計）とマネープラン（資金計画）をたてていますか？

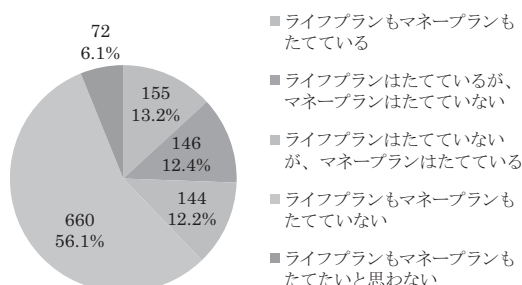


図 24 家計簿をつけていない×将来のおおよそのライフプラン（人生設計）とマネープラン（資金計画）をたてていますか？

(3) 高齢期の貧困予防と現在の家計管理

家計を点検することは、日頃の生活自体を点検することにもつながる。それは、以前「成人病」と呼ばれていた慢性病を、厚生労働省が 1990 年代に「生活習慣病（life-style related diseases）」と呼ぶようになったことと共通する。つまり、子ど

もの頃からの生活習慣が病気の発症・進行に影響するので、普段の生活習慣に着目して、より良い生活習慣を積み重ねる意識づけをすることが重要なのである。体の定期健診が自分の生活習慣に目を向けるきっかけになるように、家計をチェックすることでも生活習慣を点検することができると考えられる。

本調査では、老後生活の不安を家計という側面から調査したが、家計に焦点を当てたのは、家計が心身および社会的健康や生活習慣の基盤になっているからである。ただし、この考察は、使いきれないほど財産のある資産家や大富豪は対象としていない。

家計チェックの第一のポイントは、家計収支のバランスから赤字になる前の黄色信号に気づくことである。次に支出項目ごとの金額を確認し肥大化している原因を特定することが重要である。家計簿には、支出項目を10種類くらいに分類して記入することが望ましく、“どんぶり勘定”は禁物である。家計支出には、生活必需品のための経費とそうでない費用、今、必要なものと、将来に必要になりそうなもの等があり、優先順位を考えるためにも分類が役に立つ。

さらに、老後のマネープランについては、未来のライフプランの実現に必要な経費を計算し見積もる。まずは、現在1年間にどれくらいの生活費が最低限、必要なかを家計簿から計算する。景気や貨幣価値の変動はあるものの、おおよその将来の生活費の目安を算出すると将来の見通しがつく。日本ではほとんどの人の高齢期の収入の中心は年金になるが、定年退職後の収入については年金額やその他の収入を把握し、今の生活費と比較する。そうすると、現状維持ができるか、節約が必要なのか、就労収入を増やすべきなのか、ライフスタイルの変更が必要なのか、という対策を考えることができる。このような生活設計が、定年退職後の生き方を考えるきっかけにもなる。

前述のように、70歳以上では老後の不安を感じる人が、それまでの年代よりも少なかった。その理由が、老後生活が現実になっているからなのか、また別の理由からかはわからない。しかし、老後の不安が取り越し苦労の場合もある。

また、不安をきっかけにして現在の生活を見直せば、赤信号の前の黄色信号の役割を不安が果たすことになる。家計管理の必要性に気づくことができれば、不安が現実的な改善のための警告となる。赤字になる前に、家計簿をつけて家計収支の課題を見つけ将来のライフプランやマネープランをたてれば、生活の目標も得られるだろう⁽¹⁰⁾。

老後の不安をなくすために何をしたらよいかわからない場合は、まずは、家計簿をつけることから始めてはどうだろうか。家計簿をつけるのは手間がかかるという場合は、まずは買い物時にレシートを保存する。そして、時間のある時に支出額を合計して収入額内に収まっているかを計算するだけでもよい。その結果、支出オーバーになる場合は、節約法を考えるということが基本であろう。収入を増やすためには、仕事を探し就労収入を得る方法を考える。高齢期の仕事探しのためには、シルバー人材センターを利用することもできる。就労することは、一般的には心身の健康維持にもつながる。

おわりに

本論では、老後生活を不安なく送るための経済的基盤である家計管理に着目し、家計簿に焦点をあてた。ただし家計は、一般的に家族単位で営まれる。単身世帯では、家計簿の対象が個人なので集計が簡単だが、複数の家族の場合は、家族全体の収支を把握するには、家族全員の協力が必要になる。さらに、ライフプランは必ずしも家族単位ではない。ライフプランを実現するためのマネープランについても、家族で協議することが必要になるだろう。

また、ここでは老後生活の「老後」についての概念を定義していないが、定年退職後を想定している。定年退職後の生活は、それまでとは生活時間の変化があるものの、現在の生活の延長線上にある。なので、現在の生計を点検し、早期の気づきと将来展望をもって将来の生活設計をすることで老後不安を軽減できると考えられる。

ただし問題なのは、公的年金に未加入・非加入である場合である。自由業や非正規雇用等の場合には、社会保障のセーフティネットの網の目から

こばれ落ちる可能性がある。また、そもそも公的年金自体が、人生 100 年時代の到来を予想して設計されていないので、急速な少子高齢社会に対応できなくなっている。とはいえ、公的年金の役割は大きいので、今後は社会保障の意義を学校教育で教え、さらに個人年金・金融商品等についての正しい知識を社会教育等で普及させることが必要である。

そして、社会福祉士も、家計管理能力が低下したり消費者被害にあう可能性がある高齢者・障害者の家計管理を支援できるような知識を身に着けることが望まれる。生活困窮者や生活保護受給者の金銭管理や家計管理能力を高められるような支援ができる社会福祉士になることが期待される⁽¹¹⁾。

追記

本研究は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）（一般）〈課題番号 20K02254 研究代表者：大塩まゆみ〉の助成を受けて研究した成果を報告したものである。

注

- (1) 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」／令和元年度「老後生活に対する不安の有無」<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseconomy/1157.html>（2023 年 4 月 13 日閲覧）。「家計の金融行動に関する世論調査 2022 年」（単身世帯調査）<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/tanshin/2022/pdf/yoront22.pdf>（2023 年 4 月 12 日閲覧）。
 - (2) 総務省統計局『家計調査年報』各年版。総務省統計局『家計調査年報』（家計収支編）（2020 年）<https://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.html>（2023 年 4 月 13 日閲覧）。
- 大塩まゆみ（2013）「高齢期における家計の変化」大塩まゆみ・奥西英介編著『高齢者福祉』、ミネルヴァ書房。
- 大塩まゆみ（2018）「高齢期における家計の変化」大塩まゆみ・奥西英介編著『高齢者福祉 [第 3 版]』、ミネルヴァ書房。
- (3) 社会保障審議会 介護保険部会（第 75 回）「介護保険制度をめぐる状況について（平成 31 年 2 月 25 日資料）」3, <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000482328.pdf>（2022 年 8 月 4 日閲覧）。
 - (4) 資料：総務省統計局（2020）『家計調査年報（家

計収支編）（2020 年）』<https://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.html?msclid=2d0979aec6a711ecbb46bcdce67f00a>（2022 年 7 月 5 日閲覧）。

生命保険文化センター「生活保障に関する調査／令和元（2019）年度」<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseconomy/1157.html>（2022 年 5 月 12 日閲覧）。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（2020 年）」の調査結果（2021 年 4 月 1 日時点）<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/>（2023 年 4 月 12 日閲覧）。<https://www.shiruporuto.jp/public/check/style/yoron/futari/>（2020 年 1 月 10 日閲覧）、<https://www.shiruporuto.jp/public/check/style/yoron/04-06>（2020 年 1 月 10 日閲覧）、<https://www.shiruporuto.jp/public/check/style/yoron/97-03/>（2020 年 1 月 10 日閲覧）。

大塩まゆみ「所得保障」小倉襄二・浅野仁編（2006）『新版老後保障を学ぶ人のために』世界思想社。

- (5) 厚生労働省「被保護者調査（令和 3 年 2 月分概数）」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/02.html>（2022 年 4 月 28 日閲覧）。
- 「厚生労働省 Press release 生活保護の被保護者調査（令和 3 年 1 月分概数）の結果を公表します」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/dl/01-01.pdf>（2022 年 4 月 28 日閲覧）。
- (6) 生活保護法第 60 条に次のような条項がある。「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」（下線筆者）。
 - (7) 「生活困窮者自立支援法 第 2 条 6 この法律において『生活困窮者家計相談支援事業』とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導および生活に必要な資金の貸し付けの斡旋を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう」（下線筆者）。
 - (8) 厚生労働省（2022）「家計改善支援等のあり方について、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第 16 回）令和 4 年 7 月 8 日 資料 3」<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000961866.pdf>（2022 年 8 月 16 日閲覧）。厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室（2019）『家計改善支援事業』の動向、令和元

年度 家計改善支援事業従事者研修第4回資料」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000633457.pdf> (2022年8月16日閲覧).

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室(2018)「生活困窮者自立支援制度(家計改善支援事業)の動向,平成30年度家計相談支援事業従事者研修第4回資料」<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000489549.pdf> (2022年8月16日閲覧).

- (9) 2020年3月に社会政策学会総合福祉部会で発表済みなので詳細を省略する。
- (10) 大塩まゆみ(2006)「高齢期の生きがい・目標・ライフプランー“不安予防”を超え“希望創出”をー」『福井県における高齢社会の課題と展望』福井県立大学健康長寿研究推進機構。
- (11) 実際に,家計管理支援をしている社会福祉士も増えている。

参考文献

- ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(2020年)の調査結果」(2021年4月1日時点)<https://store.kinzaai.jp/public/ext/freepage/2021/kinmadotuiho.pdf> (2022年7月27日閲覧).
- ・厚生労働省「家計改善支援事業の手引き」(添付書類)様式,記入要領<https://www.mhlw.go.jp/content/000520650.pdf> (2022年8月16日閲覧).
- ・厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室(2019)「『家計改善支援事業』の動向,令和元年度 家計改善支援事業従事者研修第4回資料」<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000633457.pdf> (2022年8月16日閲覧).
- ・厚生労働省(2022)「家計改善支援等のあり方について」社会保障審議会生活困窮者自立支援 及び生活保護部会(第16回)令和4年7月8日 資料3<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000961866.pdf> (2022年8月16日閲覧).
- ・厚生労働省「介護費用と保険料の推移」<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/zaisei/sikumi.html> (2017年3月22日閲覧).
- ・厚生労働省「平成29年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」<https://www.mhlw.go.jp/content/000453010.pdf> (2020年1月13日閲覧).
- ・厚生労働省「被保護者調査(令和3年2月分概数)」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/02.html> (2022年4月28日閲覧).
- ・「厚生労働省 Press release 生活保護の被保護者調査(令和3年1月分概数)の結果を公表します」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/dl/01-01.pdf> (2022年4月28日閲覧).
- ・国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp> (2017年3月22日閲覧).
- ・日本年金機構「国民年金保険料の変遷」<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo-hensen/20150331.html> (2020年1月13日閲覧).
- ・野田博也(2020)「自治体における家計相談支援事業の動向ー厚生労働省『生活困窮者自立支援制度支援状況調査』(2015年度ー2018年度)をもとにー」『愛知県立大学教育福祉学部論集』第69号。
- ・大塩まゆみ(2013)「高齢期における家計の変化」大塩まゆみ・奥西英介編著『高齢者福祉』,ミネルヴァ書房。
- ・大塩まゆみ(2018)「高齢期における家計の変化」大塩まゆみ・奥西英介編著『高齢者福祉[第3版]』,ミネルヴァ書房。
- ・大塩まゆみ(2006)「『夢ある My life plan』設計の実験ーより良く生きるための教育的試み」『龍谷大学社会学部紀要』第39号。
- ・総務省統計局『家計調査年報』各年版および「家計調査年報(家計収支編)」<http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm> (2017年4月15日,2020年1月19日閲覧).
- ・社会保障審議会 介護保険部会(第75回)「介護保険制度をめぐる状況について」平成31年2月25日資料3,<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000482328.pdf> (2022年1月13日閲覧).

Household Financial Management and Life Planning to Reduce Anxiety in Old Age

Mayumi Ohshio

Survey results have shown that in Japan, which is a society of longevity, many people feel anxious about life in old age. Since most of this anxiety stems from economic factors, I focused on household financial management for the prevention of poverty in old age. Targeting online members of a publication that provides information on daily living, including a series examining household account books, which is the basis of household financial management, I conducted a questionnaire and analyzed household financial management, etc., to reduce anxiety in old age. In the questionnaire, I asked about people's anxiety and current worries about life in old age; their awareness about, and the current state of, their household financial management and household account books; their life plan, financial plan and their household financial management; and their actual health management and methods of managing it. I also asked if they took any kind of action to eliminate anxiety in old age, and if they knew their actual pension amount, etc.

The results showed that even people in their 30s feel anxious about their old age. They are mostly people who have no idea about their own pension and who have not established any life plan or financial plan. Also, only about 40% of respondents keep a household account book, meaning that most people do not. People who keep a household account book are more likely to know their pension amount than those who do not. I also found that people who keep a household account book are more likely to have both a future life plan and a financial plan.

Based on the above, as something people can do themselves to handle anxiety about life in old age, I propose a method for keeping a household account book, and establishing a future life plan and financial plan.

〈論 文〉

COVID-19 パンデミック禍におけるテレワークの変容

佐 藤 彰 男

要旨：2020年2月、政府がCOVID-19感染拡大防止策の一環として在宅勤務型テレワークを推奨したことにより、国内のテレワーク人口は爆発的に増加した。本稿はCOVID-19パンデミック以降のテレワークの変容に関して、考察を試みるものである。

いくつかの量的調査の分析から、パンデミック以降のテレワークをめぐる主要な変化として、テレワーク人口の増加・在宅勤務型テレワークの主流化・完全テレワーク型の増加・業務命令によって実施される在宅勤務の増加等が見出された。また、パンデミック禍下の在宅勤務型テレワークには、作業効率の低下など、かつてと性質を異にする問題が生じていることが明らかとなった。他方で、従来からテレワークにともなう深刻なデメリットのひとつに数えられてきた長時間労働化については、パンデミック禍下の調査データから客観的な裏付けを得られなかった。

はじめに

テレワークとは就業時に主として使用するオフィス（メイン・オフィス）と異なる場所で、情報通信機器を用いた作業に従事する労働形態を指す。テレワークのうちには、自宅で事務作業に従事する「在宅勤務型」、顧客先や公共の場所で作業を行う「モバイルワーク型」、メイン・オフィス以外に設けられた小規模なオフィスで勤務する「サテライトオフィス勤務型」など、さまざまな形の働き方が含まれる。

COVID-19によるパンデミック（以下、パンデミックと略）が始まって以来、テレワークは急速に普及した。新型コロナウイルスに対する感染予防措置のひとつとして、在宅勤務型テレワークが強く推奨されてきたからである。

民間の調査企業であるパーソル総合研究所の報告によれば、7都府県に緊急事態宣言が発出された直後の2020年4月の時点で、正規雇用労働者の27.9%がテレワークに従事していたという（パーソル総合研究所、2020 a, p.13）。

パンデミックが始まる以前から、テレワーク導入に向けた企業セミナーの開催や補助金の交付など、政府は数多くのテレワーク推進施策を実施し

てきた。テレワークを推奨する理由は、時期によってかなり変化しているが、パンデミック直前は労働力率の向上が重視されていた。在宅勤務型テレワークを普及させることによって、「就業継続が困難となる子育て期の女性」などの就業率を上げることが、その主な狙いだったのである（IT戦略会議、2015, p.16）。

しかしながら、政府のさまざまな推進施策にもかかわらず、パンデミックが始まるまで、テレワークに従事する雇用労働者は非常に限られていた。総務省の通信利用動向調査によれば、2019年12月の時点で、従業員100人以上の企業のうちテレワーク制度を導入しているものは約2割にとどまっていた（総務省、2019 a, p.13）⁽¹⁾。さらに、テレワーク導入企業のうちでも、約半数は5%未満の従業員がテレワークを経験していたにすぎない。また80%以上の従業員がテレワーク経験者という企業は1.6%にとどまる。なお同調査の一環として個人を対象に実施されたアンケートによれば、回答者のうち、調査時点から1年間遡って、1度でもテレワークに従事したことがあると答えた回答者は6.7%である（総務省、2019 b, p.50）⁽²⁾。

このような現実を反映して、テレワークに関す

る一般の理解度も決して高くはなかった。国交省が2019年10月に実施した調査によれば、テレワークという働き方を「知っていた」のは回答者の32.7%にすぎず、「聞いたことはあったが、内容はよく知らない」が37.5%、29.8%は全く「知らなかった」と答えている（国交省、2020 b, 1-2-54）。一般の労働者にとって、テレワークは馴染みの薄い働き方だったのである。

例外的な労働形態にすぎなかったかつてのテレワークと、パンデミック後のわずかな期間で急速に「普通」の働き方に近づいたテレワークとは、はたして同様の働き方であろうか。労働力率の向上をめざして推奨されていたテレワークと、感染拡大対策として広がったテレワークとは、本質的な部分が異なっているのではないだろうか。

パンデミック以降、さまざまな組織や機関によるテレワーク関連の調査研究が数多く公表されている。しかし、それらのほとんどは現状の把握に終始しており、部分的であれ通時的な変化を考察したものは希である。

いかなる社会事象であれ、その現状を正しく理解しようとするなら、過去の様態とその変化を視野に含めた考察が必須であることは言を俟たない。本稿はパンデミック以前のテレワークの様態とパンデミック以降の状況を比較しながら、その変化に関する考察を試みるものである。

1. パンデミック以前のテレワーク研究

国内で本格的なテレワーク研究がはじまったのは1980年代後半である。しかし、その後も実態としてのテレワークが、例外的な働き方にとどまっていたこともあって、それを実証的に捉えようとする研究は限られていた。

テレワークを対象とする継続的な全国調査は、これまでのところ国交省による「テレワーク人口実態調査」と総務省の「通信利用動向調査」のみという状況が続いている。国交省の調査は2008年以降、毎年実施されており、近年では対象者が4万人を数える大規模調査である。タイトルは「人口調査」であるが、内容的には労働時間・働く場所・テレワーク継続の意思・家族構成など、テレワーカー（テレワークに従事する労働者）を

めぐるさまざまな事実に関する包括的な調査となっている。さらに同実態調査の結果は個票レベルでデータが公開されている。しかし同調査ではテレワーカーの定義そのものが年度によって異なる等の問題点もあり、既存のテレワーク研究での活用には制約があった⁽³⁾。

他方、総務省は例年の「通信利用動向調査」において、企業調査と世帯調査を実施しているが、ともにテレワーク関連の設問を含んでいる。企業調査からはテレワークの導入率や導入したテレワークの種別、世帯調査からはテレワーク経験者の割合、テレワークの実施希望など、さまざまなデータを得ることができる。ただし、同調査の対象は「従業員100人以上」の企業に限られている。また本来がITC機器全般の使用動向に関する調査であり、テレワークが実際にはどのような働き方であるのかといった実態に関わるデータは、ほとんど提要されていない。

上記にあげたような制約もあって、両調査によるデータの活用はテレワーカー人口の推計など、実証研究の基礎ともいえる部分にとどまることが多く、本格的なテレワーク／テレワーカーの実態分析に活用された例は少ない⁽⁴⁾。むしろ労働政策研究・研修機構（JILPT・旧労働政策研究機構JIL）などの組織による単発的な研究や、個人の研究者による調査研究が、パンデミック以前のテレワーク研究を支えてきたといえるであろう⁽⁵⁾。

テレワークおよびテレワーカーを対象とする実証的な研究の蓄積が限られる一方、近年はとくにテレワークの「導入効果」や「支援効果」をめぐる考察が主流を占めてきた（華山他、2009, p.35）。それらの多くは経営管理論などの立場から、テレワークの活用による企業経営や労務管理の効率化をめざす研究である。しかしテレワークを実際に導入し、多くの労働者がテレワークに従事している企業が限られている状況下では、少数例の調査に基づく仮説的な議論の範疇から出ていなかったものが多く、それらを実証研究の範疇に含めることは難しい。国内のテレワーク研究については、いわば「仮想の働き方」を対象とする「可能性の研究」が主流を占めるという状況が、長く続いてきたのである。

パンデミック以前から実証研究の蓄積が不十分であることは、通時的な比較研究にとって最も大きな障害のひとつといえるであろう。

2. パンデミック以降の変化

1) テレワーカーの急増

COVID-19 感染対策としてテレワークが推奨されるようになって以来、民間の調査企業や自治体によるテレワーク関連の調査結果が、無数といえるほど実施されている。ほとんどは回答者の確保が比較的容易なオンライン・アンケートという形式を取っており、大規模なものでは数万人から回答を集めている。それらの調査結果から共通して読み取れるのは、テレワーカーとテレワーク導入企業の急増である。

たとえば先にもふれたパーソル総合研究所の調査によれば、2020 年 4 月の時点で、正規雇用労働者の 3 割近くがテレワークに従事している（パーソル総合研究所、2020 a, p.13）。パンデミック後におけるテレワーカーの比率に関しては、多くの民間調査がこれと同程度の数値を公表しているが、なかには「会社員／公務員の 47% がテレワークを実施」という高い数値を示すものもみられる（リクルート住まいカンパニー、2020, p.2）。

また東京都が同年 6 月に 2,000 社あまりの企業（従業員 30 人以上）を対象に実施した調査では、57.8% がテレワークを「導入している」、16.4% が「今後予定あり」と回答している（東京都産業局、2020 b, p.1）。なお東京商工会議所による調査でも 6 月時点のテレワーク実施率は 67.3% と、ほぼ同様の結果が示されている（東京商工会議所、2020, p.3）⁽⁶⁾。

テレワーカー率やテレワーク制度導入率は、2020 年春に新規感染者数が急増した、いわゆる「第一波」のピークが過ぎた後しばらくは減少し、秋以降の「第二波」「第三波」の時期にまた増加するといったサイクルを繰り返している⁽⁷⁾。パーソル総合研究所の調査に寄れば、「第五波」時には正規雇用労働者の 27.5%、「第六波」では 28.5% がテレワークに従事している（パーソル総合研究所、2022, p.6）。

以上のような調査データからみる限り、少なくともパンデミックの終息までは、労働者の一定部分がテレワークに従事すると考えてよいであろう。

2) 在宅勤務型テレワークの主流化

ただし、ここで注意しなければならない点は、パンデミック以降に実施されたテレワーク調査のほとんどが、「テレワーク」と「在宅勤務」の区別を行っていないことである。前節で紹介した調査のいずれにおいても、報告書中にテレワークの定義が記されておらず、テレワークがどのような働き方を指しているのかの説明も行われていない。またテレワークの 3 形態に含まれる「モバイルワーク型」や「サテライトオフィス勤務型」に言及しているものも見当たらない⁽⁸⁾。

このことは、一般の人びとにとってテレワークと在宅勤務が、すでに同義語となっていることを暗示している。また調査を設計・実施する側でも、それを見越して「テレワーク調査」と銘打ちながら、「在宅勤務の調査」を行っているともみるべきであろう。

パンデミック以前のテレワークは、在宅勤務型のみが突出して多かったわけではない。前出の通信利用動向調査によれば、2019 年時点のテレワーカーは、在宅勤務型 4.6%・モバイルワーク型 4.1%・サテライトオフィス型 1.6% であった（総務省、2019 b, p.50）⁽⁹⁾。またテレワーク導入企業のうち 63.2% がモバイルワーク制度を設けているが、在宅勤務制の採用は 50.6% である（総務省、2019 a, p.13）。テレワークという労働形態には、おおむね 3 種の異なった働き方が含まれていたのである。

さらにいえば、多くのテレワーカーはそれら 3 形態のひとつだけでなく、複数を組み合わせて働いていた。図 1 は 2019 年の国交省調査の報告書からの引用であるが、テレワーカーのうち 4 割以上が複数形態のテレワークに従事しており、3 形態すべてを実施しているという回答者も 15.3% に達している。

一方、感染拡大への対策として政府や自治体が推奨してきたのは、3 形態のうちでも在宅勤務型

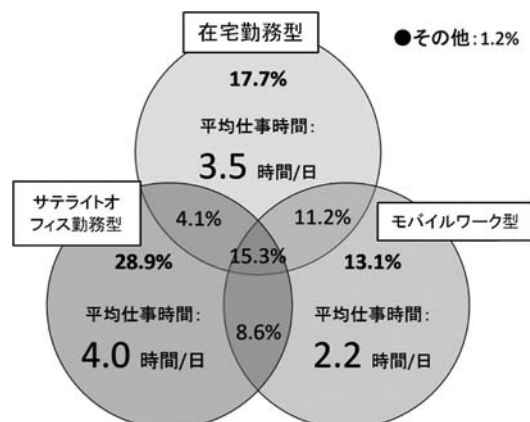


図1 テレワークの実施場所別のテレワーカー割合と平均仕事時間 (n=6,172)

* 図中の%は全テレワーカーに対する割合

出典：国交省，2020 a, p.20 を一部修正

に限られる。なぜなら、モバイルワーク型については、もともとが営業職やフィールド・エンジニア等、主に「外回り」の職種の働き方であり、人と人との接触を避けるという感染防止策とは相容れないからである。サテライトオフィスには、ひとつの企業が自社の社員の作業場として分散型オフィスを設置するタイプ、複数の企業が共同で運営するタイプ、専門の業者が不特定多数の労働者に作業場所を時間貸しするタイプなどが含まれる。いずれのタイプでも、ひとつの場所に人が集まるという点で、感染防止への効果は期待薄である。

したがって感染対策として推奨されるのは、実質的に在宅勤務型のみであった。そのような状況を背景として、パンデミック以降に実施された調査のほとんどにおいて、モバイルワーク型やサテライトオフィス勤務型は対象の外に置かれることになったのである。

「テレワーク＝在宅勤務」という社会の認識はともあれ、実態はどのようなであろうか。表1はパンデミックの渦中である2021年の11月に、筆者らが実施した調査に基づくものである⁽¹⁰⁾。表中にみられるように、勤務先の業務においてテレワークを実施している250名のうち、217名(86.8%)が在宅勤務型テレワークに従事している。また、その217名の総テレワーク時間(5,142.8時間)中に在宅勤務(4,528.3時間)が占

表1 テレワーク実施者と実施者平均のテレワーク時間

	実施者数	テレワーカー中に占める割合	実施者平均(時間)
在宅勤務型	217	80.1%	20.9
サテライト勤務型	13	4.8%	3.4
モバイルワーク型	72	26.6%	7.9

める割合は88.1%である。すなわち、テレワーカーの9割近くが在宅勤務を経験しており、従事時間面からみてもテレワークのうち約9割が在宅勤務なのである。対照的に、パンデミック期のモバイルワーク型実施者は、在宅勤務型の3分の1程度で、サテライトオフィス勤務型はさらに少ない。

「テレワーク＝在宅勤務」という社会的な認識は、上記のような実態を反映したものといえるであろう⁽¹¹⁾。

3) 完全テレワーク型の増加

従来のテレワーク研究では、一日の勤務時間のうち一部の時間帯だけ、あるいは勤務日全体のうちの一部の日だけを、メイン・オフィス外で就労する形のテレワークを「部分テレワーク」と呼ぶ(佐藤, 2006, p.186)。これに対して、ほぼ全部の就労時間をメイン・オフィス以外の場所で費やす就労形態は「完全テレワーク」と呼ばれてきた。

パンデミック以前のテレワークは、ほとんどが「部分テレワーク型」であった。また在宅勤務型テレワークにおいても、出勤を前提とした「部分在宅勤務型」が主流で、まったく通勤しない「完全在宅勤務型」はごく限られた例外的ともいえる就労形態であった。

2019年度の国交省調査によれば、在宅勤務型テレワーカーのうち、自宅で業務を行う日数が週4日以上という割合は12.0%であるのに対し、月間3日以下は51.8%であった。なお、週1日以上は在宅勤務を実施しているという回答者に限っても、「終日自宅で仕事をする日数」は、週間「0日」が42.4%、「1日」が29.9%である(国交省, 2020 b, pp.1-2-50～51)。つまり丸一日の在宅勤務は少なく、半日や数時間を在宅で作業し、その前

表2 テレワーカーの就労日数

		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
就労日数	度数	－	1	2	1	23	181	30	12	250
	%	－	0.4%	0.8%	0.4%	9.2%	72.4%	12.0%	4.8%	100.0%
テレワーク日数	度数	－	69	43	34	34	60	5	5	250
	%	－	27.6%	17.2%	13.6%	13.6%	24.0%	2.0%	2.0%	100.0%
在宅勤務日数	度数	33	64	36	34	29	45	5	4	250
	%	13.2%	25.6%	14.4%	13.6%	11.6%	18.0%	2.0%	1.6%	100.0%

後はオフィスに出勤しているというケースが大半をしめていたのである。このような数値からも、「完全在宅勤務型」が非常に限られていたことがわかる⁽¹²⁾。

またパンデミック以前は、多くの企業が在宅勤務の頻度を制限していた。たとえば「上限回数を月5回とし、営業2日の利用」まで、あるいは「週日在宅勤務が週1～2日」で一日の一部を在宅で働く場合は「週5回が基本」というように、自宅で就業する日数や時間の制限を設けている企業が多かった（厚労省、2016, p.9, p.11）。いいかえれば、在宅勤務制度を導入していた企業でも、ほとんどの場合、恒常的に自宅のみで就労する働き方は想定されていなかったのである。

しかし感染対策が目的であれば、部分テレワーク型の在宅勤務では効果が不十分と考えられたのであろう。パンデミック期の調査結果からは、完全型もしくはそれに近い在宅勤務の拡大が読み取れる。

表2は筆者らの調査によるものであるが、250名のテレワーク従事者について、就労日数を比較したものである。表中の「総就労日数」はオフィスに出勤した日数とテレワークに従事した日数の合計をあらわし、「テレワーク日数」は調査期間中テレワークに従事した日数、「在宅勤務日数」は在宅勤務型テレワークに従事した日数である。

総就労日数をみると、72.4%の回答者が「週5日」と答えており、テレワーカーであっても「週5日勤務」が標準的であることがわかる。「テレワーク日数」と「在宅勤務日数」については、「1日」と「5日」にピークがある。

なお250人中、調査期間中はオフィスにまった

く「出勤しなかった」という回答者は46名である⁽¹³⁾。この46名については、少なくとも当該調査の期間中は「完全テレワーカー」であったことになる。なお、この46名中の6名はモバイルワーク型あるいはサテライトオフィス勤務型のテレワークにも従事しているが、40名は「完全在宅勤務者」である。当該の調査における回答者は508名であるから、46名の「完全テレワーカー」はその9.1%、「完全在宅勤務者」40名は7.9%を占めることになる。

また日本労働組合総連合会（連合）が2020年6月に実施した調査によれば、在宅勤務従事期間中「勤務日は毎日」が在宅勤務であったという回答者が26.0%に達している⁽¹⁴⁾。これらの回答者は「完全在宅勤務者」と考えられる。

なお連合の調査では「勤務日の7-8割」が在宅勤務であったという回答者も、25.9%を占める。「勤務日の7-8割」は国交省調査での「週4日」にほぼ相当する。これらの回答者をただちに完全在宅勤務型とみなすことにはできないが、週5日の勤務日のうち1日だけ出勤するのであれば、かなり完全在宅勤務型に近い働き方であろう。

筆者らによる調査も連合の調査も、サンプリングを行っていないため、このような数値が直ちに雇用労働者一般の状況を示しているとは言えない。しかし、パンデミック以前は、ごく限られた人びとの労働形態にとどまっていた完全型のテレワーク・在宅勤務が、パンデミックの渦中において、一定の実態をもつ労働形態となったことは確かである。

表3 パンデミック前後で比較したテレワークのメリット（複数回答）

		自由に使える時間が増えた	家事に使える時間が増えた	睡眠時間が増えた	突発的な事態（子どもの病気・交通機関の遅延・台風等）への対応ができる	家族と過ごす時間が増えた	病気やケガ等で出勤できなくても業務がとどこおらない	育児に使える時間が増えた	業務の効率が向上した	介護に使える時間が増えた	友人との交流が増えた	地域や近隣の人との交流が増えた	仕事に関係する人脈が増えた	その他	特になし	母数
2019年調査	度数	16	15	15	8	19	12	12	27	3	6	3	7	1	21	62
	%	25.8%	24.2%	24.2%	12.9%	30.6%	19.4%	19.4%	43.5%	4.8%	9.7%	4.8%	11.3%	1.6%	33.9%	100.0%
2021年調査	度数	116	119	116	111	83	81	72	66	43	37	35	27	2	24	250
	%	46.4%	47.6%	46.4%	44.4%	33.2%	32.4%	28.8%	26.4%	17.2%	14.8%	14.0%	10.8%	0.8%	9.6%	100.0%

表4 パンデミック前後で比較したテレワークのデメリット（複数回答）

		出勤している同僚等とコミュニケーションが取りづらい	仕事で家庭生活の時間を圧迫する	仕事に費やす時間が増えた	休日に仕事をするようになった	家庭の用事が仕事の妨げになる	業務の効率が下がった	孤独感・疎外感を感じる	出勤している同僚等に負担をかけた	出勤している同僚等に気兼ねしてしまう	自宅で仕事をすることを家族が喜ばない	自宅にいて、近所の目を気にしてしまう	特になし	母数
2019年調査	度数	6	13	12	6	3	5	6	3	3	5	3	42	62
	%	9.7%	21.0%	19.4%	9.7%	4.8%	8.1%	9.7%	4.8%	4.8%	8.1%	4.8%	67.7%	100.0%
2022年調査	度数	62	53	39	44	40	37	29	28	26	17	8	106	250
	%	24.8%	21.2%	15.6%	17.6%	16.0%	14.8%	11.6%	11.2%	10.4%	6.8%	3.2%	42.4%	100.0%

4) テレワークのメリットとデメリット

表3および表4は、筆者らが2019年11月および21年11月に実施したテレワーク調査のデータを比較したものである。19年調査は21年調査のパイロット調査という位置づけのものであり、両調査の回答者数はまったく異なるので、経時的調査ではない。また19年調査の回答者が非常に少ないという問題点もあるが、両調査では同じ設問を行っているので比較のために使用した⁽¹⁵⁾。

テレワークのメリットに関しては、ほとんどの項目で19年調査に比べ21年調査の選択率が高い。しかし両調査とも選択率が最も高いメリットは「自由に使える時間が増えた」（19年25.8%、21年46.4%）である。この項目とはほぼ同等に選択率が高いのは両調査とも「家事に使える時間が増えた」（同24.2%、46.4%）と「睡眠時間が増えた増えた」（同24.2%、46.4%）である⁽¹⁶⁾。

表5は21年調査のデータを集計したものであるが、非テレワーカーと比較した場合、テレワー

カーは家事時間で2.4時間、睡眠時間で0.9時間ほど長い。パンデミック期のテレワークは在宅勤務が主流であるので、通勤時間の縮減が「自由に使える時間」の伸長に貢献していることは疑い得ない。

上記の3項目以外でも、19年調査と21年調査で選択率の順位に大きな変化はみられない。テレワークに感じられるメリットについては、パンデミックの前後で、それほど変化していないと考えられる。ただし「業務の効率が向上した」のみは、21年調査の選択率が大きく低下している。

テレワークのデメリットについては、19年・21年調査で共通して選択率が上位を占めるのは「仕事で家庭生活の時間を圧迫する」（19年21.0%、21年21.2%）と「仕事に費やす時間が増えた」（同19.4%、15.6%）である。

パンデミック以前から、業務と家庭生活の境界の曖昧化と労働時間の伸長は、テレワークがもたらす最も重大な問題と指摘され続けてきた（日本

表5 就労形態別にみた労働・生活時間の比較

		片道通勤 時間 (分)	労働時間	テレワーク 時間	睡眠時間	家事・育児	娯楽
テレワーカー	250	45.5	42.4	20.6	53.8	9.4	24.1
男性テレワーカー	128	48.5	44.0	19.8	53.7	6.9	25.9
女性テレワーカー	122	42.2	40.8	21.4	53.8	12.0	22.3
非テレワーカー	258	33.1	42.3	－	52.9	7.0	27.8
男性非テレワーカー	134	32.2	43.2	－	53.4	3.5	31.8
女性非テレワーカー	124	34.0	41.3	－	52.3	10.8	23.5

労働研究機構, 1995, p.51, Messenger, 2020, pp.298～301)。このふたつの問題がテレワーカーたちに最も重く受け止められているという点については、パンデミックの前後で変化していない。

しかしながら、表5に示した労働時間をみるとテレワーカー 42.4 時間、非テレワーカー 42.3 時間でほとんど差はない。また正規雇用労働者の1日当たりの労働時間は 8.9 時間程度である（連合, 2015, p.1）。回答者たちの労働時間が特に長いわけではない。したがって、テレワークによって労働時間が伸長するという感覚が、現実の裏付けをもつとは断定できない⁽¹⁷⁾。

19 年調査に比して 21 年調査で選択率が顕著に上昇しているのは、「出勤している同僚等とコミュニケーションが取りづらい」（9.7% から 24.8%）、「家庭の用事が仕事の妨げになる」（4.8% から 16.0%）、「業務の効率が下がった」（8.1% から 14.6%）などの項目である。

それらのうち前 2 項目については、選択率が高くなった理由に関して、比較的容易に推測することができる。パンデミック期には完全在宅勤務型に近い働き方が増加したことは、すでに指摘したとおりである。それは同時に、テレワークの頻度や時間が全般的に増加したことを意味している。テレワークに従事する時間が延びれば「出勤している同僚等とコミュニケーションが取りづらい」「家庭の用事が仕事の妨げになる」という問題が深刻化するの、ある意味で当然ともいえるであろう。

他方で「業務の効率が向上した」の選択率が下がり、「業務の効率が下がった」の選択率が上昇

するという傾向は、テレワーク時間や頻度の増加から説明できない。

パンデミック以前に実施された多くの調査では、回答者の大部分が、テレワークによって生産性が向上したと答えている（日本労働政策研究・研修機構, 2015, p.51・日本テレワーク協会, 2016, p.22）。企業等がわざわざテレワーク制度を導入するには、それなりのメリットが必要であるが、業務効率の向上は重要な導因のひとつだったのである。

しかしながら、先述の連合による調査でも、回答者の 10.3% が「定型的業務の生産性が上がる」、5.7% が「創造的業務の生産性が上がる」と答えている一方で、20.3% が「業務の効率が低下する」と感じている⁽¹⁷⁾。

連合の調査結果以外にも、森川正之の研究では、パンデミック期の在宅勤務では生産性が下降すると論じられている。森川が 2020 年 6 月に実施した調査への回答では、メイン・オフィス就業時に対する在宅勤務時の生産性は「平均値 60.6%、中央値 70%」であった（森川, 2020, p.10）。

在宅勤務時に生産性が下降する主な理由として、森川は「職場のようにフェイス・トゥ・フェイスでの素早い情報交換ができない」「自宅はパソコン、通信回線などの設備が勤務先よりも劣る」「法令や社内ルールによって、自宅ではできない仕事がある」「法令や社内ルールによるものではないが、自宅からでは現実にはできない仕事がある」などをあげている（森川, 2020, pp.11～12）。

生産性下降の要因として森川が指摘する点は、いずれも回答者たちにとって切実な難事であろうが、パンデミック以前から在宅勤務に伴いがちな問題でもあった。そのような問題が生産性を低下させるとまで感じられるようになった背景には、やはりパンデミック以降に生じた要因があると考えられる。

在宅勤務をめぐる状況のうち、パンデミックの前後で最も大きく異なる点のひとつは、在宅勤務が労働者の自主申告によって実施されるものから、企業等の指示によって実施されるものへと変化したことであろう。

パンデミック以前から、企業がモバイルワークを導入する際には、営業系社員の全員をいっせいにモバイルワーク型の勤務形態に移行させるという例が少なくなかった（佐藤，2008，pp.69～70）。また一部の部局の社員のみをモバイルワーク型勤務に移行する場合でも、ほとんどは社員個々の意思と関わりなく対象者が選別されてきた。

他方でパンデミック以前に在宅勤務型やサテライトオフィス勤務型の制度を導入していた企業等のほとんどは、在宅やサテライトオフィスでの勤務を実施するかどうかを、従業員個人の選択にまかせていた。また前述のように多くの企業では、在宅勤務を希望する従業員は、みずから申請を行う必要があった（厚労省，2016，pp.6～17）。

しかし2020年2月以降、政府の働きかけもあって多くの企業や自治体が事務系の従業員に対し「原則として在宅勤務」を指示し、大企業であれば数万人の社員が一挙に在宅勤務従事者となった例も珍しくない（朝日新聞，2020年2月28日付・同4月9日付）。

パンデミック以降に実施した筆者らの調査では、テレワーカー250人中、167人（66.8%）が勤務先からテレワークを命じられていた。その内訳は在宅勤務161名（66.4%）・モバイルワーク25名（10.0%）・サテライトオフィス勤務24名（9.6%）というものである。

またパーソル総合研究所の調査では、2022年2月の時点で、正規雇用労働者の28.5%がテレワークに従事しているが、5.2%は勤務先で「テレワーク（在宅勤務）が命じられている」、33.4

%が「テレワーク（在宅勤務）が推奨されている」と答えている（パーソル総合研究所，2022，p.17）。パンデミックがはじまって以降、企業の推奨または業務命令によってテレワーク／在宅勤務に従事している回答者は少なくないのである。

上記のように、パンデミック以降、在宅勤務型テレワークの主流は、自主申告によるものから、勤務先によって推奨・命令されて従事するものへと変化した。このことが、在宅勤務の業務効率の感覚に大きな影響を与えているものと考えられる。

パンデミック以前、在宅勤務の実施がほぼ個人の判断にまかされていた状況では、在宅勤務者は自宅での作業が効率的な業務と、「フェイス・トゥ・フェイス」で行った方が効率的な業務とを、主体的に決定することができた。とくに部分在宅勤務型であれば、オフィスと自宅で細かく業務を振り分けることも比較的容易である。まして「自宅ではできない仕事」を、あえて在宅で行う状況は考えにくい。また自宅の「パソコン、通信回線などの設備」と業務に使用するスペースが充分なものであるかどうか、当事者自身が勘案したうえで在宅勤務の申請を行ったはずである。したがって在宅勤務によって業務効率が下降する可能性は、極めて低かったといえる。

他方、筆者らの調査ではテレワーカー250名のうち51.2%は、パンデミック以前にテレワークを経験していない。パンデミックを機として一斉に在宅勤務が導入された場合、とりわけ完全在宅勤務型に近いケースでは、自宅・オフィス間での効率的な業務の振り分けが困難になる。また自宅の情報通信・作業環境が未整備のまま在宅勤務に移行した場合には、さまざまな局面で作業が非効率なものにならざるを得なかったであろう。

メイン・オフィスで作業した方がスムーズに進む作業を、在宅で処理しなければならないことによって生じる非効率性については、新聞紙上などでもしばしば指摘されてきた（朝日新聞，2021年1月13日付）。そのような問題が、業務効率の低下という感覚を増幅したと考えられる。

なお、筆者らの調査はパンデミックが始まってから1年半が経過した時期のものである。したが

って「業務効率の低下」については、回答者たちがまだテレワークに慣れていない時期に特有の一過性の問題ではないと考えられる。

おわりに

パンデミック以降のテレワークをめぐる主要な変化のうち、本稿でとりあげたのは、テレワーカーの急増、在宅勤務型の主流化、完全テレワーク型への接近、労働者個人の選択と関わりなく命じられるテレワークの増加の4点である。そのような変化を反映して、パンデミック期の在宅勤務には、作業効率の低下など、かつてと性質の異なる問題があらわれるようになった。他方で、従来からテレワークの重要なデメリットとされてきた長時間労働化について、パンデミック期の調査データからは客観的な裏付けを得られなかった。

以上は2019年以前の調査データと、パンデミック禍中の2020年以降に実施された調査データの比較による考察の概要であるが、テレワーカーの労働環境や生活環境の変化など重要でありながら、本稿では言及できなかった点も多い。その主たる原因は、テレワークに関する経時的研究がきわめて困難なことにある。

本稿の冒頭でも指摘したように、パンデミック後にテレワーク関連の調査は急増した。他面でパンデミック以前の調査研究が限られるため、パンデミック後の調査データとの比較分析には極めて大きな制約が伴うのが現状である。もしパンデミック後も、この社会においてテレワーク／テレワーカーが社会現象として一定の広がりを持続し続けるのであれば、実証研究によるデータの蓄積は学問的な価値をいっそう増すであろう。今後の調査研究を通じて、わずかでもそのような蓄積に貢献したいと考えている。

謝辞

本稿は科学研究費補助金（基盤研究C）「生活時間調査法を用いたテレワーク研究」課題番号21K01917、研究代表者 佐藤彰男の助成を受けた調査研究に基づくものである。また本稿における考察の一部は、日本労働組合総連合会による『テレワークに関する調査2020』のデータを活用している。貴重な

調査データを提供いただいた同連合会に対し、記して謝意を表するものである。

注

- (1) 通信利用動向調査は、総務省が「通信サービスの利用状況、情報通信関連機器の保有状況等」を把握する目的で、毎年実施されている全国調査である。その結果は「企業編」「世帯編」として公開されている。企業調査の対象は「常用雇用者が100人以上の企業」に限られるが、2019年度は5,930社に質問票が送付され、2,122票の有効回答を得ている（総務省、2019a, p.2）。世帯調査は「20歳以上の世帯主がいる世帯及びその6歳以上の構成員」を対象に実施され、2019年度は40,592世帯のうち15,410世帯から有効な回答を得ている（総務省、2019b, p.1）。
- (2) 通信利用動向調査の回答者のうち、テレワーク経験者の比率は6.7%であるが、それらの人びとは過去に「テレワークを行ったことがある」という回答であり、必ずしも定常的にテレワークに従事していることを意味しない。
- (3) たとえば2008年度の調査におけるテレワーカーは「狭義テレワーカー」と「広義テレワーカー」に区別されており、前者は「ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でITを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ITを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人」、後者は8時間未満のテレワークが区分の条件となる（国交省、2008, p.2）。一方、2017年度以降の調査では「これまで、ICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」がテレワーカーと定義されている（国交省、2018, p.4）。ICT技術の急激な進歩等、テレワーカーをめぐる状況はめまぐるしく変化しており、定義の変更はやむをえない点もあるが、調査結果を学術研究に活用しようとする立場からは、無視できない問題といえる。
- (4) 国交省調査の個票データを活用した数少ない研究例としては、國井・鈴木、2016・佐藤、2017を参照されたい。
- (5) JILPTの前身である労働政策研究機構（JIL）は、1990年代後半以降、テレワーク関連の調査報告を公開している（JIL、1995・同2000・同2003など）。近年でも2020年には「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」を実施し、

テレワークの効果について分析を行っている (JILPT, 2020)。

- (6) パンデミック以前から、東京都の企業のテレワーク導入率は全国平均より高かったが、それでも2019年7月の時点では25.1%にすぎない (東京都産業労働局, 2020 a, p.7)。
- (7) たとえばパーソル総合研究所の調査報告では、緊急事態宣言が発令された直後の4月上旬のテレワーカー率は27.9%であったが、宣言が解除された6月初旬には25.7%に減少している (パーソル総合研究所, 2020 b, p.15)。
- (8) 2020年に実施された調査は、民間の調査企業 (NTT コムリサーチ, 2020・パーソル総合研究所, 2020) や自治体 (東京都産業労働局, 2020 b) によるものだけでなく、労働問題や企業経営に関わる団体 (連合, 2020・東京商工会議所, 2020) の調査でも、「テレワーク＝在宅勤務」として扱われている。例外的に、厚労省による「テレワークにおける労務管理等に関する実態調査」では、在宅勤務型と他の2形態が区分されている。厚労省はパンデミック以前からテレワーク関連の政策を実施してきた中央省庁のひとつであり、テレワークが必ずしも在宅勤務に限らないという知見が組織内で蓄積されているためと考えられる。
- (9) 在宅勤務型・モバイルワーク型・サテライトオフィス型の合計は10.3%となり、前出のテレワーク経験者6.7%という数値を大幅に上回る。後述のように、テレワーカーの多くが複数形態のテレワークに従事していたためである。
- (10) 筆者らの調査は2021年11月8日～14日に実施したもので、この期間中の回答者の行動とそれを行った場所を15分きざみでデータ化するというものである。回答者は508名で、そのうち250名が勤務先の業務としてテレワークに従事していた。同調査についての詳細は、佐藤他, 2020を参照されたい。
- (11) パンデミックが終息すれば再びモバイルワーク型が増加する可能性も否定できないため、研究者としては「テレワーク＝在宅勤務」という概念の混同に疑念をおぼえる。しかし、少なくとも在宅勤務が大部分をしめる状況が継続する限り、このような社会的認識を直ちに不適切と断じて批判することもまた難しいと感じている。
- (12) 同調査によれば、モバイルワーク型やサテライトオフィス勤務型の場合をみても、「週4日以上」は2割前後にとどまり、過半は「月に2,3日」以

下である (国交省, 2020, 1-2-50-51)。なお外資系など一部の企業の営業職では「オフィスに出勤するのは三ヶ月に一度の定例会議と研修会のときだけ」といった極端な例もみられるが、全体からみればそのようなケースはやはりごく少数といえる (佐藤, 2008, p.85)。

- (13) 表2で「テレワーク日数」が5日以上の回答者は70名であるが、このうち24名は調査期間中に何日か出勤している。
- (14) 連合の『テレワークに関する調査2020』に関わる数値は、同調査の個票データから筆者が算出したものを用いている。
- (15) メリット・デメリットとも、ほとんどの項目において21年調査の選択率が19年調査にくらべ高い傾向がみられる。同一の選択肢を用いながら、そのような傾向があらわれる理由は不明である。確たる根拠に基づかない私見ではあるが、21年調査の回答者の方がテレワークの頻度が高いため、メリット・デメリットとも強く意識されるのではないかと推測している。
- (16) 既存の調査では「通勤の負担が減少した」「通勤が減って体が楽になった」等がメリットの上位を占めることが多いが、身体的負担の減少は在宅勤務等に伴う必然的なメリットであると考え、筆者らの調査では選択肢に含めていない。
- (17) これまでテレワーカーを対象に実施された生活時間調査は極めて限られており、テレワークによる就労時間の変化を経時的に検証した調査研究は見当たらない。テレワークによって就労時間が伸長するというのは、あくまで回答者たちの主観による訴えである。

引用文献等

文献

- ・ Huws, Ursula, Korte, Werner B., & Robinson, Simon (1990) *Telework: Towards the Elusive Office*, Wiley.
- ・ Messenger, J. C. (2020) 'Introduction: Telework in the 21st Century - An Evolutionary Perspective -, Messenger, J. C. ed.' *Telework in the 21st Century (The ILO Future of Work Series)*, Edward Elgar, pp.1-34.
- ・ NTT コムリサーチ (2020) 『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言前後におけるテレワークの実施状況に関する調査結果』 (<https://research.nttcoms.com/database/data/002156/> よりダウンロード)。
- ・ 國井昭男・鈴木修一 (2016) 「近年におけるテレ

- ワークの普及トレンドの解析 -『テレワーク人口実態調査』の再分析から (2)-』『第18回 日本テレワーク学会 研究発表大会 予稿集』, pp.11-16。
- ・厚生労働省 (2016)『平成28年度 テレワークモデル実証事業 テレワーク活用の好事例集 -仕事と育児・介護の両立のために-』。
 - ・厚生労働省 (2020)『テレワークの労務管理等に関する実態調査』。
 - ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) (2015)『世界最先端 IT 国家創造宣言』(2015年6月30日改訂版)。
 - ・国土交通省 (2009)『平成20年度テレワーク人口実態調査 -調査結果の概要-』。
 - ・国土交通省 (2018)『平成28年度テレワーク人口実態調査 -調査結果の概要-』。
 - ・国土交通省 (2020a)『平成31年度 (令和元年度) テレワーク人口実態調査 -調査結果の概要-』。
 - ・国土交通省 (2020b)『平成31年度テレワーク人口実態調査業務等報告書』。
 - ・佐藤彰男 (2006)『テレワークの社会学的研究』御茶の水書房。
 - ・佐藤彰男 (2008)『テレワーク -「未来型労働」の現実-』岩波新書。
 - ・佐藤彰男 (2017)「テレワーカー『日記調査』からみたテレワークの様態」『日本テレワーク学会誌』第15巻1号, pp.5-12。
 - ・佐藤彰男 (2018)「在宅勤務型テレワークの現状と課題 -テレワーク人口実態調査の結果を用いて-」古賀広志・柳原佐智子・加納郁也・下崎千代子編『人と地域を活かすテレワーク』同友館, pp.88-112。
 - ・佐藤彰男・柳原佐智子・高木修一・中井秀樹・加納郁也・古賀広志 (2022)「COVID-19 パンデミック下における完全在宅勤務の様態」『第24回日本テレワーク学会研究発表大会 予稿集』。
 - ・佐堀大輔・比嘉邦彦 (2004)「テレワーカーにおける業績向上要因に関する一研究」『経営情報学会誌』12巻4号, pp.69-87。
 - ・総務省 (2019a)『令和元年通信利用動向調査 企業編』。
 - ・総務省 (2019b)『令和元年通信利用動向調査 世帯構成員編』。
 - ・東京都産業労働局 (2020a)『多様な働き方に関する実態調査 (テレワーク) 結果報告書』。
 - ・東京都産業労働局 (2020b)『テレワーク導入実態調査結果』。
 - ・日本テレワーク協会 (2016)『テレワーク白書 2016 テレワークで働き方が変わる!』インプレス。
 - ・日本労働研究機構 (JIL) (1995)『通信情報機器の活用等による在宅勤務の展開』。
 - ・日本労働研究機構 (JIL) (2000)『テレワーキングと職業観』。
 - ・日本労働研究機構 (JIL) (2003)『在宅ワーカーの労働者性と事業者性』。
 - ・日本労働政策研究・研修機構 (JILPT) (2015)『情報通信機器を利用した多様な働き方の実態に関する調査結果報 (企業調査結果・従業員調査結果)』。
 - ・日本労働研究・研修機構 (JILPT) (2020)『「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(一次集計) 結果』。
 - ・パーソル総合研究所 (2020a)『新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査 調査結果』。
 - ・パーソル総合研究所 (2020b)『第三回・新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査調査結果』。
 - ・パーソル総合研究所 (2022)『第六回・新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査 調査結果』。
 - ・華山宣胤・定平誠・山本航 (2009)「日本テレワーク学会における研究動向分析」『日本テレワーク学会研究発表大会予稿集』11号, pp.30-35。
 - ・古川靖洋 (2012)「テレワークとホワイトカラーの生産性」『総合政策研究』第39号, pp.1-20。
 - ・森川正之 (2020)『コロナ危機下の在宅勤務の生産性: 就労者へのサーベイによる分析』RIETI ディスカッションペーパー 20-J-034, 経済産業研究所。
 - ・リクルート住まいカンパニー (2020)『「新型コロナウイルス禍を受けたテレワーク×住まいの意識・実態」調査 調査概要』。

新聞記事

- ・朝日新聞「在宅勤務, さらに広がる」2020年2月28日, 朝刊, 9面, 東京本社版。
- ・朝日新聞「県内企業にも緊張感 出張禁止・在宅拡大 新型コロナ」2020年4月9日, 朝刊, 17面, 広島第1版。
- ・朝日新聞「テレワーク, どうですか? 経験者1000人に聞いた」2021年1月13日, 夕刊, 1面,

東京本社版。

Web サイト

- ・日本テレワーク協会「テレワークとは」https://japan-telework.or.jp/tw_about/（最終閲覧日 2023 年 3 月 5 日）。

A Study of Teleworks' Change in the COVID-19 Pandemic

Akio Sato

In February 2020, the Japanese government recommended home-based telework as part of measures to prevent the spread of COVID-19, which led to rapid explosion in the telework population in Japan. This paper attempts to examine the transformation of teleworking since the COVID-19 pandemic.

Based on the analysis of several quantitative surveys, it was found that the major changes in telework since the pandemic include an increase in the teleworkers' population, the mainstreaming of home-based telework, an increase in the number of full-time teleworkers and telecommuting implemented by employers' order. In addition, it became clear that home-based telework under the pandemic disaster has been experiencing problems that are different in nature from those of the past, such as decline of labor productivities. On the other hand, the survey data under the pandemic disaster did not provide objective support for lengthening of working hours that have previously been one of the most serious disadvantages associated with teleworking.

〈論 文〉

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の 年金受給権保障（5）

——2012 年年金改正法の違憲性——

田 中 明 彦

要旨：本稿は、和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟について、皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から、2013 年・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法および 2013 年政令・2014 年政令の違憲性・違法性を明らかにしたものである。本号では、2004 年年金改正法と 2000 年度から 2004 年度の各年度物価スライド特例法による物価下落分の据置分への対応について検討した。物価スライド制を適用せずに物価下落分を据え置いた 2000 年度から 2002 年度の各年度物価スライド特例法は高齢者の厳しい生活実態という立法事実のもとで制定されたのに対して、前年の物価下落分のみに物価スライド制を適用した 2003 年度・2004 年度の各年度物価スライド特例法は、高齢者の厳しい生活実態に加えて保険料を負担している現役世代の賃金の低下という異なる立法事実にもとづき制定されたことを明らかにした。また、2000 年度から 2002 年度の各年度物価スライド特例法による特例措置分 1.7% について 2004 年年金改正法が物価上昇により解消する措置を採用した結果、特例措置分は 2004 年年金改正法および同改正法附則により、この時点で解決済みの問題であることを解明にした。さらに、2004 年度物価スライド特例法案の審議の検討を通して、完全自動物価スライド制が物価下落を想定してなかったこととを明白にした。

目 次

はじめに

I 高齢者の生活実態－貧困の拡大

- 1 相対的貧困率の高さ
- 2 高齢者世帯の所得状況－低い所得と高い低所得世帯の割合
- 3 高齢期における公的年金の重要な役割と老齢年金給付の水準－低い年金給付水準
- 4 貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加
- 5 高齢者の就業率・非正規雇用率の高さ
- 6 国民健康保険料の滞納世帯の多さと受診抑制による手遅れ死亡事件の発生
- 7 生活扶助基準の引下げとその影響
- 8 小括

II 障害のある人の生活実態－低い年金給付水準と低い賃金水準

- 1 障害のある人の保護基準による最低生活費
- 2 障害のある人の障害年金給付水準－低い年金給付水準と高い生活保護利用率
- 3 障害のある人の低い就業率・高い非正規雇用

率・低い賃金

4 小括

（以上、『社会学部紀要』第 59 号）

III 公的年金の性格・特徴と国民皆年金の意義

はじめに

- 1 公的年金の性格・特徴
- 2 国民年金法制定と国民皆年金政策
- 3 国民皆年金実現のための措置等
- 4 小括

（以上、『社会学部紀要』第 60 号）

IV 社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係－公的年金による最低生活保障の意義

はじめに

- 1 公的年金の法的性格
- 2 社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係
- 3 生活保護の制度的欠陥と最後のセーフティ・ネットとしての機能を果たさない生活保護の実態
- 4 生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格

(以上、『社会学部紀要』第 61 号)

- V 1973 年の自動物価スライド制, 1989 年の完全自動物価スライド制, 1996 年度物価スライド特例法, 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨

はじめに

- 1 1973 年の物価スライド制の導入とその立法趣旨
- 2 1989 年の完全自動物価スライド制の立法趣旨
- 3 1996 年度物価スライド特例法の立法趣旨
- 4 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨
- 5 小括

(以上、『社会学部紀要』第 62 号)

- VI 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各年度物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する対応

はじめに

- 1 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各物価スライド特例法による対応
- 2 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する年金額の減額
- 3 2004 年改正法附則 7 条等による年金額引上げ措置と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法にもとづく給付水準の段階的解消
- 4 小括

(以上、『社会学部紀要』第 63 号)

- VII 2012 年改正法の制定過程と同法の「特例水準」減額規定の立法趣旨についての検討

はじめに

- 1 2012 年改正法案立案当時の年金財政状況および人口動態
- 2 2012 年改正法の制定過程についての検討
- 3 第 180 回国会審議における 2012 年改正法の「特例水準」減額規定の立法趣旨についての検討
- 4 第 181 回国会審議における 2012 年改正法の「特例水準」減額規定の立法趣旨についての検討

小括

- VIII 2012 年改正法の「特例水準」減額規定およびそれを受けた 2013 年・2014 年政令の憲法適合性の検討

はじめに

- 1 2012 年改正法による「特例水準」減額規定の立法趣旨についての合理性の有無の検討
- 2 老齢基礎年金・障害基礎年金の減額と憲法 25 条 1 項の適合性－憲法 25 条 1 項（生存権）違反
- 3 老齢厚生年金および老齢基礎年金の減額、障害厚生年金および障害基礎年金の減額と憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 2 項の向上・増進義務違反
- 4 2013 年・2014 年政令の憲法 25 条 1 項および憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 1 項・2 項違反

- IX 2012 年改正法の「特例水準」減額規定およびそれを受けた 2013 年・2014 年政令の国際人権 A 規約の適合性の検討

おわりに

VI 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各年度物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する対応

はじめに

本稿は、和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟（以下、「和歌山年金引下げ違憲訴訟」という）について、皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から、原告らの年金額を減額した 2013 年年金減額改定処分・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法⁽¹⁾および 2013 年政令⁽²⁾・2014 年政令⁽³⁾の違憲性・違法性を明らかにすることを目的とするものである。

2012 年年金改正法とは、1999 年から 2001 年にかけての消費者物価指数による物価の下落に対して、政府は景気対策と高齢者の厳しい生活実態への対応として、2000 年度～2002 年度について各前年度の年金額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を成立させたにもかかわらず、10 年以上経った 2012 年になって、2000 年度～2002 年度各物価スライド特例法により据え置いた給付水準を「特例水準」と称して、2013 年から 3 年間で年金額を段階的に 2.5% 引き下げた内容を旨として成立させた法律である。

和歌山年金引下げ違憲訴訟とは、2012年年金改正法にもとづき厚生労働大臣が行った年金減額決定に対して、和歌山県在住の老齢基礎年金・障害基礎年金の受給者103人（1人取り下げ）が、2012年年金改正法が違憲・違法であり、同法および2013年政令・2014年政令にもとづく年金減額処分が違法・無効であるとして、本来の年金額との差額の支給を求めるとともに国家賠償を請求したものである⁽⁴⁾。

『龍谷大学社会学部紀要』59号（1～15頁）では、和歌山年金引下げ違憲訴訟について、2012年年金改正法および2013年政令・2014年政令に対する合憲性・適法性の審査にあたっては、高齢者・障害のある人の生活実態をふまえて厳格になされなければならないとの観点から、貧困が拡大している高齢者の厳しい生活実態、障害のある人の低い障害年金給付額・高い非正規雇用率・低い賃金という実態を明らかにした。

『龍谷大学社会学部紀要』60号（38～57頁）では、皆年金保障の観点から、まず、公的年金の性格・特徴について、公的年金と生存権保障との関係、生存権保障義務の具体化としての特徴を検討し、次に、国民年金法と国民皆年金政策と関係について、国民年金法制定の背景・国民皆年金の趣旨・被保険者の範囲・国民年金の給付水準を対象として分析を加えたうえで、国民皆年金を実現するために採用されたさまざまな国民年金法上の措置等について言及した。

『龍谷大学社会学部紀要』61号（1～23頁）では、裁判において国側が老齢基礎年金・障害基礎年金等の公的年金給付を減額しても最終的には生活保護があるので最低生活は保障される旨を主張していること、そして、堀木訴訟最高裁判決（最判大昭57・7・7民集36巻7号1235頁）をはじめ、身体障害のある4人の原告が東京地裁に提訴した東京身体障害無年金訴訟の最高裁判決（最判平19・9・28民集61巻6号2345号）等が生活保護の存在を理由として、公的年金の最低生活保障としての性格を否定していることに対して、果たして、国側の主張や最高裁判決の判断は、公的年金の法的性格、社会保障の法体系、生活保護の現実の機能からして妥当なのかという観点から、公

的年金給付（国民年金給付・厚生年金給付）の法的性格、社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係、生活保護の制度的欠陥、最後のセーフティ・ネットとして位置づけられる生活保護の実際の機能を検討し、公的年金が生活保護に優先する第一次的最低生活保障としての性格を有することを明らかにした。

前号『龍谷大学社会学部紀要』62号（1～25頁）では、1973年の自動物価スライド制、1989年の完全自動物価スライド制の立法趣旨・立法事実を検討したうえで、国民年金法制定後の初の物価下落に対して物価スライド制を適用せずに年金額を据え置いた1996年度物価スライド特例法、「特例水準」を定めたとされる2000年度から2002年度の各物価スライド特例法の各立法事実・立法趣旨について、年金の実質的価値維持、物価スライド制と物価上昇との関係を中心に検討した。物価スライド制は物価上昇のみを想定し、物価下落に対する年金額の減額を想定せずに制度化されたこと、1995年、1999年～2001年の物価下落に対して、物価スライド制を適用せずに年金額を据え置いた各物価スライド特例法は、物価スライド制の立法趣旨・年金の実質的価値維持の観点から妥当であり、2012年改正法および2013年政令・2014年政令は不合理であることを明らかにした。

本号⁽⁵⁾は、2004年年金改正法と2000年度・2001年度・2002年度・2003年度・2004年度の各年度物価スライド特例法が物価下落分の据置分に対してどのように対応にしたのかを検討するものである。まず、物価スライド制を適用せずに物価下落分を据え置いた2000年度・2001年度・2002年度の各年度物価スライド特例法の具体的対応（2001年度・2002年度の各年度物価スライド特例法については各法附則による据置分への対応を含む）と前年の物価下落分のみにも物価スライド制を適用した2003年度・2004年度の各年度物価スライド特例法によるそれぞれの具体的対応と立法趣旨・国会審議内容について検討する。次に、2000年度・2001年度・2002年度・2003年度・2004年度の各物価スライド特例法による据置分すべての減額を本則で定めた「国民年金法等の一部を改正

する法律（法律 104 号）」（以下、「2004 年改正法」という）の具体的対応について確認する。さらに、2004 年改正法附則 7 条等による年金額引上げ措置と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法にもとづく給付水準の段階的解消との関係について検討を加えることとする。

1 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各物価スライド特例法による対応

(1) 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法による年金額の据え置き

V 章 4 節（『龍谷大学社会学部紀要』62 号（2022 年）13～20 頁）において検討したとおり、物価下落に対して、厳しい経済社会状況と苦しい高齢者の生活実態を踏まえ、2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法により、年金額を減額改定せずに年金額が据え置かれた。トータルで 1.7% 分減額改定がなされなかった。

また、2001 年度および 2002 年度の各物価スライド特例法は同様に、次期財政再計算において、年金額を据え置いたことによる財政への影響を考慮し、年金額の見直しその他の措置および物価スライド制規定の見直しの検討を行い、その結果にもとづいて所要の措置を講じる旨の附則を定めた（ともに附則 2 条）。

(2) 2003 年度物価スライド特例法による物価下落に対する初の年金額減額

①2003 年度物価スライド特例法の内容

「平成十五年度における国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律（法律第 19 号）」（以下、「2003 年度物価スライド特例法」という）は、2002 年の消費者物価指数が対前年比マイナス 0.9% となり、法令どおりの取扱いであれば、2003 年度の年金額等についてはマイナス 2.6% の改定となるところ、2002 年の消費者物価指数のマイナス 0.9% 分のみを減額改定した。

この 2003 年度物価スライド特例法により、物価下落に対して、初めて（完全）自動物価スライド制が適用されて、初めて年金額が減額改定されたのである。ただし、2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法により据え置

かれた 1.7% 分については減額改定されなかったのである。また、2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法各附則 2 条と同趣旨の附則が置かれた（附則 3 条）。

②2003 年度物価スライド特例法の立法趣旨

厚生労働省年金局年金課「平成十五年度における国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律案の概要」によると、2003 年度物価スライド特例法の趣旨は、年金額を据え置いた「過去 3 か年とは異なり、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、平成 15 年度の年金額等は、高齢者の生活に配慮しつつ、平成 14 年分（1～12 月の年平均）の物価指数の下落分（マイナス 0.9%）のみの改定を行う」というものである。

国会審議において、物価下落に対して、初めて（完全）自動物価スライド制を適用して年金額を初めて減額改定する内容および厳しい社会経済状況は 2000 年度から 2002 年度と変わらないにもかかわらず、0.9%（審議時は予測値である 0.6%）の物価下落分について減額改定する内容に批判が殺到したのである。

初めて物価スライドによる年金額が引き下げられることについて、国会で、小池晃議員（日本共産党）が「年金の金額を引き下げるとことは、これ年金制度始まって以来のことだと思うんですが、それでよろしいですね。」^{〔6〕}と質した。

それに対して、吉武民樹年金局長は、以下のよう

に答弁した。

1973 年の法改正による自動物価スライド制が導入されて以降で「物価が今まで下落をいたしましたのは、この四十八年以降で申し上げますと、平成七年、それから先ほど申し上げました十一年、十二年、十三年でございますが、平成七年の場合で申し上げますと、物価の下落率は〇・一%でございます。

それで、年金額の改定をいたしますと、ある程度、受給者の方は非常にたくさんおられまして、そのための事務指導というような点もございまして、こういう点も含めまして、平成七年には引下げを行わないという特例法を出しております。

それから、先ほど申し上げました十一年、十二年、十三年の四か年でございまして、平成十五年度に物価スライドによります一定程度の年金額の引下げを行いました場合には初めてというケースでございます。(アンダーラインは引用者)」⁽⁷⁾。

このように、2003年度物価スライド特例法が物価スライドによる年金の引下げをする初めてのケースであることを認めた。また、1995年の0.1%の物価下落に対しては、受給者が非常に多いことと、そのための「事務指導」という理由で、初めて年金額を据え置くという内容の1996年度物価スライド特例法を制定したと説明した。なお、「事務指導」とは、1996年度物価スライド特例法案の国会答弁において、菅直人厚生大臣が物価下落に対して特例的に年金額を据え置く理由の1つにあげていた「効率的な制度の運営」のことを意味すると思われる。

この吉武年金局長の答弁に対して、小池議員は「これ制度始まって以来のことなんです。三年間物価スライドを凍結してきた、その理由は景気が悪いから。もっと景気が悪くなった今になって、どうして凍結解除するのか。これ支離滅裂じゃないですか」⁽⁸⁾と批判した。

それを受けて、坂口力厚生労働大臣は、「確かに、過去三年間におきましては、物価のスライドによりまして減少するのを抑えてまいりました。これは物価が確かに下がったからでございますが、しかしその生活状態等も勘案をして停止してきたわけでございます」としたうえで、「しかし、今回は物価が下がっただけではなくて、いわゆる働く人の賃金も下がってきたと。現在保険料を納めてくれている人たちの賃金下がってきて、この人たちも大変非常に御苦労をいただいている。ですから、高齢者の皆さん方もそのことを配慮をさせていただいて、そしてその物価の下落、〇・六なら〇・六分はひとつ御辛抱をいただきたい(アンダーラインは引用者)」⁽⁹⁾と答弁した。

2000年度から2002年度の各物価スライド特例法の場合は、物価下落による年金受給者の「生活状態等も勘案して」年金額を据え置いたのに対して、2003年度の各物価スライド特例法の場合は、

物価下落に加えて、保険料を納める人の賃金が低下して生活に大変苦勞していることを理由にあげて、0.6%の物価下落分を引き下げるとしたのである⁽¹⁰⁾。

坂口厚生労働大臣の答弁を受けて、小池議員は、「年金の物価スライドの凍結解除は、これも高齢者の生活をいじめるだけではなくて、痛め付けるだけではなくて、私は地域経済にも打撃を与えると。これ、断固やるというふうにおっしゃるわけですか。総理、お聞きします。これでも断固やるというふうにおっしゃるんでしょうか。」⁽¹¹⁾と質した。

これに対して、小泉純一郎内閣総理大臣は、「これは、物価スライド制を上げた時点から、物価が上がれば年金も上がる、物価が下がれば年金も下がる、当然のごとく受け止められていたのを停止していたんです、いろんな配慮で。それで今回、今言ったように、物価も下がっているけれども賃金も下がる、高齢者だけじゃないと、この社会保障を支えているのはむしろ若い世代だと、若い世代の負担というものも考えなきゃいかぬということからやった」⁽¹²⁾と答弁した。

小泉首相は、物価スライド制を導入した時点から、「物価が下がれば年金も下がる、当然のごとく受け止められていた」と答弁したが、これまで詳細に検討したとおり、立法事実としては、1973年の法改正(法律92号)による物価スライド制の導入の審議をはじめとする国会審議では物価上昇のみを念頭においており、物価下落は想定外であったのであるから、後付けの理由であり、妥当性をもたない。

2003年度物価スライド特例法は、物価下落に対して初めて物価スライド制を適用して年金額を0.9%減額改定することとしたものの、2000年度から2002年度の各物価スライド特例法により据え置かれた1.7%分については、2003年度物価スライド特例法の立法事実とは異なるとして、あえて減額の対象とせず、そのまま年金額を据え置いた点に注意を要する。

③物価下落に対する物価スライド制廃止の提案

2003年度物価スライド特例法案の国会審議で、森ゆう子議員(国会改革連絡会(自由党・無所属

の会)) から物価下落に対する物価スライド制廃止の提案がなされている⁽¹³⁾。

「私は、一度決めたルールは守るべきであって、そして三年も、そして今年もまた、次も特例というようなことであれば、そもそも物価スライド制を廃止するべきではないかというふうに思っております。」

それに対して、坂口厚生労働大臣は、次のように答弁した⁽¹⁴⁾。

「今までの物価の状況を勘案をしまいたったわけですが、最近では物価が下がるというだけではなくて、去年の後半から特に若い人たちの賃金の低下も見られるということでございまして、やはり掛金をしていただきますお若い皆さん方の賃金が下がり、そしてその皆さん方が御苦労してその中から保険料をお払いをいただいているというこの現状を考えましたときに、経済状況だけを考えて対応するというには限界が来たというふうに思っている次第でございます。

そうしたことを勘案いたしまして、今年の物価スライドにつきましては国民の皆さん方にも御理解をいただきたいというふうに今思っているところでございます。」

このように、2003 年度物価スライド特例法案の立法事実として、坂口厚生労働大臣は、2000 年度から 2002 年度の各物価スライド特例法のときの高齢者の厳しい生活実態・経済状況という立法事実に加えて、保険料を負担する若い被保険者の賃金が下がり、苦労しながら保険料を支払っている現状を考慮した結果、経済状況のみを考慮して対応するには限界がきていることをあげ、前年の物価下落に伴う物価スライドによる年金減額の理解を求めたのである。

(3) 2004 年度物価スライド特例法による年金額の減額

①2004 年度物価スライド特例法の立法趣旨

「平成十六年度における国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律 (法律 23 号)」(以下、「2004 年度物価スライド特例法」という)は、2000 年度から 2002 年度の各年度物価スライド特例法にもとづき年金額を据え置いた 1.7% 分はそのまま据え置き、2003 年分の物価指数の 0.3

%下落分のみで 2004 年度の年金額を減額改定した。

2004 年度物価スライド特例法の趣旨は、坂口厚生労働大臣による提案の理由によると、「平成十六年度におきましても、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例措置として、平成十五年の消費者物価の下落分でありますマイナス〇・三%を基準として公的年金等の額を改定すること」⁽¹⁵⁾である。

また、森英介厚生労働副大臣は、2004 年度物価スライド特例法の趣旨について、以下のように答弁している。

「今加藤委員から御指摘のありましたとおり、今回の特例法は昨年と同じ考え方に基づいたものでございまして、法律の原則に従えば、過去三カ年間年金額を据え置いた分である今お話があったとおり一・七%分と、昨年一年分の物価下落分の〇・三%を合わせまして、二・〇%のマイナスの改定となるところでございまして、高齢者の生活へも配慮いたしまして、平成十五年の消費者物価指数の下落分一年分の物価スライドを行うというものでございます。

これは、世代間扶養の仕組みにおいて、保険料を負担する現役世代の賃金が下落して、大変厳しい状況にある中でございます。こうした現役世代との均衡を図る必要がありますことから、平成十二年度から平成十四年度までの三カ年のように年金額を据え置くことはしませんで、マイナスの物価スライドを行うことといたしました。

一方、法律の原則どおりのマイナス二・〇%の改定といたしますと、公的年金を主たる収入としている者が多い高齢者などの生活に与える影響が大きいということも配慮いたしまして、平成十五年の消費者物価の下落分一年分のみのマイナス〇・三%により物価スライドを行うことにしたものでございます。

世代間扶養の仕組みのもと、保険料を負担する現役世代の賃金の下落という厳しい状況も考えれば、平成十五年度の年金額を実質的価値で維持する内容の最低限の見直しとなっております、私どもとしては、最も妥当なものであるというふう

に考えております。(アンダーラインは引用者)」⁽¹⁶⁾。

このように、2001年度から2002年度の各物価スライド特例法により据え置かれた1.7%分については、高齢者の生活への配慮と生活に与える影響の大きさに配慮して、また、2003年度物価スライド特例法と同様に2004年度物価スライド特例法とは立法事実が異なるとして、2004年度物価スライド特例法でも据え置かれたのである。

②一定額以下の年金に対して完全自動物価スライドを行わないとする議員立法の提出

2004年度物価スライド特例法案が提出された159回国会には、民主党から議員立法として、「平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案」(城島正光議員ほか4名提出、衆法第10号)が提出されている。

その内容は、金田誠一議員(民主党・無所属クラブ)によると以下のとおりである⁽¹⁷⁾。

「第一に、平成十五年分の物価指数の下落分、マイナス〇・三%の物価スライドを行うこととする一方、最低保障年金制度の創設を念頭に、年金受給額が基準額を下回る者については、物価スライドを行わず年金額を据え置くこととしています。

第二に、その基準額とは、主要なケースで、平成十六年度における老齢基礎年金の満額受給者の年金額、おおむね六・六万円としています。」。

なお、同法案は、審議の末、否決されたものの、最低生活保障年金を展望し、満額の老齢基礎年金額を基準額として、その基準額を下回る年金受給者には物価スライドを行わないとする点で注目する。

③完全自動物価スライド制は立法事実として物価下落を想定していなかった

また、2004年度物価スライド特例法案の審議の際にも、完全自動物価スライド制が物価下落を想定してなかったと坂口厚生労働大臣が答弁している。

金田誠一議員は、「国民年金法第十六条の二によれば、年金額の自動改定という規定がございます。しかし、平成七年の〇・一%下落に対する特

例法の制定、このとき初めて特例法ができたようでございますが、これを初めとして、物価の下落に対しては、今日までただの一度もこの条項がそのまま適用されたことはない、こう思います。必ず特例法が制定されてまいりました。ということは、この条項は、物価の下落に対しては直ちに適用できない欠陥を内包しているということを、素直に私は認識する必要があると思うわけでございます。

その欠陥とは、自動改定して引き下げた場合に、現役世代との均衡ということは達成できるものの、高齢者の生活に配慮、こっちの方は達成できないということになるわけでございます。過去の経過が何よりもそのことを証明している(アンダーラインは引用者)」⁽¹⁸⁾として、完全自動物価スライド制の問題点を指摘する。

そのうえで、金田議員は、以下のように、完全自動物価スライド制が物価下落を想定しなかったことを確認している。

「そもそも、この年金額の自動改定という国民年金法第十六条の二の規定は、物価が下がる、それもこれほど連続して下がるということが想定されていない状態で制定されたものではないんでしょうか。下がったとしても、本当に短期間ぐらい、そういう想定のもとにつくられた条項ですから、直ちにこれは適用して全体を下げるというわけにいかぬということになっているんじゃないでしょうか。」⁽¹⁹⁾。

それに対して、坂口厚生労働大臣は、「この法律をつくりましたときには、これはいわゆる経済成長が続いておりましたときでありますから、物価が下がるということはなかなか想定のにくい時代であったことは、私も率直にそう思います。(アンダーラインは引用者)」⁽²⁰⁾と、1973年の法改正による物価スライド制を含む物価スライド制は、物価下落を想定していなかったと明確に答弁したのである。

2 2004年年金改正法と2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する年金額の減額
2001年度・2002年度・2003年度の各物価スラ

イド特例法附則（各2条、2条、3条）にもとづく検討を踏まえた財政再計算に伴う2004年の法改正（2004年改正法）により、国民年金法の本則上の満額の老齢基礎年金額が80万4200円から78万900円へと2.9%引き下げられた。この78万900円は、物価が下落局面に突入する前の2000年改正法（法律18号）⁽²¹⁾による満額の基礎年金額80万4200円（1999年度価格）を前提に、2000年度・2001年度・2002年度・2003年度・2004年度の各物価スライド特例法により据え置かれた1999年から2003年分までの物価下落分、計2.9%を控除した額に端数処理をした額である⁽²²⁾。

また、2004年改正法により、最終的な保険料水準を固定し、基礎年金の国庫負担率を2分の1に引き上げたうえで、この収入の範囲内で給付水準を調整する保険料水準固定方式と給付水準自動調整（マクロ経済スライド制）が導入された⁽²³⁾。マクロ経済スライド制とは、保険料を負担する被保険者数の減少と年金給付費の増加につながる平均余命の延びを、毎年度の年金額の改定率から減じる仕組みである。例えば、物価が2%上昇しても、被保険者の減少が0.6%、平均余命の延びが0.3%であれば、年金額は1.1%の引き上げにとどまる。このように、マクロ経済スライドにより、年金の給付水準は実質的に引き下げられることになった。

3 2004年改正法附則7条等による年金額引上げ措置と2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法にもとづく給付水準の段階的解消

他方で、2004年改正法は、2004年改正法附則7条において、老齢基礎年金等の国民年金の給付水準を1.7%分引き上げる措置を講ずることとし、当該措置にもとづく年金額は、物価が下落した場合には、その下落率分の減額改定を行い、物価が上昇する場合には増額改定を行わない旨の趣旨を規定した。この規定は、2000年・2001年・2002年度の各物価スライド特例法にもとづく給付水準を段階的に解消していくための規定であり、同各物価スライド特例法にもとづく給付水準

は、賃金、物価が上昇した場合に、物価スライドを行わないため、2004年改正法による本則上の給付水準との差は段階的に解消されていき、最終的には、2004年改正法による本則上の給付水準が同各物価スライド特例法にもとづく給付水準（同法附則による給付水準）を上回ることになる。この改正法附則7条は、過去3年分の物価スライドの「特例措置」（1.7%分）については、2005年度以降、物価が上昇する状況下で解消するとした政府の国会答弁内容を規定したものである。具体的には、「2004年改正後の規定により計算した額（2004年度で78万900円）」と「2004年の改正前の2000年改正法の規定により計算した額（1999年度価格で80万4200円）に2002年・2003年の物価変動率1.2%をマイナススライドして計算した額」を比較して、後者が前者を上回った場合には、後者の額を支給するという規定である⁽²⁴⁾。

また、1985年の法改正前の国民年金給付については同改正法附則8条、老齢厚生年金等の厚生年金給付については同改正法附則27条、1985年の法改正前の厚生年金給付については同改正法附則28条、1985年の法改正前の船員保険法による年金給付については同改正法附29条において、2004年改正法附則7条と同様の内容が規定されている。

2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法による物価下落分を据え置いた1.7%分の解消については、厚生労働省年金局総務課「年金制度改革の概要（国民年金法等の一部を改正する法律）」（2004年6月）においても「物価スライドの特例措置（1.7%分）については、平成17（2005）年度以降、物価が上昇する状況の下で解消する」と明確に書かれているところである（5頁）。

2000年度から2002年度の各物価スライド特例法による物価下落分を据え置いた1.7%分については、以下のとおり、国会審議において、吉武民樹年金局長が物価上昇のもとで解消する旨を繰り返し答弁している。

「特例措置水準一・七%は、物価スライドの原則から申し上げますと、本来の水準に一・七%い

わば上乗せになっている状態でございます。したがって、これについてはいずれか^マ解消する必要がありますがあるわけでございますが、今回の国民年金法等に盛り込んでおりますのは、基本的には物価が上昇しましたときにこれを解消していくという考えでございます。ただ、その間に物価が下落をいたしますと、今回の特例法と同じように、その年分のマイナス分だけをマイナス改定させていただくというのは法案に盛り込んでございます。(アンダーラインは引用者)」⁽²⁵⁾。

「物価の上昇あるいは物価の下落に応じまして物価スライドを行いまして、いわゆる購買力を維持するというのが物価スライドの一番基本でございますので、そういう意味では、特例措置で講じております一・七％についてはいずれ解消しなければならないことだろうというふうに思っております。ただ、急激に一挙に解消するわけではなくて、今回の法案で申し上げれば、昨年のマイナス分だけをとりあえず解消させていただき、残ったものにつきましては、むしろ、物価が上がり経済がよくなっていく中で解消させていただこうというのが今回の考えでございます。(アンダーラインは引用者)」⁽²⁶⁾。

4 小括

以上のことから、まず、物価スライド制を適用せずに物価下落分を据え置いた2000年度・2001年度・2002年度の各年度物価スライド特例法は高齢者の厳しい生活実態という立法事実のもとで制定されたのに対して、前年の物価下落分のみに物価スライド制を適用した2003年度・2004年度の各年度物価スライド特例法は、2000年度から2002年度の各物価スライド特例法のときの高齢者の厳しい生活実態という立法事実に加えて、公的年金制度が「完全賦課方式」を採用しているという前提のもとで、保険料を負担している被保険者たる現役世代の賃金の低下という厳しい状況にあることを考慮した点で、2000年度から2002年度の各物価スライド特例法とは立法事実が異なることを理由に、前年の物価下落分を据え置かず減額したことが明らかになった。換言すると、2000年度から2002年度の各年度物価スライド特例法

による据置分を引き続き据え置いた2003年度・2004年度の各年度物価スライド特例法は、2000年度から2002年度の各年度物価スライド特例法による据置分には特別の価値があり、減額はしてはならないとの判断のもとで制定されたといえる。また、2001年度・2002年度・2003年度の各年度物価スライド特例法は年金額を据え置いたことへの対応として、2001年度・2002年度・2003年度の各年度物価スライド特例法は、年金額を据え置いたことによる財政への影響を考慮し、年金額の見直しその他の措置および物価スライド制の規定の見直しの検討を行い、その結果にもとづいて所要の措置を講じる旨の附則を定めた（各附則2条、2条、3条）。これらの附則の規定を受けて定められたのが2004年改正法である。

第2に、2000年度から2002年度の各年度物価スライド特例法による据置分（特例措置分）1.7％について2004年改正法が物価上昇により特例措置分を解消する措置を採用した結果、特例措置分は2004年改正法および同改正法附則により、この時点で解決済みの問題であることが明確になったのである。具体的には、2001年度から2004年度の各年度物価スライド特例法による年金額据置分に対して、2004年年金改正法は、本則において、2000年度から2004年度の各物価スライド特例法の据置分2.9％分の減額を規定しつつも、同改正法附則7条等において、2000年度から2002年度の各年度物価スライド特例法による据置分1.7％分を引き上げる措置を講ずることとし、当該措置にもとづく年金額は、物価が下落した場合には、その下落率分の減額改定を行い、賃金・物価が上昇する場合には増額改定を行わない旨の趣旨を規定した。2000年度から2002年度の各物価スライド特例法にもとづく給付水準は、賃金、物価が上昇した場合に、物価スライドを行わないため、2004年改正法による本則上の給付水準との差は段階的に解消されていき、最終的には、2004年改正法による本則上の給付水準が同各物価スライド特例法にもとづく給付水準を上回ることになったのである。

ただし、2004年改正法は、2003年度・2004年度の各年度物価スライド特例法案審議の際に野党

議員から出された物価下落に対する物価スライド制の廃止提案、2001年度から2003年度の各年度物価スライド特例法の各附則において定められた物価スライド制の見直しはなされなかった。それどころか、2004年改正法において、実質価値維持に反するというべきマクロ経済スライド制が導入されたのである。

第3に、2004年度物価スライド特例法案の審議の際にも、完全自動物価スライド制が物価下落を想定してなかったことを坂口厚生労働大臣が明確に答弁したことから明らかなように、完全自動物価スライド制は物価下落による年金額をそもそも想定していないのである。

なお、公的年金制度の財政方式を「完全賦課方式」であるとして、2003年度および2004年度物価スライド特例法において、保険料を負担する現役世代の賃金水準低下と保険料負担の重さを理由に物価スライド制を適用して年金額を減額した点に問題がある。後述するように公的年金制度の財政方式は「修正積立方式」であるので、2003年度および2004年度物価スライド特例法が年金額を減額した前提に誤りがあるといえる。

注

- (1) 「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)。
- (2) 「平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成25年政令第262号)」。
- (3) 「国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第112号)」。
- (4) 2022年5月10日、和歌山地裁にて原告側の請求をすべて棄却する旨の判決が出された(和歌山地判令4・5・10 LEX/DB25592988)。この和歌山地裁判決については、今後、論評したい。なお、原告のうち89人が同年5月23日付で大阪高等裁判所に控訴し、現在、大阪高等裁判所に継続中である。
- (5) 本号において、目次のⅦ章以下を改めた。
- (6) 『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2

号(2002年10月25日)27頁。

- (7) 前掲『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2号, 27頁。
- (8) 前掲『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2号, 27頁。
- (9) 前掲『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2号, 27頁。
- (10) また、坂口厚生労働大臣は、「下がったときには下げるように、上がったときには上がるようにというふうにこの法律を決めておきながら、なぜ下がっても下げないのかというのでかなり御指摘をいただいた経緯もございます。しかし、今までのこの三年間は、物価は下がってはおりますけれども、そのままにさせていただいたところでございます。しかし、昨年の後半からでございますけれども、掛金をしていただいておりますいわゆる勤労者の所得そのものが下がってまいりまして、そうしたことを考えますと、掛金をしていただいている皆さん方の所得が下がったのに年金を受ける方々皆さん方の年金額が同じというわけにはいかないというようなこともございまして、今年の〇・六%につきましてはお願いを申し上げたいということを今言っているところでございます。(アンダーラインは引用者)」(『第百五十五回国会参議院厚生労働委員会会議録』7号(2002年11月21日)31頁)とも答弁している。
- (11) 前掲『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2号, 27頁。
- (12) 前掲『第百五十五回国会参議院予算委員会会議録』2号, 27頁。
- (13) 『第百五十五回国会参議院厚生労働委員会会議録』4号(2002年11月07日)12頁。
- (14) 前掲『第百五十五回国会参議院厚生労働委員会会議録』4号, 12頁。
- (15) 『第百五十五回国会参議院厚生労働委員会会議録』5号(2004年3月17日)15頁。厚生労働省年金局「平成十六年度における国民年金法による年金額等の改定の特例に関する法律案の概要」においても、「平成15年度の物価スライドと同様、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者の生活に配慮しつつ、特例として平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.3%)のみの年金額等の改定を行う」ためであるとされている。
- (16) 『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会会議録』6号(2004年3月19日)1頁。

- (17) 『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』4号(2004年3月12日), 16頁
- (18) 前掲『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』6号, 5頁。
- (19) 前掲『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』6号, 5頁。
- (20) 前掲『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』6号, 6頁。
- (21) 「国民年金法の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)」。
- (22) 『七訂国民年金 厚生年金保険改正法の逐条解説』(ぎょうせい, 2009年) 30, 687頁参照。
- (23) 2004年改正法の問題点については, 田中明彦「年金の持続可能性と皆年金－年金制度改革をめぐる対抗と課題」医療・福祉問題研究会編(苅昭三・井上英夫ほか)『医療・福祉と人権』(旬報社, 2018年12月) 153～154, 157～158頁参照。
- (24) 前掲書『七訂国民年金 厚生年金保険改正法の逐条解説』687頁参照。
- (25) 前掲『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』6号, 21頁。
- (26) 前掲『第百五十九回国会衆議院厚生労働委員会議録』6号, 21頁。

The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights of Older Persons and Persons with Disabilities (5):

The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act

TANAKA Akihiko

This paper discusses the lawsuit challenging the constitutionality of pension reduction at Wakayama District Court, and discusses, from the perspective of guaranteed universal pensions and the pension rights of older persons and persons with disabilities, the unconstitutionality and illegality of the 2012 Pension Amendment Act and the 2013 and 2014 cabinet orders that were the direct basis for the 2013 and 2014 reductions in the pension amounts of the plaintiffs. In this issue, we examine the response to the deferred portion of the section of price declines caused by the 2004 Pension Amendment Act and each of the special price indexation acts from FY 2000 to FY 2004. We show that each of the special price indexation acts from FY 2000 to 2002, which did not apply the price indexation system and left the price decline portion unchanged, was enacted based on the legislative fact that the living conditions of older persons are harsh. Whereas, each of the special price indexation acts for FY 2003 and FY 2004, which apply the price indexation system only to the portion of the price decline in the previous year, was enacted based on a different legislative fact: that, in addition to older persons facing harsh living conditions, the current working generation that pays insurance premiums is suffering amid low wages. In addition, regarding the 1.7% in special measures for each of the special price indexation acts for FY 2000 to FY 2002, we explain that, as a result of the 2004 Pension Amendment Act adopting measures to cancel the special measures due to price increases, the special measures have been resolved at this point in accordance with the 2004 Pension Amendment Act and the supplementary provisions of the act amendment. Furthermore, through consideration of deliberation on the special price indexation act of FY 2004, we found that the fully automatic price indexation system failed to assume that prices would fall.

〈論 文〉

新潟県中越・中越沖地震における
臨時災害放送局についての整理と考察

松 浦 哲 郎

要旨：本稿は、2004年の新潟県中越地震、2007年の新潟県中越沖地震に際して開設された臨時災害放送局3局に焦点を当てたものである。当時の状況については少なからぬ文献に記載があるが、内容に齟齬を生じている点などが散見される。そのため、これら3局の開設・運用に重要な役割を果たしたとされる、FMなおかの脇屋雄介氏に聞き取りを実施した。結果、開設の経緯などについて、一定程度の確認や裏付けを進めることができた。臨時災害放送局は、災害という完全には予測不可能なものへの対処を前提とする放送局のため、その制度設計は比較的柔軟になされている。それだけに、先立つ実績が、その後の制度解釈などに与える影響は小さくない。その意味で、臨時災害放送局の制度化から比較的時間もない時期に開設されたこれら3局に関する正確な記録とそれに基づく考察は、未だ重要である。今後更なる文献の収集や関係者への聞き取りを進め、当時の状況についてより詳細に、確度をもって整理・考察することとした。

はじめに

本稿は、2004年の新潟県中越地震と、2007年の新潟県中越沖地震の際に開設された臨時災害放送局（以下、臨災局とも）に焦点を当てたものである。臨時災害放送局とは、災害時にその被害軽減に役立つことを目的とし開設される放送局であり、1995年に阪神・淡路大震災への対応として開設された「FM 796-フェニックス」がそのはじまりである。これを含め、今日までに全国で55局が開設されている。

これまで、「臨時災害放送局はFM放送局である」との認識が一般的であった。しかし総務省によれば、FM放送に加え、エリア放送による臨時災害放送局の運用も、現行制度においては想定されているという⁽¹⁾。ただこれまでに開設された55局は全てFM放送によるものであり、エリア放送によるものはない。これを受けて本稿では、FM放送による臨時災害放送局の開設・運用を前提として記述を進めたい。

新潟県中越地震に際しては、新潟県長岡市、新潟県十日町市に各1局の臨時災害放送局が開局した。また新潟県中越沖地震に際しては、新潟県柏

崎市に1局が開局している。阪神・淡路大震災、有珠山噴火（2000年）への対応として開設された臨時災害放送局に続く、3～5例目の開設に当たった。これら3局の開設にあたっては、コミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行したり、コミュニティ放送局が近隣自治体の臨時災害放送局開設を支援したりするなど、多様な取り組みが行われた。

臨時災害放送局について松浦哲郎（2022）は、「災害という完全には予測不可能なものへの対処を前提とする放送局のため、実際には非常に柔軟な運用を可能とする制度設計になっている」⁽²⁾と述べる。開設・運用については、幅広い制度解釈が可能となっており、それだけに、先立つ開設・運用実績が、その後の制度解釈や判断、実際の取り組みに与える影響は小さくない。

その意味で、臨時災害放送局の制度化から比較的時間もない時期に開設されたこれら3局についての整理・考察は、臨時災害放送局の根本的特徴を浮き彫りにし、臨時災害放送局の「いま」と「これから」を把握・展望する上で有用である。震災発生から20年近くを経た今日、当時の取り組みを検証する意義は、ますます深まっていると感じ

られる。

当時の状況については、比較的多くの文献が取り上げているが、相互的な参照が盛んとは言えず、重要な事柄についてでありながら、記載内容に齟齬が生じているケースが散見される⁽³⁾。また、重要な事柄と思われるものの、今回閲覧した文献には全く記載がないものもある。そこで本調査では、これらの点を中心に、当時3局の開設・運用において重要な役割を果たしたとされる「FM ながおか」の脇屋雄介放送局長⁽⁴⁾に聞き取りを実施し、当時の状況についての整理・考察を試みた⁽⁵⁾。

1. 新潟中越地震における臨時災害放送局

1-1. 発災と前後状況

2004年10月23日17:56頃、新潟県川口町⁽⁶⁾の地下約13kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生した。新潟県中越地震である。これにより、川口町で震度7、小千谷市、小国町⁽⁷⁾、山古志村⁽⁸⁾で震度6強を観測するなどした。その後の余震を含む一連の震災で、死者68名、重傷者633名、軽傷者4,172名、住家全壊3,175棟、住家半壊13,810棟といった甚大な被害が生じた⁽⁹⁾。

他の震災と同様、この震災においても生活情報の不足が深刻だったようである。その状況改善に取り組んだのが、長岡市内で1998年に開局していたコミュニティ放送局FM ながおかであった。当時の様々な文献には、局長の脇屋氏が、自宅が大規模半壊し家族が避難所暮らしをする中、放送局に連日泊まり込んで対応にあたった様子が記載されている。また、放送局のスタジオが入るビルは停電を免れ発災直後も音楽放送が継続していたこと、発災からそれほど間をおかず職員の佐野護氏による非常アナウンスに切り替わったこと、なども記載されている。

大規模災害に見舞われながらも、FM ながおかがこのように迅速な対応を取れたのは偶然ではない。日頃からの備えがあったからである。井上亮(2005)は、脇屋氏の「開局以来、災害時の放送を常に想定していた」との発言を紹介した上で、以下のように続けている。

同社では災害に備え送信機を放送局のビル屋上に置いている。一般に放送局の送信所は山の上に置かれることが多いが、送信ケーブルが切断されると放送不能になるリスクがある。〔中略〕アナウンサーなど社員は放送エリア内在住者に限った。いざという時にすぐ駆けつけ、地域の情報収集を行うことを念頭に置いた。

このように、脇屋氏はFM ながおかの開局当初から、災害時の備えを進めていたことが分かる。ところでその備えとは、あくまでコミュニティ放送局としての災害放送実施に対するものに限られていたのだろうか。それとも、FM ながおか開局のわずか数年前(1995年)に制度化されたばかりの臨時災害放送局の開設をも視野に入れたものだったのだろうか。脇屋氏は次のように述べる。

——阪神・淡路の際の情報があったんで、開局当初から臨災局の運用は考えていました。FM ながおかの開局1年前、長岡大花火大会の中継をするため、イベント局⁽¹⁰⁾を運営したことがあるんです。期間は1週間のみだったけど。この地域に大きな地震が来そうだとも言われていたんで、万一その1週間に何かあれば、「臨災局に格上げできる」という考えを持っていました。

以上から、FM ながおかの開局時は無論、それ以前からも、いざという時には臨時災害放送局の運用を担う考えを脇屋氏が持っていたことが分かる。それゆえ脇屋氏は、新潟県中越地震の発災直後から「臨災局の立ち上げは頭にあった」という。「長岡市内や周辺地域の山間部に情報を届ける必要性を感じた」という脇屋氏は、「FM ながおかを臨災局とし、出力を100Wに増力できないかと考えた。そうすればかなり放送エリアが広がると思った」と述べる。

ただそうする場合、少なくとも当時の理解としては、長岡市がその開設を希望し、それを受けて当該地域を管轄する総務省信越総合通信局が免許

手続を行う必要があった⁽¹¹⁾。この時の状況については、脇屋氏自身が「地震が起きた翌日、信越総合通信局放送課から、災害の状況や現在の放送の内容について翌日問い合わせがあったときに協力いただいて」⁽¹²⁾、「信越総通放送課の御指導のもと」⁽¹³⁾などと述べている。ただ信越総合通信局に対する脇屋氏の一定の気遣いが含まれる表現であると思われ、これらから具体的な状況を把握することは困難である。一方アクションバンド編集部（2005）は、脇屋氏への取材を元に、今回閲覧した文献の中では当時の状況を最も詳細に記述している。

翌24日、信越総合通信局から電話がかかってきました。「局舎は無事か？放送は続けられるか？」といった問い合わせでした。局長は無事放送中であることを伝え、そこで「受信エリアを拡大したい。100Wに増力できないか」と提案します。お役所的な返事が返ってくるかと思いきや、その返事は「検討する。いつでも（100W）放送できる体制は作っておいてくれ」と積極的なもの。さっそく増力の準備にかかります。⁽¹⁴⁾

上記を踏まえ、当時のやり取りについて脇屋氏に確認したところ、信越総合通信局からの返事・反応については記憶が定かではないとしながら、関連して以下のような話があった。

——主に信越総通の放送課長とやり取りしました。放送課長からは、「増力すると小千谷市が完全に放送エリアになるので、小千谷市からの要請も必要である」と言われました。そこで以前から知っていた小千谷市長に会いに行ったら、会ってくれました。市長が「総務課長に任せるから、文書は脇屋さん指導してくれないか」と言ったんで、総務課長の席で、二人が1台のワープロに向かいました。確か「開局の要請について」だったかな。そういう題の文書を書いて、信越総通にFaxで送りました。

以上は信越総合通信局からの意見を受けて、脇屋氏が小千谷市への対応を行なった際の動きである。では長岡市についてはどのような状況だったのであろうか。脇屋氏に聞いた。

——当時行政関係者の間には臨災局の知識がなく、反応が鈍いのは分かっていたから、直接長岡市役所へ行って説得しました。市長も知っていたけど、災害対策本部に入っていて忙しいということで、市長とは会えなかったです。ただ、以前からの友人であった企画部長と会えました。長岡教育放送局⁽¹⁵⁾と一緒にしていた仲間で、「実はこういうことで、信越総通とも今やってるんで、行政の長かその代行の者の要請が必要だ」と言ったら、放送と一緒に加じった仲間なもんだから、すぐに分かってくれて、「私の方から要請してもいいですよ。市長には事後報告するから」と言ってくれました。その場で信越総通の放送課長に電話してくれましたよ。非常にありがたかったです。

以上が、発災前後の状況について、脇屋氏への聞き取りを踏まえまとめたものである。地元地方公共団体の臨時災害放送局開設に対する意向形成と、信越総合通信局への意向伝達に、FMながおかの脇屋氏が深く関わっていたことが、エピソードを伴う形で改めて確認できた。

1-2. 開局とその後の対応

長岡市、小千谷市の意向が信越総合通信局に伝達されたことで、臨時災害放送局の免許手続きが正式に進むこととなる。結果、10月26日に予備免許が、翌27日に本免許が交付され、「長岡市臨時災害対策用FM放送局」（以下、長岡災害FM）が開局した。FMながおかはコミュニティ放送局としての運用を休止し、長岡市からの委託を受け、従来の機材⁽¹⁶⁾・人材を用いて臨時災害放送局の運用を開始した。1995年の制度化から9年余を経て、いわゆる「移行型」臨時災害放送局が、初めて開局したことになる⁽¹⁷⁾。周波数はFMながおかと同様の76.4MHz⁽¹⁸⁾、出力は当初脇屋氏

が希望した 100 W ではなく、50 W となった。その背景について、脇屋氏は次のように述べる。

——隣の柏崎市と 0.1 MHz しか違う(19)。総通によれば、「100 W に増力すると、両方が重なる地域では電波干渉が起こるから」ということでした。50 W でも若干の干渉は起こるんですが、「人の命を守るための臨災局だから、少々混信しても仕方がない」と総通は言ってくれましたよ。

周波数に変更がなかったため、アンテナは従来のものをそのまま使用できたという。ただ FM ながおかの送信機は最大出力が 30 W だったため、別の送信機を用意する必要があった。アクションバンド編集部(2005)には、その際の動きに関する以下の記述がある。

福島県のリース業者に(筆者補：脇屋氏が)電話すると、「準備してあります」とこれまで心強い返事があり、送信機が持ち込まれました。(20)

ここでいう「福島県のリース業者」とは、株式会社 MTS&プランニングのことであり、東日本大震災における臨時災害放送局の開設にあたって、同社が保有していた送信機が無償で貸し出され、活用されたことが多く報告されている(21)。脇屋氏に当時の状況について確認したところ、背景について以下のような説明があった。

——MTS とは昔からずっと一緒にやってきました。うちはコミュニティ放送局のコンサル業務をやってるし、5年に1度の点検でも全国に行ってるんです。その関係で、MTS の送信機を今までに相当数売ってます。うちの送信機を MTS に貸したこともあります。そんな関係もあって、MTS から最大出力 100 W の送信機を借りることができました。リース料、運搬料については無償だったと思います。

また当時の様々な文献には、長岡災害 FM の放送エリアとなった小千谷市において、市役所 4 階の会議室に臨時の「小千谷スタジオ」が設けられたことが紹介されている。脇屋氏によれば、小千谷スタジオから送出された小千谷市災害対策本部の情報等は、小千谷市役所屋上に設置したアンテナから、460 MHz 帯無線を通じ FM ながおか局舎屋上に設置したアンテナへ送信され、ケーブルを通じ局舎 1 階に設置したミキサーに入力されて、長岡災害 FM から生放送されたという。脇屋氏によれば、小千谷スタジオからの送出は毎日 1 時間程度であったようだが、小千谷市民は地元密着の情報を、ラジオを通じ得られるようになったのである。

1-3. 運用をめぐる課題

FM ながおかがコミュニティ放送局から臨時災害放送局に移行したことにより、阪神・淡路大震災と有珠山噴火に対応する形で立ち上げられたいわゆる「新設型」あるいは「新規型」臨時災害放送局では生じなかった問題が浮上した。移行前に契約・放送していた CM の取り扱いである。この点については、当時の様々な資料に記載されているが、「臨災局の開設以降、約 1 ヶ月間は CM なしで放送した」という趣旨の記述と、「11 月 6 日から徐々に娯楽番組を再開し、その中で CM も放送した」という趣旨の記述とがある。実際にはどちらだったのか、今回の調査では明らかにならなかったものの、関連する脇屋氏の発言からは、当時の状況が見て取れる。

——信越総通に臨災局の開設を希望した際、「市長傘下の放送局になるので、コマーシャルを流せなくなるが良いか」という話がありました。「緊急時なのでやるしかない」と思いました。その後うちが困っていると思って、総務省本省の方から時間帯で区切る方法を提案いただきました。CM を挿入する娯楽番組を放送する際はコミュニティ放送局として出力 20 W で運用し、それ以外は臨災局として 50 W で運用する、という方式です。スケジュール表のようなものを作って、それに従い

1日に3回から4回切り替えることになっていました。その都度、屋上に上がって送信機の出力を変えるという形です。

上記のような方式により、徐々にCM放送を再開することができたようだ。放送できなかったCMのスポンサーには、状況が落ち着いてから謝罪に行ったという。その際のことについて、脇屋氏は以下のように語る。

——99%のスポンサーは「いいよ」と言ってくれました。「流せなかった分は来月そっくりそのまま放送する」とこちらが言う、「そこまでなくていいよ。大変な時に臨時局を通じ必要な情報をよく流してくれた」と言ってくれました。

その後、未放送分を全て放送したかどうかについては、今回の調査では確認できていない。いずれにしても脇屋氏によれば、既に支払われていた出稿料の返還は不要だったという。ただ、たとえ返還が不要であっても、臨時災害放送局として運用している期間は、日頃行っている営業活動の全て、あるいは多くを中断せざるを得ないであろうし、結果的に、近い将来の減収を招くことは避けられないであろう。CMの扱いについてはその後の東日本大震災でも大きな問題となり、総務省は「臨時災害放送局でもCM放送は可能」との見解を公にしたが⁽²²⁾、臨時災害放送局への移行前にコミュニティ放送局が契約したCMを、臨時災害放送局への移行後に放送できるか否か、については、関係者の間で今も解釈に相違が見られると思われる⁽²³⁾。その点を含め、この課題については更なる調査・検討が必要である。

1-4. 閉局とその他の取り組み

長岡災害FMについては、一旦は2004年12月27日に閉局を予定していたものの、脇屋氏いわく「長岡市から『余震が続いているので』と要請があり延長し」、翌2005年1月26日に閉局した。

FMながおかによる事前の備えや、外部からの

様々な支援、また総務省本省や信越総合通信局の柔軟な対応が奏功し、発災後比較的速やかに臨時災害放送局の開設に至った。1例目の阪神・淡路大震災の際には発災から約4週間、2例目の有珠山噴火の際には約5週間かかったことと比較すると、発災から4日後に開設した長岡での事例は注目値する。

なお中越地震に際しては、「はじめに」でも述べた通り、新潟県十日町市においても臨時災害放送局が開設された⁽²⁴⁾。隣接する六日町⁽²⁵⁾のコミュニティ放送局「FMゆきぐに」が、機材・人材面等で大きな支援を行ったとされる。また脇屋氏が、開設の構想段階から助言を行ったほか、信越総合通信局との調整、送信機・アンテナの手配、登録点検事業者としての測定を行うなど、開設に大きく協力した様子が当時の資料からは見て取れる。

東日本大震災やその後の臨時災害放送局の開設にあたっては、近隣のコミュニティ放送局が支援を行うケースが多く見られた。それを反映し、非常時の支援に関する協定を地方公共団体と近隣のコミュニティ放送局とが事前に締結する例が近年増加している。そのような意味でも、その先駆けの一つと言える十日町市での取り組みは、極めて重要な意味を持つ。ただ当時の状況については文献によって相違が見られる点も少なくないため、今後関係者への聞き取り等も含め更なる調査を実施し、改めて報告・考察したい。

2. 新潟県中越沖地震における臨時災害放送局

2-1. 発災と直後の対応

2007年7月16日10時13分頃、新潟県上中越沖の地下約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生した。これにより、長岡市、柏崎市、旧刈羽村で震度6強を観測し、余震を含めた一連の震災は、死者15名、重傷者330名、軽傷者2,016名、住家全壊1,331棟、住家半壊5,710棟といった甚大な被害をもたらした⁽²⁶⁾。

中越地震の際とは異なり、FMながおかが臨時局に移行することはなかった。「停電もなく直ちに災害放送に切替ることが出来」、「7日ほどで通

常の番組へ戻し、情報が入りしだい番組の中で災害情報を放送」したという⁽²⁷⁾。また当時の資料によれば、柏崎市では1995年6月に開局していた「FM ピッカラ」が、放送機材や局員も無事だったことから、発災後速やかに音楽放送から災害放送への切り替えを行なったという。そんな中大きな懸案として浮上したのは、柏崎市と刈羽村にまたがる東京電力柏崎刈羽原子力発電所の動向や生活情報を、両局の放送エリア外の住民にいかに伝達するか、であったとされる。

FM ピッカラの大矢良太郎社長は7月19日午後、長岡市内で開催された日本コミュニティ放送協会信越地区協議会の総会へ参加し、臨時災害放送局の立ち上げについて、「原発に隣接する西山地区⁽²⁸⁾を重点地域としてカバーするべく、FM 長岡の脇屋局長と協議」したと述べている⁽²⁹⁾。それを受けて脇屋氏は、自宅が全壊被害を受けながらも、その開設に全面的に協力することになる。

大矢氏が「送信アンテナの製作から、中継局⁽³⁰⁾への設置、及び〔中略〕開局申請手続き等の一切の采配を（筆者補：脇屋氏に）お願いしていた」と述べれば⁽³¹⁾、脇屋氏自身もまた、「送信設備や申請手続きは当社が担当し」と述べている⁽³²⁾。これらからは、脇屋氏が地元公共団体の意向形成も含め全てを先導したとも読めるが、一方で「FM ピッカラが市役所に臨災局開設を提案した」との趣旨を記載する文献もある。実際にはどのような具体的動きがあったのか、脇屋氏に聞いた。

——大矢さんから電話があり、要請を受けました。それで、「柏崎市との調整や、電波関係の工事で以前から柏崎市へ出入りしていた長野県の工事会社との調整が必要ですよ」と言ったら、「全面的に脇屋さんに任せるから、その辺の調整してください。住民から要請が入ってるんで、なんとか立ち上げてもらえないか」とのことでした。機材はうちに全部あるもんだから、それで柏崎市役所に行って、「ピッカラから要請があったんで、市長と会わせてくれ」と言ったんです。市長は元長岡市環境部長で、長岡で飲んでいた仲間でし

た。市長が会ってくれて、臨災局の説明をして、「市長が要請すれば総務省の認可が下りるから」と言ったら、「よし分かった。なんとか立ち上げてくれ」とのことでゴーサインがその場で出ました。

以上が、発災から地元地方公共団体の開設判断に至るまでの経過をまとめたものである。次節では、その後の動きと開局について整理したい。

2-2. 開局へ

柏崎市は臨時災害放送局の免許を取得した上で、地元のコミュニティ放送局であるFM ピッカラに、その運営を委託することとした。ただFM ピッカラが単純にその出力を増力しただけでは、西山地区等へは十分な電波が届かず、難聴は解消されない。そこで、FM ピッカラの増力は計らず、FM ピッカラの放送波を、市街北東部の山塊に位置する小木ノ城無線局で中継し、西山地区等に届けるという方式が採られた。信越総合通信局が交付した免許では、「柏崎市臨時災害放送局」の送信所を「小木ノ城」としている⁽³³⁾。FM ピッカラ自体はコミュニティ放送局としての運用を継続した。「移行型」とも「新設型」とも言い切れない、非常にユニークな方式が採られたのである。これに至った経緯について、脇屋氏は次のように述べる。先の引用部、柏崎市長から開設の「ゴーサイン」が出た場面に続く箇所である。

——防災課長が西山の地図を持ってきてくれました。当初は西山庁舎⁽³⁴⁾の屋上にアンテナを設置しようということで、「これから向かう」と連絡して、すぐ西山へ入りました。でも電波の飛びが悪いことが分かり、小木ノ城での放送波中継方式を考えました。小木ノ城は移動通信のためにもともと当社が所有していましたが、ここなら鉄塔も建物もあるし、二等三角点があるこの場所からは、西山が眼下に望めるんです。柏崎の76.3 MHz を小木ノ城で受けて、そこから80.7 MHz で西山へ送ることにしました。実はその頃、FM ながおかでは周波数の変更を予定していて⁽³⁵⁾、総

通局には連絡済みで、80.7 MHz による調査表をすでに提出していました。「80.7 にしてくれ」と言ったところ、総通局が「長岡はそれでいいか」と聞いたんで、「いい」と言って 80.7 にしたんです。

以上のようなやり取りを受け、信越総合通信局は 7 月 24 日、柏崎市に臨時災害放送局の予備免許を交付した。ただ問題は、周波数 80.7 MHz に対応するアンテナがなかったことだという。脇屋氏はその際の状況について以下のように述べる。

——業者に聞いたところ、「アンテナの制作には普通 3 ヶ月、早くても 2 から 3 週間かかる」と言われました。予備免許をもらえたばかりで、アマチュア無線の仲間にも手伝ってもらい、徹夜でアンテナを作成し、朝完成させました。小木ノ城にある鉄塔の上に載せ、測定をして、準備が終わり本免許の交付を受けました。

この発言通り、信越総合通信局は 7 月 25 日、本免許を柏崎市に付与している。8 月 25 日に閉局するまでの 1 ヶ月間、FM ピッカラの放送が西山地区等にも届けられることとなった。

小木ノ城の送信所では、FM ピッカラから受けた放送波を中継する際、あらかじめ録音した放送局の呼び出し名称とコールサインを、毎時自動でパソコンから挿入したのだという。「ピッカラには『1 時間ごとに流すから』と言ってあったので、その前提でピッカラも放送を組み進めた」と脇屋氏は振り返る。

2-3. 限られた体制と課題

放送波中継方式について FM ピッカラの太矢氏は、「本来は、〔中略〕（筆者補：臨時災害放送局に）放送スタッフを貼り付け、そこから直放送ということになるが、人材確保も至難であり」と述べている⁽³⁶⁾。この方式が採用されるに至った理由の一つに、複数の演奏所への人員配置が困難との判断があったことがうかがえる。渡辺実（2007）は、「被災地内の既存コミュニティ FM

放送局をそのまま活用し、新規の人員を必要せずに（ママ）放送エリアを拡大し、被災者が必要とする情報を届ける新しい方式で実施している」と述べている⁽³⁷⁾。限られた人材を複数箇所に分散配置することも、新規人材を雇い入れることも必要のない方式——放送波中継方式は、地理的、人的等、様々な制約を掻い潜るよう試みられた取り組みだと言えるだろう。

スタッフの分散配置はなかつとはいえ、そもそも小所帯の FM ピッカラ職員の負担は相当なものであったと推察される。自らも被災した職員らが、発災から 41 日間にわたり 24 時間体制で放送にあたった様子や、その放送が住民から高い評価を受けた旨が、当時の様々な資料からは見て取れる。FM ピッカラは柏崎市が設置した災害対策本部の会議内容も放送したようだが、当時の放送内容分析にもあたった長坂俊成ら（2009）は、その放送が柏崎市職員の情報共有の観点からも有効であったと指摘している⁽³⁸⁾。

発災から 10 日目に、コールサイン等以外は FM ピッカラの放送をそのまま中継する臨時災害放送局が開局したことで、自らはコミュニティ FM 放送としての運用を継続していた FM ピッカラも、実態上は臨時災害放送局としての運用体制を取るようになった。当時は依然として、臨時災害放送局は CM を流せないという認識が一般的だったため、臨時災害放送局の運用が継続している間は、FM ピッカラも CM を放送しなかったという。脇屋氏は「当時総通局も『CM は流せない』と言っていた。大矢さんからは『CM を流せないのは我が社に致命的になる』と言ってきた」と語る。FM ピッカラの職員である高橋裕美氏は「CM を止め、収入の保証がない中での災害放送は局員にとって不安が大きい〔中略〕行政によって何らかの対策がとられることを切に願う」と述べている⁽³⁹⁾。その他にも、同様の不安や問題点に関する記述・指摘が当時の資料には多く見られる。

ま と め

以上、新潟県中越地震と新潟県中越沖地震における臨時災害放送局の開設・運用について見てき

た。臨時災害放送局の開設 3~5 例目にあたるこの時期、コミュニティ放送からの移行、近隣コミュニティ放送局の開設支援、また放送波中継方式など、多様な取り組みが生まれた。それにはもちろん災害の状況や地理的条件をはじめとした、様々な要因が影響しているだろうが、そのうちの大きなものの一つが、脇屋氏存在であろう。氏の豊かな放送経験と技術的ノウハウ、長年にわたる災害放送への備え、幅広い人的つながりがなければ、両地震における臨時災害放送局の開設・運用は、全く異なる様相を呈したと思われる。今回はその脇屋氏への聞き取りを通じ、これまで明確になっていなかった事柄の一端を明らかにすることができた。

ただ今回の調査は、主に手続きや機材の調達、そして課題の中でも特に CM の取り扱いに関するものとどまっている。放送局スタッフによる日々の運用の様子や放送内容等については、ほとんど取り上げられていない。また今回焦点を当てた事柄であっても、重要な日付等を特定できていないケースがある。これら本稿での取り上げと把握が不十分な点について、今後更なる文献の収集と関係者への聞き取り等を進め、当時の状況をより詳細に、確度をもって整理・考察することを目指したい。

注

- (1) 総務省情報流通行政局地上放送課への対面での聞き取り（2023 年 2 月 22 日）と、メールでの確認（2023 年 3 月 10 日から 4 月 20 日にかけて）による。2019 年 7 月、総務省ホームページ上の「地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト」に、同課作成の資料「地方公共団体等でもテレビ放送による臨時災害放送を行うことができます」が掲載され、この考え方が対外的に初めて示されたという。
- なお同課によれば、『臨時災害放送＝FM 放送及びエリア放送』と法令上定義されているわけではないが、臨時災害放送を含む『臨時かつ一時の目的のための放送』として免許申請手数料等が免除されているのは、現行制度においては FM 放送及びエリア放送のみ』とのこと。
- (2) 松浦哲郎（2022: 27）。
- (3) 本稿は、各文献の誤り（やその可能性）の指摘を意図していない。よってそれにつながり得る箇所においては、具体的文献名を挙げることは控える。また少なからぬ文献に共通して記載され、齟齬が見られない点については、基本的に文献名を列挙することなく「様々な文献には」等の表現を用いて記述を進めている。それら文献のうち、本稿にて参照・引用していないものについては、参照・引用文献欄ではなく、末尾の参考文献欄に記載した。
- (4) 本稿における肩書については、特に断りのない限り、全て当時のもの。なお脇屋氏は現在も FM ながおかの放送局長を務めている。
- (5) 2022 年 4 月 28 日、5 月 2 日に電話にて実施。本稿への引用にあたっては、読みやすさを考慮し、語順の入れ替え、用語の補足等、最低限の編集を施した。なお特に引用元を明記していない限り、本稿における脇屋氏の発言は、全てこの聞き取りによる。
- (6) 2010 年 3 月 31 日に長岡市に編入合併。
- (7) 2005 年 4 月 1 日に長岡市に編入合併。
- (8) 同上。
- (9) 総務省消防庁（2009）。
- (10) 「イベント放送局」、「イベント FM 局」とも呼ばれる。博覧会等の催し物において、その開催期間中一時的に開設される放送局。
- (11) 臨時災害放送局の免許主体が「地方公共団体等」とされていることに関連する。詳細は別稿にて論じる予定。
- (12) メディア総合研究所（2005: 31）。
- (13) FM 雪国編（2006: 52）。
- (14) アクションバンド編集部（2005: 7）。なお引用文中の「局長」は脇屋氏を指す。
- (15) かつて長岡市内に存在した教育業務用の実用化試験局。これについては、脇屋（2000）などが詳しい。
- (16) 送信機は除く。
- (17) 東日本大震災にあたっては、開局した 30 局の臨時災害放送局のうち、10 局が移行型。
- (18) その後 2007 年 11 月に 80.7 MHz へ変更。
- (19) 柏崎市内のコミュニティ放送局「FM ピッカラ」の周波数が 76.3 MHz であることを指す。
- (20) アクションバンド編集部（2005: 7）。
- (21) 松本恭幸（2016: 68-69）など。
- (22) 市村元（2012: 18）などを参照のこと。
- (23) 例えば総務省北海道総合通信局による「臨時災

害放送局の開局等に関する手続き」には、臨時災害放送局における CM 放送について、「免許人は自治体等であるため、コミュニティ FM 局が契約した CM 等を放送することはできません」と明記されている。

- (24) 2004 年 10 月 28 日に開局, 11 月 30 日に閉局。
- (25) 2004 年 11 月 1 日に, 同じ南魚沼郡の大和町と新設合併して南魚沼市となった。
- (26) 総務省消防庁応急対策室 (2013)。
- (27) エフエム雪国編 (2008: 34)。
- (28) 旧新潟県西山町。2005 年 5 月 1 日に柏崎市へ合併編入。
- (29) エフエム雪国編 (2008: 10)。
- (30) 後に登場する小木ノ城無線局のこと。
- (31) エフエム雪国編 (2008: 3)。
- (32) 脇屋 (2013: 22)。
- (33) 総務省信越総合通信局 (2007)。
- (34) 現在の西山町事務所のことを指す。
- (35) 前掲注(18)に関連情報を記載。
- (36) エフエム雪国編 (2008: 11)。
- (37) 渡辺 (2007: 73)。
- (38) 長坂ら (2009: 23)。
- (39) エフエム雪国編 (2008: 15)。

参照・引用文献

- アクションバンド編集部 (2005)「新潟県中越地震で活躍したコミュニティ FM 局」『アクションバンド電波』209 号: 4-9.
- 市村元 (2012)「大震災「臨時災害放送局」の現状と課題 (特集 大震災と被災地メディア)」『月刊民放』42 巻 1 号: 16-21.
- 井上亮 (2005)「減災への改革 被災地企業の戦略 (6) FM ながおか——災害シフト, 地域救う」日本経済新聞 2005 年 2 月 1 日付新潟.
- エフエム雪国編 (2006)『ドキュメント『FM ゆきぐに』・『FM ながおか』は新潟県中越地震をどう伝えたか』JCBA 日本コミュニティ放送協会.
- (2008)『ドキュメント『FM ピッカラ』・『FM ながおか』は新潟県中越沖地震をどう伝えたか』JCBA 信越地区協議会.
- 総務省消防庁 (2009)「平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (確定報)」(2023 年 3 月 10 日取得 <https://www.fdma.go.jp/disaster/info/assets/post335.pdf>).
- 総務省消防庁応急対策室 (2013)「平成 19 年 (2007 年) 新潟県中越沖地震 (確定報)」(2023 年 3 月 10

日取得

<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/assets/post490.pdf>).

総務省信越総合通信局 (2007)「新潟県中越沖地震臨時災害放送局に免許」(2023 年 3 月 10 日取得

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/hodo/h19/070725-04.html>).

総務省情報流通行政局地上放送課 (2019)「地方公共団体等でもテレビ放送による臨時災害放送を行うことができます」(2023 年 3 月 10 日取得

https://www.soumu.go.jp/main_content/000635303.pdf).

総務省北海道総合通信局「臨時災害放送局の開局等に関する手続き」(2023 年 3 月 10 日取得 <https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/rinjisaigai.html>).

長坂俊成・小田淳一・安倍祥 (2009)「柏崎市行政の災害対応と課題」『防災科学技術主要災害調査』42 号: 9-44.

松浦哲郎 (2022)「臨時災害放送局の初開設前後の状況整理と分析——今日的状況との接合を目指して」『龍谷大学社会学部紀要』62 号: 26-35.

松本恭幸 (2016)「市民メディア訪問 臨時災害放送局の開局支援」『マスコミ市民』566 号: 68-71.

メディア総合研究所 (2005)「シンポジウム 災害とコミュニティ放送」『放送レポート』194 号: 28-39.

脇屋雄介 (2000)「日本初の FM 放送局は長岡にあった——長岡教育放送局の歴史をたどって」『長岡郷土史』37 号: 121-143.

—— (2013)「第 42 回 特別賞 FM ながおか, エフエム雪国「コミュニティ FM による新潟県中越地震の一連の報道活動」大震災で生かされた災害放送の原点 (特集「報道活動」の意義を考える)」『Galac=ぎやらく』524 号: 21-23.

渡辺実 (2007)「新潟県中越沖地震のライフライン『FM ピッカラ』——コミュニティ FM が柏崎の被災者を支えた」『近代消防』45 巻 11 号: 72-75.

参考文献

- 天野篤 (2011)「活動報告 日本災害情報学会「廣井賞」」『災害情報』9 号: 200-205.
- 石井彰 (2005)「コミュニティ FM「FM 雪国」「FM ながおか」奮戦記——小さなラジオ局が成しえた被災者への大きな支え」『Galac=ぎやらく』93 号: 26-27.
- 白田裕一郎・長坂俊成・朴元浩 (2009)「地域協働・

- 多メディア連携型での災害時情報集約・配信システムの一提案』『災害情報』7号：63-74.
- 小田桐誠（2005）「コミュニティ FM 局の強みと課題——中越地震シンポジウム「災害とコミュニティ放送局」から」『Aura=アウラ：フジテレビマーケティングレポート』170号：72-75.
- 金山智子（2007）「防災・災害時の取組み」金山智子編著『コミュニティ・メディア——コミュニティ FM が地域をつなぐ』慶應義塾大学出版会, 95-124.
- 株式会社財界にいがた「新潟き業人（FILE 85）FM ながおか 脇屋雄介社長 被災地を奔走する”常在戦場”の長岡魂」『財界にいがた』23巻9号：75-77.
- 神山資将・根立俊恵・坪田知己（2009）「地域情報化の現場から第36回 被災地でライフラインとしての情報をつなぐ——新潟県柏崎市の「FM ピッカラ」が中越沖地震で果たした役割」（2023年3月10日取得 http://www.digitalcore.info/36_fm.html）.
- 紺野望（2010）『コミュニティ FM 進化論——地域活力・地域防災の新たな担い手』株式会社ショパン.
- 鈴木嘉一（2005）「地域 FM 地震被災者への情報提供で活躍 経営安定・出力アップ課題（解説）」読売新聞 2005年3月30日付東京朝刊.
- 千田容嗣・黒川興及（2006）「現場情報コーナー 災害時の情報伝達手段としてのコミュニティ放送局の活用に関する紹介」『新砂防』59巻2号：55-58.
- 日本災害情報学会事務局「第2回メディアセッション（概要）日本災害情報学会第10回学会大会」（2023年3月10日取得 http://www.jasdis.gr.jp/_userdata/05sympo/081026.pdf）.
- 脇屋雄介（2005）「新潟県中越地震とコミュニティ FM——「FM ながおか」の対応（特集1 災害と地域メディア）」『災害情報』3号：12-16.
- （2015）「被災体験から生まれた「コミュニティ FM 局を活用した防災ラジオ」」『危機管理』2015: 65-76.
- 渡辺実（2005）「地震報道は“進化”したのか」『Galac=ぎゃらく』93号：22-25.

Sorting Out and Considering the Situations of Temporary Disaster Broadcasting Stations in response to the Niigataken Chuetsu and Chuetsu-oki Earthquakes

Tetsuo Matsuura

This paper focuses on the three temporary disaster broadcasting stations set up in response to the Niigataken Chuetsu Earthquake in 2004 and the Niigataken Chuetsu-oki Earthquake in 2007. More than a few documents record the situations of those stations, but there are some discrepancies in their content. Therefore, I decided to interview Yusuke Wakiya of FM Nagaoka Broadcasting, who is said to have played an important role in establishing and operating the stations. The interview has provided some confirmations and evidences to help resolve the discrepancies. The system of temporary disaster broadcasting is designed rather flexibly so that it can respond to disasters which are essentially unpredictable. Thus precedent practices have an impact on subsequent interpretations of the system and practices. In that sense, accurate records about these three stations, which were established not long after the temporary disaster broadcasting was systematized, and appropriate consideration based on those records, are still important. I have conducted that I would continue to collect documents and interview the people involved in order to record and consider the situations at that time with more accuracy and in greater detail.

〈調査報告〉

地域社会における潜伏キリシタン関連石碑の 認知状況に関する調査

——石碑のメディア性調査に向けた基礎的評価として——

仲野 純章・松浦 哲郎・岩田 歩実
石田彩夕花・赤澤 瞭介・主島 隆成

要旨：大津波災害の経験や教訓を伝える石碑は「津波伝承知メディア」と称されることがあるように、石碑はメディアの一種と捉えられることがある。しかし、メディア学の観点から、石碑が具体的にどのようなメディア性を有しているのかを詳細に調査・議論されることは多くなく、具体的な調査の方法論自体が確立されていない状況にある。本研究では、奈良県大和郡山市に存在する、キリスト教禁教政策下に行われた宗教弾圧の歴史を今に伝える石碑「浦上四番崩れ流配者記念碑」に焦点を当て、当該石碑が現代の地域社会の中でどのようなメディア性を有しているかについて評価することを最終的に目指している。今回、そうしたメディア性調査に向けた基礎的評価として、地域社会における当該石碑の認知状況を調査し、メディア性調査の方向付けに資することを目的とした。調査は、奈良県立奈良高等学校において、地域社会をテーマとした探究に取り組む科目「地域・生活の科学」を履修する第一学年生徒主体で実施し、オンライン形式のアンケート調査を通じて地域社会における当該石碑に対する認知状況の大まかな把握を試みた。その結果、当該石碑については、キリスト教徒の認知度がとりわけ高いことが示された。こうした結果から、今後、キリスト教徒に対して当該石碑のメディア性調査を優先的にを行い、効率的・効果的な評価・議論に繋げる方向性とした。

1 緒 言

キリスト教禁教政策下の幕末から明治期に行われた宗教弾圧「浦上四番崩れ」の際に長崎市浦上地区の潜伏キリシタン（以下、浦上キリシタン）が流配された地の一つ、奈良県大和郡山市には、図1に示す石碑「浦上四番崩れ流配者記念碑」が存在する。当該石碑は、流配中に亡くなった一部の浦上キリシタンの墓碑が雲幻寺（現：良玄禅寺）に建てられたものを起源とし、流配者子孫からの要望をも受け、1969年に現在地のカトリック大和郡山教会内に移され、記念碑として再構築されたものである。

浦上四番崩れは、九州各地から潜伏キリシタンが集まり住んだ地である浦上地区においてなされた大規模な宗教弾圧の一つであり、1790年の

「浦上一番崩れ」、1842年の「浦上二番崩れ」、1856年の「浦上三番崩れ」に続く、四度目の事件である。浦上四番崩れでは、長崎奉行所が1867年（慶応3年）から浦上キリシタンに棄教を迫り、ほぼ住民全員の約3400人が西日本を中心に全国に流配され、拷問などで600人以上が死亡したとされる。現在の奈良県大和郡山市は、当時、郡山藩の施政下にあり、当地には女性や子供を含む86人が流配され、キリスト教禁教政策に基づいて改心を迫られた。しかし、郡山藩に預けられた浦上キリシタンからは、最終的な改心者は出ておらず、松江藩の98.8%、広島藩の61.0%などという改心率と比較すると全く異なる様相であった。また、改心者の多い藩では、苛烈な取り調べや改心強要がなされたこともあり、概して死亡率も高かったが（大和郡山市、2022）、郡山藩



図1 浦上四番崩れ流配者記念碑（在：大和郡山市）

ではその点でも極めて低い水準であった。こうしたことから、当時の郡山藩の浦上キリシタンに対する扱いは比較的緩やかであったことが窺える。図2, 3には、浦上四番崩れにおける、主要各藩に預けられた浦上キリシタンの改心率比較と死亡率比較を示す（谷山，2020；大和郡山市，2022）。

以上のように、大和郡山市における浦上四番崩れは、キリスト教禁教政策下における宗教弾圧という教訓的な出来事であったと共に、一方では、その中で比較的寛容な姿勢をとった郡山藩の「懐の広さ」が表れた出来事でもあった。先述の浦上四番崩れ流配者記念碑は、こうした大きく二つの側面を有する大和郡山市における浦上キリシタンの歴史を今に伝える貴重な存在といえる。かつて墓碑から記念碑に再構築された趣旨をも考慮すると、現代において、当該石碑が地域社会の中でどのようなメディア性を有しているかについて評価する意義は大きい。

そもそも、石碑はメディアの一種とされることがあり、例えば、大津波災害の経験や教訓を後世に伝える石碑などは「津波伝承知メディア」と称される（佐藤・平川・奥村・今村，2017）。しか

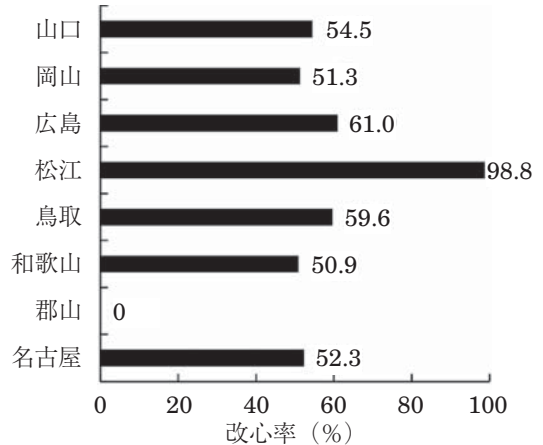


図2 浦上四番崩れにおいて主要各藩に預けられた浦上キリシタンの改心率比較

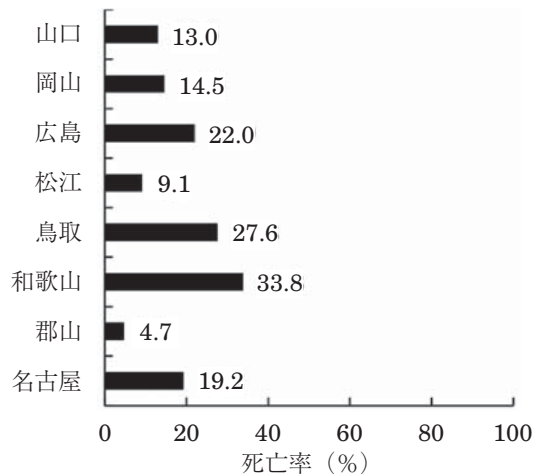


図3 浦上四番崩れにおいて主要各藩に預けられた浦上キリシタンの死亡率比較

し、メディア学の観点から、石碑が具体的にどのようなメディア性を有しているのかを詳細に調査し、それに基づいて議論されることは多くない。前野は、文字の刻まれた石碑だけでなく、その写真、スケッチ、拓本などをいずれもメディアと呼んだ上で、「碑文を文字史料として認識し、テキストに書かれた情報を読むこと」に重点が置かれた研究は多くなされてきたが、「碑文の存在そのものが発する意味」という側面ではあまり注意が払われてこなかったと指摘している（前野，2001）。このように、石碑のメディア性については、それを調査するための方法論自体が確立され

ていない状況にある。

そこで、今回、浦上四番崩れ流配者記念碑のメディア性調査に向けた基礎的評価として、地域社会における当該石碑の認知状況を調査し、メディア性調査の方向付けに資することを目的とした。本稿では、その概要について報告する。

2 方 法

奈良県立奈良高等学校では、独自の学校設定科目として「地域・生活の科学」が第一学年生徒全員に向けて開設されている。これは、「地域社会をテーマとした探究」にグループ単位で取り組む科目であり、これまで、自然・科学分野から歴史・文化分野に至るまでの多彩なテーマが設定され、積極的に探究活動が展開されてきた。しかし、その一方で、新規性の薄いものや調べ学習に終始するもの、内容的に稚拙なものも散見され、活動水準の底上げが課題となっていた。こうした中、「地域・生活の科学」に携わる生徒・教員双方に意識改革を促す一つのモデルケースの構築を目指して、新たな「STEAM 教育視点を意識した地域連携型の探究活動」を企画し、参画希望生徒を募った上で教育実践を進めた（仲野，2022；仲野・米田・上梶・松浦，2023）。今回の調査は、こうして形成された生徒グループ（構成：女子2人，男子2人）が主体となって実施した多面的調査の一部としてなされたものである。ここでは、調査の背景、目的、回答方法、回答期日、及び問合せ先を記した A4 版用紙（以下、調査用紙）を配布する形で調査を行った。また、質問項目の提示とそれへの回答はオンライン上の専用フォーム（以下、調査フォーム）を通じてできるようにし、調査用紙に調査フォームの URL を QR コードで示した。具体的な質問項目や配布方法は、後述の通りである。

2.1 質問項目

以下の質問項目（1）～（5）を通じて、地域社会における浦上四番崩れ流配者記念碑に対する認知状況の大まかな把握を試みた。

（1）浦上四番崩れ流配者記念碑から居住地まで

の距離

- （2）キリスト教徒か
- （3）浦上四番崩れ流配者記念碑を知っているか
- （4）浦上四番崩れ流配者記念碑を直接見たことがあるか
- （5）浦上四番崩れ流配者記念碑を知っている場合、何を通して知ったか（「直接見た」以外）

ここで、質問項目（1）に関しては、地図上に当該石碑を中心とする異なる半径の同心円を複数描画し、回答者の居住地がどの区分に属するかを選択できる形式とした。このとき設定した回答用選択肢は、当該石碑から 0.1, 0.2, 0.3, 0.5, 1.0 km 圏内の 5 種類（いずれも大和郡山市内）に加え、1.0 km 圏外の大和郡山市内、大和郡山市外の奈良県内、奈良県外の合計 8 種類とした。また、質問項目（3）については、当該石碑の写真を示した上で問うた。質問項目（5）に関しては、考えられる候補の選択肢をあらかじめ複数用意すると共に、該当の選択肢がない場合に記述回答できる選択肢をも用意し、複数選択で回答を求めた。

2.2 配布方法

以下 3 通りの方法で調査用紙を配布した。まず、奈良県立奈良高等学校（奈良市朱雀）に所属する全生徒 1094 人に対し、2022 年 12 月 14 日に配布した。これは、奈良県内の幅広い地区に居住している生徒が属している当該校の特性を考慮してのことである。なお、調査用紙には、家族や知人など、身近な関係者にも回答の協力を呼びかける文言を付記し、居住地の面だけでなく、年齢的な面でも極力多様な回答者からの回答を期待した。また、2022 年 12 月 7 日、大和郡山市の中心部に位置する近鉄郡山駅（大和郡山市南郡山町）においても調査用紙を無作為に配布した。更に、カトリック大和郡山教会にも 2022 年 12 月 7 日に調査用紙を渡し、可能な限りの調査協力を求めた。

なお、いずれの配布方法においても、回答期限は 2022 年 12 月 18 日 17 時までとした。

3 結果と考察

質問項目 (1)～(5) を通じて得られた結果の特徴について、以下の各観点から述べる。

3.1 回答者の居住地分布とキリスト教信仰状況

回答期間に 204 人から回答を得た（有効回答数：204）。表 1 には、回答者の居住地分布を示す。表 1 に示すように、回答者の大半は浦上四番崩れ流配者記念碑から比較的離れた場所に居住していた。

一方、回答者のキリスト教信仰状況としては、キリスト教徒である者が 57 人、キリスト教徒でない者が 147 人という内訳であり、キリスト教徒率は 27.9% であった。

表 1 回答者の居住地分布 (n = 204)

居住地	内訳, %
浦上四番崩れ流配者記念碑から 0.1 km 圏内	0.5
浦上四番崩れ流配者記念碑から 0.2 km 圏内	0.5
浦上四番崩れ流配者記念碑から 0.3 km 圏内	0.5
浦上四番崩れ流配者記念碑から 0.5 km 圏内	0.5
浦上四番崩れ流配者記念碑から 1.0 km 圏内	2.5
大和郡山市内（上記圏外）	7.8
奈良県内（大和郡山市外）	84.8
奈良県外	2.9

3.2 回答者の認知状況

図 4 に浦上四番崩れ流配者記念碑を知っているか否かに関する回答状況を示す。当該石碑を知っているとする回答者は 30.4%（62 人）に留まるものの、その大半はキリスト教徒であり、83.9%（52 人）に上る。一方、当該石碑を知らないとする回答者は 69.6%（142 人）に上るものの、このうちキリスト教徒は非常に少なく、3.5%（5 人）に過ぎない。こうした結果から、キリスト教徒には当該石碑の存在が広く知られている実態が明らかとなった。

図 5 に浦上四番崩れ流配者記念碑を直接見たことがあるか否かに関する回答状況を示す。当該石碑を見たことがあるとする回答者は 27.5%（56 人）に留まるものの、その大半はやはりキリスト教徒であり、87.5%（49 人）に上る。一方、当該

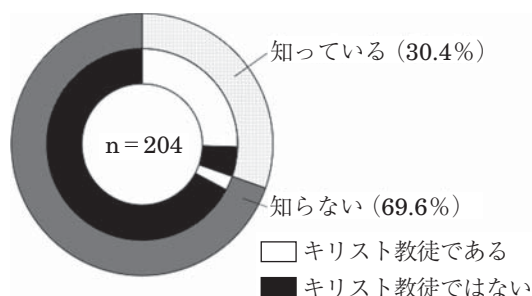


図 4 浦上四番崩れ流配者記念碑を知っているか否かに関する回答状況

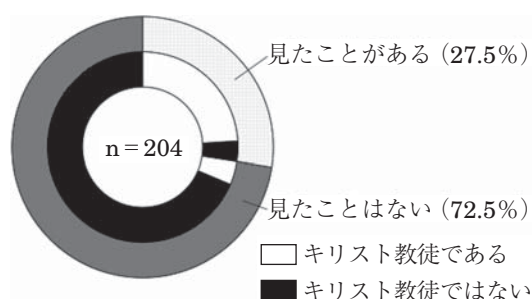


図 5 浦上四番崩れ流配者記念碑を直接見たことがあるか否かに関する回答状況

石碑を見たことがないとする回答者は 72.5%（148 人）に上るものの、このうちキリスト教徒はやはり非常に少なく、5.4%（8 人）に過ぎない。こうした結果から、キリスト教徒においては、多くの者が当該石碑の存在を知っているだけでなく、直接目にした経験を有しているということが明らかとなった。

なお、浦上四番崩れ流配者記念碑を知っている場合に何を通して知ったかについては、「直接見た」以外では大きく人的媒体と非人的媒体に分類され、このうち、人的媒体では、「知り合いから聞いた」「家族から聞いた」などが挙げられた。一方、非人的媒体では、「Google map」「インターネット上の関連サイト」などといったデジタル媒体や「新聞」「書籍」「大和郡山市観光協会発行の市内観光地図」などといった紙媒体が挙げられた。

4 メディア性調査の方向性

今回、浦上四番崩れ流配者記念碑について、キリスト教徒の認知度がとりわけ高いことが示され

た。メディア性調査の方法論が確立されていない中、今後、こうしたキリスト教徒に対して優先的にメディア性調査を試みることで、効率的・効果的な評価・議論が期待される。ただし、メディア性調査における調査項目については、今後、十分な検討が必要である。

5 結言と今後の課題

今回、奈良県大和郡山市にある石碑「浦上四番崩れ流配者記念碑」に焦点を当て、当該石碑が地域社会の中でどのようなメディア性を有しているかを調査していくための基礎的評価として、地域社会における当該石碑の認知状況を調査した。その結果、当該石碑については、キリスト教徒の認知度がとりわけ高いことが示された。こうした結果から、今後、キリスト教徒に対して当該石碑のメディア性調査を優先的にを行い、効率的・効果的な評価・議論に繋げる方向性とした。なお、具体的にどのような調査項目を準備してメディア性調査を実施するかについての検討は、今後の課題である。

謝辞

大和郡山市役所、大和郡山市観光協会、カトリック大和郡山教会には、本調査に対して多大なるご協

力を頂いた。ここに記して、感謝の意を表する。

参考文献

- 前野弘志（2001）「古代ギリシア語碑文研究のメディア」『西洋史学報』第28号，94-101.
- 仲野純章（2022）「地域に潜む技術シーズを絡めた探究活動－「浦上四番崩れ流配者記念碑」に対する多面的調査の企画－」『日本理科教育学会近畿支部大会（大阪大会）発表論文集』27.
- 仲野純章・米田敬司・上梶英之・松浦哲郎（2023）「STEAM教育視点を意識した地域連携型の探究活動－浦上四番崩れ流配者記念碑を題材とした多面的調査の教育実践－」『奈良高等学校実践論集』第1号，3-8.
- 佐藤翔輔・平川雄太・奥村誠・今村文彦（2017）「津波伝承知メディアによる人的被害低減効果の統計的分析－東日本大震災で被災した岩手県・宮城県における津波碑と津波由来地名に着目して－」『土木学会論文集B2（海岸工学）』第73巻，第2号，I_1525-I_1530.
- 谷山正道（2020）「浦上キリシタンの配流と郡山」『奈良県立同和問題関係史料センター研究紀要』第24号，1-32.
- 大和郡山市（2022）「浦上キリシタンの配流」『平和のシンボル，金魚が泳ぐ城下町：郡山の歴史と文化』277-283.

〈調査報告〉

イギリスにおける食器洗い乾燥機導入と家事労働との関係

—— 1960年代から1970年代初頭の新聞広告分析 ——

渡 辺 め ぐ み

1. はじめに

一般に食器洗い乾燥機（以下食洗機とする）の普及率は欧米において7割程度とも言われている。ヨーロッパ主要国に限ってみてもやはり、およそ7割程度の普及率とみられている⁽¹⁾。しかしながらこのなかにあつて例外的にイギリスにおける普及率は比較的低く、Energy Follow-Up Survey 2011によれば普及率は41%⁽²⁾、所有率は所得と強く関連し、必需品というより「贅沢品」とみなされていると分析している。現在でも普及率はせいぜい5割程度かそれ以下とみられる⁽³⁾。なお、同じアングロサクソンのアメリカでは2015年に約7割弱の普及率というデータがある⁽⁴⁾。

では、なぜ他のヨーロッパ諸国と比較した時にイギリスの食洗機普及率は低いのだろうか。この問いに答えることは困難であるが、本稿ではその端緒としてまず、1960年代から1970年代初頭までのイギリスの中間層における食洗機普及のプロセスと家事労働との関係をみていくこととする。具体的には、1960～70年代の国産食洗機の新聞広告をとりあげ、イギリスにおいて皿洗いという家事と食洗機がどのように捉えられてきたのかを描き出すことを試みる。

また、これまで、コーワン（1983=2010）を始めとして、家事テクノロジーと家事労働の研究がおこなわれてきており、家電の普及が家事労働時間を短縮あるいは女性の自由時間や就労時間を増加させるという単純な関係ではないことが議論されてきている。本報告はこれらの先行研究を補強するものとなるだろう⁽⁵⁾。

2. 家事テクノロジーと女性の家事労働との関係

2-1. 家事テクノロジーと家事労働時間の関係

先に述べたように、新しい家事テクノロジーの導入は家事労働時間の短縮と単純に結びつかない。ガーシュニイによれば、1960年代ヨーロッパにおける家事テクノロジーの向上によって家事の水準が高まり、かえって家事労働時間が増加するという「家事労働のパラドックス」がみられたものの、その機器の生産性が向上することにより家事労働時間は減少した。さらにイギリスにおいては、階級の違いによって異なるインパクトを与えた。1930年代の中間層の主婦は使用人がいたことにより労働者階級の主婦の全家事労働時間の半分ほどしか家事を行っていなかった。しかしこれらの家庭から家事使用人がいなくなることで、主婦が新たな家事テクノロジーを用いて自ら家事を行うようになっていったため、労働者階級の主婦よりも急激な家事労働時間の増加がみられたのである（ガーシュニイ 1984=1989）。本稿で取り上げる食洗機の普及もまさにこのような家事使用人とのトレードオフの関係で普及すべきものであったが、現実にはイギリスにおいて、洗濯機のようには普及しなかったのである。

コーワンによれば、アメリカの工業化のプロセスにおいて、男性が家内で行っていた仕事が工業化され消滅し、生活水準を落とさずに賃労働に振り向けられた一方で、女性にとっては家族に安楽な生活をもたらすためにむしろ家事が増加したという。アメリカでも家事使用人による生活水準の維持がなされていたが、新たな家事テクノロジーの登場により家事使用人が必要なくなった

というよりはむしろイデオロギー的な理由、すなわち家事は苦しいチョア⁶⁾から主婦の個性と家族への愛情の表現へと転換した。大戦期にはむしろ家事テクノロジーの向上は生活の向上に役立つとして取り入れられ、戦後には相当に豊かな家庭においても家事労働は主婦が行うこととなった(コーワン 1983=2010)。

器具類が特によくそろっている家庭では、男は家事を少ししかしない。それは、男が、家事はいやな労働ではないと信じているだけでなく、そろえた家庭器具が、両性のうち男がすべきはずの家事のチョアをなくしてしまったと信じているからである。ディスポザーのある家庭でも、外へ出しておかなければならない少量のゴミがある(こういうゴミがどうしても残る)。男は、こういうゴミを片づけない。皿洗い機がある家では、男は前は自発的に手伝っていたのに皿洗いをやめてしまう。(略)洗濯機と皿洗い機の出現で、男と子供たちがしていたチョアは消失し、洗濯女などの補助労働者もいなくなった(コーワン 1983=2010: 217)。

つまり近代家族において、家事・育児の担当者としての主婦像が確立し、女性は家電を始めとする機器類のユーザーとして固定されたのである。アメリカにおいては、それまで洗いあがった皿を布巾で拭くといった男性の手伝いは、皿洗いの導入とともに消滅することになった。ここで注意すべきは男性がそう「信じているから」ということであり、家事労働配分にはジェンダーに基づくポリティクスが潜んでいる。では、アメリカでは男性が皿洗いの手伝いをしていたからこそ食洗機の導入が早まったのかといえるだろうか。次にイギリスの皿洗いの分担等についてみていくこととする。

2-2. 1960 年代イギリスにおける皿洗いの実態

では、食洗機の普及が始まった当時、1960 年代前半のイギリスにおける家事労働の分担状況はどのようなであったのだろうか。ギャブロンによれ

ば、中間層において、「夫妻の 21% がごく自然に家事を分担し、夫はアイロンかけからおむつ洗い、掃除から料理に至るまで一切の必要な家庭の雑用を行っていた」、「さらに夫の 44% は週末のベッドづくりや夕食後の皿洗いのような特定の仕事をいつも当然のこととして受け持っていた」(ギャブロン 1966=1970: 122) という。逆に、夫の 19% は皿洗い以外は何もしようとしなかったということであるから、実は多くの男性が「皿拭き」を担当していたことを意味する。したがって、1960 年代前半において、少なくとも男性の多くが皿洗いの手伝いをしていたにもかかわらず、アメリカのように食洗機の普及は進まなかった。つまり「男性が関与する家事から家電導入が進む」とかというそう単純でもないと言える。

また、皿洗いについて、女性の意識はどのようなものであっただろうか。オークレーによれば、1970 年代初頭の中間層・労働者階級の女性を対象とした調査において、「嫌い」と回答した人が最も多いのはアイロンがけ、次に皿洗いだった。なかでも元ファッションモデル女性への聞き取りでは、「大きらい。ぞっとします。油で汚れたものをもってうろつきまわるのはとてもがまみできません」という回答を得ている(オークレー 1974=1980)。アイロンがけは電化されても省力化ができない作業であるが、皿洗いは食洗機の導入により大幅に手間を削減できる。にもかかわらず、女性が皿洗いを嫌うことが、食洗機の普及には結びつかなかった。

では次節以降、イギリスにおける皿洗いという家事労働と食洗機はどのように捉えられていたのか、食洗機広告から分析していくこととする。

3. 食洗機の広告概要

3-1. Colston の食洗機広告

本稿で取り上げるのは、ガーディアンとタイムスにおける Colston の食洗機の広告である。ガーディアンの日曜版のオブザーバーもこれに含む。これらにおいては、イギリス産第一号であるこの食洗機について多くの広告が出されており、当時の中間層における皿洗いと食洗機について多くを語っている。広告が出されていたのは 1960 年代

いてのレビューを行っている。この記事は「皿洗いは家事の中でも最もおぞましい (detestable) 仕事」であると冒頭で述べる一方、食洗機に厳しい評価を下している。コストのわりに「2つのシンクとたくさんのお湯が使える場合には(食洗機を持つことの)優位性はわずかだ」と述べ、さらにイギリス産の食洗機は一般に上から食器を入れる型で、フロント開きの外国産に較べて品質が良くないという海外の消費者組織の評価を引用している⁽⁸⁾。しかし発売されたばかりの Colston 機はフロント開きで、この指摘に当てはまるのかは疑問であるが、同記事には Colston の食洗機の写真が用いられており、Colston にフェアなものとは言えなかった。

1961年には、High Wycombe の食洗機工場の生産を3倍にする拡張工事が完了した⁽⁹⁾。

また同年、Rolls Razor と Colston が合併した⁽¹⁰⁾。1963年2月には、Charles Colston 卿が Rolls Razor の取締役を辞任し、Rolls-Colston Appliances の製造・販売・管理の責任者となり開発に携わり続けることになったが⁽¹¹⁾、年末には再び取締役に戻することを受け入れた⁽¹²⁾。同年11月のオブザーバーの“Cash down sink is an investment”という記事で、Charles Colston 卿と息子の Michael Colston 氏は、9年間、食洗機を英国に普及させるために苦心しており、広告費は将来への投資であると述べている⁽¹³⁾。同年12月には、Colston Appliances の会長である Charles Colston 卿が、払込資本を250,000ポンドから350,000ポンドへと増やし、食洗機の売り上げは記録的なレベルであるとプレスリリースした⁽¹⁴⁾。

1964年、Michael Colston 氏は、イギリス女性が食洗機を受け入れるのは遅く、最近まではトップインカムグループのみが購入していたが、市場は広がる兆しがあると述べた⁽¹⁵⁾。同11月には、1964年をあと6週間残し、Colston の食洗機売り上げが前年の全英の食洗機産業全体の売り上げを超えたことや、前週より7%売り上げが増加し、前年同時期より97%の売り上げ増であることが報告された⁽¹⁶⁾。

1969年には、Colston Appliance の会長となった Michael Colston 氏が、食洗機普及のブレイク

スルーという父親の夢を継続することとなった⁽¹⁷⁾。

しかしながら、1970年に至っても全英の食洗機普及率が1~2%と普及せず⁽¹⁸⁾、‘The great dishwasher dilemma’ という記事においては、イギリスに電動食洗機が導入されて10年以上になり、ドイツ、イタリア、アメリカでは、年間200万台を売り上げているが、イギリスでは1969年に23000台であったと報告されている⁽¹⁹⁾。この記事に対して Bendix の食洗機ユーザーの読者から、アメリカの食洗機はほぼ故障しないがイギリスのメンテナンスサービスに問題があるので食洗機が売れないのだという投稿があった⁽²⁰⁾。これに対して読者から再度反響があり、全体的にメンテナンスサービスに問題があるという声が多いが、Colston のサービスは良いとの評価もあった⁽²¹⁾。なお同年初頭、物品税が下がるという噂により買い控えが起こり、Colston は物品税が実際に下がった場合に£10を返金するバウチャーを配布している⁽²²⁾。

1971年5月、オブザーバーの‘INDOORS’という記事においてイギリスの食洗機市場のレビューが行われており、イギリスの食洗機産業による The Dishwasher Development Council が設立されたことに言及されている⁽²³⁾。

1972年1月、ガーディアン の‘WOMEN’S GUARDIAN What price servicing?’ という家電製品のサービスについての記事では、食洗機は車のように定期的なメンテナンスが必要という Colston の見解が引用され、Colston のサービスに対する高い評価がなされた⁽²⁴⁾。また‘The scandal of the consumer society’ という記事では、Colston の食洗機は10~20年の耐久年数があるとし、その間部品をキープすることを検討していると報告された⁽²⁵⁾。さらに、‘A Middle class boom but for how long?’ という記事においては、Michael Colston 氏は、ミドルクラスブームにより食洗機の売り上げは100%増になるだろうと楽観的な見通しを語っている⁽²⁶⁾。3月にはガーディアンに“A GUARDIAN SPECIAL DISHWASHERS”という食洗機産業の共同の広告が掲載され、Colston によれば、イギリスの1972年の食洗機の売り上

げは 50,000 台で、1973 年には倍増すると述べた。さらに若年層だけでなく中年、高齢層に普及しつつあるとしている⁽²⁷⁾。

また、1973 年イギリスが EC に加盟し、1975 年には国民投票が行われたが、1975 年のガーディアンに ‘Antis’ threaten to unmask Market multinationals という記事が掲載され、共同体からの離脱キャンペーンにて、Colston が欧州に投資する多国籍企業だとして批判されていると述べた⁽²⁸⁾。これに対し、Michael Colston 氏は、離脱論者は「輸入を促進して国内産業を弱体化させる」電化製品の VAT を軽減するよう働きかけよと反撃している⁽²⁹⁾。

1979 年 1 月には “Colston sells out” のタイトルが踊り、Colston が家電製品ビジネスをイタリアの Merloni Group に売却したことが報じられた。ただし Merloni はイギリスに子会社を設立し、Colston の Durham の工場に投資して、Ariston の名前で家電の製造を行うこととなった⁽³⁰⁾。

4. 分 析

4-1. Colston 広告からみる製造・販売等の概要

ガーディアン（含オブザーバー）における最初の Colston 機のクーポン付き広告は 1961 年である。食洗機のイラストと機能を簡潔に述べたものであった。完全自動で、洗浄、2 回のすすぎ、乾燥まで行。一括払いで 95 ギニー、割賦販売も行っていた。クーポンには、パンフレット希望、デモンストレーションの希望、近隣のディーラーでのデモンストレーション希望の 3 つを選択して郵送するものであった⁽³¹⁾。

1962 年にはガーディアン、タイムスともにユーザーである女性の皿洗いの労苦などに言及する記事風の広告が掲載され始めた。1962 年の広告は Rolls-Colston の De Luxe Model でいったん 49 ギニーに値下げしているが⁽³²⁾、ほどなく 69 ギニーに値上げしている⁽³³⁾。その後同年 7 月 2 日のタイムスの広告では Rolls-Colston Mk. IV に機種変更があり、価格は 75 ギニーとなり⁽³⁴⁾、しばらく安定することになる。

1964 年 4 月のオブザーバーの広告では、‘SHOULD ADVERTISING ENTERTAIN?’ という



図 3 ポータブルから次第にビルトインに移行する
(The Observer, Oct 7, 1973, p.31)

記事広告で、商品の情報のみの広告と、エンターテインメント要素がある記事風の広告とどちらがいいのかという問いを投げかけている⁽³⁵⁾。同年、タイムス 7 月の広告では、郵便局のストライキのため、郵便によるクーポン販売が難しくなり、電話でコレクトコールをかけられるように指定している⁽³⁶⁾。

1965 年には、購入義務のないデモンストレーション開始の広告が打たれた⁽³⁷⁾。この年以降、次第に価格が上がっていく。1966 年 9 月のタイムスの広告では、新機種の Turbo-Jet が登場し、タービン式で騒音が改善され、皿やカトラリー、100 アイテムを洗浄できるようになった⁽³⁸⁾。1967 年 4 月にはガーディアンに、Colston Aristocrat (110 ギニー) の広告が開始された⁽³⁹⁾。1972 年秋からは、Colston Jetstream 747 が登場し⁽⁴⁰⁾、1973 年を境に、従来のようなスタイルの物語付き・記事広告は消えていく（図 3 参照）。

4-2. 広告分析

以下、物語付き広告及び記事広告から一部を抜粋して主に家事労働との関係から分析を行っていく。

4-2-1. 広告のターゲット

1962 年 6 月のオブザーバーでは ‘A fair deal for

wives' というタイトルの物語付き広告で次のように語りかける。なお、以下〔 〕内は筆者による補足である。

妻たちが〔夫に〕ディナーに連れて行ってもらうことを楽しんでいるのは事実である。また、次のことも事実であり、多くの淑女が同意するところである——自宅で楽しむこともまた、かなりの満足があるものだ。また女主人にとっては、家でおもてなしをして、ゲストに心から「素晴らしい夕方をありがとう」とお礼を言われることが無上の喜びであるはずである一方、多くの労力がかかること、なかでも皿洗いが最悪であること⁽⁴¹⁾。

この記事広告に類して、‘WHEN THE LAST GUEST HAS GONE’では、このようなおもてなしが「週に2回であれ月に2回であれ」と述べられており⁽⁴²⁾、当時の富裕層ではかなり頻繁に行われ、その都度大量の洗い物があつたとみられる。

また、1962年11月のタイムスの記事広告は‘WHERE DO DREAMS GO WHEN YOU’VE WOKEN UP?’というタイトルで、食洗機のターゲットが明らかにされている⁽⁴³⁾。

あなたは有閑夫人になりたかっただろうか。たぶんそうではないだろうが、将来有望な専門職の夫と結婚したときにはそういう夢を持っていたはずだ。あなたは、オペラ座の最前列で人びとの注目を集めるエレガントな人物になるつもりではなかったか。(略)専門職の夫を持てばそうした夢を持つことは自然である。彼は社会の中で重要なメンバーであり、あなたもそれに見合ったイメージを維持しているはずだ！しかし、そのような夢はどれだけ叶っただろうか。(略)

私は「結構です」といって引き下がりません。なぜならあなたが、家事が人生の大半を占めているという古い習慣にとらわれているように喜んで賭けるからです。例えば皿洗いに⁽⁴⁴⁾。

食洗機のターゲットとなるのは、専門的職業にについている夫の妻であることがわかる。しかしこの時代、そのような職業の妻であっても、大半は「有閑夫人」ではなく自ら家事をしなければならなくなっていた。

4-2-2. 省力化と時短

1962年、オブザーバーに‘Your wife spends 500 hours a year washing up!’というタイトルで、積みあがった皿の隣で皿洗いをする女性と大きな時計の写真が提示され、次のようなコメントが付された。「もし皿洗い仕事を永久追放することができたら、一日に何度も感謝するでしょう」⁽⁴⁵⁾。この物語付き広告では、1年に500時間(1日あたり約1時間半、3回の食事とすると1回30分)という見積もりで、夫に妻の皿洗いの労苦を取り除くことを勧めている。こうした日々の労働をより大きい時間単位で積算して訴える方法は、日本の高度経済成長期に家電販売を行った山田省吾氏の「5人家族の奥様は1年に象1頭を丸洗いしている」という口上や、富士電機洗濯機広告「洗濯に毎日2時間かかると一か月に60時間になります」というコピーと似ている(山田1983)。

次に1962年4月～5月、‘THE INTELLIGENT WOMAN’S GUIDE TO DISHWASHING’というタイトルの記事広告が、タイムスを皮切りに2本、ガーディアンに3本掲載された。この記事の書き出しは次の通りである。

(あなたが知ったら興味深いと思うかもしれませんが)殆どの女性は機械式の台所補助器具に罪悪感を覚えています。そのような女性たちにとって、退屈な雑用(dreary routine chore)に時間を割かないのは罪深い贅沢(a sinful luxury)なのです。ゆえにあなたの質問にお答えする前に、あなたに質問をします。この質問です。「あなたは洗い物が好きですか」。もしあなたの答えが「はい」ならば、ここで読むのをやめてください。新婚旅行の後に連絡してください。もし答えが、いいえ、いいえ、いいえ、いいえ〔大文字〕、ならばこの続きを読んでください⁽⁴⁶⁾。

ここから女性が洗濯機などの時短家電に抵抗を示してきたという認識が浮かび上がる。また、既婚女性はすべからく皿洗いが嫌いであり、皿洗いが好きだという人はまだ独身でその労苦を知らないのだ、と述べているのである。これは先述のオークレー（1974=1980）の調査において皿洗いを嫌う女性が多かったこととも一致している。この広告はさらに、食洗機の利点をこう述べる。

平均的なイギリスの主婦は、1年間に10万個の食器を洗い、すすぎ、拭いて、そして毎年45日を不要な皿洗いに費やしている。45日とははなんと無駄だろうか！45日あれば外国語を独習したり関心のある科目の講義を取ったりすることもできる。そして夫から永遠の感謝を勝ち取ることができる⁽⁴⁷⁾。

平均的なイギリスの主婦は「1年間に10万個の食器を洗い、すすぎ、拭いている」というのを1日当りに換算すると約274点である。朝昼晩の食事とお茶を入れて1日4回としても、1回あたり68.5点となる。世帯人数にもよるが皿やティーカップだけでなくカトラリーを入れてもやや大げさな見積もりである。また、「毎年45日を不要な皿洗いに費やしている」としているが、前回広告では1年間あたり500時間と見積もっていたので、主婦は1日約11時間労働という計算となる。そして「45日あれば外国語を独習したり関心のある科目の講義を取ったりすることもできる」し、それによって「夫から永遠の感謝の念を勝ち取ることができる」と提案している。このこともまた山田（1983）で示されている富士電機の広告「洗濯しながら本がよめる」、芝浦電機洗濯機広告の「主婦の読書時間はどうしてつくるか」といったコピーと似ている。山田は、家事時間の短縮によって「もっと教養や自己を充実させるために使われると思っていました」と述懐している。ここからは、当時の男性による「主婦は教養を身に着けるべき」という考え方が共通して窺われる。Colstonの広告ではさらに、「妻は（エリート）の夫を知的な会話によって楽しませるべき」という価値観が示されている。

同様のスタイルで、タイムスの記事広告では、‘ONE TWELFTH OF ALMOST EVERY MOTHER’S LIFE IS WASHED AWAY WITH THE DISHWATER’ というタイトルで、次の3つの例を挙げる。

20人に1人の清掃員が公営住宅の外に新しい車を停めている・・・爵位のある10人に1人の女性が万引きで有罪判決を受けている・・・10人に9人のミドルクラスの妻が毎年ほぼ1か月を皿洗いに費やしている⁽⁴⁸⁾。

3つの一見あり得ない例のなかで、実は事実であるのが3番目というわけだ。この広告では、その根拠として、1日4回の食事あたり20分の皿洗い（すすぎ、拭き、も含む）と、その間の軽食、子供の飲み物、来客へのクッキーとコーヒー（biscuits-and-coffee）などを15分とし、「1日95分、1年34,675分」となり、1日24時間では25日分、就業日で50日としている。「ほとんどの母親の人生の12分の1が排水溝に流れている」（goes down the drain）と強調し、皿洗いに費やされる労働時間がいかに長く、無駄であるかと主張している。この広告が前回と異なるのは、‘For the first time you can relax with the rest of the family after meals’ という点で、「食事の後に家族とゆっくり過ごす」ことを提案していることであった。

しかしながら、「家事労働のパラドックス」という現象とともに機器が導入されてきたという経過から考えても、省力化や時短という目的が食洗機の導入にダイレクトに結びつくというわけではない。とはいえ時短によってさらに主婦としての仕事をグレードアップしようという提案は繰り返されていく。つまり女性の主婦役割を固定したうえで、妻として／母としてよりよい役割を果たすことを提案するという形をとっていくのである。

1962年7月、10月のタイムスでも、Nicola Jane Williams というおそらくは架空の女性記者の署名記事風の記事広告として、‘HONESTLY NOW, DO YOU RUN A SUCCESSFUL HOME?’

というタイトルで、妻の家庭運営の良し悪しと男性の職業的成功が結び付けて語られる。

あなたの家庭運営はうまく行っていますか。あなたの家庭運営は、ご主人の仕事のようによく行っていますか。ある精神科医によると、仕事やビジネスでの男性の成功は、しばしば妻の家庭運営の成功具合から測れるそうです。彼は、どちらか一方の成功が、常に他方に反映すると主張までしていますが、あなたの夫がたまたま外交官であるとかあるいは閣僚になろうかと競争しているという場合ならばともかく、そのような考えは行き過ぎていると思われます。

たいてい、この種の銜学的な物言いは一日中私をイライラさせるのですが、この時は、私自身の家庭がいつも思い描いてきたほどには円滑に運営されていないのではないかとこの不安な気持ちに取り残されました。

成功するカギは、一日のあらゆる時間を最大限に活用することです。それがたとえ単なるリラックスタイムであっても⁽⁴⁹⁾。

この広告は、いったんは妻の「内助の功」を否定するかのように見せながら、妻が食洗機でリラックスタイムを作ること、夫の社会的成功につながるかもしれないと示唆するのである。

1962年9月16日付のオブザーバーの再び Nicola Jane Williams の記事風の物語付き広告 ‘IS THIS THE FIRST HONEST ADVERTISEMENT YOU’VE EVER READ?’ というタイトルで、やはり女性が皿洗いをするに義務を見出していることに触れている。

実際、別の見方をしてみると、あなたの人生のうち毎日2時間を見放しにしてよいのでしょうか。他に良い時間の使い方は無いのでしょうか。1日2時間、〔皿洗いに費やすのが〕主婦の本分として重要だと思うなら、なおその本文を果たすこともできる。たくさん手紙を書くこともできるし、18か月前に編み始めた古風な敷物を仕上げることもできる。あ

るいはもちろん、楽しく過ごしたり、勉強したり、楽器を練習したりしてもよい⁽⁵⁰⁾。

皿洗いの代替として提案されているのは、前半はやや趣味的・クリエイティブな家事であるが、後半は自分の楽しみ、教養である。

1962年10月には、ガーディアンとタイムスに、やはり Gillian Kemp という架空と思われる名前の記事広告 ‘HOW TO WIN TWENTY-FIVE DAYS A YEAR’ で、1年のうち25日をどう有効活用するかという提案がされている。

ただ考えてみてください、あなたが彼らに何ができるかを考えてみてください。まだ始めている刺繍のこと、子どもたちに本を読む時間のこと、子どもたちの人形のドレスを作ったり、あなたと一緒にいることを喜ぶであろう寂しい誰かを訪問したりすることを考えてみてください。夕食後、子どもたちが眠って、食洗機が排水版の上で順調に運転している (purring away happily) 間に、夫と過ごす一日で最も楽しい時間のことを考えてみてください⁽⁵¹⁾。

趣味的な家事、子供の世話、そして友人と過ごすこと、それから夫との時間と、全体的には非常に家庭的な主婦像を提案しているのである。

1962年12月のタイムスの再び Nicola Jane Williams による物語付き広告 ‘MORE WIVES PUT A STOP TO THE LOST HOURS’ では、小見出しに ‘HOW MUCH IS 1/12th of a wife worth’ とあり、主婦の価値について述べている⁽⁵²⁾。

良き妻の人生が値段の付けられないほど高価なものだとすると、その12分の1はいくらになるだろうか。この質問は、小学校卒業レベル (11-plus level) ですらない質問である。子どもが2人以上の母が労働時間の12分の1を皿洗いに費やしているという事実をお忘れなく。ボタンを押すだけ完全自動の食洗機である新型 Rolls-Colston Mark IV が自明な答えであるに違いない。

こんにち Rolls-Colston を購入または購入を考えている女性のタイプは、(販売記録によれば) 法廷弁護士、実業家、会計士、外科医または医師、ジャーナリスト、俳優、おそらく技術者の妻が多い。手短かに言えば、夫のために、分別があり機知に富んだ女性である⁽⁵³⁾。

ここでは単純に家事の外注費用や主婦の逸失利益ではなく、「良き妻」の価値は測れないものと述べている。また、この食洗機の購入層は専門職家庭であることはすでに述べられていたが、ここでは具体的に職業名が並んでいる。そしてこうした専門職の妻は、夫の職業的地位に見合った能力を磨き、その結果食洗機を所有するという賢明な判断を下す、と言いたいのである。

4-2-3. 家事使用人の減少と主婦の確立、そして女性労働者との対比

主婦＝家事担当者という図式が広告では繰り返して現れてくる。まず、家事使用人の減少により、主婦が「何でも屋」になっていくことが描かれている。

1963年4月のタイムスの記事広告では、‘HOUSEWIVES’ INVOLUNTARY SERVITUDE’ というタイトルで、家事使用人の減少から主婦が自ら家事をしなければならないことを示唆している。

殆どの夫が気づいていないが、現代の家庭を効率的に運営することは、女性に病院の看護師長並みの訓練、長距離走者の体力(と孤独?), 老齢の家来の隷属状態の忍従、などを要求するようなものだ。

こんにち、主婦がこれをひとりで行っているのである。最近の調査によるとイギリスの有能な家事労働者は25万人にすぎない。その多くにとって工場で働くほうがより魅力的であり、より良い賃金を得られるかもしれない。5時半以降は自分の時間になる。最後に、家事使用人の「社会的なスティグマ」もまた、その数を驚くべき率で減らすことになっている。

その結果、数百万人の主婦は夜明けから夕闇まで、女主人、掃除婦、料理人、乳母、看護婦など際限なく、何でも屋として働かなければならない⁽⁵⁴⁾。

中間層の家庭から家事使用人が消滅していき、その結果、主婦はあらゆる役割をこなさなければならなくなったことが窺える。

1963年4月のタイムスの記事広告、‘IS BEAUTY ONLY SINK DEEP?’ というタイトルは、「見た目より心」(Beauty is only skin-deep) のもじりである。つまりこのタイトルは「皿洗いをする妻が良いというような価値観でよいのか」という問いかけである。

男性は、「美しさの基準は人による」という。しかし、女性がそういわれたら「私の何がいけないのか」と思うだろう。口紅が曲がっているのか、マスカラが滲んでいるのか、と。そのような感性は正当化されるものである。殆どの男たちはたった1つの仕事しかしていない一方で、彼らは女房に3つの異なる役割を果たすことを期待する。美しい配偶者、知的な友、有能な主婦(看護師、お針子、乳母、その他さまざまあるがここでは言及せずに置こう)になることを。「主婦労働組合」では作業管掌区分を守れていないのが明らかだ。

そして、妻の主な役割は、永遠に終わらない全ての仕事(head cook and bottle washer-washer-washer)である。ここがポイントである。強い心を持った女性ですらも永遠に束縛する、シンクでの非人間的で、退屈で、不衛生で、忌まわしい仕事は、もはや不要である。かわいそうに、1963年だというのに! 産業革命は家事に何の変化ももたらさないのか。1863年の曾祖母と同じくびきの下に呻いているべきなのか。いや、1000回も「いいえ」と言おう。美しさは、皿洗いによらずともよい(Beauty does not have to be sink deep)⁽⁵⁵⁾。

夫は仕事をしていればよいが、主婦は家事というマルチタスクをこなしている、という議論である。産業革命により「市場」⁽⁵⁶⁾の仕事は機械化されるものの、家庭ではそうならないことに自覚的である。「主婦労働組合」では業管掌区分を守れていないということは、当時報道されていた労働組合による仕事の縄張り争い（demarcation dispute）との対比である。様々な産業分野で新しい仕事が生まれるたびにどの職人がそれを担当するかということで労働組合が縄張り争いを行っていた。1961年には、造船分野で大きな争いがあったことがガーディアンでも繰り返し報道されている⁽⁵⁷⁾。

このように、Colston の広告では主婦を一般の労働者と対比させる手法が多く用いられている。

例えば 1963 年 4 月のオブザーバーの記事広告は ‘The day that I rebelled against a woman’s most boring task’ と題して、ホームパーティに招いた従兄弟が会話の中で食洗機の必要性を訴える形式となっている。従兄弟は次のように述べる。

・・・Rolls-Colston は君の秘書のタイプライターより高価ではなく、少なくとも同じくらい役に立つことを心に留めるべきだ⁽⁵⁸⁾。

夫は専門職で秘書を雇うのにタイプライターを購入するのは当然だと考えるのに、家事をする妻に食洗機は贅沢だと考えるのはおかしいというわけである。

このような秘書との対比を書いた記事広告が 1963 年 8 月 18 日、オブザーバーの ‘Who gets the better deal —you.... or his secretary?’ である。

あなたは、夫が結婚した人だ。夫が愛すること、節操、生涯にわたり大事にすることを約束した人だ。したがって明らかに、夫の、容姿や性格のいい秘書に対して、個人的に嫉妬をすることはない。しかし、夫と妻と秘書の間の関係で、しばしば妻が優位な機会を逃している面がある。それは、夫がその女の子〔秘書〕と一緒に働いているということと関係している。一方、賢い妻は、夫が戻る前に

家事を確実に終わらせており、夫は、家庭運営がスムーズに切り盛りされているその仕組みを決して目にすることがないのである。

したがって、夫は、秘書が仕事を適切に遂行するためには何が必要かを知っている。秘書が最も良い機器を使用するよう保証するのは、しっかりとした財政感覚の問題（威信にはもちろんのこと）である。秘書の机は体の負担をやわらげるよう設計され、引き出しや機器も同様に設置されている。秘書は、とくに専門家が利便性を考え抜いた一連のファイル、電話、電動タイプライターなどを所有している。

あなたに必要な助け

しかし、もしある妻が家庭運営の仕事のために〔秘書と〕同等の良い機器を持っていたら、それは例外であると言える。ある意味で、妻はしばしば、羊皮紙に羽ペンを押し付けた暗黒時代の秘書よりも必要なものが足りていない。妻は皿を手洗いするというつまらない仕事をしている。

もしすべての夫が妻に対し、秘書と同様に処遇したら、妻は全自動食洗機新型 Colston Mark IV を所有するはずだ。これはオフィスにあるタイプライターのように家庭の基本的な装備である⁽⁵⁹⁾。

この記事はまさに、「市場」においては女性の仕事であっても機械化されているが、家庭で女性が主婦として働く場合において、労働が機械化されないことを正しく指摘していると言える。問題なのは仕事の内容ではなく、「どこでおこなっているのか」なのである。

さらに、主婦を労働者と比較する広告として、ストライキに言及しているものもある。1964 年 4 月 13 日付タイムス、7 月 26 日付オブザーバーには、‘Britain’s housewives have never had a strike. The suffragettes might have considered it—but they certainly didn’t do it. Today, it’s a different story... THOUSANDS OF HOUSEWIVES STRIKE and enjoy it!’ というタイトルの記事広告が掲載され

た。次はその一部である。

主婦もたまには仕事をしないこと (down tools once in a while) があると思われる。主婦は、長時間の疲れる労働を1週間に7日、1年に50週間行っている。しかし、今まで、ストライキについてまったくささやかれることがなかった。

今日、そして毎日、数千の主婦が、1時間のストライキを喜んで続けるだろう。そして、このストライキは、仕事があまりにきついからではない。決まった給料がないからでもない。週に90時間働かなければならないからストライキをするということではない。

それは、自動化ゆえである——新型食洗機 Colston Mark IV。食洗機を持っている全ての主婦が皿洗いストライキをしているのである。ボタンを押すだけですべての仕事ができるのに、なぜ1日に1時間シンクの前で過さなければならないのか、と彼女たちは議論しているのである⁽⁶⁰⁾。

結局のところこの広告では、本当に主婦に「ストライキ」を呼び掛けているわけではない。実際に女性のストライキがおこなわれたのは、1975年のアイランドであるが、Colston の広告では、すでに主婦を労働者として扱うという発想がみられる。

このようにイギリスで主婦を労働者と対比させた広告が書かれていることの背景についてヒントを与えてくれるのは、吉中季子のベヴァリッジ報告についての論考である。これによると、国民の分類に「主婦」という独立したカテゴリーがあり、それに伴う社会保険上の証しとして「主婦保険証券」の提案があったということである。そして、当時の女性たちも、主婦という地位に対してして職業観を持っていたという (吉中 2014)。家事は無償労働であり、「見えない」労働であったものが、ウーマン・リブ及び第二波フェミニズムを通じて可視化されてきたことも事実であるが、一方で1960年代初頭にこのような広告において労働者として扱う発想も見られたことは特筆すべ

きであろう。

さらに、社会保障との関係でいえば、1962年11月のオブザーバーの再び Nicola Jane Williams の署名記事広告として、‘MORE WIVES PUT A STOP TO THE LOST HOURS’ というタイトルで、やはり時間を無駄にしないこと及び有効活用を訴えている。同じタイトルで類似の広告がタイムス (1962年12月)、オブザーバー (1963年2月、4月) に再度掲載された。皿洗いの社会的コストと女性の健康について言及している⁽⁶¹⁾。

イギリスの主婦が皿洗いをするることによる、健康・士気への長期的影響は計算されていない。しかしもし計算したら、天文学的であるはずだ——頭痛、腰痛、精神的・肉体的な緊張やイライラだけをとっても、NHS [国民保健サービス] の負荷になる⁽⁶²⁾。

イギリスの無料の NHS は現在でも国家のアイデンティティである。近年、イギリスで人びとの孤独が NHS にどれだけ大きなコストになるのかという議論がなされたのは記憶に新しく、イギリスに典型的な論法である。ここでも女性の健康問題が NHS に負荷をかけるという国家的視点を持ち出しているのである。

4-2-4. 夫婦関係におけるジェンダーとアメリカとの対比

ここからは、夫婦関係とそこにおけるジェンダーを見ていく。さらにそのことがアメリカとの比較で語られていくこともおさえていこう。

まず、皿洗いをめぐるジェンダー不平等と女性の社会進出に着目した広告を見ていくこととする。これらは1960年代のウーマン・リブの影響が色濃くみられる。

先に取り上げた ‘MORE WIVES PUT A STOP TO THE LOST HOURS’ では、妻が皿洗いをしている間に夫が居眠りしているというジェンダー不平等に言及する。

この言語道断な個人的時間の無駄に耐えることを拒否する妻が雪だるま式に増えているのも無理はない。妻が孤独に、今日では全く

不必要なチャオをしている間に、なぜ夫が居眠りするべきかということについては、どんな世界最高の善意（と愛情に満ちた親切心）をもってしても、説得力のある議論をすることはできない⁽⁶³⁾。

ここでは皿洗いがただ不必要なチャオというだけでなく、夫は居眠りをしているという性別役割の不平等を指摘している。

次は、妻が皿洗いをしている時に、夫が新聞を読んでいることを批判する物語付き広告の一部である。1967年10月31日付ガーディアン ‘If you don’t feel guilty, why are you hiding behind a newspaper?’ である。

良い食事の後は、リラックスして過ごすことに比肩するものはない。それならば、なぜあなたは楽しんでいないのでしょうか。彼女が洗い物をしているからに違いありません。ただ彼女が1日に3回するのと同じように——毎日。もちろん、彼女を手伝うことはできます。しかし、両方が熱くなったりイライラしたり、両方が手を汚したりするのは、意味がないですよ。解決できない問題でしょうか。そんなことは全くありません！これを考えてみてください。93ギニーで、あなたの妻は再び洗い物をする必要はないのです。この週末、あなたの妻を地元の Colston デイラーへ連れていきませんか。あるいは、今日、Colston の一連の食洗機の全詳細の申し込みを送りましょう⁽⁶⁴⁾。

次は、イギリスの結婚生活と皿洗いをサーカスティックに扱った、オブザーバー 1963年12月1日付の物語付き広告 ‘OUGHT HUSBANDS TO HELP WITH THE HOUSEWORK?’ の一部である。

「一体感」は、分かち合う楽しみがある時はまことに結構なことである。一体感は、やるべき仕事がある時にはひどく過大評価されている。ここに一人の男性の物語とその問題

の解決法がある。これはあなたの結婚にも適用しうる。

ジョージ・ジョンソン [大文字] は、夫として（欠点を補う）長所がある。まあまあハンサムであり、家回りもまあまあ小ざれいであり、稼ぎ手として及第点であり、振舞い方を知っており、（口もきけない）動物や義理の両親に対しても親切にふるまう性質である。

彼の妻、リンダは、数週間前にこうした美德をリストアップしていた。妻がこうした必要性を感じるときは、危険信号を警戒しなければならない。これらの美点を打ち消す、避けがたい、彼のべらぼうに大きな欠点がある。

「すぐに行くよ」とジョージは2分前に言った。「この記事を読んだら・・・」

リンダはため息をついた。昨日は緊急の電話だった。先週の日曜は回収までに手紙を投函しなければならなかった。ジョージはその性質的に、皿洗いを手伝うことにアレルギーがあるようだった。

彼女は、皿洗いの汚い水を彼にぶちまける（カーペットに悪い）という代替案を夢想した。あるいは彼に汚い陶磁器で食事を出すのだ（悪趣味）。ジョージがキッチンに突然入ってきて「これをみろ、洗い物をする必要はまったくない！」と叫んだ⁽⁶⁵⁾。

夫が皿洗いを手伝わないことは、夫婦関係を危うくするほどの欠点であるが、その問題を食洗機で解決しようという提案である。夫が皿洗いをしなければならないくらいならむしろ機械化すべきだ、という。このような夫像に対するカリカチュアもイギリスよくみられるものである。次のようなものもその典型である。1964年1月19日付オブザーバー、1963年6月8日付タイムスの ‘How

do MEN differ from HUSBANDS?’ というタイトルの物語付き広告である。

男〔大文字〕たちは夜半まで踊る。夫らは足がシューズで痛くなったと言って踊らない。男たちは賞賛として花束を持ってくる。夫からの鉢植えは謝罪の予兆である。男性たちは〔パートナーの〕新しいドレスを称賛する。夫たちは、ドレスの値段はいくらかと考えている。男たちはとても寛容に楽しませてくれ、決して何時間たったかを数えたりしない。夫はテレビの前で、疲れて無口でだらりとしている。

ああ！結婚から1年後、妻にとっては違いう言うのは簡単である。男は熱愛し、守り、大切にする。彼らは小包を運び、キッチンで手伝いをするを特権だとみなす。夫は家の中で実際の労働をしない領域を好む。そして彼らは、そもそも行きたくなかったパーティで、尻軽のルエラ・ブラウンを見つけた時だけいきいきとする。

しかし夫はそう遠くない昔に男だった。どの既婚男性に聞いても、彼らは籠に入れられた同じ動物だというだろう。これは、女が妻に変身することはいくらかの責がある——かもしれない。夫と妻にしばしば欠けているのは、お互い一緒にいることを楽しむための余暇である⁽⁶⁶⁾

皿洗いの時間を節約して余暇に充てることで、夫婦関係を良好にしようという意図であるが、男性が家事をしないことを批判するものでもある。

次の広告は、なぜ夫が家事をしないのかに踏み込む。1963年1,2月のタイムス(2回)、1,3月のガーディアン(3回)と、‘NO MORE KITCHEN-SINK DRAMA-OFFICIAL’ というタイトルの同文の記事広告が計5回にわたり掲載され、皿洗いが夫婦で異なる意味を持っていることを示す。

皿洗いは女性にとって、骨折り仕事を意味する——意味がなく、終わりのない繰り返し。男性にとっては、普段の役割と離れた、威厳のない歓迎されない行為である。しかしありがたいことにそれも終わりだ⁽⁶⁷⁾。

このように、皿洗いは、端的に男性の役割ではない、沽券にかかわるものだと考えられている。

この点について、さらに食洗機を求める男性の記事広告を見ていこう。次は、1964年11月4日付ガーディアンの‘HELP! He said I CAN’T DO WITHOUT MY COLSTON!’ という記事広告である。

「電話」の彼の声には、生きるか死ぬかの切迫感があった。「必ず〔大文字〕」と彼は懇願した。「今夜新しい Colston を配達してくれ。今日、ここに引っ越した——そして私の愛する Colston を前のフラットにおいてこなければならなかった。ただの一度の食事たりとも、手で皿を洗わなければならない状況に直面は出来ない！」

彼は頼んだ——そして私たちは最善を尽くした。Colston の食洗機の所有者は、情熱的に彼らの機械に愛着している。(それでもたぶん、彼の切迫感はかなり普通ではなかった)。ある女性は、彼女の夫は Colston をとても自慢に思っていて、いつも、ボタンを自分で押したがると私たちに言った。

台所に Colston があることで一層暮らしが良くならない家族がいるだろうか。これは完全自動で、古い皿洗いの嫌われた仕事を文明化された方法で減らしてくれる⁽⁶⁸⁾。

そもそも男性は皿洗いに耐えられない、という前提に基づいている。そのことをさらに赤裸々に伝えているのが1966年5月23日のタイムスの‘This is Herbert Dampier’ から始まる広告である。

こちらはハーバート・ダンピエである。
彼はシティで高い地位の人間である。
彼は田舎に住んでいる。

彼は 6000 ポンドの車に乗っている。

そして、彼は毎晩皿洗いをしなければならない。

彼はシティでは大物である。しかし、家では、彼の妻は彼をたいへん小物のような気持ちにさせる。彼は夕食の後に皿洗いをしなければならない——毎晩である。メイドは近くの村に住んでいる〔ので昼間はいるが、夜には帰ってしまう〕。かわいそうなハーバート・ダンピエ。彼はすべてを所有する男である——Colston の全自動食洗機を除いては。ああ！あなたは言うだろう。「しかし、私は決して皿洗いをしない」と。果報者！——と私たちは言う。ならば、イギリスで最も人気の食洗機を妻にプレゼントし、妻を助けよう⁽⁶⁹⁾。

皿洗いをしなければならないことによって、名士も「小物」となってしまう。主婦の仕事を男性が行うことはどれだけ男性性を棄損することなのかを語っている。

さらにこのような議論が、さらに他国の夫との比較でも描かれる。

1962 年 8 月、9 月のロンドンタイムスに、異なるタイトルで同じ内容の 2 つの記事広告が出されている。再び Gillian Kemp の名前で、‘WHICH IS THE UNFAIR SEX?’⁽⁷⁰⁾ と ‘BRITISH HUSBANDS ARE KINDER’⁽⁷¹⁾ というタイトルである。

近年〔大文字〕、ヨーロッパ大陸の、上品で (the suave)、勇敢で (gallant)、きわめて好ましい恋人または夫 (lover-cum-husband) としての男性の一团 (the edifice of the Continental Male) に、ひびが現れてきた。本当に、ノルウェーやスペインのような遠方の国々から若く明らかに魅力的な女性たちの分派が、イギリス人夫の獲得という目的を宣言して我々の港に到着している。

そして明らかに、彼女たちが欲しいのはイ

ギリス国籍への優先的地位 (the solidarity of British nationality) ではない。それとは程遠い。彼女たちにその理由を尋ねると、「イギリス人の夫はより家事を手伝ってくれる」、「イギリス人の夫はより親切だ」、「イギリス人の夫は妻の尻に敷かれても構わない」といったような、抜け目のない、女性らしい理由を答える。

これらの事実は、この国の多くの家庭に明らかな驚きをもたらすだろう。もし〔イギリスの〕女性がそのような見解を持っていたら、決して声には出さないからだ。

そして正直に言えば、どちらの見解が正しいかを知るのは容易ではない。どちらが不公平な性だろうか。

例えば皿洗いを取ってみよう。もし食べることが最上の繰り返しの喜びであるならば、皿洗いは最悪の繰り返しのチョアである。夫がすべきか。それとも妻がすべきか。親切なそぶりで、あるいは口を固く閉ざして、ガチャガチャと食器を鳴らして抗議しながら、一人で皿洗いをするべきか。それともこの骨折り仕事をシェアするべきか。それともまだ、よりよい答えがあるだろうか。答えが必要だ。

この広告は、ヨーロッパの男性とイギリスの男性を比較した上で、従来のマスキュリンな大陸の男性より、家事をするイギリス人男性がより女性にとって魅力的に映りつつあるといったゴシップ的な煽りから始まっている。好まれる男性像が変化しつつあることを示唆しながら、実態としてはイギリス人の男性は家事をしているわけではないと手の平を返している。これまでの広告が、女性の役割である皿洗いの負担を軽減することを訴えていたのに対し、夫が皿洗いをせず女性が不満に思っているという家事のジェンダー不公平に焦点を当てている。その解決法は当然ながら、妻と夫でシェアするのではなく食洗機が行うべきだとい

う結論にはなるが、家庭内のチョアの不公平な配分をとりあげている。

さらに1962年9月再び Nicola Jane Williams の記事広告がある。‘IS THIS THE FIRST HONEST ADVERTISEMENT YOU’VE EVER READ?’ というタイトルからは、イギリスにおける食洗機の普及の正当性を確信しているという姿勢が窺える。そして、アメリカで食洗機が普及していることを引き合いに出して競争心を煽っていることがわかる。

イギリスと違い、アメリカの主婦たちは小物や機器でいっぱいのキッチン (gadget-filled kitchens) を持っているのに、むしろだからこそ自分たちのほうがやや優れていると感じているのは転倒 (topsy-turvy) ではないか⁽⁷²⁾

経済的に発展しているアメリカに対する、旧宗主国の倒錯的なプライドが愚かしいというわけである。

さらに次の広告も参照しよう。1965年7月18日付及び8月29日付オブザーバーから、‘Do Englishmen make good husbands?’ という記事広告である。

「もちろん、イギリスを愛しています」と、私たちの海外に住む友人は言った。彼女はニューヨークに5年住んで、アクセントや態度が変化している。「しかし、私は戻って暮らそうとは思わない。女性は不公平な扱いを受けている」

彼女は的を射ている。物質的な次元では、アメリカの男性は、イギリスの男性に比べて、はるかに寛容な供給者である。そしてこれは、完全に所得の問題というわけではない。

「どれだけのイギリス男性が車やスポーツや趣味にかなりのお金を費やしているだろうか。・・・彼らの妻たちが事実上の家事の奴隷である一方で? なぜ・・・」と私たちのニューヨークerは言った。「だから彼女たちは

手で皿洗いまでもしている。私は食洗機なしには生きていけない」

あなたもそうする必要はない。

ここに、もうこの5年間、イギリスの妻たちにかわって洗い物をする、全英の食洗機がある (そして彼女たちの夫からも!) ⁽⁷³⁾。

こちらは男性の競争心をも煽っているようである。このように他との比較、競争心理というものが家電の購入意欲と関連しているということは、山田 (1983) でも述べられている。

余談になるが、攪拌式が主流だった時代の洗濯機は、ゴットンゴットンと特有の音が出た。現在ならば近隣から騒音を指摘されて苦情が続出するところだが、その頃は音は気にならない。かえって、若干はあったほうが良いという意見が圧倒的に多かったのだ。なぜなら、ゴットンゴットンによって、うちには洗濯機があるということを近所に知らせ、ステータス・シンボルにつながる心理を満足させたのである (山田 1983: 67)。

当時は、ご主人が洗濯機を変えるくらいの経済力を持っているということを言外ににおわせて、女性同士の競争心理を満足させていたわけです (山田 1983: 72)。

このように、家電の購入は、省力化という本来の目的よりも、誇示的消費の側面を持っていたと言える。なお、イギリスにおいても、既存のユーザーの食洗機がさらなる顧客を呼んでいたことが窺える。次は、1964年7月18日付オブザーバーの記事広告 ‘SHOULD ADVERTISING ENTERTAIN?’ の一部である。

ある人々は、彼らの機械 [Colston] について友達に話している (たぶん、家に友達を招いて楽しんでいる時、皿洗いの手伝いのオファーを全て拒否することによって、ゲストを喜ばせているのだろう)。事実、新しい Colston 食洗機の 35.2% が顧客からの直接の

お勧めの結果売れている。

しかし、もしあなたが食洗機を持っていなかったら、あるいは、友人の家でそれが稼働しているのを見る機会がなかったらどうしたらいいのか。これを知るのはあなたの権利であり——そして私たちは喜んであなたにお伝えします——永久的な皿洗いからの解放を導きうる事実を。それゆえに、この広告です。ここから書いてあるのは事実です⁽⁷⁴⁾。

このように、既存のユーザーの所有機の誇示が販売を促進していたようである。

さらに、アメリカの女性との競争心を煽りつつ、次の広告は、女性を潜在的な労働力としてみなすものである。1964年5月23日付タイムス、1964年5月10日付オブザーバーの‘Is the country losing some of its top labour potential by ignoring women’s interests? Wives and the ‘Brain-Drain’ という広告である。

私たちは、最高の科学者たちが海外からのオファーを受けるように説得される要因をたくさん聞いてきた。ここで、[夫と一緒に]移住した (up-rooted) 妻たちの見解も見てみよう。

家族に対する考慮事項は、ほとんどの男性の優先事項リストの中でも高い位置にある。アメリカは主婦にとって大きな実利を提供しうる。とくに、家が高度に自動化されているので、主婦は日々の骨折り仕事のほとんどから解放されるという実利がある。

才女にとってこれが何を意味するかを考えてみよう。本当に、イギリスから移住していた妻たちは、キャリアを再開することを楽しみに待っている。同様に、イギリスの政治家たちが結婚を通じて才能のある女性の力の浪費をどれだけ絶えず嘆いているかということも考えてみよう。また、どれだけ、女性たち自身が頻繁にフラストレーションを表明しているかということを考えてみよう。

ますます妻たちは、答えを見出しつつある。彼女たちと、国の利益の両方から。彼女たちが1日1時間の家内の骨折り仕事をカットした時には、(たぶんパートタイムベースで) 仕事に戻る時間ができる。そして、彼女たちのためにこの仕事をやるのがこの機械、全自動の食洗機である。これはアメリカの主婦が必需品だとみなしているものである⁽⁷⁵⁾。

頭脳流出と皿洗いの排水を重ねながら、アメリカとの比較をし、女性の潜在的能力を活用しなければ国際競争に負けるという認識を示している。家電が女性の社会進出を促進したというよりも、「触媒」であったというのがコーワン (1983=2010) である。1960年代ではいまだ、夫婦が家事・育児をシェアする共働きモデルではなく、あくまでも主婦の家事と仕事の両立という視点であることがわかる。

そして次の記事広告は、そのような「労働力としての女性の能力の浪費問題」と「男性が女性の家事をジャッジする」という2つの視点が矛盾なく共存していることを示すものである。1963年9月8日付オブザーバーの‘Who says I don’t wash clean?’ である。

夫よ、落ち着け。機転を利かせよ。いくら事実に基づいていたとしても直接的に比較すると厄介なことになる。

もし、女性に、時々近代的な技術は彼女の手作業よりもより良いということを確信させたいならば、繊細な言い方をしなさい。

例えば、皿洗いについては、横柄に「これはきれいじゃない。Colston はもっときれいに洗う」とべたつく皿を彼女にただ突き返さないように。たとえそれが真実でも。

彼女は腹を立てるだろう。

事実、もし、彼女がコーヒーカップにしみを残したり、グラスのふちに口紅を残したり、マスタードソースがあったところに怪しい黄色を残したりするたびに、それを指摘したら、彼女は頭に来てしまう。彼女にあなた

の磨いたグラスが十分でないといどく文句を言い返されるのに十分である（もちろん、彼女が既にあなたに全部を投げつけていなければ）。

したがって、前向きな観点から取り組んでみよう。彼女に、才能のある女性が皿洗いの骨折り仕事に1日1時間も費やすべきではないと言おう⁽⁷⁶⁾。

夫は妻を教化し家事を近代化する立場として描かれていることがわかる。同様に、夫が妻に食洗機を贈る立場であることを描いている広告もよくみられる。その一つが1964年10月7日付タイムスの記事広告‘YOU’VE STILL TIME TO BUY HER A COLSTON!’である。

妻にどれだけ感謝しているかを示しましょう。彼女に Colston の全自動食洗機をクリスマスに与えましょう・・・そして、この先長く毎日、彼女の感謝に浴しましょう！

彼女はあなたの心遣いに対して、喜んでくれるでしょう——平均的な主婦が1日に1時間、台所のシンクで洗い物の奴隷になっています。そこから彼女を救いましょう。彼女は、その手を二度と再び汚い、脂っこい皿洗いの水に浸す必要がないことをとても喜ぶでしょう。彼女は、あなたが、「細菌でいっぱいディッシュモップや布巾で汗水たらすよりも彼女が自分の時間をより良いことに使うべきだ」と考えている、ということを楽しんでしよう。

あなたにも利益があります——あなたは二度と皿拭きに引っ張られることもないでしょう。パーティ後、皿洗いという嫌な仕事に直面することなく楽しめる喜びを考えてください。シンクの前に立つぞという意味を見せる必要がなくなる祭日や休日のことを考えてみてください！⁽⁷⁷⁾

食洗機が妻への贈り物であるということは、女性が皿洗いを担当していることを自明とするもの

であるが、一方、男性が皿拭きを担当しているということが一般的であったというデータと合致した広告である。ただし男性の皿拭きを割愛するという提案は、食洗機の普及にはダイレクトにはつながらなかったようである。

4-2-6. 客体としての女性、妻

次に、広告において女性が客体化されている例も見えていくこととする。1967年4月12日付タイムスの‘She’s the wrong shape to be a dishwasher.’という記事広告である。なお、こちらはガーディアンに6回、タイムスに3回掲載されている。

女性たちは食洗機になるために作られたわけでは決してない。しかし、Colston はそうである。幸いにして！女性たちは数千年の間、設計の改良はされていない⁽⁷⁸⁾。

こちらは男性読者に向けた広告であると考えられる。図4のように女性の性的魅力をイラストで示したものもある。さらに女性の魅力が若さにあるという広告もあった。こちらは1964年7月5日付オブザーバーの記事広告‘Do women age quicker than men?’である。

女性はもちろん、長生きです。そして私たちはみな昔にくらべればずっと若くいられるようになりました。しかし50歳の女性が、見た目も元気も30歳くらいに見えるのは幸運です——そして稀です。一方、男性たちはしばしば60代近くになっても、その半分くらいの年のように魅力的です。

10代の時に初めてこの不公平なバランスを知った時、私たちは打ちのめされました。これは女子修道院学校が私たちに与えたたった一つの世俗的なアドバイスとなったのでした。学校を離れる日のおしゃべりで、女子修道院長が、結婚する男性は10歳は少なくとも年上が良いと勧めたのです——女性は早く年老いるからと・・・。

もしそれが本当なら、その理由のすべてが生物的なものによるところではないかもしれませんが。たぶん女性たちはより過酷な生を生

きているからでしょう。もし、若い夫に、週末、子どもや家政や家事を管理させたら、翌月曜日には、彼はオフィスにいるのが休日のように思うでしょう。

何ができるのでしょうか。主婦たちを最も陰気で最も時間のかかる仕事から解放することから始めましょう（退屈は、働きすぎや心配に見えることと同様に、美容の敵です）。全ての女性に値する家事手伝いを与えましょう——新型全自動 Colston 食洗機です⁽⁷⁹⁾。

こうした女性の若さと魅力を保つという話題は、繰り返されていく。次は 1971 年 11 月 24 日付タイムスの ‘How to get a new, exciting woman into your life!’ である。

彼女に Colston の食洗機を買きましょう。すぐにその効果を見ることができるでしょう。彼女の新しい元気な足取り。彼女の目（と皿に）新しい輝き。Colston 食洗機のとてもしずかな費用で、こうしたすべての利益はあなたのものだ。とても静かで。とてもコンパクトで。とても有能である……。

Colston 食洗機はあなたの妻を再び魅力的にする⁽⁸⁰⁾。

さらにこのような客体化にとどまらず、財産としての妻という即物的な比喩も行われていく。1971 年 11 月 12 日付ガーディアン の ‘Tell your wife you’re replacing her.’ である。

長年、彼女が聞いてきた中で、最も良い知らせになるでしょう。突然彼女は自由であると感じ、……若返るでしょう。彼女の顔はより輝くでしょう。……より生きることに関心を持つでしょう。彼女はあなたに対して、確かに、新たな驚く面を見せるでしょう。

そして、あなたがしたことは、Colston 食洗機を買うことだけです。

新しい女性を得るために少しの値段を払う。

あなたの妻を即交換しなさい！今日クーポンに記入して投函しなさい⁽⁸¹⁾。

食洗機を購入すれば妻が別人のようになる、つまり新しい女性を手に入れる、妻を交換するという主張である。サーカスティックではあるが、女性をモノとして表現する手法と言える。次に、1964 年 10 月 12 日のタイムス ‘THE PRICE OF A WIFE’ という、より直接的表現の記事を見ていく。

離婚裁判官は、〔妻に〕1 ペニーの安さから数千ポンドの高さ（ルビーよりも高い）値段をつける。ほとんどの夫たちは〔妻の値段など〕考えてもみない……。

花嫁の父が2頭の牝牛、3 党の羊、いくつかの焼鍋を与えるときには……新郎が彼の選んだ女の子に対して〔女の子の父親に〕物品を渡したときには……女性は彼女の市場価値に対してとても明確な認識を得る。

そして、こういう事情だから、値札は夫の態度を反映している。もし妻が「母親のもとに逃げ帰る」ことになれば、すぐに動かせる資産が半分になってしまうため、野心的な若い男性は〔妻を〕非常に気に掛けるだろう。

西欧の花嫁は、そのような尺度をもっていない。裁判官による離婚における財産分与の決定は、結婚が失敗した時に限定しないと侮辱になるであろう。夫の価値は商業的な成功により測られうるのに対して、結婚には利益も損失もない。

したがって——イギリスの妻たちは、安く見積もられているのだろうか。私たちはイエスと言おう。たぶん、感情的な意味ではないが——確かに、仕事のための道具の供給という点においては、9 割においてそうである。

もしそうではないなら、夫は、当然のことながら Colston 食洗機を与えるはずだ。現代では、男は妻に手で皿洗いをしろと期待するべきではない——もはや秘書に対してペンで手紙を書くようにと期待しないのと同様である。幸い、より多くの夫がこのような考えを

採り入れるようになってい——また、Colston を所有することから、夫婦がどんな利益を得るのかも、理解しつつある（例えば、夫はしぶしぶ皿拭きをさせられることもなくなる——Colston が全てやってくれる）⁽⁸²⁾。

ここで、持参金や婚資を必要とするどこかの「未開の地」と西洋の対比というエスノセントリズムが持ち出されながら、「妻に値段をつける」行為は、西洋では離婚の際の財産分与に限られなければ侮辱であると述べている。しかしながら、結局は妻に与える食洗機によって妻の価値を測るという結論に至る。次は、「投資」という比喻の例である。1971年11月26日付ガーディアン、1971年12月9日付タイムス‘Why marry one when you can buy one?’をみよう。

素晴らしい制度であるところの結婚。男性は一気に、恋人、家政婦、友人、カウンセラー、子どもたちの母（そしてまれに、彼にとっても）を授かる。しかし、皿洗い人？

If you think a clothes washer is a necessity

why call our dishwasher a luxury?



1. If you have already refused to be a washer-woman—why still be a dishwasher?
All right, Colston fully-automatic dishwashers start at 93 guineas—but that's about the same price as an automatic clothes washing machine (remember that Colston dishwashers dry dishes ready for use). You may use a clothes washer once or twice a week. A Colston dishwasher saves you work *every* time a day.

2. Many makes of dishwasher cost more than a Colston (you can pay more than £200). There are a few that cost less, but we say that a Colston is the best value for money, and so do housewives. Out of every 10 dishwashers sold in this country, 6 are Colstons.

3. A dishwasher has to do more hard work than almost any other household appliance. So we make sure that every Colston is as reliable as only a Colston can be. We work years to perfect the unique Turbo-jet washing system—to ensure brilliant performance and long life. We designed the racks so thoroughly that the Colston wash chamber takes more tableware per cubic foot of space than any other make of dishwasher.

This high quality of design and workmanship doesn't come cheaply. But it saves you a lot of money in the end.

4. Isn't it worth paying 93 guineas for the sheer convenience of never having to wash up again? For saving wear and tear on your hands? For a chance to catch those TV programmes you always miss? For more time with your family?

Colston fully-automatic dishwashers come in three different models. The T-J (illustrated) for 93 guineas. The new **ASTROCRAT** for work-top operation for 110 guineas. And the new **CLASSIC** floor-standing model for 120 guineas. All of them take more than 100 pieces of tableware—up to 3 place settings—in one go.

Have a talk about them with your local Colston dealer soon or send in the coupon for our free booklet.

Colston Turbo-jets
the quiet dishwashers

The Colston Appliances Ltd., Dept. OBT/1,
14, Grosvenor Road,
Pinner and are agents of the Colston Group of Dishwashers.

Name _____
Address _____
City _____
Country _____

図4 女性を性的客体化する演出
(The Observer, Oct 8, 1967, p.31)

いいえ、食洗機を買ったほうがずっといいでしょう。当然に Colston・・・。

また食洗機は、男性の世界で間違いなくもっとも大切な投資を守るのに有益です。その投資とは、良き妻です。

さあ、涙をぬぐって。今日このクーポンに記入して投函しなさい⁽⁸³⁾。

妻をチョアから救うことが「良き妻」をキープすることである、という主張である。これらの一連の広告は、夫婦関係を良好に保つというよりも、財産のメンテナンスをするという発想に近い。

4-2-6. 家事使用人の減少

家事使用人の減少と食洗機の導入を関連付けたもののみられる。ここではオペアという若い女性の手伝いについての広告をいくつか見ていこう。1963年7月28日付オブザーバー、1963年5月6日ガーディアンに、‘IS AN ‘AU PAIR’ REALLY WORTH WHILE?’という広告がある。

「オペア」の女の子を雇うかどうかという問いは、多くの家族に煩悶を引き起こす。[オペアガールは本当に値打ちがあるのか、という質問に] イエスと答える人々は、宝探し袋から宝を拾った人たちである——つまり、子どもたちを気にかけて、少なくとも合意できるチョアを行い、不適切な友達を作らない、朗らかで、賢く、でしゃばらない女の子である。

私はイエスとは答えない！他の人々もそう断言するだろう——そういった人々はすでに、オペアの女の子の、涙や興奮しやすい気質や、些細な仕事に対する不機嫌な嫌悪、雑巾や布巾（dusters and dishcloths）といったありふれたものに対してまったく不慣れであることを経験し対処してきたかもしれない⁽⁸⁴⁾。

家事使用人を見つけることが難しくなる中、「オペア」の若い女性を雇うこともなかなか面倒を伴うという風潮があったのだろう。さらに、次

はオペアではなく別の家事使用人のお手伝いさん (mother's help) についての記述である。1964 年 7 月 20 日のタイムス 'How to lure a 'mother's help'' である。

お手伝いさん (mother's help) には大きな需要がある——そして供給がとても少ない。驚くことではない。お手伝いさん (mother's help) は小さい子供にとって替えがきかない。それほどコストがかからず、付随的なサービスをすることについてあまり要求をせず (ほかのいろいろな仕事をするについてあまり文句を言わず)、訓練されたナニーよりも一般的に役に立つ。オペアよりもよりよい資格をもち、よく働き、信頼できる。そうすると体重が金に値する (Worth their weight in gold!)。(略)

主婦、夫、通いのお手伝いさん (dailies) のように、お手伝いさん (mother's help) も皿洗いを嫌い、それを強制するのは時間の無駄である。新型食洗機 Colston は自動的に全部の洗い物をやる。ボタンを押すだけで。新型食洗機 Colston はお手伝いさん (mother's help) そのものである⁽⁸⁵⁾。

mother's help は子守と若干の家事手伝いをする住み込みの仕事で、通いの dailies とは異なる。こちらほとんど供給がないことがわかる。家事使用人が家電にとってかわられていくということは、Colston の販売部においても実感があったことを示していると言える。

4-2-8. 皿洗いは時代遅れ

最後に、単に皿洗いは前世紀の遺物であるという発想から、現代にそぐわないと主張する記事を見ていく。

1962 年 8 月のタイムスの広告では、再び Gillian Kemp の記事広告、'ARE YOU A 20th CENTURY WOMAN?' というタイトルで、次のように述べる。

宇宙飛行士は 80 分で地球を一周し、車は自動的にギアを変える。テレビではニュー

ヨークの生中継映像を見ることができる時代に、いまだにイギリスの妻たちはシンクに行くたびに 19 世紀に引き戻される⁽⁸⁶⁾。

科学技術が発達した時代になぜいまだに女性の仕事は工業化されないのかという疑問を投げかける。次の記事は、1963 年 7 月 7 日付オブザーバー 'ARE YOU WORSE OFF THAN YOUR GRANDMOTHER?' である。

技術の進歩はかわいそうな主婦を取り残していったのですか。主婦はたくさんの台所機器を持っていますが、最も下等な仕事をまだ手でやっているのですか。おばあちゃんには汚い皿を洗う召使がいました。しかし今日、女性たちはあまりにも頻繁に三度の食事の骨折り仕事をしている。その女性たちは、暖炉の鉄格子の磨き掃除 (black-leading a grate) の時代錯誤を笑うであろうに。そしてすべてが不必要である！

いつぞや、じっさいに皿洗いをするのが好きな女性を知っていた。彼女はそこに動機を見出していたのである！〔温水がさめていって〕脂が固まる間、彼女は洗い場の前に立ち、手首まで洗い水の中につけ、信じられない悪い詩をつくっていた (最終的には彼女は厳密な限定版で自費出版した)。

よりエキセントリックでない主婦たちはこの仕事を嫌う。そして、皿洗い仕事をするよう捕まえらる夫は、同様に強く反応する。最近になってから、皿洗いのたっぷりの恐怖が、かつて上流階級と呼ばれたものに直撃したのである。以前は、召使がいた。今日、もしオペアの女の子に頼む神経があれば、その選択肢が残っているが、もし洗い上がりに文句を言えば、ひどい目に合う。彼女はママ (Mutter) のところに飛んで帰る——あるいは、よりレベルの高いことをするべき人々によってしぶしぶ行われているのだ⁽⁸⁷⁾。

石炭の暖炉は、大気汚染を引き起こすために the Clean Air Acts of 1956 and 1968 によって消えていくことになる。皿洗いはこうして消えていく暖炉掃除の仕事に匹敵するとする。家事使用人も消えていき、皿洗いは家電にとってかわるはずだった。

さらに次の記事は 1972 年 10 月 5 日付ガーディアン 'IN 1900 ONLY THE RICH HAD DISHWASHERS' である。

古き良き時代。大英帝国の絶頂期。ソブリン金貨。二人乗り一頭立二輪の辻馬車がまだ存在した。

破壊の前の風。

演芸場、日傘の下の長く日差しの強い夏。もちろん、民衆の記憶は必ずしも確かなものではない。悪い日々もあった。

主婦であることは重労働である。終わりなきチョア。

現代の良いところの一つは、これらのチョアを減らしたことである。

奇妙にも皿洗いを除いては。

ほとんどの人々（車、洗濯機をもち海外旅行をする人）は、1900 年であるかのようにまだ皿洗いをしている。これはまったく必要のないことである。Colston が食洗機を開発したので、よりよく洗え、あなたの時間や労働を節約する。そして、これを所有するのに裕福である必要もない。

今日、あなたは Colston を所有する権利がある [大文字]⁽⁸⁸⁾。

このような皿洗いは遅れたテクノロジーであるという訴えを繰り返しながら、次の広告では、食洗機の普及はすでに 21 世紀に託されたかのようにも読める。'IN 2000 A. D. WHO WILL QUESTION HER RIGHTS?' である。

紀元後 2000 年に、誰が彼女の権利に疑問を投げかけるのか。

予言遊びは魅惑的である。

次の世紀の女性を例にしてみよう。

彼女はすでに生まれ、まだ形成途上である。

彼女はどのように装うのか。

彼女はどのように考えるのか。

彼女の社会における役割は何か。

一つは確実である。

彼女は、私たちよりも家事のチョアは少ない。

彼女は手で皿洗いをすることはないだろう。

私たちの疑問は、なぜ次の世紀を待つのか。

Colston は、あなたが時間の節約、労働の節約、気分を高揚させるという食洗機の利益を、あなたが手に入れられるような価格にしました。

Colston の食洗機は、今日のためのものである。

明日のものではない。

今日、あなたは Colston を所有する権利がある [大文字]⁽⁸⁹⁾。

こうして、21 世紀の女性チョアも少なく、手で皿を洗うこともないという期待を込めた広告

**IN 2000 A.D.
WHO WILL QUESTION
HER RIGHTS?**

The game of prophecy is fascinating.
Take the woman of the next millennium.
She is already born and is in the process
of being formed.
How will she dress?
What will she think?
What will her role be in society?
One thing is certain.
She will have fewer household chores than us.
And she will be very unlikely to wash up
by hand.
Our question is, why wait?
Colston have made certain you can afford
the time-saving, labour saving, uplifting
benefits of a dishwasher now.
A Colston dishwasher is something for today,
not tomorrow.

TODAY YOU'VE THE RIGHT TO A COLSTON.

To Colston Appliances Ltd., Dept. (1) 100/8, High Wycombe, Bucks.
Please post free colour booklet on the Colston range
of dishwashers.

NAME _____
ADDRESS _____
TEL. NO. _____

COLSTON
Dishwashers, Cookers and Split Systems.

図5 未来の女性像を描く広告
(The Guardian, Nov 29, 1972, p.11)

であったが、現実のところイギリスにおける食洗機の普及は冒頭に述べたように5割に満たない。Colston はあらゆる説得を試みてきたにもかかわらずである。

5. おわりに

ここまで物語付き広告及び記事広告をみてきたが、食洗機という新しい家電を PR するために、このような形態の広告を出すことは合理的であったと考えられる。当初は日本で洗濯機を導入する際にも強調された時短の説得も試みられた。そもそも家電は時短のために導入するという目的があるはずだが、女性が家事を担当する主婦であるという前提条件の下では説得力が弱い。男性も皿拭きを行っているのだが、それでもなお皿洗いは主婦の担当という定義が揺らぐことはなく、食洗機の導入には結びつくというほどではない。もし男性が主に皿洗いの担当ということになれば食洗機の導入に結びつくかもしれないが、そもそもそのような変化は起こりにくい。男性が皿洗いをすることにはまず大きな拒否があり、皿洗いをするくらいならば食洗機を買うということになるであろうが、むしろ逆に、機械化されない限りは女性の仕事としてとどまる、というべきであろう。それよりも誇示的消費の側面が強く、嫉妬を煽られることが家電の導入に結びつきやすい。食洗機の導入ではアメリカとの競争が煽られた。しかしながら、いずれにせよ食洗機の普及に対して決定的な効果を持たなかったといえる。

夫婦関係関係におけるジェンダーをみると、ウーマン・リブの時代において、性別役割の不平等も指摘されたが、夫にとって妻は財産であり、メンテナンスの対象として、食洗機を与える、という発想はぬぐえなかった。

また、広告の中で、しばしば主婦と秘書が対比されていた。これは主婦を一つの職業人としてみなそうとするベヴァリッジ報告と重なる。なぜ秘書が最新式の道具を使いながら、主婦は古いテクノロジーから解放されないのか、という問いは、家事はなぜ無償かという問いに似ている。家庭で女性が行う仕事は無償であり、コーワンが指摘するように機械化されない。そして市場で女性が働

く場合においては、コストや威信の観点から新しいテクノロジーが導入される。Colston の主婦を労働者として見立てて新しいテクノロジーの導入やストライキを訴えるやり方は女性を家庭に閉じ込めるという限界をもちながらも、かえってそれを逆照射するものであったと評価できるのではないか。

注

- (1) 経済産業省 (2021) 及び statistics (2023) を参考。
- (2) Department of Energy & Climate Change (2013)。
- (3) statistics (2022)。Bergur Thormundsson の提供による。Mar 17, 2022
- (4) U. S. Energy Information Administration (2017) による。ただし、このうち2割は使用されていないとのデータもある。
- (5) なお、日本における食器洗い乾燥機（以下食洗機と呼ぶ）の普及率はさらに低く、内閣府消費動向調査の主要耐久消費財の普及率（二人以上の世帯）をみると2022年時点で36.3%となっている。また所得が高いほど、住宅総床面積が広いほど所有率が高い傾向にある。さらに理由は不明であるが、地域ブロック別では東日本において普及率が低い。このような地域差が生じる理由も解明されておらず、総じて、なぜ日本において食洗機の普及率が低いのか明確な理由もわかっていない。
- (6) コーワン (1983=2010) の訳者あとがきにて「chore（誰もやりが足りない、退屈でいやな辛い日常の労働）はカタカナでチョアとした。適切な訳語がなく、また、chore という語のシンボリックな語感が意味を持つと思われるからである」とあり、これに倣った。
- (7) *Times*, 18, Nov, 1959, p 21
- (8) *The Observer*, 21, Feb, 1960, p 13
- (9) *Times*, 12, May, 1961, p 26
- (10) *Times*, 24, Nov, 1961, p 21
- (11) *Times*, 16, Feb, 1963, p 13
- (12) *Times*, 13, Dec, 1963, p 25
- (13) *The Observer*, 3, Nov, 1963, p 8
- (14) *Times*, 12, Dec, 1963, p 17
- (15) *Times*, 9, Oct, 1964, p 19
- (16) *Times*, 23, Nov, 1964, p 20
- (17) *Times*, 3, Sep, 1969, p 25
- (18) *Times*, 12, Feb, 1970, p 9

- (19) *Times*, 14, Oct, 1971, p 11
- (20) *Times*, 16, Oct, 1971, p 13
- (21) *Times*, 19, Oct, 1971, p 15
- (22) *Guardian*, 20, Jan, 1970, p 17
- (23) *The Observer*, 2, May, 1971, p 26
- (24) *Guardian*, 12, Jan, 1972, p 9
- (25) *Guardian*, 14, Jan, 1972, p 11
- (26) *Guardian*, 19, Jan, 1972, p 13
- (27) *Guardian*, 29, Mar, 1972, p 20
- (28) *Guardian*, 1, May, 1975, p 5
- (29) *Guardian*, 1, May, 1975, p 12
- (30) *Guardian*, 16, Jan, 1979, p 11
- (31) *The Observer*, 29, Oct, 1961, p 33
- (32) *The Observer*, 11, Feb, 1962, p 9
- (33) *Times*, 16, Apr, 1962, p 13
- (34) *Times*, 2, Jul, 1962, p 15
- (35) *The Observer*, 12, Apr, 1964, p 33
- (36) *Times*, 20, Jul, 1964, p 13
- (37) *The Observer*, 21, Nov, 1965, p 31
- (38) *Times*, 13, Sep, 1966, p 1
- (39) *Guardian*, 18, Apr, 1967, p 1
- (40) *Times*, 25, Oct, 1972, p 13
- (41) *The observer*, 24, Jun, 1962, p 27
- (42) *The observer*, 29, Jul, 1962, p 22
- (43) 本広告と同様の文面が同月のオブザーバーに
“HOW TO ESCAPE FROM THE SORROWS OF
THE SINK” という異なるタイトルで掲載されてい
る。
- (44) *Times*, 12, Nov, 1962, p 13
- (45) *The Observer*, 11, Feb, 1962, p 9
- (46) *Times*, 16 Apr, 1962, p 13
- (47) *Times*, 16 Apr, 1962, p 13
- (48) *Times*, 2, Jul, 1962, p 15
- (49) *Times*, 30, Jul, 1962, p 13
- (50) *The Observer*, 16, Sep, 1962, p 26
- (51) *Times*, 8, Oct, 1962, p 15
- (52) 同じ広告が2月、4月のオブザーバーに再度掲
載された。
- (53) *Times*, 4, Dec, 1962, p 15
- (54) *Times*, 7, Jan, 1963, p 11
- (55) *Times*, 22, Apr, 1963, p 15
- (56) ここでいう「市場」とは、落合 [1989] (2022)
による、経済的意味に限定しない「市民社会」と
言いかえうる社会的概念とする。
- (57) 典型的な記事が ‘CLOSURE THREAT TO BIRK-
ENHEAD YARD Shipwriters’ strike over demarcation
dispute’ (*The Guardian*, 6, Jun, p 1) である。
- (58) *The Observer*, 7, Apr, 1963, p 31
- (59) *The Observer*, 18, Aug, 1963, p 9
- (60) *Times*, 13, Apr, 1964, p 15 *The Observer*, 26, Jul,
1964, p 31
- (61) なお、きわめて類似した文章が, Rhona Simpson
による “SINK SLAVERY ABOLISHED FOR
GOOD” (*Times*, 17, Dec, 1962, p 11, *The Guardian*,
5, Feb, 1963, p 11, *The Observer*, 17, Feb, 1963. p
31) という記事にもあらわれてくる。
- (62) *The Observer*, 4, Nov, 1962, p 31
- (63) *The Observer*, 4, Nov, 1962, p 31
- (64) *The Guardian*, 31, Oct, 1967, p 6
- (65) *The Observer*, 1, Dec, 1963, p 33
- (66) *The Observer*, 19, Jan, 1964, p 31 *Times*, 8, Jun,
1963, p 13
- (67) *Times*, 7, Jan, 1963, p 11
- (68) *The Guardian*, 4, Nov, 1964, p 11
- (69) *Times*, 23, May, 1966, p 1
- (70) *Times*, 27, Aug, 1962, p 11
- (71) *Times*, 10, Sept, 1962, p 13
- (72) *The Observer*, 16, Sep, 1962, p 26
- (73) *The Observer*, 18, Jul, 1965, p 25 *The Observer*, 29,
Aug, 1965, p 23
- (74) *The Observer*, 12, Apr, 1964, p 33
- (75) *Times*, 23, Mar, 1964, p 15 *The observer*, 10, May,
1964, p 31
- (76) *The observer*, 8, Sep, 1963, p 6
- (77) *Times*, 7, Oct, 1964, p 13
- (78) *Times*, 12, Apr, 1967, p 1
- (79) *The Observer*, 5, Jul, 1964, p 31
- (80) *Times*, 24, Nov, 1971, p 12
- (81) *The Guardian*, 12, Nov, 1971, p 9
- (82) *Times*, 12, Oct, 1964, p 13
- (83) *The Guardian*, 26, Nov, 1971, p 7 *Times*, 9, Dec,
1971, p 9
- (84) *The Observer*, 28, July, 1963, p 9 *The Guardian*, 6,
May, 1963, p 11
- (85) *Times*, 20, Jul, 1964, p 13 さらにガーディアンに
も類似の表現がみられる。
- 「お手伝いさん (mother’s help) は大きな需要が
ある——そして供給がとても少ない。驚くことで
はない。お手伝いさん (mother’s help) は賃金が安
く、一般的に訓練されたナニーよりも役に立つ。
オペアよりもよい資格をもち、よく働き、信
頼できる」 (*The Guardian*, 8, Jul, 1964, p 9)

- (86) *The Observer*, 19, Aug, 1962, p 20
 (87) *The Observer*, 7, Jul, 1963, p 23
 (88) *Guardian*, 5, Oct, 1972, p 13
 (89) *Times*, 10, Nov, 1972, p 13 *The Guardian*, 29, Nov, 1972, p 11 *Times*, 20, Nov, 1972, p 9

引用文献

- Cowan, Ruth Schwartz, 1985, “More Work For Mother: The Ironies Of Household Technology From The Open Hearth To The Microwave”, Basic Books (=高橋雄造訳, 2010, 『お母さんは忙しくなるばかり－家事労働とテクノロジーの社会史』, 法政大学出版会).
- Department of Energy & Climate Change, 2013, Report 9: Domestic appliances, cooking & cooling equipment, (2023年3月27日取得, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274778/9_Domestic_appliances_cooking_and_cooling_equipment.pdf)
- Gershuny, Jonathan, 1983, ‘Growth, Social Innovation and Time Use’, Kenneth E. Boulding (ed.), “The Economics of Human Betterment, Proceedings of Section F (Economics) of the British Association for the Advancement of Science”, SUNY Press (=嵯峨座晴夫監訳, 1989, 『ヒューマン・ベターメントの経済学－生活の質へのアプローチ』勁草書房).
- Gavron, Hannah, 1966, “The captive wife: conflicts of housewife mothers”, Routledge & Kegan Paul (=尾上孝子訳, 1970, 『妻は囚われているか：家庭に縛られた母たちの矛盾』岩波書店).
- 経済産業省, 2021, 「家事の強い味方, 食器洗い機」(2023年3月27日取得 https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20211209_hitokoto.html)
- 内閣府消費動向調査令和4年3月実施調査結果(2023年3月27日取得, <https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shouhi.html>)
- 落合恵美子, 1989→2022, 『近代家族とフェミニズム(増補新版)』勁草書房.
- Statista, 2023, Household ownership rate of dishwashing machines in most populous countries in Europe in 2021 (2023年3月27日取得, <https://www.statista.com/forecasts/1174175/dishwasher-ownership-rate-european-countries>)
- Statista, 2022, Percentage of households with dishwashers in the United Kingdom (UK) from 1994 to 2018 (2023年3月27日取得, <https://www.statista.com/statistics/289151/household-dishwashing-in-the-uk/>)
- The Guardian Years available: 1791-2023 Newspapers. com (<https://theguardian.newspapers.com/>)
- THE TIMES Digital Archive 1785-2019 (龍谷大学図書館データベース).
- U. S. Energy Information Administration, 2017, Dishwashers are among the least-used appliances in American homes, (2023年3月27日取得, <https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=31692>)
- 山田正吾, 1983, 『家電今昔物語』, 三省堂.
- 吉中季子, 2014, 「ベヴァリッジ報告とジェンダー：社会保障構想にみられるイギリスと日本の主婦」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』3: 3-15.

〈研究ノート〉

日本における高齢者介護の市場化の拡大と課題

張

澤

要旨：現在、日本の高齢化率は世界で最も高い水準となっている。高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、家族介護機能の低下等により介護ニーズも増大している。1980年代後半から、高齢者福祉・介護分野において、市場原理を生かし、民間企業等の参入が始まった。さらに、2000年の介護保険制度の導入により介護分野は巨大な市場となり、高齢者介護の市場化が拡大しつつある。本稿は、日本における高齢者介護の市場化の拡大実態について、厚生労働省が公表したデータを図表化し分析した上で、介護保険制度導入後、高齢者介護サービスの利用方式、介護施設・介護事業所の経営主体はどのように変化してきたかを明らかにする。また、介護サービス供給の地域格差と利用者の経済能力による介護サービスの利用機会の格差問題、営利法人を中心とした指定取消と倒産の問題、不採算介護事業からの撤退、介護報酬の不正請求、高齢者虐待等の問題を指摘している。特に低所得者の社会保障権保障の観点から、高齢者介護分野において、市場化の拡大に伴った営利法人の営利性の限界も明確にする。

I はじめに

日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、高齢化率は世界で最高となった。また、核家族化により伝統的な家族扶養機能が弱まり、高齢者介護問題はますます深刻になっている。さらに、単身高齢者や低所得高齢者の増加も大きな問題になっている。特に単身高齢者の多くが低額の年金で生活しており、介護問題も深刻である。

高齢者介護・福祉・医療・保健分野においては、1980年代後半から市場原理を生かし、民間企業等の参入が始まった。1990年代以降、日本の社会福祉政策は大きな転換を迫られ、高齢者福祉分野における新自由主義が台頭した。新自由主義とは、国家による福祉・公共サービスの縮小（小さな政府、民営化）と、大幅な規制緩和、市場原理主義を重視することの特徴とする経済思想である⁽¹⁾。

2000年度に介護保険制度が導入されてから2022年現在に至る22年間で、高齢者介護の市場化が進み、営利組織のサービス供給が拡大した。これ以降、高齢者介護の市場化という概念が注目されるようになった。介護保険制度導入後、高齢者介護サービスの利用方式は措置制度方式から契

約方式に転換した。契約方式は、利用者と提供者の直接的な売買を基本とする方式である⁽²⁾。高齢者福祉・介護分野において「市場化」という言葉の定義は統一されていない。本論文でいう「市場化」は、高齢者介護分野において多様な事業主体が参入し、市場の競争原理を生かし、公的責任の後退や自己責任の強化を指している。現在の日本の社会福祉政策の特徴の一つが市場化である。

これにより、かつて社会福祉法人が独占していた状態から、民間企業、農協、生協、NPO等多様な主体によるサービスの提供が始まった。特に、居宅分野において規制緩和が進み、多様な民間事業者参入により、介護サービスの供給量の拡大が実現した。サービス提供者が多い地域では各サービス提供者の競争は激しくなり、利用者の選択も多くなる。また、各サービス提供者が多数ある場合には競争によって介護サービスが多様化し、サービスの質も向上した。

一方で、介護保険制度導入後、利用者の自己負担費用の増加、サービス利用機会の格差等深刻な問題が生じている。

また、社会福祉に対する公的責任が限りなく後退し、市場化・営利化等により、介護サービスを商品として市場において購入することになった。

つまり、介護サービスは「買うもの」になっている。したがって、高齢者を「顧客」に社会福祉を「商品」として収益を競った結果、顧客の多い都市部と顧客の少ない地方都市・農村部との間に介護サービスの受給における不平等や格差が拡大しつつある。低所得者や生活困難な人の中には、介護サービスが買えない場合もある。

そこで、本稿では、日本における高齢者介護の市場化の拡大と現状を分析し、公的責任の後退や自己責任の強化による市場化の限界と課題を明らかにする。

Ⅱ 介護保険制度の導入と 高齢者介護の市場化の拡大

1 高齢者介護サービスの利用方式の変化

2000 年から導入された介護保険制度は、高齢者介護を社会保険として行う仕組みで、サービスの利用方式が、措置制度から契約方式に変わった。

それまで高齢者は、措置制度の下で公的責任に基づいて福祉施設や介護サービスを利用していった。しかしながら、福祉施設・介護サービスの絶対量が不足していたため、利用者自身はどこの施設に入所するか、どのような介護サービスを受けるかを決められず、市区町村が指定するという運用上の問題が存在していた。

介護保険制度導入後は、保険料を払った被保険者は、要介護状態と認定されたら制度上は自分のニーズに応じてサービスの種類とサービス事業者を自由に選択し、契約できるようになった⁽³⁾。

2000 年の介護保険制度創設時から利用者は介護サービスの種類等を制度上選択できるようになり、その内容は定期的に見直されて、サービスの種類が増加している。2021 年時点の介護保険サービスは 26 種類 54 サービスである。措置から契約への転換により、形式的には利用者の選択の自由が保障されるようになった。

2 介護事業所の経営主体の変化

介護保険制度導入後の介護サービスを大きく分けると、主に 3 種類ある。一つ目は、自宅への訪問サービスや自宅から通う通所サービス等の「居

宅サービス」である。二つ目は、「地域密着型サービス」である。三つ目は、入所して生活し介護を受ける「施設サービス」である⁽⁴⁾。

介護保険制度の特徴の一つは、介護サービス供給者の参入規制の緩和である。それにより、事業者間の競争を促して介護サービスの効率化を図ること、また介護サービスの需要急増に備えて十分な介護サービス供給量を確保することを名目として実施された。したがって、介護保険制度の導入により、一部の介護サービスには、社会福祉法人と NPO 法人等の非営利事業者のほか営利法人を含む多様な事業者の参入も可能となり、介護事業所の数は大幅に増加した。特に居宅サービスと地域密着型サービスは営利法人等の事業者が多数参入してきた。下記の表 2-2-1 は 2000 年から 2020 年までの 3 種類の介護サービス事業所と施設の数の変化を示したものである。

そこで、これらの介護サービス供給主体の変化を前述の介護サービスの 3 類型ごとに分析する。

(1) 居宅サービス

介護保険制度導入後、居宅サービスの中で、訪問介護、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等の事業所の数は大幅に増加した。しかし、訪問入浴介護事業所の数は 2000 年の 2,269 カ所から 2020 年の 1,708 カ所に減少した。その原因は介護人材の不足問題と経営状況の不良とに大きな関係があると考えられる。訪問入浴介護サービスの人員配置は利用者 1 名あたり看護師 1 名、介護スタッフ 2 名を基本とする。それに対して、訪問介護事業所も入浴サービスの提供が可能であるが、訪問介護では介護スタッフ 1 名のみで行っている。人材不足の介護分野では、厳しい人員配置基準がある訪問入浴介護事業所は減少傾向にある。入浴の仕事は体力的に厳しく、介護職員の待遇が改善できず、介護人材の確保はかなり難しくなっている。さらに、訪問入浴事業所の経営状況については、40% 以上の事業所は赤字を抱えており、訪問入浴事業所の運営は困難な状況になっている。

また、通所介護事業所の数は 2000 年の 4,730 カ所から 2015 年の 43,406 カ所に増加し、2015 年

表 2-2-1 介護保険施設数・介護サービス事業所数

	平成12年 ～2000	平成17年 ～2005	平成22年 ～2010	平成23年 ～2011	平成24年 ～2012	平成25年 ～2013	平成26年 ～2014	平成27年 ～2015	平成28年 ～2016	平成29年 ～2017	平成30年 ～2018	令和元年 ～2019	令和2年 ～2020
居宅サービス事業所													
訪問介護	9,833	20,618	20,805	21,315	31,075	32,761	33,911	34,823	35,013	35,311	35,111	34,825	35,075
訪問入浴介護	2,269	2,402	2,021	2,002	2,410	2,344	2,262	2,190	2,077	1,993	1,885	1,790	1,708
訪問看護ステーション	4,730	5,309	5,119	5,212	6,590	7,153	7,903	8,745	9,525	10,305	10,884	11,580	12,393
通所介護	8,037	17,652	22,738	24,381	34,107	38,127	41,660	43,406	23,038	23,597	23,861	24,035	24,087
通所リハビリテーション	4,911	6,093	5,877	5,948	7,023	7,047	7,284	7,515	7,638	7,915	8,142	8,318	8,349
短期入所生活介護	4,515	6,216	7,096	7,515	8,980	9,445	10,251	10,727	10,925	11,205	11,434	11,566	11,668
特定施設入居者生活介護	…	1,375	2,974	3,165	3,941	4,197	4,452	4,679	4,858	5,010	5,198	5,328	5,454
福祉用具貸与	2,685	6,317	5,202	5,212	7,644	7,864	7,961	8,056	8,030	8,012	7,866	7,651	7,545
特定福祉用具販売	・	・	5,312	5,336	7,724	7,902	8,018	8,135	8,111	8,072	7,862	7,630	7,529
地域密着型サービス事業所													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・	・	・	・	76	281	471	616	735	861	975	1,020	1,099
夜間対応型訪問介護	・	・	98	103	188	196	217	224	226	217	221	228	220
地域密着型通所介護	・	・	・	・	・	・	・	・	21,063	20,492	19,963	19,858	19,667
認知症対応型通所介護	・	・	3,122	3,254	4,158	4,193	4,253	4,308	4,239	4,146	4,065	3,973	3,868
小規模多機能型居宅介護	・	・	2,113	2,486	3,885	4,230	4,630	4,969	5,125	5,342	5,469	5,502	5,556
認知症対応型共同生活介護	675	7,084	8,942	9,484	11,729	12,048	12,497	12,983	13,069	13,346	13,618	13,760	13,977
地域密着型特定施設入居者生活介護	・	・	133	152	238	263	288	301	310	320	328	352	354
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	・	・	・	・	15	74	164	250	305	390	512	588	711
地域密着介護老人福祉施設	・	・	302	450	954	1,106	1,691	1,901	1,977	2,158	2,314	2,359	2,413
介護保険施設													
介護老人福祉施設	4,463	5,535	5,676	5,953	6,590	6,754	7,249	7,551	7,705	7,891	8,097	8,234	8,306
介護老人保健施設	2,667	3,278	3,382	3,533	3,931	3,993	4,096	4,189	4,241	4,322	4,335	4,337	4,304
介護療養型医療施設	3,862	3,400	1,770	1,711	1,759	1,647	1,520	1,423	1,324	1,196	1,026	833	556
介護医療院	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	62	245	536

出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

から2020年までに24,087カ所に減少した。その理由として考えられるのは、2016年に地域密着型通所介護が導入されたことである。2016年に通所介護事業所の一部は地域密着型通所介護事業所に移行した。両者は提供しているサービスの内容に大きな変化はないが、定員数、地域、費用においては違いがある。

(2) 地域密着型サービス

2006年に住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、市町村が指定・監督等を行う地域密着型サービスが創設された。地域密着型サービスとしては、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等の6つのサービスが創設された。2011年の法改正は、要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることがねらいであるとされている⁽⁵⁾。その内容として、2012年に定期巡回・

随時対応型訪問介護看護と複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）が創設された。さらに、2016年に地域密着型通所介護が導入された。

(3) 介護保険施設

介護保険施設としては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類がある。介護老人福祉施設と介護老人保健施設は2000年から2020年まで徐々に増加してきた。しかし、介護療養型医療施設は2000年の3,862カ所から2020年の556カ所に減少した。これは介護療養型医療施設の段階的の廃止と関係がある。介護療養型医療施設の経過措置期間（2018年3月末まで）は、2019年の法改正により、2024年3月末まで6年間延長されている。その代わりに、医療・介護の連携を推進するために、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設された。その数は2018年から2020年まで徐々に増加してきた。

(4) 経営主体の変化

現在（2020年）の介護サービス事業の経営状

況は介護保険制度導入時の状況と大きく異なっている。次の表 2-2-2、表 2-2-3、表 2-2-4 は 3 種類の介護サービスについて導入時（2000/2006 年）と 2020 年の経営主体の構成割合を示したものである。表 1-2-4 の 2000 年と 2020 年の居宅サービス事業所の経営主体構成の比較を見てみると、2000 年の介護保険制度導入時に訪問介護、訪問入浴介護と通所介護事業所の中で、社会福祉法人が占める割合が一番多かった。

その後、2020 年には、訪問介護、訪問入浴介護と通所介護事業所の中で、営利法人の参入が増え、経営主体に占める割合は半分以上になった。特に訪問介護と訪問入浴介護事業者は、約 7 割の経営主体が営利法人である。また、訪問看護ステーション事業所は 2000 年には、経営主体の半分以上は医療法人であったが、2020 年にはわずか 2 割になった。その一方で、営利法人が訪問看護ステーションを経営する割合が徐々に増え、2020 年に経営主体に占める割合は半分以上になった。また、福祉用具貸与事業所では、経営主体の構成に大きな変化はなく、依然として営利法人が大きな割合を占めている。

介護保険制度が実施されてから 2020 年までの 20 年間で、営利法人は居宅介護サービス、福祉用具貸与等の特定の介護サービスへ積極的に参入

してきた。

また、表 2-2-3 の 2006 年と 2020 年の地域密着型サービス事業所の経営主体構成の比較を見てみると、2006 年に地域密着型サービスが創設された時は、夜間対応型訪問介護事業所を経営している主体はほぼ営利法人であったが、2020 年には約 4 割の経営主体は社会福祉法人になった。

その一方で、2006 年には認知症対応型通所介護の経営主体の中で、社会福祉法人は半分以上を占めていたが、2020 年にはその割合は減少しており、4 割ほどになった。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の経営主体は依然として営利法人の割合が最も多い。しかも、この 3 種類の事業所で社会福祉法人は一定の割合を占めており、どれも 2～3 割である。この原因は、過疎地域で社会福祉法人が積極的に介護サービスを提供しているためだと考えられる。

営利法人は利潤を追求するために、人口が少なく、かつ高齢者が少ない過疎地域にはあまり参入していない。しかし、過疎地域に住んでいる人は住み慣れた地域で住み続ける権利や福祉サービス・施設等の社会保障・社会福祉権が保障されるべきである。そのため、社会福祉法人は他の事業者では対応困難な福祉ニーズに対応していくこと

表 2-2-2 2000 年と 2020 年の居宅サービス事業所の経営主体構成の比較

	2000								2020									
	経営主体の構成割合 (%)								経営主体の構成割合 (%)									
	地方公共団体	公的・社会保険関係団体	社会福祉法人	医療法人	非営利活動法人 (NPO)	協同組合	会社	その他	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	(NPO)	特定非営利活動法人	その他
居宅サービス事業所																		
訪問介護	6.6	0	43.2	10.4	2.1	4.6	30.3		0.3		15.7	5.3	1.8	2	69.8	4.9	0.4	
訪問入浴介護	8.6	0	63.5	2.6	0.4	0.9	23.1		0.1		26.4	1.8	0.5	0.7	70.2	0.3		
訪問看護ステーション	5.1	3.3	10.4	53.3	0.3	4.3	6		1.8	1.7	6	23.8	7.2	1.6	56	1.5	0.5	
通所介護	22.2	0	66	4.2	1.3	1.1	4.5		0.4		36.3	7.6	0.6	1.5	51.8	1.7	0.1	
通所リハビリテーション									2.6	1.2	8.2	77.9	2.6		0.1		7.4	
短期入所生活介護	13.5	0.1	84.9	0.8	0	0	0.6		1.4		84.7	2.9	0.1	0.3	10.1	0.4	0.2	
特定施設入居者生活介護	・								0.6		22.2	6.3	0.6	0.3	69	0.4	0.5	
福祉用具貸与	1.6	－	8.3	2.6	0.5	3.6	82.6				1.9	1.3	0.5	1.1	94.4	0.5	0.3	
特定福祉用具販売											1.5	1.1	0.5	1.1	95.2	0.4	0.2	

出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

表 2-2-3 2006 年と 2020 年の地域密着型サービス事業所の経営主体構成の比較

	2006 年									2020 年									
	経営主体の構成割合（％）									経営主体の構成割合（％）									
	地方公共団体	公的・社会保険関係団体	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他	地方公共団体	関係団体・独立行政法人	日本赤十字社・社会保険	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他
地域密着型サービス事業所																			
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所																			
夜間対応型訪問介護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	27.5	17.3	1.8	3.7	48.2	1	0.4	
地域密着型通所介護	・	・	8.3	・	・	・	91.7	・	・	0.6	・	37.3	7.5	1.6	3.9	48	1	・	
認知症対応型通所介護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0.3	・	11.9	3.8	1	1	75.8	5.9	0.4	
小規模多機能型居宅介護	0.8	・	58.1	10.9	1.2	1.5	21.8	5.3	0.4	0.3	・	41.9	11.7	1	1.3	37.9	5.6	0.3	
認知症対応型共同生活介護	0.5	・	21.9	13.9	2.1	1.1	46.5	13.4	0.5	0.1	・	32.4	11.9	0.6	2.2	47	5.6	0.3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.2	・	21.9	18.6	0.3	0.4	52.9	5.4	0.3	0.1	・	24.5	15.9	0.5	0.6	54.3	4.1	0.2	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）																			
地域密着介護老人福祉施設	・	・	26.1	4.3	・	・	65.2	4.3	・	・	・	30.9	17.2	0.6	0.6	48.5	1.8	0.3	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	17.2	24.4	4.9	2.9	47.2	3.2	0.2	
16.3	・	83.7	・	・	・	・	・	・	・	0.9	・	99.1	・	・	・	・	・	・	

出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

表 2-2-4 2000 年と 2020 年の介護保険施設の経営主体構成の比較

	2000 年						2020 年										
	経営主体の構成割合（％）						経営主体の構成割合（％）										
	都道府県	市区町村	社会福祉法人	医療法人	公的・社会保険関係団体	その他	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	関係団体・独立行政法人	日本赤十字社・社会保険	社会福祉協議会	社会福祉協議会（社会福祉協議会以外）	社会福祉法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設																	
介護老人福祉施設	1.8	10.9	87.2	・	0.1	・	0.4	2.7	1.2	0.1	0.2	95.4	・	－	0	・	
介護老人保健施設	0.2	5.2	15.8	73	2.1	3.6	－	3.1	0.5	1.7	0	15.7	75.1	2.8	1	0.1	
介護医療院	－	－	－	－	－	－	0.2	1.8	0.2	0.8	－	1.4	90.4	2.8	0.8	1.5	
介護療養型医療施設	0.1	4.1	...	70.7	1.2	24	－	6.4	0.2	1.4	－	0.7	81.9	1.6	0.8		

出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

が期待されてきた。2012 年に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）は 2020 年まで約半分の経営主体が営利法人であった。2016 年に導入された地域密着型通所介護は 2020 年まで営利法人が占める割合が最も多く、7 割を超えた。

さらに、表 2-2-4 2000 年と 2020 年の介護保険施設の経営主体構成の比較を見てみると、介護保険制度導入時に介護老人福祉施設の経営主体は主

に社会福祉法人と市区町村であったが、2020 年にはほぼ社会福祉法人になった。介護保険制度による公的責任の後退といえる。施設サービス等の第一種社会福祉事業は、原則的に国や地方自治体及び社会福祉法人が経営することになっている。そのため介護老人福祉施設のほとんどを社会福祉法人が担っている。

介護老人保健施設の経営主体は 2000 年と 2020 年でほとんど変化がなく、7 割以上は医療法人で

ある。介護老人保健施設は要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設であるため、リハビリと医療技術への需求が高い。そのため、介護老人保健施設の多くは医療法人が経営している。介護療養型医療施設と介護医療院の経営主体は介護老人保健施設と同じで、主に医療法人であった。

(5) 経営主体の変化の特徴

3種類の介護サービスの経営主体構成割合を2000年と2020年で比較することによって、各経営主体の特徴が一定程度明確ようになった。2000年の介護保険制度導入時、居宅分野に社会福祉法人が独占的にサービスを提供していた。社会福祉法人はいわば政府の代理人として、公的介護サービスを提供してきた。そのために、社会福祉法人の公益性は高い。

また、医療法人は、医療法に根拠をもつ病院、診療所、介護老人保健施設を開設する法人である。他の経営主体より、医療法人は高い医療技術を持つので、介護老人保健施設と通所リハビリテーション等の医療系の介護サービスを主に担ってきた。ところが、介護保険制度導入後、居宅分野で大きな割合を占めている経営主体は営利法人である。なぜなら、介護保険制度の下では、一定の人員や設備等の要件を満たせば従来からある社会福祉法人や医療法人だけでなく、営利法人も指定居宅サービス事業者になることが可能となったためである⁽⁶⁾。急増してきた介護ニーズを満たすために、居宅介護分野に参入してきた営利法人は利潤追求の目的を持ち営利性が高い。しかし、営利法人は介護老人福祉施設への参入は認められないので、介護老人福祉施設の経営主体は主に社会福祉法人が担い続けている。

最後に、居宅サービスと地域密着型サービスの経営主体の中で、特定非営利活動法人（NPO）の構成割合は多くないが、一定の比率を占めている。特定非営利活動法人（NPO）は1998年に特定非営利活動促進法の下で創設された非営利法人である。介護保険事業に参入しているNPO法人には、制約の多い介護保険サービスのみでは満たされない様々なニーズを抱える人々を支援するためにボランティアベースの助け合い活動を介護保

険の制度外サービスとして実施している⁽⁷⁾。したがって、このようなサービスを提供している特定非営利活動法人の公益性も高いといえる。

3 営利法人が経営する特定の介護サービス

前述のように、介護保険制度導入後、居宅分野において営利法人が多く参入しており、大きな割合を占めている。この節では、居宅分野の中で、営利法人が経営する事業所数と割合が多い特定の介護サービスを図表化し、分析する。

経営主体の割合構成を見ると、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等の事業所は営利法人が大きな割合を占めている。以上の中から、特に数が多い訪問介護、通所介護と認知症対応型共同生活介護を代表として取り挙げ分析する。厚生労働省が発表した「令和2年度 介護保険事業状況報告（年報）」によると、居宅サービスの中で、2020（令和2）年度の給付費が最も多い事業所は通所介護事業所と訪問介護事業所である。その一方で、地域密着型サービスの中で、2020（令和2）年度の給付費が最も多い事業所は認知症対応型共同生活介護である。したがって、営利法人は経営する事業所の数と割合が多いだけではなく、介護保険給付費も高い。その内訳を見ると、訪問介護、通所介護と認知症対応型共同生活介護が上位3事業であることがわかる。

(1) 訪問介護事業所

下記の表2-3-1と図2-3-1は2000年から2020年までの訪問介護事業所総数と営利法人が経営する訪問介護事業所数及びその割合を示したものである。2000年から2020年までの20年間で、訪問介護事業所の総数は全体的に見れば増加の傾向が続いている。2000年介護保険制度施行時に、訪問介護事業所の数は9,833カ所から2020年の35,075カ所になっており、3倍以上に増加している。その一方で、営利法人が経営する訪問事業所の割合は2000年の30.3%から2020年の69.8%に倍増している。

表 2-3-1 訪問介護事業所総数と営利法人が経営する訪問介護事業所数及びその割合

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
訪問介護事業所総数	9833	11644	12346	15701	17274	20618	20948	21069	20885	21517	20805	21315	31075	32761	33911	34823	35013	35311	35111	34825	35075
営利法人が経営している訪問介護事業所数	2979	3958	4456	7034	8326	11113	11374	11392	11498	12243	11921	12490	19452	20967	21838	22565	22933	23375	23735	23646	24482
割合%	30.3	34	36.1	44.8	48.2	53.9	54.3	54.1	55.1	56.9	57.3	58.6	62.6	64	64.4	64.8	65.5	66.2	67.6	67.9	69.8

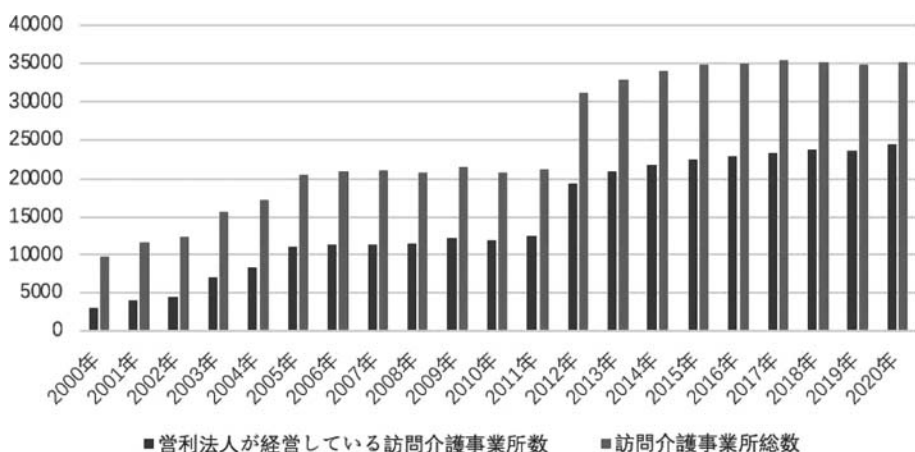


図 2-3-1 訪問介護事業所総数と営利法人が経営している訪問介護事業所数

出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

(2) 通所介護事業所

下記の表 2-3-2 と図 2-3-2 は 2000 年から 2020 年までの通所介護事業所総数と営利法人が経営する通所介護事業所数及びその割合を示したものである。2000 年から 2015 年までの 15 年間で、通所介護事業所の総数は急増しており、2000 年の 8,037 カ所から 2015 年の 43,406 カ所になっている。また、この 15 年間で営利法人が経営する通所介護事業所の割合は 2000 年の 4.5% から 2015 年の 59.3% に急増している。その一方で、通所介護事業所の総数は、2015 年の 43,406 カ所から 2020 年の 24,087 カ所となって、急減していた。

しかし、営利法人が経営する通所介護事業所の割合はあまり変わらず、2015 年の 59.3% から 2020 年の 51.8% に下がった。通所介護事業所総数の減少原因は 2016 年に導入された地域密着型通所介護と大きな関係があると考えられる。2016 年に通所介護事業所の一部は地域密着型通所介護事業所に移行したため、通所介護事業所の総数は減少した。

表 2-3-2 通所介護事業所総数と営利法人が経営する通所介護事業所数及びその割合

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
通所介護事業所総数	8037	9138	10485	12498	14725	17652	19409	20997	22366	22267	22738	24381	34107	38127	41660	43406	23038	23597	23861	24035	24087
営利法人が経営している通所事業所数	361	804	3785	2387	3725	5542	7026	8146	9080	9263	9936	11312	18110	21465	24329	25739	10896	11444	12169	12233	12477
割合%	4.5	8.8	36.1	19.1	25.3	31.4	36.2	38.8	40.6	41.6	43.7	46.4	53.1	56.3	58.4	59.3	47.3	48.5	51	50.9	51.8

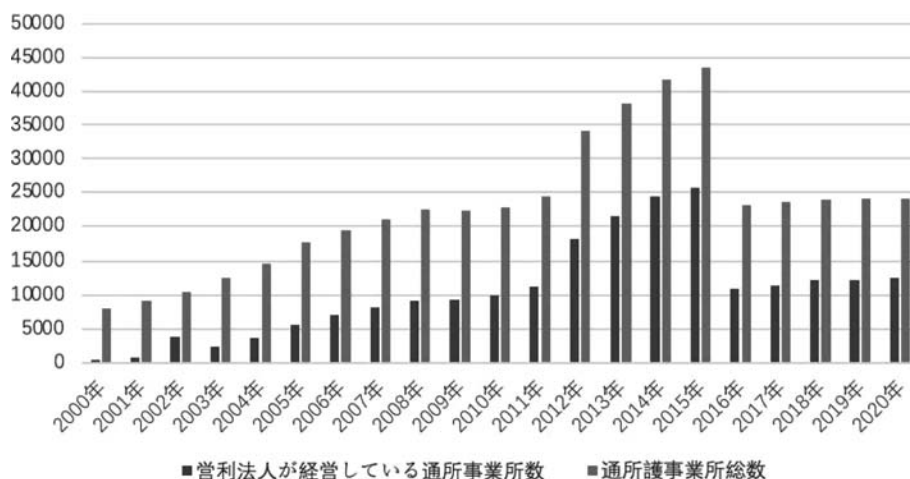


図 2-3-2 通所介護事業所総数と営利法人が経営する通所介護事業所数
出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業所

下記の表 2-3-3 と図 2-3-3 は 2000 年から 2020 年までの認知症対応型共同生活介護事業所総数と営利法人が経営する認知症対応型共同生活介護事業所数及びその割合を示したものである。介護保険制度施行時、認知症対応型共同生活介護事業所の数はわずか 675 カ所であったが、2020 年に 13,977 カ所となり、20 倍以上に増加している。営利法人が経営している認知症対応型共同生活介護事業所の数は 2000 年の 143 カ所から 2020 年の 7,589 カ所となり、半分以上の事業所は営利法人である。認知症対応型共同生活介護事業所の増加は認知症患者の増加と大きな関係があると考えられる。高齢化の進展に伴い、認知症患者の数・割合も増加している。また、『令和 4 年度高齢社会白書（全体版）』によると、要介護者等（総数）について、介護が必要になった主な原因について

見ると、「認知症」が 18.1% と最も多い。したがって、居宅分野において、認知症患者向けの介護事業所のニーズは不可欠である。

以上の 3 種類の介護サービスは、第 2 種社会福祉事業として行われている。第 2 種社会福祉事業の経営主体には制限がないので、すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となる。したがって、介護保険制度導入後、介護分野に新規参入した営利法人は著しく増加している。

前述の通り、訪問介護、通所介護、認知症対応型共同生活介護のみならず、他の居宅介護サービスも営利法人が多く参入している。営利法人が居宅介護分野へ参入したことで、サービス量・種類が増大した地域においては増大した介護ニーズを満たし、利用者は多くの事業所から自分に合う事業所が選べるようになった。また、経営の安定と利用者を獲得するために、一つの法人がいくつか

表 2-3-3 認知症対応型共同生活介護事業所総数と営利法人が経営する認知症対応型共同生活介護事業所数及びその割合

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
認知症対応型共同生活介護事業所総数	675	1273	2210	3665	5449	7084	8350	8818	9292	9186	8942	9484	11729	12048	12497	12983	13069	13346	13618	13760	13977
営利法人が経営している認知症対応型共同生活介護事業所数	143	332	753	1568	2577	3577	4417	4699	4934	4831	4676	4960	5864	6410	6635	6958	6952	7153	7380	7471	7589
割合%	21.2	26.1	34.1	42.8	47.3	50.5	52.9	53.3	53.1	52.6	52.3	52.3	50	51.3	53.1	53.6	53.2	53.6	54.2	54.3	54.3

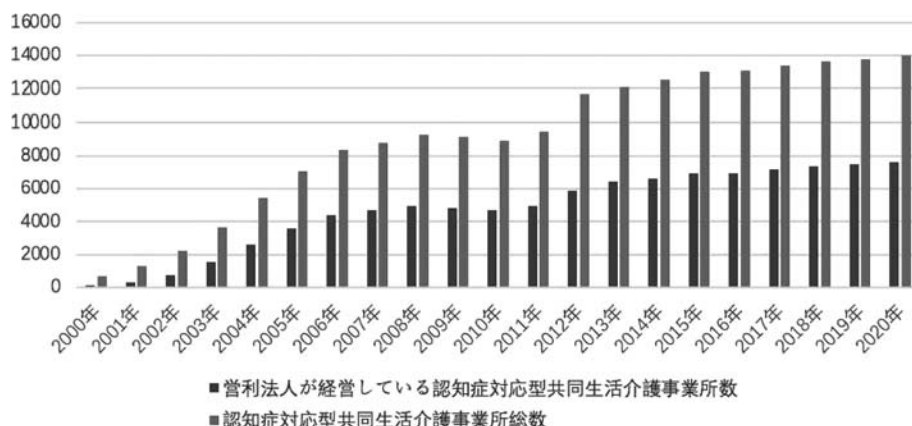


図 2-3-3 認知症対応型共同生活介護事業所総数と営利法人が経営する認知症対応型共同生活介護事業所数
出所：厚生労働省（2000～2020）「介護サービス施設・事業所調査」より筆者作成。

の介護事業所を経営している。利用者は多様なサービスを選択することができる。しかし、居宅介護分野に営利法人は参入しやすいが、競争も激しい。他の経営主体と比べて、営利法人は「利益を追求する」という目的を持っている。そのため、利益が見込まれなければその事業から撤退することもある。営利性を持っている営利法人には多くの問題が存在している。この点については、後で詳しく述べる。

4 老人福祉法上の入所施設の変化

前述したように、介護老人福祉施設は、介護保険制度導入前も導入後も、主に社会福祉法人が経営している。そのほか、老人福祉法に規定されている老人福祉施設のうち長期に居住することを目的としている施設としては、養護老人ホームと軽費老人ホームがある。

この二つの施設の経営主体も主に社会福祉法人である。しかし、軽費老人ホームの経営主体は株

式会社等の民間企業が含まれ、都道府県知事等の認可を受ければ、設置と経営が可能となる。特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームは、1963年に制定された老人福祉法に規定される老人福祉施設であり、第一種社会福祉事業でもある。ここでは、第一種社会福祉事業として、主に社会福祉法人が経営する3種類の施設数の変化を図表化し、分析する。

(1) 特別養護老人ホーム

下記の表 2-4-1 は 2000 年から 2020 年までの特別養護老人ホームの総数と社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム数及びその割合を示したものである。高齢化の進展に伴い、要介護高齢者も増加している。このため、居宅では介護が困難な人に対する入所の介護施設を増やすことも必要である。特別養護老人ホームは、入所している要介護高齢者の生活の場として整備されてきた。したがって、入所型施設の抑制策がありながらも 2000 年から 2020 年までの間、特別養護老人ホー

表 2-4-1 特別養護老人ホーム総数と社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム数及びその割合

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特別養護老人ホーム総数	4463	4651	4870	5084	5291	5535	5716	5892	6015	5876	5676	5953	6590	6754	7249	7551	7705	7891	8097	8234	8306
社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの数	3891	4060	4290	4519	4735	5003	5201	5379	5503	5400	5250	5494	6089	6247	6799	7113	7281	7480	7684	7838	7923
割合%	87.2	87.3	88.1	88.9	89.5	90.4	91	91.3	91.5	91.9	92.5	92.3	92.4	92.5	93.8	94.2	94.5	94.8	94.9	95.2	95.4

出所：厚生労働省（2000～2020）「社会福祉施設等調査の概況」より筆者作成。

ムは徐々に増加する傾向にあった。社会福祉法人以外の経営主体（都道府県・市町村）が減少していることがわかる。

(2) 養護老人ホーム

下記の表 2-4-2 は 2000 年から 2020 年までの養護老人ホーム総数の変化を示したものである。低所得者を対象とする養護老人ホームの数は特別養護老人ホームの数と比べてほとんど増えていない。養護老人ホームの設置主体は、地方公共団体、地方独立行政法人または社会福祉法人となる。この 20 年間、養護老人ホームの数はあまり変わっていない。他の施設と比べて、なぜ養護老人ホームの数は増えていないのか。この原因は、2005 年度に行われた三位一体改革と関係がある。この三位一体改革により、市町村が行う養護老人ホームへの措置に要する費用等について、国の負担を廃止し、財源は自治体に移譲することになった。そのため、もともと財政的に厳しい状況に置かれていた自治体は予算を抑えるために、他の施設と比べて養護老人ホームの数をほとんど増やすことができなかった。

(3) 軽費老人ホーム

下記の表 2-4-3 は 2000 年から 2020 年までの軽費老人ホーム総数の変化を示したものである。最初の軽費老人ホームは 3 種類であったが、2010 年から都市型軽費老人ホームが加わり、4 種類に

なった。しかし、都市型軽費老人ホームの数が公表されるようになったのは厚生労働省が毎年実施している「社会福祉施設等調査」の 2014 年のデータからである。2000 年から 2020 年まで軽費老人ホーム A 型と軽費老人ホーム B 型が減少している一方で、軽費老人ホーム（ケアハウス）は緩やかな増加傾向にあった。その原因は軽費老人ホームがケアハウスに一元化されたことである。1990 年以降、軽費老人ホーム A 型と軽費老人ホーム B 型は新設されなくなり、ケアハウスに一元化されている。軽費老人ホームの利用者負担は所得によって異なる。他の入所施設と比べて、軽費老人ホームは安くて自由度も高い。施設数が少ないこととあいまってひとり暮らし等様々な事情を抱えた高齢者のための比較的低額な入居施設として軽費老人ホーム（ケアハウス）の需要が高まっている。

(4) 考察

養護老人ホームと軽費老人ホームは介護保険法「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設もある。軽費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、およそ 400 施設程度（平成 26 年時点）ある⁽⁸⁾。

現在、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や社会的に孤立する高齢者、介護ニーズ及び介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が

表 2-4-2 養護老人ホーム総数

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
養護老人ホーム 総数	949	951	954	959	962	964	962	958	964	932	909	893	953	953	952	957	954	959	953	946	948

出所：厚生労働省（2000～2020）「社会福祉施設等調査の概況」より筆者作成。

表 2-4-3 軽費老人ホーム総数及び各種の施設数

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
軽費老人ホーム 総数	1444	1580	1714	1842	1928	1966	2016	2059	2095	2050	1964	2001	2182	2198	2250	2264	2280	2302	2306	2319	2321
軽費老人ホーム A 型	246	245	241	242	243	240	234	233	229	217	218	208	215	213	209	204	199	194	192	191	190
軽費老人ホーム B 型	38	38	36	34	34	33	32	31	31	29	28	24	24	22	17	16	15	14	12	12	13
軽費老人ホーム (ケアハウス)	1160	1297	1437	1566	1651	1693	1750	1795	1835	1804	1718	1769	1943	1963	1989	1996	2007	2023	2028	2035	2034
都市型軽費老人 ホーム															35	48	59	71	74	81	84

出所：厚生労働省（2000～2020）「社会福祉施設等調査の概況」より筆者作成。

増加している。これらの高齢者の生活を保障するために、第一種社会福祉事業として主に社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム、養護老人ホームと軽費老人ホームの役割が十分に果たされることは不可欠である。養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）は、地域包括ケアシステムにおける「居住支援（住まい）」と「生活支援」を担うとともに、ソーシャルワークに基づく専門的支援により、入所（入居）者に限らず地域の様々な高齢者等の生活を支えながら、生きがいきりや介護予防等を通して地域づくりにつなげる役割を担うことを目標としている⁽⁹⁾。また、特別養護老人ホームは要介護者に入居施設を提供し、地域社会の中で様々な事業や活動を展開している。特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が、入居者のケアに専従しているのではなく、その機能を地域社会のなかで積極的に展開していることを地域住民に理解してもらえてこそ、その法人の存在意義や役割、社会的使命はより一層高められるといえよう⁽¹⁰⁾。

以上の3種類の施設は第一種社会福祉事業である。第一種社会福祉事業は、利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の生活保障の必要性が高い事業である。そのため、第一種社会福祉事業を行っている社会福祉法人が負う責任も大きく、重要な役割を果たしている。

Ⅲ 高齢者介護の市場化の問題点

1 介護サービス利用機会の格差

介護保険制度導入後、居宅介護分野において、規制緩和により、多様な供給主体が介護サービス

を提供するようになった。特に営利法人が多数参入し、大きな割合を占めるようになり、高齢者介護の市場化はさらに進んだと言える。

しかしその一方で、問題も生じてきた。営利法人が介護市場に参入した主目的は利益追求である。営利法人は利益を拡大させるために、まず市場の潜在力が大きい地域に進出する。つまり、高齢者人口が多く、かつ高齢者の収入が高い過密地域を選択し、進出する。その結果、介護サービスの供給には地域格差が生じ、それに伴い利用者に対する介護サービスへの利用機会の格差も生じてきた。高齢化が深刻な状況にある過疎地域では地理的条件やサービス供給の不足により十分なサービスを提供できない可能性がある⁽¹¹⁾。つまり、介護サービス供給の地域格差による介護サービスの利用機会の格差がある。次に、利用者の経済能力による介護サービスの利用機会の格差を指摘できる。

下記の表 3-1-1 は全国の各地方区分の中から一つの県を選んで、人口密度、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、居宅サービスにおいて営利法人が経営する事業所の数と割合が多い訪問介護と通所介護の数、一つあたりの事業所の利用人数等を比較したものである。この節では、過疎地域の代表として秋田県、過密地域の代表として東京都の比較分析を通して、過疎地域と過密地域の介護サービス提供の格差を明らかにする。

この二つの都県はいずれも高齢化が深刻な状況にある。秋田県は日本の東北地方の北西部に位置する。2022 年 11 月 1 日現在の秋田県の人口は 92 万 8893 人であり、全国的にも最も人口減少が進

表 3-1-1 全国各地域の比較

		面積	人口密度	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数（認定率）	訪問介護事業所数（営利法人の数と割合）	通所介護事業所数（営利法人の数と割合）	事業所総数（営利法人の数と割合）	一つあたりの事業の利用人数
北海道・東北	秋田県	11,637.52	79.91	360,928	73,086（20.2%）	252（157/62.3%）	197（88/44.7%）	449（245/54.6%）	163
関東	東京都	2,194.05	6,399.46	3,142,040	608,213（19.4%）	3202（2728/85.2%）	1523（1024/67.2%）	4725（3752/79.4%）	128
中部	岐阜県	10,621.29	183.16	600,623	103,458	354（252/71.2%）	383（204/53.3%）	737（456/61.9%）	140
近畿	京都府	4,612.20	552.97	752,028	156,422	748（539/72.0%）	443（170/38.4%）	1191（709/59.5%）	131
中国・四国	広島県	8,479.23	325.47	824,439	160,574（19.5%）	742（499/67.3%）	578（254/49.3%）	1320（753/57.0%）	121
九州・沖縄	熊本県	7,409.12	231.84	541,490	108,318（20.0%）	349（-） ⁽¹²⁾	303	652	168

資料：各都道府県の介護保険事業者・関係施設一覧、各都道府県「第8期高齢者安心計画老人福祉計画・介護保険事業支援計画（令和3～令和5年度）の策定について」により筆者作成⁽¹³⁾。

んでいる地域の一つである。秋田県の人口密度は都道府県の中でも低い地域である。秋田県の第1号被保険者数は360,928人（高齢化率38.8%）であり、そのうち要支援・要介護認定者数は73,086人である。要支援・要介護の認定率は20.2%である。その一方、東京都は日本の首都であり、人口は都道府県の中で最も多く、総人口に占める割合はおよそ11%である。東京都の人口密度は都道府県の中で最も高い。東京都の第1号被保険者数は3,142,040人（高齢化率23.5%）であり、そのうち要支援・要介護認定者数は608,213人である。要支援・要介護の認定率は19.4%である。両都県の要支援・要介護認定率は同じレベルであるが、秋田県は高齢化が深刻な過疎地域であり、東京都は深刻な高齢者人口過密地域である。

(1) 介護サービス供給の地域格差による利用機会の格差

次に、この二つ都県にある訪問介護事業所と通所介護事業所の数を比較する。過疎地域の秋田県には訪問介護事業所が252ヶ所あり、そのうち営利法人が経営する事業所数と割合は157ヶ所、62.3%である。また、秋田県には通所介護事業所が197ヶ所あり、そのうち営利法人が経営する事業所数と割合は88ヶ所、44.7%である。

一方、過密地域の東京都には訪問介護事業所が3,202ヶ所あり、そのうち営利法人が経営する事業所数と割合は2,728ヶ所、85.2%である。また、東京都には通所介護事業所が1,523ヶ所あり、そのうち営利法人が経営する事業所数は1,024ヶ所、67.2%である。

さらに、この二つ地域の要支援・要介護認定者の数と介護事業所の数を比較すると、例えば、秋田県は一つの事業所を163人の要支援・要介護認定者が利用するのに対して、東京都は一つの事業所を128人の要支援・要介護認定者が利用する。その差は35人である。事業者数の割合が低い秋田県では1つの事業所でより多くの利用者に対応することを迫られている。つまり、秋田県と東京都の訪問介護と通所介護の供給にはかなりの格差があると考えられる。営利法人は過疎地域の秋田県より高齢者人口が多く、かつ経済力が高い過密地域に進出する傾向にある。特に過密地域の東京

都は介護事業所の中で営利法人が占める割合は約8割であるのに対して、過疎地域の秋田県は営利法人が占める割合は5割しかない⁽¹⁴⁾。その結果、介護サービス供給の地域格差が生まれ、介護サービスの利用格差も生じてきた。

営利法人は利益を追求するために、採算がとれる地域を選択し進出することが多い。東京都のような過密地域は、人口密度が高く交通が便利であるため、利用者を集めやすい。一方、秋田県のような過疎地域は、面積が広く人口密度が低いので、事業所と利用者の家の距離も遠く、訪問介護の移動や通所介護の送迎にも時間がかかる。そのため、過疎地域では利用者を集めにくい。したがって、営利法人は過疎地域より過密地域のほうに参入する意欲が強くなる。また、民間営利企業が過疎的地域に参入しないのは、人口規模と比例した介護ニーズの絶対量が少なく、そのニーズも社会福祉法人といった既存の事業者が抱え込んでおり、新規事業者が参入しても利用者を獲得できないという点で、採算が合わないからである⁽¹⁵⁾。以上のことは営利法人が過疎地域に参入しない理由の一つだと考えられる。つまり、営利法人が過疎地域に参入しない理由は「採算がとれない」からである。

高齢者介護サービス分野では、営利法人の「営利」という特性により、介護サービス供給で地域格差という問題が起きている。利用者にとっては介護サービスの利用格差が生じる。過疎地域では介護事業所の数と種類が少ないので、利用者は利用したいサービスがなく、利用できないということが存在する。しかし、過疎地域に住んでいる人にも住み慣れた地域に住み続ける権利⁽¹⁶⁾や介護事業所・施設等を利用する社会保障・社会福祉の権利がある。同じ介護保険に加入するにもかかわらず、市町村により保険料に違いがあるものの、保険料を払って要介護認定度を受けても介護サービスの利用機会に格差が生じることは不公平・不平等なことだと考えられる⁽¹⁷⁾。

(2) 経済能力によるサービス利用機会の格差

また、利用者の経済能力により介護サービス利用機会に格差が生じる可能性も高い。介護保険制度の導入により、利用者は制度上自分のニーズに

応じてサービスの種類とサービス事業所を自由に選択できるが、介護サービスの供給量は利用者の要介護度によって支給限度額が決められる。介護保険の場合は、保険給付の支給限度額を超えた部分のサービス利用は全額自己負担となり、介護保険サービスと自費によるサービスとの併用、いわゆる混合介護が認められている⁽¹⁸⁾。しかし、実際に支給限度額を超えるサービスを利用する人は利用者全体の2.5%にとどまる（図3-1-2）。下記の図3-1-2は2018年の要介護度別の支給限度額と限度額を超える利用率を示したものである。図3-1-2を見ると、要介護度が高いほど、支給限度額を超えるサービスを利用する人が利用者全体に占める割合が高いことがわかった。その中で、要介護5の支給限度額を超えるサービスを利用する人は利用者全体に占める割合が最も高いが、わずか4.9%である。その一方で、介護サービスの限度額まで利用しない利用者も多い。その理由には利用料が高額で負担できないという事実がある。したがって、利用者の経済能力により、支給限度額を超えるサービスを利用する人が存在し、利用料が高く介護サービスの利用を抑える人も存在す

る。これらの人たちは介護サービス利用機会に大きな格差があると言えよう。その結果、大多数の低所得者は介護サービスの利用を抑えるため、家族介護に依存せざるを得ない状況となる。これらは介護保険制度が導入された際に考えられた「家族介護」から「介護の社会化」に転換するという理念と相反するものである。

また、介護サービス受給者の急増に伴い、介護サービスの市場が年々拡大しつつある。営利法人は利益と経営の安定を追求するために、介護サービスのみならず、介護保険外サービスも提供している。介護事業所は安定的な経営のために、介護保険外サービスを提供し、収益qを上げることが重要であるとされている。介護保険外サービスによる収益を引き上げ、事業構成上の割合を高めることができれば、介護保険に対する依存度が低下し制度改正の影響を抑制することが可能となるととらえられている⁽¹⁹⁾。営利法人にとっては高齢者介護の市場化の拡大にともなって、今後介護保険外サービスは不可欠な存在だと考えられている。

介護保険外サービスとは、介護保険を使わず掃

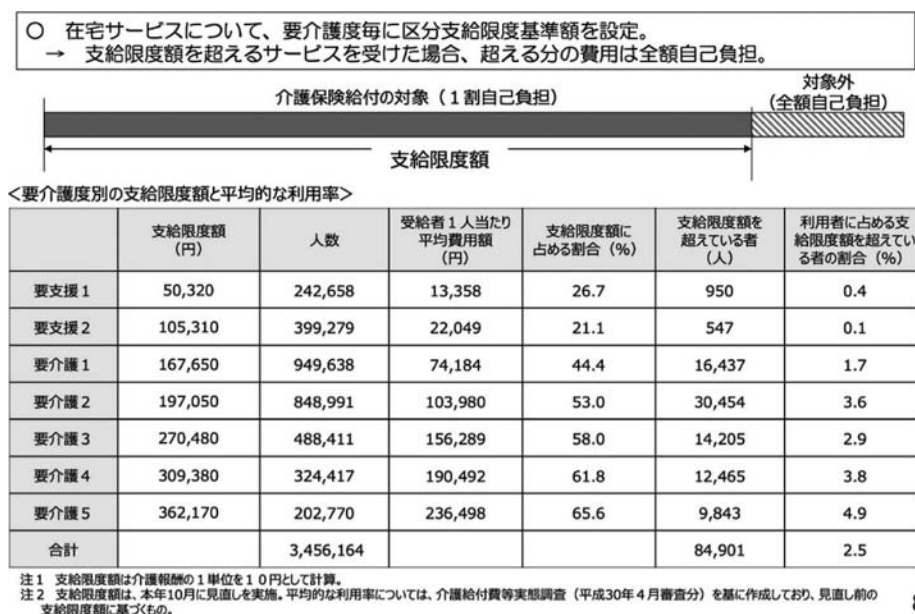


図3-1-2 2018年の要介護度別の支給限度額と限度額を超える利用率

出所：財務省 2019年11月14日財政制度等審議会「社会保障について（医療・介護）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg1/20191114/shiryou1.pdf>) (2023年4月11日アクセス)

除、洗濯、買い物等の家事援助を受けたり、介護保険では対応できない自費介護を利用したりする幅広いサービスを指す。また、介護保険外サービスには介護保険対象サービスの区分支給限度額を超過して利用するケースも含む。

一方、高齢化に伴い介護保険の費用は年々増大しており、政府は介護保険制度の持続可能性を高めるため、サービスの重点化・効率化を進められており、要介護者の過半数を占める軽度要介護者が利用できる介護保険上のサービスは抑制されていく可能性がある⁽²⁰⁾。軽度要介護者が介護保険上のサービスを抑制されるなら、家族介護も依存できない場合、介護保険外サービスを買わなければならない状況になる。しかし、前述したように、介護利用料を負担できず、介護サービスの利用を控えなければならない低所得者が少ない。そのため、低所得者にとって介護保険外サービスは買えないものである。以上のことから、社会保障としての公的な介護保険サービスと私的な介護保険外サービス、いずれも低所得者を選別、排除してきたと言える。

2 営利法人を中心とした指定取消と倒産の問題

高齢者介護の市場化の拡大とともなって、介護分野にはさまざまな民間事業者が続々と参入し、

競争が激しくなっている。特に、居宅介護分野において、営利法人は大きな割合を占めている。営利法人が経営している介護事業所は、介護報酬の不正請求や法令違反といった不祥事によって、指定取消・効力の停止処分が下されている例が少なくない。また、近年営利法人を中心とした介護保険施設・事業所の倒産が相次いでいる。

(1) 指定取消の実態

介護保険制度導入後、指定取消・効力の停止処分の件数は介護保険が施行された2000年度から2020年度までで合計で2,857件となっている。下記の図3-2-1は2000年から2020年までの各年度指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所の数を示したものである。2000年から2017年まで介護保険施設・事業所の指定取消・効力の停止処分の件数は増加する傾向にあったが、2018年から2020年までは減少している。しかし、指定取消・効力の停止処分の事業所数は依然として少なくない。

指定取消・効力の停止処分のあった事業所の経営主体を見ると、営利法人が最も多い。2020年に指定取消・効力の停止処分のあった事業所は109カ所となり、そのうち営利法人は全体の8割を占めている。営利法人は企業間競争に巻き込まれ、そして、本質的に営利を目的とする法人であ

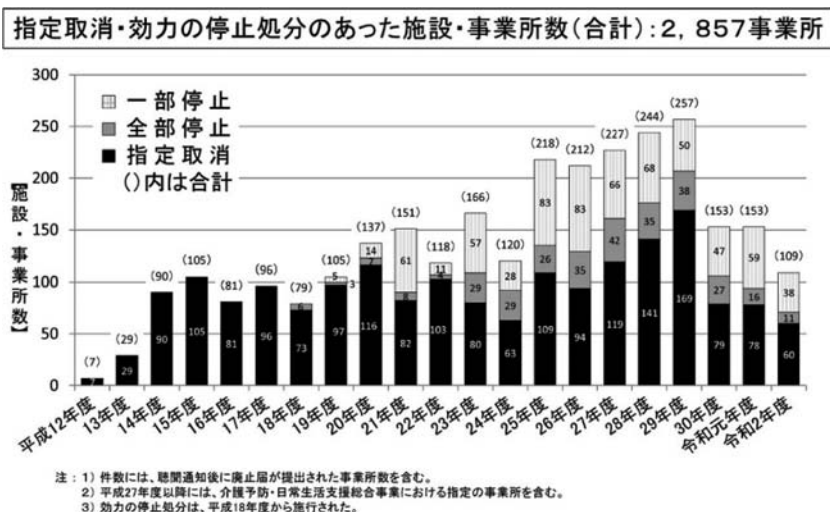
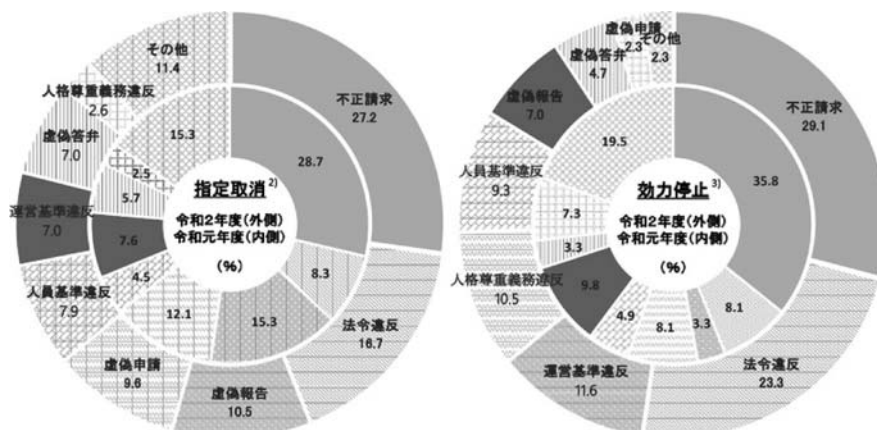


図3-2-1 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所の数

出所: 総務課介護保険指導室(2022)「令和4年3月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908744.pdf>) (2022年11月21日アクセス)。



注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。

2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

図 3-2-2 2019 年と 2020 年に指定取消・効力の停止処分事由の内訳

出所：総務課介護保険指導室（2022）「令和 4 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908744.pdf>（2022 年 11 月 21 日アクセス）。

るため、福祉より経営に重点を置いているが実態である。そのために取り消しの事由となるような不正も行われてきているということを否定することはできない⁽²¹⁾。指定取消・効力の停止処分の処分事由を見ると、「不正請求」が最も多い。下記の図 3-2-2 は 2019 年と 2020 年に指定取消・効力の停止処分事由の内訳を示したものである。2019 年と 2020 年は、指定取消処分及び効力の停止処分ともに「不正請求」が最も多く、約 3 割を占めている。

(2) 倒産の実態

さらに、近年、介護保険施設・事業所の倒産が急増している。東京商工リサーチによると、2022 年 1-9 月の介護保険施設・事業所の倒産の件数は 100 件と急増しており、過去最多を記録した。特に、2022 年 1-9 月の倒産件数は前年同期の 2 倍であった。前年には、コロナ関連の資金繰り支援策があり、介護事業所の倒産抑制に一定の効果が現れた。しかし、今年は効果が薄れ、コロナ関連の倒産件数が増えてきた。下記の図 3-2-3 は 2007

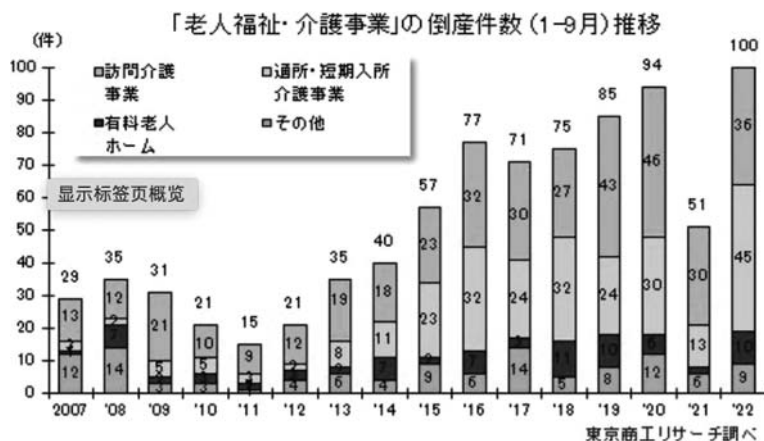


図 3-2-3 2007 年から 2022 年までの介護保険施設・事業所の倒産件数及びその事業者種類の内訳

出所：東京商工リサーチ（2022）『「介護事業者」の倒産が過去最多 価格転嫁が難しく、大規模な連鎖倒産も発生』
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20221007_01.html（2022 年 11 月 28 日アクセス）。

年から 2022 年までの介護保険施設・事業所の倒産件数及びその事業所種類の内訳を示したものである。全体的に見ると、この 15 年間で介護保険施設・事業所の倒産件数は増加する傾向にあった。特に、倒産した介護保険施設・事業所の種類を見ると、訪問介護事業、通所・短期入所介護事業、有料老人ホームが大きな割合を占めている。以上の三つの事業所はいずれも営利法人が主に経営しているのである。

(3) 考察

以上のように不正請求や法令違反による指定取消と倒産等の問題があった事業所が増えると、利用者の介護サービス利用の権利を侵害し、一時的に介護サービスを受けられないという重大な問題が起こることになる。もし、利用している介護事業所に指定取消や倒産等の問題が起きると、利用者はほかの事業所を探さなければならない。しかし、すぐ新しい介護事業所を見つけることは不可能であるため、この間の利用者の介護は家族がせざるを得ない状況になる。そうすると、家族の介護負担が増え、休職して介護に専念するしかない。しかし、家族介護が不可能な高齢者も存在する。また、利用者は一つの事業所を選んで、周りの環境と職員に慣れたところで、ほかの事業所を利用するとすると、新しい環境に慣れるのには時間がかかる。利用者の心身状況に大きな負担を与え、さまざまな悩みと不安が出てくる可能性が高いと考えられる。特に、このことは認知症の高齢者にあらわれる。したがって、事業所の指定取消や倒産等の問題は、利用者の介護サービス利用の権利を侵害する重大な問題と言える。

3 悪質な事業所による不正行為の事例

(1) コムスン事件

この節では、指定取消処分のあった悪質な事業所の事例を分析し、営利法人に存在している問題を明らかにする。まず、介護業界で最大の不正事案「コムスン事件」について検討する。訪問介護サービスの最大手コムスは介護保険制度開始当時、全国で一気に 1200 の事業所を開設し、2 ヶ月で早々に 4 割を撤退させた。介護保険事業者が全くなくなった地域すら生じた。コムスの具体的

な不正行為としては人員基準の虚偽申請である。訪問介護事業所開設に必要な人員基準は常勤換算 2.5 人以上（サービス提供責任者を含む）である。そのうちサービス提供責任者は介護福祉士またはホームヘルパー一級の資格が必要である。しかし実際には、その基準に満たないが、名義だけの虚偽の申請を行っていた。また、介護報酬の不正請求も発覚した。実際には行っていなかった訪問回数や時間等を申請し、詐取していたことも指摘された。これらの不正行為のうち、2004 年 4 月以降の申請に基づく指定ケースについて、厚生労働省は改正介護保険法の連座条項が適用できると判断し、コムスンに対して居宅サービスを含むすべてのサービス種類について新規指定・更新を認めないことにした。コムスは当時、全国での拠点多く、利用者や職員の数も多かった。そのため、「コムスン事件」は直接・間接に影響を受けた人々がたくさんいる。さらに、コムスは事業を運営する際に、事業所の売り上げを上げるために、利用者の家事援助サービスを断ったこともある。なぜなら、身体介助サービスより、家事援助サービスの介護報酬が低く、事業所にとって採算がとれないからである。事業所の利益だけを見ると、利用者のサービス請求を断ることは介護保険制度導入時の理念に基づいていないと言える。

2007 年のコムスン問題に対し、介護サービス事業者の不正事案再発防止のために、2008 年に介護保険法の一部が改正された。その後、同改正によって、不正事案の防止、介護事業運営の適正化及び事業者に対する規制の強化等、一定の効果が見られた。

(2) 介護事業所での高齢者虐待

次に介護事業所内での高齢者虐待について述べる。ここ数年、介護事業所・施設の職員による高齢者虐待の件数が高止まりしている。下記の図 3-3-1 は 2006 年から 2020 年までの介護事業所・施設の職員による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移を示したものである。2006 年から 2019 年まで介護事業所・施設の職員による高齢者虐待判断件数は年々増加する傾向にある。2019 年から 2020 年までは減少しているが、依然

として高い水準となっている。なかには、人間らしい生活を保障するはずの介護保険事業所・施設として指定を受けた事業所・施設で虐待という人権侵害が生じているのである。2020年に起きた595件の高齢者虐待事件のうち、「有料老人ホーム」と「認知症対応型共同生活介護」で高齢者虐待が起きた件数は全体の4割以上を占めている。これらの二つの介護事業所・施設を経営するのは主に営利法人である。高齢者虐待の発生要因について、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が290件（48.7%）で最も多い。つまり、人手不足の介護分野において、介護職自身の知識と理解の不十分さが虐待を引き起こす主な原因となっているのである。したがって、高齢者虐待を防止するため、職員のストレス軽減、職場環境の改善、虐待防止に関する研修や指導、高齢者権利擁護や人権に関する研修、高齢者虐待防止マニュアルの作成等の取り組みを行うことは非常に重要である。

ここで「川崎老人ホーム連続殺人事件」の事例を紹介する。2014年11月から12月にかけて川崎市の有料老人ホーム「S アミュー川崎幸町」にて相次いで入居者3人が転落死した。初動捜査では変死として処理されたものの殺人事件の可能性が疑われた。2016年2月16日、神奈川県警はこの件に関わった元職員の男I（当時23歳）を殺人容疑で逮捕した⁽²²⁾。この事件が起きた後、様々なメディアによって逮捕された容疑者に対する

分析がなされたが、この虐待事件が起こった施設の体制と管理には言及されなかった。虐待の問題は福祉に関与する職員としての資質に問題があるケースが大部分だが、虐待の多くは突発的、偶発的ではなく、法人の管理体制や施設の体質等に由来するところがある。その意味で個々の職員の問題に限定し虐待の対応を考えるのは誤りである⁽²³⁾。

以上のような不正行為の事例はいずれも営利法人が経営している介護事業所・施設で行われた。ここで述べた二つの事例は「氷山の一角」であり、高齢者介護の市場化の拡大の中で、不正請求や法令違反による行政処分を受けた営利法人が少なくない。したがって、少なくとも高齢者虐待による人権侵害や介護報酬の不正請求等の事件を防止するために、営利法人への規制強化が行わなければならない。介護事業所に対する指導監督も不可欠である。

4 高齢者介護の市場化の拡大がもたらした弊害

高齢者介護の市場化の拡大にともなって、居宅介護分野におけるサービスを多く提供している営利法人は、多くの問題に直面していると言える。特に、利用者の社会保障権利の侵害問題は深刻な問題だと思われる。

前述のような問題が起きると、利用者は介護サービスを受けられなくなる可能性が高く、利用者の介護サービスの受給権と生存権を侵害すると

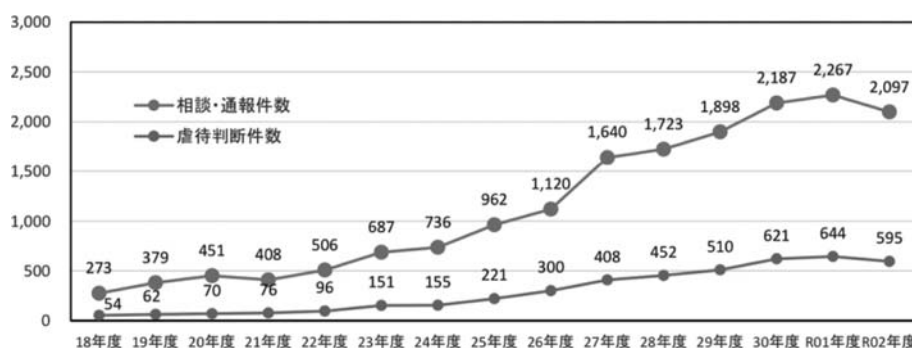


図 3-3-1 2006 年から 2020 年までの介護事業所・施設の職員による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

出所：厚生労働省（2020）令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果（<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871876.pdf>）（2022 年 12 月 2 日アクセス）。

考えられる。介護の内容は主に身体介護と生活援助である。身体介護には食事、排泄、入浴、移動等が含まれる。その中の食事と排泄は毎日しなければならないことである。そのため、介護は人の命と関わることであり、利用者にとって欠かせないことである。しかし、様々な問題によって、利用者は介護サービスを利用したくても利用できない場合がある。そうすると、利用者の受給権と生存権を侵害してしまう問題が起きている。

また、高齢化の進展にともなって介護離職、老老介護、認知介護、ヤングケアラー問題などが生じている。特に、近年新しい社会問題としてヤングケアラー問題が注目されるようになってきている。ヤングケアラーとは、本来公的責任のもとと社会保険として行われるべき要保険者の家事や世話を、または介護保険サービスが不十分な現状では大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことである⁽²⁴⁾。ヤングケアラーの問題が取り上げられ始めていたのは2019年10月、21歳の女性が祖母を殺害するという「介護殺人」が発生している。女性は短期大学を卒業し幼稚園教諭としてスタートしたばかりであったが、祖母の容態が悪化する中で、「家族だから」「面倒見てもらったから」等と、介護をすることを家族から強要されていた⁽²⁵⁾。この事件は介護サービスを受けられないことで家族介護に依存した時に起きた事件である。以上のヤングケアラーの事例から、高齢者介護の市場化が拡大している間、もともと存在していた問題も解消できず、さらに新しい問題が生じていることが明らかになった。今後、高齢化の進展に伴いヤングケアラーのような新しい社会問題が生じる可能性が高いと考えられる。

その一方で、高齢化の進展と介護の市場化の拡大にともなって、介護給付費は年々増加している。それにより、財源確保のため、利用者負担の増大と介護保険範囲の縮小という矛盾な問題が生じている。

介護保険の利用者負担は、原則が1割だが、一定の所得がある人に対して2015年8月から2割負担を導入し、さらに2018年8月から3割負担が導入した。以上のことから、近年介護保険の利

用者負担は増加する傾向にあることが明らかになった。また、介護保険範囲の縮小の具体的な例として主に二つである。一つ目は、2014年から特別養護老人ホームの新規入所者は要介護度3以上の中重度の要介護者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化を図っていることである。二つ目は、現在国の施策として、「要介護2以下の訪問介護や通所介護を、保険給付から外して財源の裏付けが十分ではない総合事業へ移す」という制度改正に向けた議論が始まったことである。したがって、今後中重度の要介護者だけではなく、軽度要介護者も介護保険サービスから排除される危険性が高いと思われる。そうすると、利用者は生存・生活に不公平な介護サービスを受けられていると考えられる。以上のことから、今後の高齢者介護分野において、利用者負担の増大と介護保険範囲の縮小によりもっと深刻な課題が出ていくと予想される。

Ⅳ おわりに 高齢者介護の市場化の拡大への考察

1 高齢者介護の市場化の拡大がもたらしたもの

以上、日本における高齢者介護の市場化の拡大と現状を分析し、公的責任の後退と自己責任の強化による市場化の限界と課題を明確にした。しかし、介護の市場化の拡大にともなって、プラス面のことも否定できないと考える。1980年代から現在までの政策動向と高齢化の進展からみると、高齢者介護の市場化の拡大は避けられないことだったとも考えられる。高齢者介護の市場化拡大でサービスの経営主体が多様化し、以前よりも多くの介護サービス量が提供され、増大してきた介護ニーズに対応してきた。2000年介護保険制度施行時と比べて、2020年までに介護サービスの種類と数はかなり増えた。介護サービスの種類と数の増加により利用者のサービスの選択も拡大できると考える。また、営利法人を中心とした介護事業所は利用者を獲得するために競争しなければならないので、競争原理が働く場合には、サービスの質を高めることにつながる。さらに、高齢者介護の市場化の拡大にともなって、営利法人を中心として有料老人ホームとサービス付き高齢者向け

住宅の数は徐々に増加している。有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の増加は、介護老人福祉施設に入れない入居希望者のニーズを満たすことができる。特に2014年から介護老人福祉施設の新規入所者が要介護度3以上の中重度の要介護者に限定され、入居条件がさらに厳しくなった。したがって、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の増加は特別養護老人ホームの待機入居者問題に対してある程度緩和でき、利用者の入居ニーズも一定程度満たすことができたと考えられる。

また、高齢者介護の市場化拡大にともなって、介護分野における雇用機会を提供し、就職を促進するというメリットもある。現在、介護分野において人手不足という問題があるが、雇用機会の少ない地域では、働き口を作ったといえる。介護職の労働条件と介護報酬が改善できれば、今後多くの人材が介護分野に参入する可能性が大きいと考えられる。同時に介護職員の待遇改善を行い、専門性の高い職員によるサービス提供がなされるようにしなければならない。

最後に、現在の介護サービスの供給主体を前提とした場合においては、不正行為を行う割合が高い営利法人を中心に、潜在化している不正行為を発見・是正するために、監察・監督を抜本的に強化することが不可欠である。

2 今後の介護保障の課題

介護保険制度が導入されてから現在まで、様々な課題が生じている。それらの課題の中で、いくつかの重要な課題を指摘する。

第一に、高齢化の進行により、要介護高齢者も増加している。そうすると、介護給付費の増大が続くのは必然である。介護給付費については、2000年介護保険制度導入時の2兆円から2021年の8兆円へと、約4倍に増加した。したがって、急速に増加してきた介護給付費は今後介護保険の財源の確保にとって大きな問題となっている。介護保険の財源を確保するために、保険料の引き上げは避けられない。

第二に、介護給付費の増加にともなって、保険料が上昇し、利用者の自己負担も増加している。

その一方で、介護の給付範囲は徐々に縮小している。自己負担の増加と受けられるサービスの抑制は利用者にとって介護サービス受給権の侵害である。例えば、利用者の自己負担は介護保険制度導入時の1割から2割、3割に増加している。また、特別養護老人ホームの新規入居条件は、要介護度3以上の中重度要介護者に限定され、厳しくなっている。さらに、今後の国の政策として、要介護2以下の訪問介護と通所介護の利用を抑制するという議論がある。以上のようなことにより利用者は介護保険サービスが受けられなくなり、介護保険外サービスの利用を考えなければならない。しかし、低所得者の高齢者に対して、介護サービスの範囲はもっと小さくなっている。

第三に、介護分野の人手不足は深刻な問題である。これは介護保険制度が導入されてから現在まで、ずっと存在している問題である。また、近年、介護報酬の引き下げ等により、人手不足問題はさらに深刻化している。しかし、介護職の賃金と待遇の改善が進まないため、人手不足の問題が改善できていない。特に高齢化率が高い地域では、人手不足の問題は非常に厳しい。介護職の人手不足は介護事業所倒産の要因にもつながる。

近年、高齢化の進展にともなって、高齢者の介護は日本だけではなく世界各国が直面している深刻な課題となった。特に、日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進展しており、高齢者介護の市場化が拡大しつつある。介護分野において営利法人を含む民間事業者の参入がある現状では、介護サービスの質が向上するために、競争原理が機能するようにし、不正行為・サービスからの撤退がないように監査・監督を強化することは不可欠である。しかし、低所得の高齢者にとっては介護サービスの利用格差と社会保障・社会福祉の権利を侵害することがある。低所得の高齢者は介護保険制度から選別、排除されることは市場化の拡大の中で一番大きな課題だと考えられる。すべての高齢者、特に低所得の高齢者が、介護サービスを利用できるようにするのは今後の努力の方向性である。誰でも高齢期に迎え、介護が必要になる可能性があるためである。

本稿では、紙面の都合上、具体的な解決策につ

いて言及できなかったが、高齢者介護の市場化の拡大にともなう営利法人の介護分野への参入後の問題と課題を明らかにした。今後、現在の高齢者介護の市場化の課題を明らかにした上で、具体的な解決策と制度・政策の発展方向について提言したい。

注

- (1) 日本総研 コンサルティングサービス (<https://www.jrl.co.jp/column/medium/shimbo/globalism/>) (2023年1月12日アクセス)
- (2) 横山寿一(2003)『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社 p.49。
- (3) 金谷信子(2022)『介護サービスと市場原理』大阪大学出版会 p.6。
- (4) 金谷信子(2022)『介護サービスと市場原理』大阪大学出版会 p.25。
- (5) 厚生労働統計協会(2020)『厚生労働統計協会 2020/2021:国民の福祉と介護の動向』p.166。
- (6) 鎌田繁則(2004)『介護基盤の不足と営利企業の参入』久美株式会社 p.193。
- (7) 金谷信子(2022)『介護サービスと市場原理』大阪大学出版会 p.41。
- (8) 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会(2020)「R 2.8.3 第1回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000656699.pdf>) (2022年12月2日アクセス)。
- (9) 一般財団法人日本総合研究所(2014)「養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業報告書」p.49 (<https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/shiryoku1404171.pdf>) (2022年12月2日アクセス)。
- (10) 神部智司(2019)「特別養護老人ホームを営営する社会福祉法人の地域での公益的な活動に関する文献的検討」『大阪大谷大学紀要』第53巻, p.99-108。
- (11) 川野辺裕幸・丸尾直美(2005)『高齢者福祉サービスの市場化・IT化・人間化』株式会社ぎょうせい p.20。
- (12) 熊本県の営利法人割合が不明である。
- (13) 「秋田県第8期介護保険事業支援計画・第9期老人福祉計画」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56709>)
- 「東京都高齢者保健福祉計画(令和3年度～令和5年度)」(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisaku/koureisayakeikaku/08keikaku0305/08keikaku-pdf.files/mokuji_1.pdf)
- 「第8期岐阜県高齢者安心計画 岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画(令和3年度～令和5年度)」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/331436.pdf>)
- 「第9次京都府高齢者健康福祉計画」(<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/documents/00hyoushi.pdf>)
- 「第8期ひろしま高齢者プラン 広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/432245.pdf>)
- 「第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 令和3年度～令和5年度」(https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/92011_132097_misc.pdf) (2023年1月6日アクセス)。
- (14) 表 3-1-1 全国各地域の比較に基づき分析, 計算する。
- (15) 藤原千沙(2001)「福祉の市場化と介護サービスの供給に関する考察」『岩手大学人文社会科学部』第68巻, p.111-137。
- (16) 井上英夫(2014)「『住み続ける権利』-21世紀人類の課題として」『学術の動向=SCJ Forum』第19巻, 第2号, p.64-66。
人々が生まれ育った地域, さらには自分の選り決めた地域で, 一人でも, 寝たきりでも, 惚けても, 歳をとっても, 尊厳をもって暮らす。「住み続ける権利」の大前提となるのは, 自己決定と選択の自由の原理である。
- (17) 河野すみ子・佐藤あずさ・田中明彦(1991)「ずっと今のところに住みたいが」『ゆたかな暮らし』第112号, 全国老人福祉問題研究会。
同稿において, 「世帯調査, 個人調査を通して, 過疎地域に住む住民にとって医療機関が遠く, 交通手段もないところでは, 医療を受けることが, どんなに困難なことであるかが明確になったと言えます。まして, 車の運転ができない単身高齢者世帯, 高齢者夫婦世帯が多くあり, この人達には, より深刻な問題としてのしかかっており, 単に, 道路をよくするだけの施策では解決しません。また, ひとたび介護が必要な状態になったときは, 介護力も, それを補うだけのサービスも資力もなく, この地では療養できず去って行かざるを得ないことも明らかとなりました」とされている。

医療機関の自由開業医制の関係で、採算のとれない過疎地域に「無医地区」が生じ、その地域に住み続ける意思をもっている住民が重病になり、医療を受けられないために、その地域を去らざるを得ない。ここでの過疎地域の医療問題は介護の民営化・市場化と共通する問題である。

- (18) 伊藤周平 (2005) 『「改正」介護保険と社会保障改革』, 山吹書店 p.49。
- (19) 和田幸子 (2016) 「介護保険外サービス～シニア向けサービスの動向～」『季刊政策・経営研究= Quarterly journal of public policy & management/ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社編』第4巻, p.27-47。
- (20) 和田幸子 (2016) 「介護保険外サービス～シニア向けサービスの動向～」『季刊政策・経営研究= Quarterly journal of public policy & management/ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社編』第4巻, p.27-47。
- (21) 中村晋一郎 (2008) 「介護保険市場における営利法人についての考察: 地域型福祉構築の可能性と問題点」『龍谷大学大学院法学研究』第10号, p.145-166 参照。
- (22) 「川崎老人ホーム連続殺人事件」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/川崎老人ホーム連続殺人事件>) (2022年12月2日アクセス)。
- (23) 高野範城 (2011) 『介護・保育などの事故と家族の悲しみと怒り, 行政・法人の責任と役割』, 創風社 p.198。
- (24) 厚生労働省「ヤングケアラーについて」(<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>) (2022年12月5日アクセス) を一部参照した。
- (25) 公益財団法人日本医療総合研究所 (2022) 『コロナ禍で見えた保健・医療・介護の今後－新自由主義をこえて』新日本出版社 p.181-182。

参考文献

- ・伊藤周平 (2005) 『「改正」介護保険と社会保障改革』, 山吹書店。
- ・伊藤周平 (2020) 「高齢者福祉サービスの政策動向と構造変化」『大原社会問題研究所雑誌』第525巻, pp.1-14。
- ・大塩まゆみ・平岡公一 (2018) 「座長報告: 福祉の市場化を問う」社会政策学会誌『社会政策』第9巻, 第3号, pp.5-15。
- ・岡崎祐司 (2007) 「社会福祉の準市場化と市場個人主義をめぐる理論的検討」『佛教大学社会福祉学部論集』第3号, pp.21-38。
- ・関東信越厚生局 (2017) 「地域密着型サービスの概要」(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/houkatsu/documents/01dai5kaigo_yousei.pdf) (2023年1月5日アクセス)。
- ・倉田康路 (2017) 『クオリティを高める福祉サービス－「苦情」から学ぶクオリティマネジメント』, 学文社。
- ・黒岩亮子 (2020) 「老人福祉施設の変遷と要介護高齢者のための住まい」『Social Welfare』第60巻, pp.147-165。
- ・健康長寿ネット (2019) 「老老介護・認知介護とは」(<https://www.tyogyu.or.jp/net/kaigo-seido/zaitaku-kaigo/rorokaigo-ninninkaigo.html>) (2022年11月25日アクセス)。
- ・公益財団法人日本医療総合研究所 (2022) 『コロナ禍で見えた保健・医療・介護の今後－新自由主義をこえて』, 新日本出版社。
- ・厚生労働省 (2000) 「平成12年介護サービス施設・事業所調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service00/kekka3.html>) (2022年10月13日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2000) 「平成12年版 厚生白書」(https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/2000/dl/05.pdf) (2022年10月15日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2000～2020) 「介護サービス施設・事業所調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2c.html>) (2022年10月15日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2000～2020) 「社会福祉施設等調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22c.html>) (2022年10月20日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2011) 「平成23年介護保険法改正について (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)」(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei-sha/gaiyo/dl/k2012.pdf) (2022年6月1日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2014) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2014.pdf>) (2022年6月1日アクセス)。
- ・厚生労働省 (2014) 「平成26年社会福祉施設等調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/14/dl/kekka-kihonyou01.pdf>) (2022年10月

- 20 日アクセス)。
- ・厚生労働統計協会 (2020)『厚生労働統計協会 2020/2021：国民の福祉と介護の動向』。
 - ・厚生労働省 (2020)「令和 2 年介護サービス施設・事業所調査の概況」(https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service20/dl/kekka-gaiyou_1.pdf) (2022 年 10 月 15 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2020)「令和 2 年社会福祉施設等調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/14/dl/kekka-kihonyou01.pdf>) (2022 年 10 月 20 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2020)「令和 2 年度 介護保険事業状況報告 (年報)」(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02_gaiyou.pdf) (2022 年 12 月 2 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2020) 令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/000871876.pdf>) (2022 年 12 月 2 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2020)「高齢者向け住まいの今後の方向性と紹介事業者の役割」(<https://www.yurokyo.or.jp/contents/pdf/3026-1>) (2022 年 12 月 15 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 老健局 (2022)「介護保険制度をめぐる最近の動向について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000917423.pdf>) (2022 年 6 月 1 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2022)「令和 4 年度高齢社会白書 (全体版)」(https://www.8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/pdf/1s2s_02.pdf) (2022 年 9 月 15 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 (2022)「特別養護老人ホームの入所申込者の状況 (令和 4 年度調査)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001025602.pdf>) (2022 年 12 月 18 日アクセス)。
 - ・厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検 (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>) (2022 年 10 月 30 日アクセス)。
 - ・厚生労働省「介護保険制度について」(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2_gou_leaflet.pdf) (2022 年 11 月 22 日アクセス)。
 - ・厚生労働省「ヤングケアラーについて」(<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>) (2022 年 12 月 5 日アクセス)。
 - ・財務省 2019 年 11 月 14 日財政制度等審議会「社会保障について (医療・介護)」(<https://www.5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg1/20191114/shiryuu1.pdf>) (2023 年 4 月 11 日アクセス)。
 - ・神部智司 (2019)「特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の地域での公益的な活動に関する文献的検討」『大阪大谷大学紀要』第 53 号, pp.99-108。
 - ・総務省統計局 (2022)「統計トピックス No.132 統計から見た我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」(<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1321.html>) (2022 年 10 月 13 日アクセス)。
 - ・総務課介護保険指導室 (2022)「令和 4 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908744.pdf>) (2022 年 11 月 21 日アクセス)。
 - ・高野範城 (2011)『介護・保育などの事故と家族の悲しみと怒り、行政・法人の責任の役割－いのちの大切さと福祉職員の専門性－』, 創風社。
 - ・田川佳代子 (2007)「新自由主義と社会福祉の市場化：社会福祉実践の再構築に向けて」『愛知県立大学文学部論集 社会福祉学科編』第 56 巻, pp.67-77。
 - ・東京商工リサーチ (2022)「『介護事業者』の倒産が過去最多 価格転嫁が難しく、大規模な連鎖倒産も発生」(https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20221007_01.html) (2022 年 11 月 28 日アクセス)。
 - ・藤原千沙 (2001)「福祉の市場化と介護サービスの供給に関する考察」『岩手大学人文社会科学部』第 68 号, pp.111-137。
 - ・森詩恵 (2018)「わが国における高齢者福祉政策の変遷と「福祉の市場化」－介護保険度の根本的課題」社会政策学会誌『社会政策』第 9 巻, 第 3 号, pp.16-28。
 - ・横山壽一 (2009)『社会保障の再構築－市場化から共同化へ』, 新日本出版社。
 - ・吉場美友 (2017)「介護殺人防止の観点から考える家族介護支援－「ケアラー支援推進法案」は介護殺人防止に繋がるのか－」(http://www.f.waseda.jp/k-okabe/semi-theses/1615miyu_yoshiba.pdf) (2022 年 12 月 3 日アクセス)。
 - ・PwC コンサルティング合同会社「令和 3 年度 高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究事業 報告書」(<https://www.yurokyo.or.jp/contents/pdf/3884-1>) (2022 年 12 月 15 日アクセス)。

Expansion of the Marketization of Elderly Nursing Care in Japan and the Issues Involved

Zhang Ze

Currently, the ratio of Japan's aging population is at the highest level in the world. The need for nursing care for elderly people is increasing due to continued population aging and a decline in the function of nursing care by family members. From the latter half of the 1980s, private companies entered the business of welfare services and nursing care for elderly persons, taking advantage of market principles. Furthermore, with the introduction of the long-term care insurance system in 2000, the field of nursing care became a huge market, and the marketization of elderly care is currently expanding. Regarding the expansion of the market for elderly care services in Japan, this paper charts and analyzes data published by the Ministry of Health, Labour and Welfare to explain changes in how to use elderly nursing care services, and changes in the management entities of nursing facilities and nursing care offices since the introduction of the long-term care insurance system. The paper also points out various issues, such as disparities in the availability of nursing care services depending on the region and depending on the user's economic capabilities, the problem of revocation of designation of commercial corporations and bankruptcy, withdrawal from unprofitable nursing care businesses, fraudulent claims for nursing care fees, and abuse of elderly persons. Especially from the perspective of guaranteeing the right to social security for people with low incomes, we also define the limits of profitability for commercial corporations in the elderly nursing care business in line with greater marketization.

〈翻 訳〉

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第4章(その2)

貫井 隆・舟木 徹男

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー(1882-1939)は、東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き、彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ——変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 *Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten* (1929)¹⁾を用いる。なお、ナチによる迫害を逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 *Japan in Transition* (1938)²⁾も適宜参照する。〔 〕内の語句は、訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは、第4章「極東の四万字」の後半部である。貫井が下訳を作り、その後、全体にわたる訳文修正作業を貫井・舟木が共同でおこなった。また、訳出にあたっては、既存の邦訳(大野俊一訳)³⁾も参照した。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第4章 極東の四万字(承前)

初等教育の六年間は、その大部分が、読み書きの習得に費やされる。一度でも複雑な漢字の書き方〔の習得〕に打ち込んだり、難しい字を素早く書こうとしてみるがよい。そうすれば、次のようなことに思いを致すことになるだろう。すなわち、どれほど多くの字が存在するかということ。これらの字をそらんじ、知らない字を探し当てるために習得しなければならないシステムが何と叡智的なものであるかということ。筆に習熟するにはどれほどの技術が必要かということ。そして、ただ書くというだけでなく、美しく、堂々と

した字を書きたいという日本人の向上心がどれほど強いのかということ。これらに想いを馳せるならば、この課題を解決するのに、〔初等教育の〕六年間ではむしろ短すぎるのがわかるだろう。そして実際にこの課題が解決されるのは、幼少期から訓練が開始されるからにはかならない。子どもの小さい手がこれらの文字をいわば「記憶」し、文字の形は意識に刻み込まれる。言い換えれば、多くの場合、文字は強制的に意識に叩き込まれる。そして、すべてこの何千もの文字を通じてしか、精神の働きが発現できない。だからこそ、上記の課題は解決されるのである。それゆえ、日本人は一般に、書くことを非常に大きな課題と感じている。より自覚的な人々にとっては、(徐々に気負わなくなるにせよ) 逃れられない重い宿命ですらある。

一方、中国人は文字の中をより気楽に生きている。そして私たちがよく耳にしたところでは、中国人は少なくとも、この文字を自分たちの一部をなすもの、自分たちの言葉を出自とするものと感じている。つまり、彼らにとって、自明で「自然」なもの、音声を固定する別の方法では代替できないものと感じている。中国語における思考回路も、〔日本語と比べれば〕漢字にはるかに適合したものになっていることは明らかだ。なぜなら、中国語は、語をブロックのようにずらずらと並べるわけだが、それに対して日本語は接尾辞や格変化や活用が存在するという点ではヨーロッパの言語に近い。漢字を取り入れるために音節文字〔かな文字〕で補う必要があったからである。

日本では、漢字は明らかに、中国の場合とは全

く異なる意義を持っている。日本の国民的性格は、独特の精神的態度でもって漢字を受容した。自分自身を隠すこと、率直にならないこと、神経質なほどに対立を避けること、さらには、きっぱり物を言わないこと、これらは日本人の精神に特有であり、明らかな気質の特徴である。すでに他の箇所〔前章〕でも述べたように、およそ困難な選択、口論や対立に繋がる恐れのある交渉ごとには、日本人は、代理人を立てることを好む。なぜなら、その場合に話題となるのは代理人自身の利益ではなく、あくまで依頼人の利益だからである。代理人は依頼人の利益を理解し、それを極めて真剣に受け止めることができる。〔同じく言語としての日本語においても、〕〔音声としての〕語が、〔視覚的な〕文字〔漢字〕によって代理されている。単語と、それが表す明確な意味との間に、文字が入り込んでいる、と言っても言い過ぎではないだろう。私たちには完全には理解できない仕方で、文字は、語とその意味の代わりとなることができる。また、文字と語の連続が、文と文意の代わりとなることができる。

ヨーロッパ人にとって、自分たちの書く文章とは、言葉そのものがそのまま聴覚像として私たちに現れる。言葉は直接「語りかける」ものである。しかし日本では、何であれ、直接に語りかけてくるものは存在しない。〔交渉ごとだけでなく〕言葉においてもそうである。〔音声としての〕言葉もまた、形象や象徴〔つまり漢字〕によって代理される。言葉は聴覚像および記号として、二重の形式で生きている。〔そして、〕字としての生こそが、その本来的な生である。字こそが恒久的で、明晰で、確定的なものである。私たちにとっては別々の語であるものが、日本人にとっては（同じ漢字が使われている場合は）同じ語の別の形式でしかない。私たちならば、「一つの同じ概念に対して、複数の表現方法があり、方言や言語によって、〔同じ概念を表す〕異なる単語がある」と言うところを、日本人は「一つの漢字に対して、複数の読み方がある」と言うのである。語の本来の本質は漢字に現れる以上は、その漢字こそが意味の担い手でもあることになる。ヨーロッパでは、方言にしか存在しない単語には、あまりに

も簡単に、標準的でない発音が混ざってしまう。しかし、中国人も日本人も、常に漢字へと原点回帰する。そして、漢字そのものは、〔表音文字ではないという意味で〕発音から独立して存在している。しかし、口語が、新語を生み出すことに貢献することはあるのだろうか？それは、その口語が、漢字の世界で適切な表現を確保している場合にかざられる。そのため、ヨーロッパ世界において見られるような動的な豊かさが不可能なのは明らかだ。〔それゆえ〕〔書き言葉も話し言葉も含めた総体としての〕言語そのものもまた、静的なものになってしまう。それはその複雑さのせいなのである。実際、それは〔ヨーロッパ語の場合よりも〕はるかに複雑にならざるをえない。なぜなら、形式ばらない自由な仕方で、創造的なものに応えることが〔中国や日本では〕できないからである。

一つ一つの単語が漢字に結びついていることや、言語にも社交の諸形態が鮮明に刻印されていることは、言語の内部にほとんど別の階層を生み出す。ヨーロッパでも庶民の言葉と教養ある人間の言葉は違うし、相手が対等か目上の人か、年少者か年長者かにより、使う語や言い回しは同じではない。しかし、日本語はこのような区別を最高の完成度を誇るシステムにまで発展させ、書き言葉にも鋭く定着させている。それは特に手紙を書く際の文体に現れる。この文体は、フローレンツ⁽¹⁾の言葉を借りれば、一種のアナクロニズムである。それは非常に古風なものであり、明らかに中国の文体から多くを借用している。相手の身分や地位が高いか、同じか、低い、また相手が学者や自分の先生であるか、親族ならばその親族の格により、またその格にもいろいろな差があるのだが、言葉づかいを段階的に変える。例えば（『東亜博物学および自然学ドイツ協会会報』第十一巻所載のミュラー著「日本の書翰文体」によると）⁽²⁾、名宛人の家族に対しては百二十の表現があり、差出人自身の家族に対しては七十の表現がある。また名宛人に対しては五十以上の呼称があり、書き手本人については二十以上の呼称がある。特に女性はこのような古風な形式に熱心である。ただし、手紙を書く人がすべての形式に精通

している必要はなく、自分に当てはまる形式だけを知っていればよい。

日本の手紙文では、中国から伝わった一般的な礼儀作法がいっそう強調されていると考えられる。それは、書き手は自分を貶め、相手を高めなければならない、というものである。そこで、自分の気持ちを無視して、自分の父親を「馬鹿」〔愚父〕と呼び、妻を「馬鹿で棘のある女」〔愚妻、荊妻〕と呼び、息子を「豚の子」〔豚児〕と呼び、相手の家を「錦と宝石の館」〔玉殿〕と呼ぶ。これらは、微妙な関係性の枠組みの中で互いをより美しい言葉で表現しようという態度を無邪気にも示している例に他ならない。しかし、他にも留意しなくてはならないことがある。それは、相手の感情を害する恐れのある言葉は、できるだけ避ける必要があるということである。例えば、結婚のお祝いの手紙には、少しでも別れを連想させるようなことは書いてはならない。例えば「ななお」（もう一度）という言葉は決して使ってはならない。「去る」というような意味を持つ言葉も使ってはならない。

日本の書簡の文体のまた別の特徴は、口語でも同じことだが、だしぬけに用件を言っではいけないということである。手紙はまず、おおむね時候とか、前回の邂逅に関する、しかるべき美辞麗句によって始めなければならない。季節ごとに、それどころか月ごとに、決まった挨拶があり、それも非常に種類が多い。その中から適当なものを選ぶのである。古い手紙の書き方では、このような挨拶が手紙の主要部分を占めている。そして肝心の要件は追伸に書き添えることが多かった。これらのことは全て、書き言葉や、形式全般の重要性和、特定の仕方に関係している。そしてまた、正しく話すことと正しく書くことが密接に結びついて、高級な一つの技術をなしていることを理解させてくれる。また、まさにここから、極東の言語が徹底した文語であること、（中国語では）文語の傍らに口語が形成されていて、口語は古典文字には本来まったく書き留められていないこと、そしてヨーロッパの学問的な思想内容への適合も難しい課題であったことが明らかになる。

日本人の精神は、これらの何千もの漢字のなか

で、つまり、漢字が神経網のように張り巡らされたシステムのなかで、活動している。それは、漢字の形を整えたり作り上げたりすることが特別な大きな課題となるような、視覚的世界である。そのため、日本人の精神は、単純な現実生活の彼方にあるさまざまな関係性については、間接的にしか考えることができないだろう。古代の文語は、どの国のものであれ、具体的な形象をもつ。ヨーロッパでも、ラテン語の明晰な厳密さを各国語に取り入れることができるようになるまでには、何世紀もの時間を要した。ヨーロッパの概念形成においても、抽象性は少しずつ獲得されたのである。悪霊や竜や英雄が棲む世界に生きる言語が、人工的概念のシステムに適合するようになるまでには、何世紀もかかった。単語だけでなく、概念の内容もそうであった。真に論理的で明確な連結、一義的な表現の厳格さ〔が追求され〕、派生的な発音や語義は、容赦なく排除された。〔かつては〕文学的な比喩的・象徴的なものの中に宇宙が描かれていたのに対し、それら一切を廃棄して、因果関係の連鎖、逃れようのない厳密な構造が優先されるようになった。それらはヨーロッパにおいてすら、古代ローマの伝統とその法律用語の存在にもかかわらず、幾世紀も必要としたのだ。

こうして生まれたのが、抽象的な思考を土台として世界にアプローチするという、ヨーロッパ特有の方法であった。それはダイナミックな精神に適した方法であり、知識とそれによる支配を求めてやまない、ひたむきな探求心に適した方法であった。すなわち、知識の様々な発展段階が可能であるとする精神、発展と前進の原理はまた思考プロセスの基本的カテゴリーでもあり、眼前に据えられた不可避の要請であると見なすような、そうした精神によるものである。しかし、私たちの学問的な言語も、人類普遍の形式ではなく、一つのヨーロッパ的な形式である。その用語のなかにも、私たちにとってのみ「自明な」要素が多く含まれている。例えば古代〔ギリシア、ローマ〕の神話的表象や、ヨーロッパ特有の経験的世界や理念的世界の、無数の基礎教養である。物理学や哲学、理論経済学でさえも、その学問的営みは、

ヨーロッパ文化に呪縛された「前提」や「偏見」から逃れられない。ヨーロッパ的精神だけが、その自己中心的意識から、また、その思考結果の無謬性と普遍妥当性を信じる必要から、自らの〔有限な〕歴史的状況を超出して絶対的なものへと上昇できると思い込んだ。そして極東は、最初はヨーロッパの奔放な豊かさ、悪魔的な力に魅了され、過去を切り捨てようとした。少なくとも日本に関するかぎり、ヨーロッパの抽象的世界に完全に入り込もうとしたのである。

しかし間もなく、ヨーロッパ精神は「人類普遍」の精神ではなく、極めて特殊なものであることがわかってきた。そればかりか、ヨーロッパ的思考それ自体もそうであることが、やがて明らかになった。純粋な抽象化——すなわち、ヨーロッパにおいて可能な限り、つまり本質的、最終的、必然的な根本表象に達するまでの抽象化をおこなうこと——は、提示された語の、最終的な、最も普遍的な意味を、本能的ともいうべき自明な仕方を探り出し、その表象をより普遍的なもののもとに包括する能力に結びついている。抽象化が生じうるのは、事実が事実として存在するだけでは不安を覚えるとき、すなわち、人間の精神が事実だけで満足せず、それらを整理し、比較し、一つの体系に収めようとするときだけである。〔抽象化が行われるのは、〕その事実を実践的に制御するためだけではなく、普遍的な合理主義からだけでもない。また、これらが第一の理由というわけでもない。抽象化が行われるのは、これらの理由と並んで、普遍的な世界像を求めて突き進むためでもある。そのためには、言葉を個別具体的なものの模写、代理としてのみならず、同時に概念として、相互の関係において、体系的構造の中で捉えることが必要となる。概念形成それ自体が、分類し整理するという論理的プロセスを準備するのである。

日本語がいまだに「文学的」であり続けるかぎり、日本人は、分類整理のプロセスにそこまで深入りする必要はないかもしれない。このことは、一つ一つの文字が独立しているという漢字の性質に対応している。たしかに、漢字群の総体は、それらが画数の同一性によって分類すること

も、また、基本的概念を示す一般的要素〔部首など〕の共有によって分類することも可能なので、常に補完し合って全体を形作っている。しかし、このような分類整理の原理は、近代的な言語の発展とともに崩壊していく。というのも、実際的な生活上の要求と、経験の範囲の拡大によって、単語の数は否応なく増大することになったからである。このような新語のための漢字には、最も適当なものを、既知の領域からそのつど選ばなければならなかった。このようにして、〔漢字同士の〕関係が織りなす豊かなシステムが形成され、もとの分類方法は、この後から追加されたものによって覆いつくされてしまった。すべての表現とニュアンスを一つ一つ覚えないうかぎり、それらを理解できなくなったのである。ヨーロッパの言語でも、すべての単語を知っているからといって言われていることの意味が簡単にはわかるものではないことを、私たちはよく知っている。もしそうでなければ、自分の国の言葉で書かれている作品なのに内容は理解できないということが、どうして起こるだろうか。それは日本でも同じなのである。それどころか、〔日本では〕輪を掛けてそうなのだ。しかし日本人は、書き言葉の影響を受けているため、語や記号の前庭のところまで行くだけで満足したがることが多い。日本人は、語の連関の概要をつかみ、字に見られるさまざまな現象を理解したら、あとは当て推量で語の意味を捉えようすることが多い。私たちはそうする人を頻繁に見てきた。また、自分が慣れ親しんだ表現しか出てこない場合にも、当て推量だけで語の意味を捉えなければならないことが多い。外国語を読む場合でも、日本人の質問はいつも単語に向けられる。単語自体の意味をすでに知っているような場合、〔文全体の〕意味連関に質問が向けられることはさほど多くない。そこで〔日本語では〕問いが思考の道筋の中心に向けられることはより少なく、したがって、中心となる原理的な議論が総じて抜け落ちてしまうのである。

これは考える能力そのものが乏しいためではなく、おそらく〔ヨーロッパ人とは〕別様の思考方法をもつためであり、その思考方法は漢字からも決定的な影響を受けているに違いない。私たち

〔ヨーロッパ人〕は、無意識のうちに自分たちの世界像を秩序立てるカテゴリーの体系を自らの内に持っている。そして私たちは、この決定的な基準に基づいて、経験によって得た材料をもとに、その材料のなかにありながら、諸概念の理想型を形成する。そのため、少なくとも主観的には、抽象的なものは具体的なものを秩序づけることによって生じるように見える。そして、私たちが抽象において為すことは結局、具体的なものの整理以外の何物でもないように見える。しかし、日本人にとって、抽象的な思考の道筋は、豊富な個々の事実からの最終的な抽出物、すなわち本質であるようには、まったく見えない。日本人にとって、抽象的思考とは、事実をその中心的内容へ濃縮することではない。それは、多彩で豊かな現実を本質的特徴へと時に暴力的に還元することによって、現実から抽出したものではない。そうではなく、抽象的概念、一連の諸概念を抽象的な一体系へと組立てることは、日本人にとっては——〔ヨーロッパ人の場合とは〕まったく異なる水準に存するものに他ならず——一つの新しい事実性、一つの新しい現実なのである。たしかに、〔日本人からすれば〕貧弱な、いわば実生活とはもはや何の共通点もない現実である。しかし、〔ヨーロッパの立場にたてば〕独自の法則を持ち、それゆえに、独自の論理、独自の権利を持つような現実性なのである。私たち〔ヨーロッパ人〕のきわめて抽象的な思考の、私たち自身も意識していない直観的諸要素——たとえば、独立した個人、前進を目指す弁証法的原理、進化論の思想など——が、日本人には根本的に無縁なものであるかぎりにおいて、一つの理論的な概念体系、厳密に論理的な一つの思考プロセスそのものが、独自の権利を有する一体系として日本人の前に対置されることになる。日本人は、ヨーロッパに特有の経験の土台に立つ〔私たちの〕場合よりも遥かに確かな足どりで、この抽象の領域で活動し、概念操作を行なう。というのも、この領域においては、むしろ直観なしで済ませることができ、思考の働きだけを稼働させておけばよいからである。しかし、経験は、至るところで、生活の諸要素と関連しているものだ。直観が欠けていては、生活

の諸要素をその本来の姿で受けとめることはできないし、その「真の」固有性において扱うこともできない。これに反して、抽象的概念の足場の上を歩きまわること、厳格な規則にしたがって設計された関係の網の目のなかを動くこと——これは、〔生活の諸要素を直観する必要なしに、それだけを〕後から学習できるものである。これは、有限な課題であり、精確に測定できる領域である。そして、これを自家菜籠中のものとし、場合によっては、自分がその道の達人になることさえできる⁽³⁾。

おそらくこの点から、一つの注目すべき現象を理解できるかもしれない。それは、若い世代の日本人が、学問が〔個人の経験的直観なしで〕教えられるものではなく、個人の内面から、つまり、自分自身の有する問題意識によって捉えられなくてはならないことを発見したということである。学問とは単に記述可能な事実ではなく、この問題意識によって構成されるものだということを、彼らはすでに理解している。

〔とはいえ〕、若い世代の日本人が最も強い関心を向けているのは、〔今のところは〕理論的な諸問題に対してである。哲学、認識論においても、個々の学問においても、抽象的な思考の道筋に関心がある。歴史的なものに対してはそこまでの関心はない。思考の道筋をより明確に、より自己完結した仕方で把握することができればできるほど、また、思考の中に含まれる経験的事実の痕跡が少なければ少ないほど、そして、直観に付着する雑多なもの、具体的なもの、一回的なものがすべて排除され、最も普遍的な要素へと経験が還元されればされるほど、このような体系は彼らにとってますます理解しやすくなり、彼らはますます喜んでこれを、それ自体の法則に従う統一体として受けとり、そのなかで活動を続けるだろう。

ここに、自分の身の丈に合ったものを見極める繊細な感覚を持つ精神的特質を認めることは難しくない。この精神は、あらゆるものに対してそれに相応しい形式を付与し、自らの世界にとどまりつつも、外来のものをすべてそのまま受け入れる。そして、こうした精神的特質は、結局のところ、書き言葉を重視する教育に起因する態度、視

覚的な形象の構築物として眼前に広がる言語に起因する態度なのだ。日本人の目の前にあるのはこの形象の構築物であり、彼らは常に、それを心の中で意識している。そうであるならば、日本人がヨーロッパを、その最も抽象的な、つまり最も空虚な仕方ではしか捉えることができないことは、当然だろう。実際、非ヨーロッパ世界の知識人にとっては、数学的公式や普遍的な論理的公式を探索することの方が、差し当たり直観を欠いた状態で、例えばヨーロッパ市民の日常生活の内容を追体験しようとするよりも、容易ではないだろうか。これは一見矛盾しているように見える。しかし、文化を異にする人々がそもそも何か共通のものを持つとするなら、最もそうなりやすいものは、彼ら自身の〔経験的〕直観の彼方にある物である。もっとも、やがてこの〔直観的な〕領域をも——おそらく日本人が現在成し遂げているように——自分なりのやり方で受容してゆくことになるではあろうが。

＊

この国民は皆、幼少の頃から筆を使う。それも水彩絵具で世界を（どんな出来ばえにせよ）描いてみようというのではない——そうではなくて、複雑な字を厳しい訓練によって習うためである。字は、最初はごちなく、気味の悪い虫のように〔紙の〕表面に置かれている。多くの線をつなげようとしても、線や点画の数が足りず、また、内側からの支えも欠けているため、全体がばらばらに崩れてしまう。ヨーロッパのアルファベットでさえ、初めのうちは、そんなに簡単に石筆で書けるものではないのだから、子どもの小さい手がこの個性豊かな線を描くのは、どんなに難しいことだろう。何度も練習し直し、何度も何度も石筆を、次には鉛筆を、そして最後には毛筆を用いて書く（昔は最初から毛筆で始めたものだ）。ある日ついに、手が線を会得し、うまい具合に丸みを持つ。そこから、初めて本格的な練習が始まる。こうなると、もう苦勞しなくても字を組立てられるようになる。字はその中心から眺められ、その原理に従って書かれるようになる。その後も練習を続け、無数の漢字を完全に習得すると、手が訓練され成長していく。こうして手は次第に線画の

豊かさを全て掴み取り、より精密に組織化され、より正確に機能する、いわば自動的な機器となる。そうなると、まれに、完全に意図した通りの形が手から流れるように生み出されることもある。流麗さのなかに簡潔さがあり、丸みのなかに明確さがあり、その一筆一筆に熟練者の証がある。もちろん、この頂点に達する者は少ないだろうし、他にも多くのやるべきことがある現代では、なおさらである。しかし、名人を見分け、名人の手の一挙一動を捉え、その筆勢と自在の力を適切に評価することは、誰もができるのである。

視覚と触覚は、大画、家の襖、屏風、掛軸など到るところでこの筆致に遭遇する。白地の上に黒が置かれ、最後の決定的な一筆によって現象が捉えられ、線で囲まれて締めくくられる。

字を形作る手と、そこに投げられる視線のあいだの闘争、この緊張に満ちた過程。日本人のほとんど誰もがこの過程を追うことができる。キャンバスに描かれたものを前にして途方に暮れて立ち尽くすような、ヨーロッパ的な意味での素人は一人もない。実際、日本人の誰もが、少なくとも、良い意味での好事家なのである。日本人の目と手は無意識のうちに筆の跡を追う。字が描かれるリズムに合わせて、内なる神経の動きが、彼の内部で呼応する。それはこの芸術に親しみやすい雰囲気をもたらし、それが、この芸術を無理解と無関心とから守る。一定水準の技術と理解を皆が持つような環境では、凡才はより育ち、天賦の才能は、目標に向かっていっそう軽やかに前進することができるだろう。しかも、多くの人がある程度の技術を持ち、誰もがその能力を評価できる環境では、〔字を書くという〕単純な能力でもいっそう高い価値を持ち、同好の士を見つけることができるだろう。実際、水墨画の巨匠は、後世のもっとも優れた名人に何世代にもわたって靈感を与え続けた。とにかく日本では、理解度の最低ラインが一般的に高い。全国民が同好の士なのである。この芸術〔すなわち書〕は、何かのついでに適当に行うものではない。狭い有志のための、もしくはせいぜい日曜の午後のための、娯楽などではない。それ〔書〕は、理解され、希求されている。それ〔書〕は必要不可欠で、重要な意味を持つも

のである。それは、他のあらゆる芸術にも関係する。とくに劇場では、芸術に対する最も多彩な関心が今も生きている。このような観点から見ても、字は日本人の存在を規定する最も強力な構成要素の一つである。この字が放棄されるときは、この文化体系の意味連関、その中核が脅かされるときである。

それにもかかわらず、この字を改革しようという動きが、それも正当な理由から、絶えず議論されている。なぜなら、欧米社会に順応しようとする努力にとって、漢字ほど邪魔なものはないからである！指導的な役割を果たす知識人階級は、やはりどうしてもヨーロッパの言語に深入りしなくてはならない。どれだけ多くのものが日本語に翻訳されようが、日本語で書かれた出版物が豊富であろうが、少なくとも指導的な立場にある技術者、高級官僚、また中堅の学者にとってさえ、それだけでは不十分である。こうして、社会の上流階級に属しているか、あるいはそれを目指す（この階級上昇は、民主的な生活様式のもとで、とくに養子縁組を通じて、第一次大戦前のヨーロッパよりも容易になっている）野心的な日本の若者は、漢字習得という課題——後年の目的のために必要な手段にすぎず、知的には非生産的な課題——の重みに、何年間もさらされることになる。漢字の知識が彼らにとって不可欠であることに疑いはない。彼らは漢字を絶対に習得しなければならず、それに何年も費やす。これは、ヨーロッパの子どもであれば、学問的な素材を感受し自己の才能を開花させるために費やすことのできる長い年月である。この大国の国民——さらに大きな国家である中国の国民とこの特殊性を共有する日本人——の一人一人は、避けられない宿命と化している漢字習得という義務について、その意義や合目的性を深く考えることはない。しかし、この点について自覚がある人ほど、特にヨーロッパの子どもたちを知ったあとには、この負担にどんな意味があるのかと感じる。そして漢字を習得すると、今度はすぐに外国語の修業が始まる。これもまた、それ自体が最終的な目的にはなりえず、それ自体で充実したものでもない。しかし、日本人にとっては必要不可欠なものである。自国語が国

境を越えて話される見込みがさらさらなく、アジア大陸においてさえ理解されないからだ。その訓練は、ヨーロッパ言語によって紹介される教材の内容が馴染みのないものであるという事情や、ヨーロッパの思考法が〔日本のそれとは〕異なっており、ヨーロッパの文章の論理やその語順さえもが異質なものに感じられてしまうという事情により、外国語の訓練はいっそう困難なものとなる。そのため日本人は、せめて少年時代だけでも外国語から解放され、重い鎧を脱がせてもらえたら、と願う気持ちが強い。

しかし、それにもかかわらず日本人が漢字にこだわる理由は、これまで述べてきた通りである。ヨーロッパでは、技術で達成できることの可能性に酔いしれて、古きものと徹底的に決別することが断固として肯定された時代があった。周知のように、古いものならすべて（有名な「古典的調和」は別として——ただし、これ自体が、最も通俗的な誤解の産物であったのだが）が劣っているように思えるほど、節度と方向性を失った時代があった。自らの過去が目指していたものに対する眼力を失い、ゴシックの折り目の多い衣服を鼻で笑い、バロックには救いなき高揚感だけを見て、自らは何も選択しない折衷主義に耽っていた。この折衷主義のモチーフは、野卑極まる素材のなかで、死へと追いやられてしまった。こうして、新しい世代は全く最初からやり直さなければならなくなった。一切の異質なもののなかで「原始的なものの Primitive」、つまり当時の意味では「幼稚で、未発達な、ごちないもの」だけを見てしまわないように、最初に眼を養わなくてはならなかったのである。

アジアの国々では、このように一瞬で自分達を見失うということは起こりえないであろう。歴史上の各時代の一覧を論拠とするまでもなく、伝統そのもの、歴史上の各世代との連関は余りに自明である。そのため、伝統は、各時代の創造性の在り方を規定せずにはおかない。過去のどこかで成し遂げられたことが、実際にかつ一般的に、等閑視あるいは滑稽視されること、これらが「遠いご先祖様のがらくた」として脇へやられ物置小屋へ放り込まれるようなことは、とうてい考えられな

い。

ところで、漢字は、この過去を保持する容器である。この漢字を放棄するという事は、実際、技術的あるいは単なる便宜的決定以上のものを意味する。漢籍は言うに及ばず、日本の古典となっている書物を何か別の表音文字に置き換えることは、日本人の目にとっては、したがってまた、その目を介して活動せざるをえない日本人の理解にとっても、例えばオイディプス王のギリシア悲劇が現代社会の服装で演じられ、その台詞が今日の日常的な言語で語られるようなものとして映ることだろう。

〔アルファベットなどの〕新たな表音文字を採用した場合（たとえ今の五十音をそれで置き換えるという処置であっても）、それは必然的に国民を二分化することになるだろう。一方は、高い教養のある人々で、これは一定水準の漢字の知識なしに済ませることはできないだろう。他方、多くの大衆は、あらゆる歴史的な記念碑的作品、芸術的な筆致、それどころか古い署名ですら、それらを前にして理解できずに立ちすくむことになる。このような人々のために、あらゆる文献を印刷し直さなくてはならなくなる。こうして彼らは、書字の全技術との繋がりを、そして、水墨画の本質や、芸術全般へと自然に近づく術をも突然失うことになるだろう。それゆえ文字を改変することは、日本において、文化的な土台を非常に広範に改変すること——要するにこれを破壊すること——と同じ意味である。日本人自身はこのような改変の革命的意義を過小評価しているように思われることが多い。なぜなら、日本人はこの変化が少しずつしか起こらないと考えているからだ。〔しかし実際のところは〕もはや漢字を知らなくなる若い新興の世代にとっては、突然、この国の文学的遺産の一切を含む全てが、表音文字に書き換えられなくてはならなくなる。すると、ある逆説的な状況があらわれる。年長の世代は、長年の習慣と心理的な拒否感から、このような表音文字に置き換えられたテキストを読む気はなく、旧来の形式に固執するだろう。たとえてみれば、ドイツである時点から、すべての子どもがエスペラント語で学校教育を受けるようになり、この言語と

文字を介してのみ、教育的な文化財を受け取ることになる、といった事態に近い。そうなれば、新旧の世代間にどんな亀裂が生じることになるだろうか。どうして両世代間に深い繋がりがなお残存し得るだろうか。

日本語そのものにも多くの困難が存在する。中国語では、同音異義語（字）の数が驚くほど多く、例えば Li という語には七十の意味があるとされている。中国語ほど困難は大きくないが、日本語でも同音異義語の数は非常に多い。日本人同士が会話の中で、「その言葉はどういう意味か」と訊ね合い、確かな了解に達するために空中に字を書いたり、手の平に書いたりするのは、珍しくない光景である。文脈も必ずしも絶対的な道しるべにはならず、さまざまな異なる方向を指すことがある。〔日本語の〕古い話し言葉は、語の多様性が今よりも大きかった。しかし、語同士の〔発音の〕細かな違いは、明らかに、一つの聴覚像へと収斂してしまった。というのも、漢字によって、〔同一の聴覚像の持つ〕異なる意味を明確に区別できるようになったからである。表音文字、例えばローマ字表記（日本語をラテンアルファベットで表記すること）の支持者らも、この改革を行うためには、語の削除や変換など一定の修正が必要だと考えている。このことだけを見ても、このような改革運動が人工的なものであること、また、言語と文字、ひいては文化と文字がどれほど互いに絡み合っているかがわかる。

もう一つの観点も重要である。漢字は日本と中国を結びつけている。日本は今日、ヨーロッパの学問と技術に通曉し、〔漢字を使って日本語に翻訳・執筆された〕膨大な文献⁽⁴⁾を手中にしている。これらは中国にも流入しており、中国の学生や学者は容易にこれらを理解できる。なんという影響関係の可能性が開かれていることか！というのも、この漢字だけで、〔日本と中国のあいだに〕知的な結びつきが生まれるからである。中国という国自体、漢字によってのみ結合されている一つの文化共同体ではないか。北方の言語と南方の言語の間には、少なくともヨーロッパの各国語間におけるほどの差異がある。それにもかかわらず、一つの統一的な国家、統一的な精神性が成立する

可能性がそこにある！日本は漢字によるこの連関をはたして放棄すべきだろうか。その政治的関心が大陸〔中国〕に向けられ、また、明治時代以来、その全活動が中国に向けられているというのに？日本政府が今日まで、漢字の一切の改革運動に対してきわめて冷淡な態度をとってきた理由を理解するには、この問いを提起するだけで十分である。

しかしなお、文字の改革は必要である。ここに私たちは、日本の有する幾多の問題——解決が必要であると同時に不可能でもある幾多の問題——の一つに直面する。これらの問題の特徴は、妥協的な解決策が見いだせない点にある。中国の文字とヨーロッパの文字からは、合成物が生じることはありえない。極東の世界は、その構造と完成度において、あまりにも自己完結しており、最終的なものであり、そこに新しい原理を導入することは全くもって不可能である。それゆえ、日本の知識人が置かれている境遇は、そのことを典型的に表していると言える。それは日本にとってはひとつの宿命であり、変えることができず、耐え忍ぶほかない、そして現に耐え忍ばれている宿命なのだ。

(了)

訳注

- (1) カール・アドルフ・フロレンツ Karl Adolf Florenz (1865-1939)。ドイツの日本学者。日本文学史の研究、『日本書紀』、『古事記』の翻訳などで知られる。1889-1917年、東京帝国大学でドイツ語・ドイツ文学を講じる。帰国後はハンブルク大学で教鞭を執った。
- (2) Müller W. かと思われる。そうであれば、同論文の正式な題名は Der amtliche japanische Briefstil nebst 18 erläuterten Dokumenten. 以下の URL を参照。 https://archive.org/details/bub_gb_ZkbWAAAAMAAJ/page/n241/mode/2up
- (3) これに関連すると思われるが、丸山眞男は次の

ように記している⁴⁾。「理論信仰の発生は制度の物神化と精神構造的に対応している。ちょうど近代日本が制度あるいは「メカニズム」をその創造の源泉としての精神——自由な主体が厳密な方法的自覚にたつて、対象を概念的に整序し、不断の検証を通じてこれを再構成してゆく精神——からではなく、既成品として受け取ってきたこととパラレルに、ここではともすれば、現実からの抽象化作用よりも、抽象化された結果が重視される。それによって理論や概念はフィクションとしての意味を失ってかえって一種の現実に転化してしまう。日本の大学生や知識人はいろいろな範疇の「抽象的」な組み合わせによる概念操作はかえって西洋人よりうまいと外国人教師に、皮肉を交えた驚嘆を放たせる所以である。」(丸山眞男 1961『日本の思想』岩波新書、58頁。傍点は原著者による) 引用末尾の「外国人教師」のなかにはレーデラーも含まれるであろう。

- (4) 近代以降、西洋の諸学・諸概念の受容過程において、日本製の訳語が中国に数多く流入した。とりわけ日清戦争後の1896年から五・四運動の起こった1919年までは、中国から日本への留学ブームの時期(魯迅や蒋介石の日本留学もこの時期)であり、日本に留学した学生は、日本製の新訳語を中国に持ち帰り、中国での受容の媒介者となった。この間の日中間の語彙交流の諸相については、沈国威の労作⁵⁾を参照されたい。

参考文献

- 1) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1929 “Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten” Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.
- 2) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1938 “Japan in Transition” Yale University Press.
- 3) レーデラー, E ほか 1955 (1929)「極東の四万字」大野俊一訳『東洋文化』(通号18・19) 49-67頁
- 4) 丸山眞男 1961『日本の思想』岩波新書
- 5) 沈国威 2008『改訂新版 近代日中語彙交流史 新漢語の生成と受容』笠間書院

〈研究資料〉

ジャック・ラカンの論文『鏡像段階』の試訳

——人権の主体の意味を精神分析理論から考えるための準備作業——

田 村 公 江

はじめに

「子どもは権利の主体であり得るか」このテーマを精神分析の知見を取り入れて考察することが、筆者の長期的な研究テーマである。「子どももまた人間である」という素朴な発想においては「子どもに人権があること」は自明である。とはいえ、子どもが生存や発達において大人に依存していることや、まさに発達途上であることに鑑みれば、子どもの人権と大人の人権の間に違いが設けられることは当然である。すなわち、子どもには単に生きていることだけではなく適切な養育を受ける権利や教育を受ける権利が特に強調されるべきであるし、参政権は制限されてよい。子どもの人権については大人の人権保障とは別の留意点があるのだから、「子どもの権利条約」があることは、非常に意義深い。

日本においては、1947年制定の学校教育法第11条で教師の体罰が禁止されているにもかかわらず、学校とりわけ部活における体罰が長い間、黙認されてきた。桜宮高校バスケットボール部体罰自殺事件（2012年）以降、体罰への社会の目が厳しくなっているとはいえ、体罰はたびたび発生している。2019年には児童虐待防止法および児童福祉法に「体罰の禁止」を明文化する改正が行われた（施行は2020年4月から）が、「しつけには、場合によっては体罰が必要」という考え方は今なお根強い。

子どもの権利という観点から発想するなら「体罰とは暴力であり人権侵害である」ということになる。しかし、日本社会においてはそもそも「しつけとは何か」について理解が熟していないところがある。筆者が教室で学生たちに「しつけとは

何だろう」と問いかけると、「子どもにやって良いことと悪いことを教えること。悪いことをしたらきちんと叱ること」という趣旨の答えが返ってくるが多い。体罰について、学生たちはおおむね反対なのだが、「子どもが万引きをしたら叩いて叱る」ことについては肯定的に捉える傾向がある。「その時にきちんと叱っておかないと、もっと道を踏み外すかもしれない」という説明してくれた学生もいる。また、「どのように言い聞かせても言うことを聞かないとき」には「怪我をさせない程度なら体罰もやむを得ない」と考える学生も少なくない。また、「体罰がだめなら、どうすればよいのか」という疑問を投げかける学生もいる。

そもそも日本社会には権利意識という発想があまり浸透していない。たとえば、車いすユーザーが公共交通機関を使う際には、健常者ならば必要としない手助けが必要になることがある。そういう手助けについて、車いすユーザーが「当然の権利」として要求すると、それに対して違和感や不快感を持つ人が多い。「権利に基づく要求」は凶々しい、わがままと受け取られやすい。言い換えれば、自分で自分のことができない障害者は健常者に「お願いする姿勢」や「お礼を言うこと」が求められる。

思い返してみると、日本で行われている人権教育は、多くの場合、学習者を潜在的加害者と想定している。もちろん、人権侵害をしてはならないと教えることは必要である。しかし、ここには「もしも自分が人権侵害を受けたらどうしたらよいか」という観点が欠落している。特に子どもの場合、学校教育法11条を知っている子どもがいったい何%いるだろう。学生と話していると、

「親に養ってもらっている間は口答えするな」と家庭で言われていて、それを、大学生になっても、仕方がないことだと感じている人が少なくない。子どもを養うことは親の当然の義務のはずなのに、なぜ、このようなことを言われて納得してしまうのだろうか。ここには、大人が目上であり子どもは目下であるという上下関係の感覚があり、それは実に根深い。

「子どもの権利」という概念はこのような上下関係の感覚を乗り越えていくために、非常に有効であると筆者は考える。とはいえ、法哲学的にはデリケートな議論があることも忘れてはならないだろう。筆者は、法哲学者、大江洋の論文「子どもの権利を問うこと」(2010)を読んで非常に考えさせられた。前掲書において大江は、子どもの権利の非自明性について精密な考察をしている。箇条書きで要約する。

第1 歴史的な非自明性

子どもは近代という時代において発見された存在(小さな大人ではなく子どもという固有の存在)であり、子どもは大人とは違って、要保護性・変容・発達性(それに伴う可塑性)を持つ。変容・発達性について重要なのは、「子どもの成長というプロセス自体が何らかの程度で存在すること、そしてそのプロセスは他者の働きかけなしには発現しないこと」である。

第2 権利内容をめぐる非自明性

子どもが社会を担う一員となるには教育を受ける必要がある。では具体的にはどのような教育を提供すればよいのだろうか。子どもを教育することは決して自明的には語れず、教育の目的や意味が問われてくる。

第3 権利語法の非自明性

子どもが家庭において適切な養育やしつけを受けること、子どもが社会において適切な教育を受けることは、どうしても権利という概念をベースに考えなければならないのだろうか。たとえば、親が適切な養育をしない場合、「適切に養育されることは子どもの権利である」とい

う言い方をすることはできるが、それは、適切な養育をしない親を処罰することに結び付くのだろうか。むしろ、虐待が深刻化する前に親への支援をすることが重要であるし、そもそも、子どもが必要としている親の愛は、法的措置や処罰という手続きとは別の次元にある。

法哲学におけるこのような議論を読んで筆者がつくづく感じたのは、リベラルな近代社会においては人権という概念が「個人」という人間観のもとで理解されているということである。子どもが権利の主体として自明でないことは、端的に言えば、子どもが十全な意味での「個人」ではないという見方から来ているように思われる。「個人(individual)」とは言うまでもなく「これ以上分割できない存在」のことであり、他者との境界線がはっきりしていて、独立している。人間を「個人」と捉えることは、近代社会において当たり前のことではあるが、「個人」という人間観は非常に人為的なもの、擬制的なものではないだろうか。精神分析の知見においては、「個人」という人間観が擬制的なものであるという捉えの方が、むしろ常識である。筆者は、精神分析、特にジャック・ラカンの精神分析の思想において練り上げられてきた人間観において、大人もまた擬制的にしか人権の主体ではないことを示そうと思う。

周知のように、ラカンは「主体」という概念を自明なものとして措定しない。ラカンが「主体」という時、それは「斜線を引かれた主体」であり、何かを語ることに於いて、「～と語った者」という仕方です事的に現れる、とされている。またラカンは、「欲望は他者の欲望である」と言う。この場合の「他者」とは「大文字の他者」であり、具体的な誰それを指しているのではない。「斜線を引かれた主体」は「大文字の他者」を介して何かを欲望するのである。

一方、リベラリズムの人間観は、独立した存在、自己決定の主体である。他者に危害を及ぼすことがない限り、国家は個人の自由に介入してはならないという、いわゆる危害原則は、リベラリズムの根幹をなす考え方である。これは近代社会

においてなくてはならない思想と言える。しかし、リベラリズムの人間観は決して万能ではない。たとえば、臓器売買について考えてみよう。当事者同士が十分な情報に基づいて自己決定しているなら問題ない、と言い切れるだろうか。リベラリズムが万能ではないことが明らかになるのは、人と人の間に何らかの強弱関係がある場合である。弱者の側にいる人は、自己決定によって、自分に不利なことを選ぶ（選ばざるをえない）ことがある。

ラカンの人間観は、人と人の間に強弱関係がある場合、強者の側もまた「斜線を引かれた主体」であることを示してくれる。そして、強弱関係がどのような「大文字の他者の欲望」によって発生しているのかを考えさせてくれる。特に、子どもの権利を考える場合、大人もまた「斜線を引かれた主体」であるという視点は、子どもと大人の関係を考える上で示唆に富むであろう。

研究資料のテキスト

ジャック・ラカンの初期の概念に「鏡像段階」というものがある。この概念はラカンの思想において出発点となったものであり、想像界－象徴界－現実界という3つの領域という用語や、大文字の他者（L'Autre）という概念を構想する中で、より豊かに考察されていった。

ラカンは、乳児が鏡を見て、そこに映っているのが自分であると気づくことに注目した。この論文が書かれた時、まだ「斜線を引かれた主体」や「大文字の他者」という概念は使われていない。しかし、「私」というものが成立したその時からすでに、鏡を見ている「私」と鏡像の「私」という二重性があったこと、そして、その二重性は決して統合されないことをラカンは語っている。また、「鏡像段階」の論文は、ラカンの数少ない『書かれたもの』（L'Ecrits）に収録されている。というわけで、この論文をきちんと読むことを研究計画第一歩とする。

この論文は33の段落から成っている。段落ごとに、できるだけ原文と対照する形で翻訳していく。ラカンの文体は非常に読みづらく、筆者の能力不足のために誤訳になったところが多々あると

思うが、翻訳を通してラカンの思想について考察することが目的であるので、お許しいただきたい。

なお、この論文は学会における口頭発表として書かれたものなので、翻訳する際、「ですます」の語尾にした。

試訳の中で〔 〕でくくった部分は筆者による補足である。

【タイトル】

精神分析の経験において私たち^(訳注1)に明らかになった、「私（Je）」^(訳注2)の機能を形成するものとしての鏡像段階

1949年にチューリッヒで開催された第16回国際精神分析会議で行われた口頭発表。刊行された原稿の初出は^(訳注3)、1949年『フランス精神分析誌』13巻、4号、pp 449-455。

【第1段落】

13年前の会議で私が導入した^(訳注1)「鏡像段階」という概念は、それ以来、フランスの分析家グループ^(訳注2)の用法において多少なりとも通用するものになっていましたので、この概念に皆さんの注意を喚起してもよろしいかと思います。特に今日、精神分析が私たちに与える経験において、この概念が「私（je）」の機能に投げかける光について、そう言えるでしょう。この経験について言わなければならないこと、それは、この経験は、コギト^(訳注3)に由来するすべての哲学と私たちを根本的に対立させるということです。

【第2段落】

皆さんの中には、比較心理学上のある事実によって明らかにされている行動の様子－私はこの行動から話を始めるわけですが－のことを思い出す方もおられるでしょう。つまり人間の子どもは、ある短い期間、道具的知能においてチンパンジー以下の月齢であっても、鏡に映る像を自分の像であると認知することができるという事実のことで。子どもが鏡に映った像を自分の像だと分かっていることは、「アハ体験」^(訳注1)という明快な身振

りによって示されています。「アハ体験」とは、ケーラー^(訳注2)によれば状況の統覚が発現することであり、「アハ体験」が見られる時には知性が働いていることが確実なのです。

【第3段落】

猿の場合は鏡に映る像を支配しようとしてもむなしいことに気づくと飽きてしましますが、人間の子どもの場合、すぐにまた活発な一連の身振りを示します。この一連の身振りにおいて、子どもは、鏡に映る像の動きと鏡に映し出されている周りのものとの関係性、そしてまた、鏡に映っている自分の像と周りのものから成る複合とそれとそっくりの実物、すなわち、自分自身の身体や周りにいる人々、さらには彼の傍らに差し出されている諸対象との関係性^(訳注1)を、おもしろがりながら経験しています。

【第4段落】

ボールドウィン^(訳注1)の研究から知られているように、このような出来事は月齢6カ月になると生じます。それが繰り返して生じることを見て、乳児が鏡の前で示すハッとさせるような光景について、私はじっくり考えてみました。歩くことはもちろん立つこともできず、人に抱かれてか何かの人工物（フランスでは歩行器と呼ばれているもの）に入れられてか、いずれにせよ何かに支えられている乳児が、大喜びで手足をばたばたさせて、支えの制約に逆らって少し前のめりになる姿勢をとったり、姿勢を固定して、その瞬間の鏡像の様子を取り戻そうとしたりします。

【第5段落】

この活動が、私が上で述べたような意味を保つのは月齢18カ月までです。この活動は、パラノイアの認識^(訳注1)についての私の考察に組み込まれている人間世界の存在論的構造のことを明らかにするのと同じくらい、その時期まで不確かだったリビドーのダイナミズム^(訳注2)のことも明らかにしてくれます。

【第6段落】

そのためには〔鏡像段階をこの文脈で理解するには〕^(訳注1)、鏡像段階を一つの同一化と捉えておけば十分です。ここで同一化と言ったのは、精神分析が与えている十全な意味での同一化のことです。すなわち、主体が一つの像を我がものとする時に主体において作られる変身です。この像がこの局面でこのような効果を持つように宿命づけられていることは、〔精神分析の〕理論における「イマージ」という古代の用語の用法によって十分に示されています。

【第7段落】

まだ自分で動くことができず食べることも人に頼っている状態にあり、まだ infant〔話せない人〕の段階にある小さな人が自分の鏡像を大喜びで我が物とすること、その様子は、「私」が根源的な形で先取りされる象徴的基盤^(訳注1)を模範的な状態で示しているように見えます。先取りされるというのは、「私」というものが他者との弁証法的同一化によって客体化される前に、ということです。言語が、「私」というものに主体という機能を普遍的なものにおいて再建する前にということです。

【第8段落】

さらにこの形〔上で述べた根源的な形〕は、よく知られている用語法〔精神分析の用語法〕の言葉で言い直したなら、二次的同一化^(訳注1)の台木にもなるであろうという意味において「理想自我」(je-idéal) と呼ばれるべきでしょう。二次的同一化という言葉で私たちは、リビドーを正常化する諸機能のことを認めてきたのです。しかし重要な点は、この形が、「自我 (moi)」という審級を、その社会的規定に先立って、単独の個人に向けて還元することが決してできない一筋のフィクション（虚構）の中に位置付ける^(訳注2)ということなのです。あるいはむしろ、単独の個人というものは、弁証法的総合—それによって、自我は、「私」として、自分自身のリアリティとの不一致を解決しなければなりません^(訳注3)—の成功がどのようなものであれ、漸近的にしか「主体の生成」にたど

りつけないであろうということです。

【第9段落】

身体の全き形は—主体は身体の全き形によって、自らの力の成熟に幻影の中で先んじます—ゲシュタルト^(訳注1)としてしか、すなわち、外面性においてしか、主体に与えられません。外面性においては、たしかに、この形は構成されたものというよりは構成するものなのですが、外面性においてはとりわけ、この形は、主体が自分でそれを動かしていると感じている動きの騒々しさとは反対に、この形に凝固し、左右逆転している身の丈の立体感をもって主体に現れます。このゲシュタルトのプレグナンツ法則^(訳注2)は、それを動かすスタイルがまだ錯覚的であるとはいえ、空間に結びつけられたものとして理解されなければなりません。このようなゲシュタルトは、その現れ方の2つの側面によって、疎外という運命を先取りする^(訳注3)と同時に、「私」のメンタルな永続性を象徴します。このゲシュタルトは、「私」をその彫像へと統一する一致についてはまだ粗いものです。彫像において人間は、彼を支配する亡霊たちに向けて自らを投影するのと同じように、自分が製造した世界が曖昧な関係において完成されていく場であるところの自動装置に向けて自らを投影します。

【第10段落】

イマーゴに関して申しますと、私たちは、日々の〔分析〕経験と象徴的效果^(訳注1)の薄明りの中でイマーゴの覆われた顔がくっきりと輪郭づけられるのを見るという特権を持っているわけですが、鏡像は実際、目に見える世界への入り口のように思われます。幻覚や夢の中に自分自身の身体のイマーゴが現れるとき、現れるのが自分の個人的な特徴、さらには、自分の身体運動の不如意や対象への投影であっても、自分自身の身体のイマーゴは鏡の中の配置を呈しているのですが〔鏡に映っているように現れるのですが〕、そのような現れ方を私たちが信頼するなら、あるいは、心的リアリティ、ただし同型ではなく異型のリアリティが現れる場である鏡という、複製を出現させる道具

の役割に注目するなら、鏡像は目に見える世界への入り口であると思われるのです。

【第11段落】

ゲシュタルトが有機体に対して形成する効果を持ち得るということは、生物学的な実験によって確かめられています。もっとも、この実験は精神的因果性という観念とは実に関係ないので、そういうものとして〔ゲシュタルトは有機体に対して形成する効果を持ち得るという〕公式に持ち込むことはできません。この実験がそれ〔形成する効果〕についてこの上なく明らかにしているのは、鳩の性腺の成熟に不可欠な条件は同じ種の個体を見ることだ、ということです。性別は関係ありません。そして、それだけで実に十分なので、鏡に映る自分が見えるところに鳩を置くことだけで、同じ効果が得られるのです。同様に、同じ系列の現象として、イナゴの「孤独相」から「群生相」への移行^(訳注1)があります。この移行は個々のイナゴを一定期間、それと似た像にもっぱら視覚的に接するようにすることで獲得されるのです。同じ種のイナゴの動きに十分に近い動き方でその像が動かされていればよいのです。これらの事実は、同型的な同一化の次元に含まれるものです。ここには、形成的なものとしての、また、性的刺激を与えるものとしての美の意味という問題^(訳注2)が隠されています。

【第12段落】

しかし、異型の同一化として知られている擬態^(訳注1)という事実も、生きている有機体にとって空間の意義という問題を提起している限りにおいて、ここでは私たちにとって少なからず興味深いものです。心理学的概念もまた、これらの事実を適応といういわゆる主要法則に還元するために試みられている滑稽な努力に決して劣ることのない光を、ここに投げかけることができるでしょう。ともかく、ロジェ・カイヨウ (1913-1978) のような人の思想（若く、彼が養成された社会学の拘束から逃れたばかりの頃の思想です）が放っているきらめきを思い出しましょう。擬態と伝説的精神衰弱^(訳注2)という言葉のもとに、彼は、形態論的

擬態を、現実感を失わせるその効果において、空間に支配されるという強迫と同じ類のものとししました^(訳注3)。

【第13段落】

パラノイアのなものとして人間の認識を構成する社会的弁証法において、私たち自身、次のような理性〔の働き〕を示しました。すなわち、理性は人間の認識を、欲望の力の領野に属するものとして動物の認識よりも自律的なものに行っているが、それと同時に、理性は人間の認識を、シュールリアリストの不満足がそこで暴いているあの「わずかな現実性」^(訳注1)において規定しているということです。以上のような考察をしてみて、私たちは、鏡像段階が明示している空間的取り込みにおいて、人間の自然な－もし自然という言葉に一つの意味を与えるならですが－リアリティの有機体的機能不全がもたらす結果を再認識する気になるのです。

【第14段落】

イマーゴの機能は、生物^(訳注1)とそのリアリティ、あるいはよく言われているように内界と環世界^(訳注2)の関係を打ち立てることなのですが、鏡像段階の機能はその時以来、私たちにとって、イマーゴの機能の特殊なケースであることが判明します。

【第15段落】

しかし、自然に対するこの関係は、人間においては、自らの内での生体の分裂^(訳注1)、また、新生児期の数ヶ月、不快感や協調運動不能の身ぶりから明らかに見て取れる「根源的不調和」によって、損なわれます。錐体路^(訳注2)の解剖学的未完成という客観的概念は、母体からの液体への依存が長く続く^(訳注3)という客観的概念と同様、人間が明らかに紛れもない未成熟な状態で誕生するという所与として、私たちが公式化したこの見解が正しいことを裏付けてくれます。

【第16段落】

ついでに、〔人間が未成熟な状態で生まれると

いう〕この所与の事実、中枢神経の上部器官、とりわけ大脳皮質と言われる器官の優位性^(訳注1)を定義するために、発生学者たちによって胎児化^(訳注2)という言葉で認知されているということに注目しておきましょう。精神病への外科的な介入は私たちに、それ〔大脳皮質〕を、生物の内部にある鏡と理解させます。

【第17段落】

この発達、個人の形成を歴史の中に決定的に投影する一つの時間的弁証法として生きられます。すなわち、鏡像段階は、その内的圧迫^(訳注1)が〔乳児の〕無力さから〔自己イメージの〕先取りへと急激に進行する一つのドラマなのです。また、それは、空間的同一化の似姿^(訳注2)に捕らわれた主体にとって、ファンタズムを－それらは、寸断された身体のイメージ^(訳注3)から、全体性を持ち、私たちが「正しく整った」^(訳注4)と呼ぶ形へと継起していきます－ようやく我がものにされた防具から疎外的同一化^(訳注5)へと組み立てるドラマでもあります。そして疎外的同一化は、その厳格な構造でもって、メンタルな発達全体を印付けて行きます。こうして、内界から環世界に至る円の切断は、自我の照合という汲み尽くせない積分を生み出すのです。

【第18段落】

寸断された身体という言葉、私は、私たちの理論的参照体系にも受け取らせたのですが、分析の動きが個人の攻撃的解体という水準に達する時、寸断された身体は必ず夢に出てくるのです。それ〔寸断された身体〕はその時〔分析の動きが攻撃的解体の水準に達する時〕、内的迫害に備えて羽を生やしたり武装したりしている、バラバラにされた手足や外から見えるように表された内臓という形で現れます。それらを、幻視者ヒエロニムス・ボス^(訳注1)は絵画によってかつてないほど生々しく固定しました。ボスの絵は、現代人の想像力の頂点に、15世紀にすでに達していたのです。しかしこの形〔バラバラにされた手足や外から見えるように表された内臓という形〕は、〔ボスが描いたような怪奇的な絵ではなく〕器官その

ものの面において、統合失調症やけいれんやヒステリーの徴候において明白な幻想的解剖学を定義する脆弱化の線^(訳注2)に沿って、明白に示されます。

【第 19 段落】

〔寸断された身体がバラバラにされた手足や内臓という形で夢に現れるのと〕 相関的に、「私」の形成は、夢幻状態において、塹壕で防御された野営地、さらには競技場によって象徴されます。内部の闘技場から〔外に向かって〕、闘技場の城壁、瓦礫、城壁を囲む沼地があり、対立する二つの闘争の場が配置されています。この二つの闘争の場において、主体は、高みを目指して^(訳注1)身動きできなくなっています。遠くには内なる城があり、この城の形は（しばしば同じシナリオの中に並置されています）印象的な仕方です「エス」を象徴しています。そしてまた、私たちは、ここに、メンタルな面において、固く防御された建造物のこれらの構造^(訳注2)が実現されているのを見出すのです。その隠喩（メタフォー）は、主体の症状そのものの結果として自発的に現れ、逆転、分離、二重化、無効化、移動、強迫神経症のメカニズムを示すのです。

【第 20 段落】

しかし、これらの主観的所与だけに頼っていたら、私たちがそれらを〔分析〕経験の条件からほとんど切り離さないとしても－分析経験のおかげで私たちはそれらが言語の技術に属する^(訳注1)ものだということがわかるのですが－私たちの理論的な試みは、一個の絶対的主体という思考不能の中に自分を投影しているという非難にさらされるでしょう。そういうわけで私たちはここで、客観的所与の援助の上に基礎づけられている仮説において、「象徴的還元」という方法を使う際の手がかりの一覧表^(訳注2)を探し求めたのです。

【第 21 段落】

それ〔手がかりの一覧表〕は、「自我の防衛」の中に発達に沿った秩序を設立します。発達に沿った秩序というのは、アンナ・フロイト氏^(訳注1)に

よって、彼女の主著^(訳注2)の第 1 部において公式化された意向に應えるものであり、（しばしば表明されている偏見とは逆に）ヒステリーの抑圧やその回帰を、強迫的逆転やその分離プロセス－それは、鏡に映る「私」が社会的「私」に旋回する時期に始まるパラノイアの疎外に先行するようなプロセスそのものです－よりも古い時期に位置づけています。

【第 22 段落】

鏡像段階が達成されるこの瞬間は、同類^(訳注1)のイマーゴへの同一化と根源的な嫉妬のドラマ（シャーロット・ビューラーの学派によって幼児期の転嫁^(訳注2)という事実において非常に強調されています）によって、社会的に作り上げられた状況へと「私」を結びつける弁証法の端緒となります。

【第 23 段落】

〔鏡像段階が達成される〕この瞬間こそが、人間の知のすべてを他者の欲望^(訳注1)によって媒介化されるものへと決定的に傾け、他者との競争による抽象的な均衡においてその対象を構築し、「私」を次のような装置にするのです。すなわち、この装置にとっては、本能の圧迫全体が、たとえそれが自然な成熟に應えたとしても、一つの危険になるであろう、そういう装置です。なお、人間におけるこの成熟の正常化そのものは、それ以降、エディプス・コンプレックスにおける性的対象に見られるように、文化的仲介に左右されます。

【第 24 段落】

精神分析の教説には、この瞬間特有のリビドー備給のことを指している「一次的ナルシズム」という用語があります。私が提示した鏡像段階という概念のもとに^(訳注1)、「一次的ナルシズム」という用語の発案者たちは、その用語に潜在的に含まれている意味をもっとも深く感じ取るでしょう^(訳注2)。一次的ナルシズムを発見した人々は、ナルシズム的なリビドーと「私」というものが持っている疎外する機能、そして攻撃性^(訳注3)の間にある明らかな関係性を説明するために、破壊の本能さらには死の本能を引き合いに出しました

が、鏡像段階という概念は、このリビドー〔ナルシズム的なリビドー〕と性的なリビドーの間にあるダイナミックな対立のことも解き明かしてくれます^(訳注4)。攻撃性について補足しますと、攻撃性は、他者へのあらゆる関係性において、たとえもっともサマリア人的な援助の関係性においても、「私」というものが持つ疎外する機能から引出されるのです。

【第25段落】

つまり、一次的ナルシズムの発見者たちは、実存的否定性に触れたのです。実存的否定性のリアリティは、存在と無という現代哲学^(訳注1)（サルトルの『存在と無』1943年）によって実に生き生きと広められています。

【第26段落】

この哲学は残念なことに^(訳注1)、意識の自己充足の範囲内においてしか実存的否定性を把握しません。〔この哲学において〕意識は、この哲学の前提の中に記入されるために、自我という構築的錯覚に自律という幻影をつなぎとめています。奇妙にも分析経験からの借用を糧としている〔この哲学の〕機知は、実存主義的精神分析^(訳注2)を保証するという野心において頂点に達します。

【第27段落】

功利性の機能以外はもはや認めないようにしようという歴史的企ての後に、そして、〔功利性という機能以外はもはや認めないようにしようという〕この努力に応じて出現するように思われる強制収容所的な社会形態を前にした個人の不安において^(訳注1)〔実存主義は生まれました〕。実存主義は、その帰結である主観の袋小路について実存主義が与えている正当化から評価されるのです。〔主観の袋小路とは〕すなわち、刑務所の壁の中においてほど本物であることが確立されることは決してないような自由、いかなる状況であれ乗りこえることができない純粹意識の無力が表現される場であるアンガージュマンの要求、性関係の窃視症的－サディズム的な理想化、自殺においてしか実現されないパーソナリティ、ヘーゲルの殺人

によってしか実現されない他者の意識です。

【第28段落】

〔実存主義の〕これらの考え方に、私たちのすべての経験は、私たちが自我を次のようなものと理解することを分析の経験が妨げる限りにおいて、対立しています。すなわち、知覚－意識体系に中心づけられたものとして、認識の弁証法とはこの上なく相反する科学万能主義的偏見が公式化される場である《現実原則》によって組織されたものとして自我を理解する^(訳注1)ことです。そして、分析の経験は私たちが錯覚（*méconnaissance*）という機能から出発するように指示します。錯覚の機能は、アンナ・フロイト氏がかくも力強く明確化したすべての〔自我の防衛機制の〕構造において見て取れるように^(訳注2)、自我を特徴づけているものです。というのも、否認が錯覚の機能のあらさまな形を表しているとしたら、錯覚の機能の様々な効果は、「エス」が現れる場である宿命という面に反射された幾分かの光に照らされない間は、その大部分が潜在的なままだからです。

【第29段落】

「私」の形成に固有なこの無力さ^(訳注1)はこのように理解されます。そこにおいて、神経症のもっとも広い定義を見ることができるのです。すなわち、主体が状況によって捕らわれることが、狂気のもっとも一般的な公式を与えます。〔狂気というのは〕騒音と怒りで大地をどよめかしている狂気と同じく、精神病院の壁の中に存在する狂気のことです。

【第30段落】

神経症と精神病の苦しみは私たちにとって、魂の受難を学ぶ学校です。私たちが共同体全体へのその脅威の傾きを計算する時、精神分析という天秤は、都市の受難^(訳注1)を緩和する手がかりを私たちに与えます。

【第31段落】

今日の文化人類学が執拗に探究している自然と文化のこの接点において、精神分析だけが、愛

がいつも再解体あるいは切断しなければならない想像上の隷属の結び目^(訳注1)を、それと認めるのです。

【第32段落】

そのような大仕事にとって、利他的感情^(訳注1)は、私たちにとって確約なきものです。というのも私たちは、行為の底に横たわっている攻撃性、慈善家の攻撃性、理想主義者の攻撃性、教育家の攻撃性、さらには改革者の攻撃性を見抜くからです。

【第33段落】

私たちが保持している、主体から主体への訴えにおいて、精神分析は、患者が「おまえはそれだよ」^(訳注1)〔と他者から言われる時の〕恍惚の極限に行くまで、患者に付き添うことができます。ここでは、死すべきものであるという運命の表徴が患者に露わになるのですが、真の旅が始まる瞬間に患者を連れて行くことは、私たち臨床家だけで思いのままになることではありません。

参考文献

大江洋, 2010「子どもの権利を問うこと」, 愛敬浩二『講座 人権論の再定位2 人権の主体』法律文化社, p.139-157

Jaques Lacan (翻訳 Bruce Fink), 2002, *Écrits The First Complete Edition in English*, Norton & Company

訳注

【タイトル】

訳注1:「私たちに明らかになった」の「私たち」とは「私たち分析家」のこと。

訳注2:「私 (Je)」は、一人称の「私」のことであるが、第1段落で示されるように、「私は考える、故に私は存在する (je pense, donc je suis)」というデカルトの言葉を意識している。「自我 (ego)」と後に呼ばれることになるものが現れる前のことを言っている。まさに、人が「自我」をどのようにして獲得するかということがこの論文 (口頭発表) の主題である。

訳注3: 後に、ラカンの著書『書かれたもの (エクリ)』(1966) に収録された。

【第1段落】

訳注1: ラカンは、1936年に、マリエンバードで開催された国際精神分析協会 (International Psychoanalytical Association 略称 IPA) において鏡像段階についての口頭発表を行った。持ち時間を越したため、当時の学会長アーネスト・ジョーンズによって中断させられた。その時の原稿のオリジナルは残っていない。

訳注2: ここでは、パリ精神分析学会 (Société psychanalytique de Paris, 略称 SPP) のことを指している。ラカンはパリ大学で精神神経学を学び、1932年に『人格との関係から見たパラノイア性精神病』(エメの犯罪についての精神医学的考察)で博士号を取得している。ラカン自身が精神分析家になるための教育分析を受けたのは1932年から1938年にかけてであり、1934年にはパリ精神分析学会 (SPP) のメンバーとなっている。

訳注3: 精神分析を実践することでラカンが得た思想は、「考える私」が考えることと同時的に存在するのではないということである。ラカンによれば、「考える私」が他者とは独立に、自己同一的に存在するという思想 (コギトの思想) と精神分析の思想は相いれない。これは、西洋哲学史において長い間自明とされてきた人間観、すなわち、理性的、自律的存在者として、一個の独立した人格として存在するという人間観への挑戦である。

【第2段落】

訳注1:「アハ体験」とは、「わかった!」「そうか!」という感覚のこと。提唱者はドイツの心理学者カール・ビューラー (Karl Bühler 1879-1963)。

訳注2: ケーラーとは、ドイツの心理学者であり、ゲシュタルト心理学の創始者の一人である Wolfgang Köhler (1887-1967) のこと。ケーラーは類人猿の研究を通して、学習における洞察の重要性を発見した。その研究は1917年に *Intelligenzprüfungen an Anthropoiden* (類人猿の知恵試験) として出版された。なおこの著書の第2版 *Intelligenzprüfungen an Menschenaffen* を底本として英訳 *The Mentality of Apes* が1925年に出版された。

【第3段落】

訳注1：子どもは、鏡に映っているのが自分であると気づくだけでなく、自分の周りにいる人や物の像もその実物と対応していることに気づく。また、鏡に映る自分と自分の周りの人や物を見て、自分が周りにどのように位置づけられているかを把握する。この把握は、人が「私は3人姉妹です」と言うとき、人は、「3人姉妹の一人」であると同時に、「3人姉妹を外から見ている人」でもあることと同型である。

【第4段落】

訳注1：アメリカの心理学者、発達心理学者 James Mark Baldwin (1861-1934)

【第5段落】

訳注1：ここで「パラノイアの認識」と言われているものは具体的には何を指しているのだろうか。鏡に映っている虚像を介してリアルな世界の存在をつかむことを示唆しているのだろうか。

訳注2：「その時期まで不確かだったリビドーのダイナミズム」とは、乳児の心的エネルギーが鏡に映る像に向けられ、ここにフロイトが一次的ナルシズムと呼ぶ状態ができることを指しているであろう。

【第6段落】

訳注1：「そのためには～十分です」の原文は、「Il y suffit de comprendre」。英訳では「y」を「in this context」と訳しているので、カッコ内に「鏡像段階をこの文脈で理解するには」を補った。

【第7段落】

訳注1：「象徴的基盤」の原語は「la matrice symbolique」

【第8段落】

訳注1：フロイトは「ナルシズム入門」(1924)において、一次的ナルシズムと二次的ナルシズムを区別している。

訳注2：鏡像段階において子どもが我がものとする像(イメージ)は、自我という審級を、社会的規定に先立って、一筋のフィクション

において位置づける。自己同一的な「自我」は自然発生的にできるのではない。社会的に規定されるのに先立って、鏡像段階という人生のきわめて早期に自我という審級ができている。鏡像はリアルな存在とそっくりであるが、鏡像の完成度にリアルな「私」は決して到達できない。鏡像を我がものとするのが出発点であることによって、人間は生涯、理想自我というイメージにリアルな自分を合致させようとして、むなしい努力をすることになる。

訳注3：原文は、「quel que soit le succès des synthèses dialectiques par quoi il doit résoudre en tant que je sa discordance d'avec sa propre réalité.」。par quoi il doit の il を「自我」と取った。

【第9段落】

訳注1：ラカンはゲシュタルトを持ち出しているが、ゲシュタルト心理学については批判的である。身体イメージがゲシュタルトとして機能するとしても、ラカンは身体の実在な状態と合致しないこと、イメージを我がものにすることが先行していること(「私」の側から言えば事後性)を重視しているからである。

訳注2：「プレグナンツ法則」と訳したのは la prégnance。ゲシュタルト心理学におけるプレグナンツ法則のことを指していると思われる。

訳注3：「先取りする」と訳したのは devancer という動詞。

【第10段落】

訳注1：「象徴的效果」は原文では l'efficacité symbolique である。レヴィ＝ストロース(1908-2005)は l'efficacité symbolique というタイトルの論文(1949)において、象徴的效果という概念でシャーマンによる治療について考察し、精神分析による治療との相似性を指摘している。原文にも注があり、この論文は、Revue d'histoire des religions. Janvier-Mars 1949(『宗教史レビュー』1949年1月-3月号)に掲載されたとある。

【第11段落】

訳注1：イナゴは、ふだんは孤独相と呼ばれる形をしているが、一定の条件下で長距離飛行が

可能である群生相という形に変化し、蝗害をもたらす。ラカンは孤独相から群生相への移行をもたらすのは、同じ種のイナゴの動き（それと似た動きでもよい）を見ることであると述べている。現在の研究によれば、移行の引き金となるのは視覚的刺激ではなく、集団の密度が高まって他の個体との接触が頻繁になることであるようだ。

訳注2：ラカンはここで、美の観念と同型的同一化に関連づけている。

【第12段落】

訳注1：枯葉そっくりの形をしている蛾など。

訳注2：ロジェ・カイヨウ（1913-1978）は1935年に「擬態と伝説的精神衰弱」という論文を発表した。この論文は『神話と人間』（1938）に収録されている。カイヨウは、生き物の擬態という現象が神話の中で語られてきたことに注目した。

訳注3：カイヨウは、昆虫の擬態は環境への同化であり、空間への強い捕らわれという点から見れば、精神衰弱と共通するものがあると考えた。

【第13段落】

訳注1：アンドレ・ブルトンの「Introduction au discours sur le peu de réalité」（わずかな現実性についてのディスクールへの序論）（1927年に出版）を指している。

【第14段落】

訳注1：原文では「l'organisme」。有機体ではなく生物と訳した。

訳注2：「内界と環世界」の原語は「de l'Innenwelt à l'Umwelt」。ヤーコプ・フォン・ユクスキュル（Jakob Johann Baron von Uexküll, 1864-1944）の *Unterwelt und Innenwelt der Tiere*（1909）（邦訳のタイトルは『動物の環境と内的世界』）を指している。

【第15段落】

訳注1：原文では「une certaine dehiscence de l'organisme en son sein」。具体的に何のことを指しているのか不明。

訳注2：錐体路は随意運動を司る神経伝達路。

訳注3：原文では「rémanences humores de l'organ-

isme maternel」。具体的に何のことを指しているのか不明。ヒトの授乳期間が長いことを指しているのだろうか。

【第16段落】

訳注1：原文は「la prévalence」。

訳注2：原文は「fœtalisation」。オランダの解剖学者ルイス・ボルク（Lodewijk Bolk, 1866-1930）が唱えた、ヒトは胎児の状態で生まれるという説のことを指している。

【第17段落】

訳注1：「内的圧迫」の原語は「la poussée interne」。

訳注2：「似姿」の原語は「leurre」。疑似餌（ルアー）という意味があり、ラカンが想像的次元の認識についてよく使う言葉。想像的次元の認識はイメージを受け取ることであり、見かけを本物だと誤認する作用と、仕組みとしては同じである。

訳注3：「寸断された身体のイメージ」の原語は「une image morcelée du corps」。乳児は手足の動きを調節することができず、身体を部分的にしか経験できない。ラカンはこの状態のことを「寸断された身体」と言う。ここにはメラニー・クラインの妄想分裂態勢に通じる捉え方がある。

訳注4：「正しく整った」の原語は「orthopédique」。この語は整形外科的という意味だが、ここでは「ortho-」というギリシア語由来の接頭語に沿って、「正しく整った」という訳語にした。

訳注5：鏡像というまとまりのある像を我がものにする事で、寸断された身体という不安定な状態から人は守られるようになる。しかし、鏡像の完全性と乳児のリアリティは決して合致しない。人は鏡に映る像に同一化することによって、自分のリアリティを裏切ってしまう。

【第18段落】

訳注1：ヒエロニムス・ボス（Hieronymus Bosch, 1450年頃-1516）はルネサンス期のネーデルラントの画家。初期フランドル派。代表作は『快樂の園』。

訳注2：ヒステリーという精神疾患において手足のマヒや硬直という症状がよく見られる。し

かし、それらの症状の広がり方は神経解剖学的には説明できないことが多い。ヒステリー患者が抱いている幻想の解剖学における脆弱な部位において、マヒや硬直が発生する。

【第 19 段落】

訳注 1：「高みを目指して」の原語は「dans sa quête de l'altier」

訳注 2：「固く防御された建造物のこれらの構造」の原語は「ces structures d'ouvrage fortifié」。

【第 20 段落】

訳注 1：「言語の技術」の原語は「une technique de langage」。フロイトは夢を解説可能なテキストであるとみなした。夢形成のメカニズムとしてフロイトは圧縮や置き換えを挙げていて、ラカンはそれを暗喩（メタファー）、換喩（メトニミー）と解釈する。

訳注 2：「手がかりの一覧表」の原語は「la grille directrice」。象徴を解釈する際の手がかりとなる対応表のようなものだろうか。

【第 21 段落】

訳注 1：ラカンはここで「Mademoiselle Anna Freud」と書いているので、直訳すれば「アンナ・フロイト嬢」。

訳注 2：アンナ・フロイトの『自我と防衛』（1936）を指している。この著書においてアンナ・フロイトは自我の防衛機制を整理している。ラカンが 1949 年にこの論文を発表したときアンナ・フロイトはもちろん存命であり、国際精神分析協会におけるきわめて重要な人物であった。ラカンは、アンナ・フロイトの「自我心理学」とは徹底的に別路線を行くつもりなのだが、アンナ・フロイトに敬意を表している（少なくともその素振りは示している）。

【第 22 段落】

訳注 1：「同類」の原語は「le semblable」。似た存在のこと。

訳注 2：シャーロット・ビューラー（Charlotte Bühler, 1893-1974）は発達心理学者。転嫁とは、子どもたちが遊んでいて、自分が叩いたのに他の子が叩いたと言うような現象のこと。

これは子どもたちの間に相互同一視があることによる。

【第 23 段落】

訳注 1：「他者の欲望」の原語は「désir de l'autre」。

【第 24 段落】

訳注 1：原文は「au jour de notre conception」。

訳注 2：原文は「Le terme de narcissisme primaire ~ révèle chez ses inventeurs, au jour de notre conception, le plus profond sentiment des latences de la sémantique.」。直訳すると、「一次的ナルシズムという用語は、私たちの鏡像段階という概念が発表された日に、その発案者たちにおいて、意味論の潜在の最も深い感覚をあらわにします。」となる。要するに、フロイトの一次的ナルシズムという概念を鏡像段階という概念を介して理解したら、一次的ナルシズムという概念に潜在的に含まれている意味をより深く理解することができる、ということであろうか。

訳注 3：ラカンはここで、「私」というものが持つ疎外する機能を攻撃性と並置している。攻撃性を説明するために破壊の本能や死の本能を持ち出すよりも、「私」というものが持つ疎外する機能に注目しようという趣旨であろう。

訳注 4：「解き明かしてくれる」の主語は原文では「Elle」である。これを「鏡像段階という概念」と取った。

【第 25 段落】

訳注 1：ジャン・ポール・サルトル（Jean-Paul Sartre, 1905-1980）の『存在と無－現象学的存在論の試み』（1943）のことを指している。ドイツ軍支配下に出版され、実存主義ブームのきっかけとなった著作。したがってここで「現代哲学」と言われているのは実存主義のこと。

【第 26 段落】

訳注 1：ラカンは実存主義に言及するが、実存主義をかなり批判的に見ている。

訳注 2：フランクル（Viktor Emil Frankl, 1905-1997）の実存分析のことを言っているのだろうか。辛辣な言い方をしている。

【第 27 段落】

訳注 1：1949 年はまだ第二次世界大戦の記憶が生々しい頃である。

【第 28 段落】

訳注 1：まわりくどい言い方だが，ようするに，実存主義は自我心理学と同じではないか，ということ。

訳注 2：「アンナ・フロイト氏がかくも力強く明確化したすべての構造において見て取れるように」という書き方は，一見，アンナ・フロイトに敬意を表しているようだが，ラカン は自我心理学を評価していない。アンナ・フロイトが細かく分類した自我の防衛機制に言及しているが，ラカンが言いたいのは，「錯覚の機能こそ自我を特徴づけている」ということである。錯覚（*méconnaissance*）とは，見えているとおりのものがあると思ひ込むことであり，認識欠如という訳語もある。

【第 29 段落】

訳注 1：「無力さ」の原語は「*cette inertie*」。ラカンは一貫して自我心理学を批判している。自我を自己同一的，自己完結的，同時的なもの

とみなすことをラカンは認めない。ラカンにおいては，鏡像という他なるものを先取りのに我がものにすることが自我の出发点である。

【第 30 段落】

訳注 1：「都市の受難」の原語は「*passions de la cité*」。

【第 31 段落】

訳注 1：「想像上の隷属の結び目」の原語は「*ce noeud de servitude imaginaire*」。

【第 32 段落】

訳注 1：フロイトはキリスト教的隣人愛をほぼ全否定している。精神分析は，利己的であることを咎めて利他的であることを勧めるという発想をしない。ラカンは，利他的と言われる感情や行動であっても，そこには攻撃性が潜んでいると言う。

【第 33 段落】

訳注 1：「おまえはそれだよ」の原文は「*«Tu es cela»*」。

この研究資料は，2020 年度特別研究員の成果です。

『回覧集』の翻刻と分析（四）

—— 網島梁川による煩悶青年への影響に着目して ——

古 莊 匡 義

凡例

- 以下は、『回覧集』巻七の三〇頁～五一頁（一九〇九〔明治四二〕年九月一四日～二三日執筆）における、安倍能成（一八八三～一九六六）、小山鞠絵（一八八四～一九七六）、魚住影雄（折蘆、一八八三～一九一〇）、宮本和吉（一八八三～一九七二）の執筆部分の翻刻である。四名の記述は『回覧集』巻四から始まっており、その記述は本紀要五一、五四、五五号所収の拙稿（一）（二三）で翻刻している。この四名を選択した理由や『回覧集』そのものについての説明は（一）を参照のこと。
- 「」は翻刻者の挿入である。
- 誤記や意味が通らない箇所も基本的に原文に忠実に表記した。かなづかいには旧かなのままとし、旧字体は新字に改めた。カタカナの助詞（「二」や「ハ」など）はひらがなにした。
- 翻刻者の能力不足で正確に翻刻できていない可能性のある文字には傍線を引き、判読不可能な文字には文字数分と思われるスペースに傍線を引いた。
- は原著者が塗りつぶして判読ができない文字である。また、原著者が削除しているが判読可能な文字は打ち消し線を付加して翻刻した。
- 欄外に原著者が記した内容については、「」で囲って本文中に挿入した。挿入箇所は、原著者が挿入箇所を明確に指示していない場合、欄外の記入位置や原著者の執筆内容をもとに、翻刻者の判断で決定した。
- 原文のページの変わり目を「以上三〇頁」などの形で示した。

○読みやすくするため、適宜全角スペースを挿入した。スペースを挿入した箇所は、原文でも間隔が空いていることが多いが、原文では間隔の空いていないこともある。また、原文で間隔の空いているすべての箇所にスペースを挿入したわけでもない。また、文末と思われる箇所の読点は句点に改めた。

〔三〇〕三八頁 安倍能成

○十四日夜 西山さんより受く 安倍能成

昨夜一時過まで、と今朝まで回覧集残らず拝見しました。今朝秋雨がしとくとふつて肌寒を覚える。昨夜の疲れが少し頭が痛い。

○二瓶兄の新人にのせられた「恩師梁川先生を懐ふ」といふ一篇真情の文⁽¹⁾を読んで更に又、黙然としました。片々録中にぬいてあった川合先生の御文章をうれしく思ひました。先生の御文章にはこれまでもいつも敬服して居ました。先生の文章には鏗然たる一種の響がある。

○宿南君の文章をよむに堪へない。後れ先だつ葉末の露といひ、今日弔ふもの、あす弔はるといふ、これは世の悲しい事実であらうけれども、二瓶君といひ、宿南君といひ、回覧集はあまりに残酷に、我れにこの事実を見せつけてくれ■た。

○今岡氏の横井氏に対する感想嬉しく拝見、私■も其当時内村さんが

或る人に自分も代議士になつて居たら収賄したかも知れぬといはれたといふ（こと）をきいて、（以上三〇頁）内村さんと、東亜の光■の教界春秋といふえらさうな者に、權威ある者の如く、横井さんを攻撃して居る井上哲次郎さんとの人物の相違を思ひました。つたことがありました。今思出したのでゆゑに書きました。故先生の信仰がオーソドックスに近いたといつたことに意味は、信仰が進むに従ひ、形が単純明晰になつて、而かも内容が深遠になる。オーソドックスの信仰の純至極なるものはこんなものではないかと希望しての話であつたと記憶します。

○金子兄の「光明の安売（り）」程人をして浅薄なる安心に逗まらしめるものはない」の二語大いに同感しました。

○一色兄の御健康を祈ります。御弱いからだで奮■生活と戦つて行かれる兄■■■のことが今朝は妙に氣にかゝります。重ねて御健康を祈る。

○私は巻頭にかいてある如く■この度■■■故先生の御宅の近くに兄妹と住む■■（以上三一頁）■■■故先生の御宅の近くに兄妹と住む■■

■ことにしました。先生の御宅へ来る、方は、此序に御尋ねを乞ふ。尤も■午前は大抵は居ませぬ。この頃は堀之内の方の私立の中学校へ出て居りますので、朝寝坊が早くから起きて行きます。大久保から中野まで電車、中野から二十町ばかりの朝の野道には心引かれます。黄ばみかゝつた稲の穂が露をおびて朝日にかゝやく、其のぐるりに緑の木立が屏風の如くかこもんで居る。甘藷の葉の赤や青に露に朝日のかゝいた様はまるで紅玉碧玉を布いた様です。今更ながら自然の美に打たれます。これらのけしきに氣がとられたのが、ふと我れに帰ると、日が出た後も虫が（わ）しりのよい それこそ玉の様な■声で啼いて居るのに改めて気づいて驚かされることも度々であります。

○故先生三週忌（三週忌）（欄外上に）先生三週忌

九月十四日 先生の三週忌の日に 先生の御宅で夕より梁川会が開かれました。（以上三二頁）会する者、〔綱島〕政治兄、宇佐美兄、中村兄（横浜より）虎渡兄⁽³⁾、西山姉、一色兄、中山兄、望月兄、前島兄、小山兄、宮本兄及び僕と、室の模様硝子戸の本函は■元の通り、親鸞■上人の肖像の額も、先生の霊前には時の花、白梅の造り花が飾つてあつた。先生遺愛の椅子は庭に出しおいてあつた。庭は萩の花盛り、黄色葵、芙蓉の花もさきみだれて、秋の趣は汲古にあまる極である。唯栗の実はまだ口を開かず、柳の実は尚ほ青かつた。

夕飯を御馳走になつてから色々雑談をする。小生が京都できて来た宿南君の臨終の話をしました。そこで今夜会したものからの名を連ねて先生の命日に会し宿南君をしのぶ客を（客）をかねて父君に送る、其外はがきに寄せ書をして、八代、中桐、金子、西田等の諸君へ送つた。仕舞ひに綱島さんが唐紙を出して来られて皆に寄せ書きを命令せられた。宇佐美さんの「浅間雲越の早に通ひけり」は句も氣に入つたし、書も立派であつた。概して先生をシンミリとしのぶとよりは、先生の霊前で皆無邪氣に打興（以上三三頁）じたといふ方であつた。先生も喜ばれたかも

○宿南君■臨終の 宿南君の逝去は実に突然で、何ともたゞ茫然としました。八月一日■私は郷里なる伊予の松山にへ帰省の途につきました、其前に宿南君の処へよるからといつてやりました。所が私には松山へまで一所に行くべき老人の同伴がありましたが、其の人も京都に叔母さんがあるので、寄るといふことで、旁ら都合のよいこと、思つて居ました。然るに京都につく前其の老人は訪ぬ（る）べき家の番地書きを忘れたといひ出されたのでことを思ひ出しましてその人とはそれで京都へよつても仕方のないことになりました。それで私もおぞましくも又帰上京の時もあると思つて、素通り其のま、京都駅を通過しました。そして遂に永遠の宿南君を見ることが出来ぬ様になりました。其後宿南君が、家へ帰つては安倍君がは来ないか来ないかといつ

て居たときいて、たまらなく感じました。

八月廿七日 東上の途中 京都により 宿南君の同郷の親友河本君より〔以上三四頁〕から臨終のこと何くれとき、ました。十一日かに不快、腰が痛まれた相です。十二日に病院へ行つて見てもらひ、十三日に入院、十四日に中西医学博士より危篤 今日中が受合はれぬと診断せられ、それからは注射によつて命を止めた位だ相です、十四日夜十時帰省郷中の母君来られ、翌朝午前一時父上来られ、午前八時遂に亡くなられました。妹八重子君は終始傍で看護せられました。病氣は敗血症とか、原因は十日とかに患者に手術を加へられたのから伝染したのだらうが、其の時菌がはひつて病氣になられた相ですたのによろのであらうとのことです。四十度以上の熱止と非常の冷とが更るゝ来て、其の苦みはよその傍で見るに堪へなかつた相です。それでも氣分は始終たしかで、臨終の二時間前に鬢を剃つてくれといつて、そらされた相です。それから自分で生き帰つてはたまらぬといつて居た相られたといふことです。これは医者のことであるから、非常な熱■にか、つた病氣の後は、よし直つても痴呆になつたり〔以上三五頁〕することを知つて居たからであらうとのことです。けなげなといふか、何といふか知りませぬ。私にはこれが又悲しい思出です。母君が強ひての望みに臨終の前に撮つた写真を見ました。妹君の手にさゝえられて頭をもたげて居る昌吉君の顔は■白くすき通つた様で、遠い世に魂はせて居る様に思ひなされました。

○京都へ来ても宿南君が居ない、何やら物足らぬ、さびしい、昨年の十月小山〔軼絵〕の内で一所に酒をのんで、快く酔ひ、謡をやるやら晩歌をやる。仕舞ひに宿南君が有明節を歌ひ出して 魚住が泣き出したりしたことが思出される。河本君が酒を出したので、あと酒を呑めば氣分がはしゃぐかも分らぬと思つて、明けもせず甘くもない酒を少しのんだ。それから非常に苦しんで、十二時過ぎるまで胃液を吐かざるを得ざる苦みに、額に油汗を滲ました。この様なことは始めて、

あるので、或は死ぬのではないか知らんといふ氣が、チヨツ／＼とする、〔以上三六頁〕そして宿南君が直ぐ目の前に来た様な氣が残りました。

○宿南君は近い内に細■妻細君をもらふことにな定まつて、母上は十月にその用事で帰られたのだといふことです。■宿南君の母君は自分の手一つに宿南君を育てられ、もう宿南君を世に唯一つの頼みと誇りとして居られたのに、御心中は察するに堪へません。父君はもはや七十三とか承りました、■宿南君の死後急に萎しされた様に思はれると傍の者は申して居ました。

○東京の宿南君の親友に、京都の宿南君の友人から 宿南も愈々細君が定まつたといふはがきが来た其の夜に、宿南君死去の電報が来たので、其友は宿南君は自殺したと思つたさうです。其の友が宿南君のことをいつて、「死ぬるならトルストイズムに心酔して居た時分に死なしたかつた、今死なすとは実に痛ましい」といつて居ました。今は■近頃は同君の懷疑不安動揺混乱の時代であつたらうと思ひます、〔以上三七頁〕殊に昨年以来の同君の人知れぬ苦哀を幾分か知つて居る私には、同君の死は実に■何ともいへず痛ましい。

○同君のを記念する為め、今〔宿南〕君の遺書を書架にして 宿南文庫とし、肖像額面を加へて京都大学へ寄附し、又同君の文集を知人に分つ計画もあるが友人間にあります。愈確定すれば諸君の御賛同を願ふかも知れませぬ。

○■ 十四日夜受取り、今日まで満四日を経過しました、小山、宮本に頼んで 小生の不都合を償ふてもらおうと思います、
(九月十八日午前九時半)

〔三八〜四四頁 小山軼絵〕

○十九日朝 安倍兄より受く

小山生

○先月の十八日、虫菌の治療の為に二里許隔たつて居る町に行つ

て昼頃帰つて来ました処　母は妙な顔をしてはかきを示し宿南さんは
なくなられたと云ふのです　私は始めどーしても〔以上三八頁〕信す
る事が出来ませんでした　手にとつてはかきを見ればまがう方なき昌
吉君の親友の筆、「十五日午前八時、若き人は逝く——吁」との語を
読んで、始めて恐ろしき現実の力をひしと感じました。其はかきと同
時に安倍兄からののがきも届（い）ておりました　其中に廿日頃出發
京都に宿南河本の両兄を訪問云々と画（かい）てある、あゝ運命は此の二つの
はかきを同時に私の手に握らして其意地悪き悪戯を弄するつもりであ
つたのか——私は堪え難き感想に打たれざるをえ―――ませんでした
回顧すれば哀傷の種子ならぬものはありません、宿南君と知り合にな
つたのは一昨年（？）の秋　魚住兄や宿南君等の計画になる旅行に加
はり魚住兄等同行四人木曽路を下り上松（4）に京都の一行と命合した時
であります。打合はせの通りに行かなかつたので私達は心配して、寝
醒（6）迄（まで）かけて、景色をなかなどして居る〔以上三九頁〕処へ突然
に寺の門札に現はれた一行（が）ありました　見れば魚住兄等ほも嬉し
けな（7）姿（すがた）を交換して居るのです　其一行中尤（も）も際立つて体格の厚
い人（が）が即ち昌吉君であつたのです　其時の兄が軽々装（ひん）ふたる飄逸の
姿、泰然たる東洋風の処、打とけ易そ（な）な様子は今でもありくと思
ひ出されます。

それから、去年、関西地方を旅行した時京都に君を訪ねて親しく語ることが出来ました。中にも安倍兄と（宿南）君と私の三人にて西田様を鴨川の辺に訪問した折の光景は今尚心の中に焼きついて居る様であります。鴨川の涼台上に西田様、秋田の吉田様と、も一人の西田様私たち三人。一方には東山比叡の絵姿を仰ぎ、時に足を鴨（川）の清水に洗ひ、清談清興水の如く流水泉の如く湧き。其の光景其のスチンムング⁽⁷⁾、如何なる時にも忘れ難き感があります。而も、今（以上四〇頁）やそれも兄を偲ぶよすがとなつたのは誠に悲しさの至りであります⁽⁸⁾。又十月に君か母君と御出京の前（宿南）君の有明節（？）

を聞いて悲しき思に打たれたのを思ひ起します、

ことに多少昌吉君一家の事情■■■■■■■■■■(男子は君一人です)を知り、一家の人々の苦衷を案じ、更に安倍の云ふ如く君の内心の人知れぬ煩悶を綴かなから知つて居る私にとつては、君の死は、悲劇中の悲劇殊に何とも云へないいたしましたです。

家の母などは昌南君の家庭の事情と私の処のと非常によく類似して居る処から非常に心を動かし 昌吉様の母上は多分自殺でもなさるはせぬか、自分なれば到底生きては居られぬと申して居ります。

○先生の三周忌になつたとは意外であります 先生の御逝去を少しも知らないで十五日に宮本と二人して先生の処[■]を御訪ねして驚愕悲嘆、残りおしき〔以上四一頁〕の感にむせんだのはまだつい近い事の様にも思はれますのに」⁽⁹⁾十四日に宮本と先生の墓に詣で安倍の家により10時過に先生の御宅に伺いました 秋の情は庭前に溢れて、先生の知遇に答へて居る様でありました あ、先生の時期たる秋に先生を追想するは誠に堪え難き感慨であります、

○皆様の真摯なる態度に深く敬意を表します。
私は近頃、考へ方が生ぬるく、信仰も徹底せず何事もうすもやに蔽はれて居る様でこまります。言い換ふれば真剣の気分になれる機会が少く、宇宙の化育⁰⁰に参して居る意識が少くよりは宇宙のドラマの傍觀者と云ふ気分⁰⁰に近づいて居るのです。只本間様や西田様の御話を承りたる時など電気⁰⁰にでも打たれた様に「もや」を通して世界底の世界を感じ心が引きしまり、常識と倫理上の反省的論理を超越し動機が統一される様に思(以上四二頁)はれますが、それも長くはつゝきません、『⁰¹』今の人には一般に物が何でも平凡に見えすぎて困ると云ふが精神の調子をなしては居ないでせうか。プラトードと思ひますが驚異のないのは人の不幸⁰²とか又愚人⁰³だとか云ふた様に (Nihil admittit⁰⁴ . . . アトロ忘レマシタ) 去⁰⁵て居つた様に思ひますが、誠にうがてる語⁰⁶と思ひます。大死一番とか、云ふのも常識とか種々の反

省とか云ふ平凡化せる気分の拘束、平凡化の表面的世界をはなれて、眞の自由の生命に入る消息でありませう。人間か表面上、エネルギーの尽きて倒るゝ点から更に新しきエネルギー生まれ、斯して人は一生二生三生することも考へられる。人の生命はのエネルギーは無限りとは宗教現象を究めたる（コンヴァーシヨン等により）ゼームス⁰⁴の考であります。人生は立体でありませう、否寧ろ非ユークリッド幾何に於ける空間でありませう。凡てを平面に投影して居る常識や倫理や論理や其他の平凡化せる気分や何かで人生の何かわかりませう。私は凡て、ダル、な此等の霧かはれて、明に、單純に徹し来る時か来るのを待つて居るのです。（以上四三頁）

○今岡氏の言 安倍兄の如く同感に堪えません

○一色兄と西山姉の御健康を祈ります

〔四四〜四九頁 魚住折蘆〕

魚住影雄

老少不定⁰⁵の言葉の如く宿南君の急病でなくなつたことは知る人も知らぬ人も惜み悲まぬものはありません 殊に日頃親しくし又同好のよしみを以て互に思想消息を通じ合つてゐた我等には此感は一層深い。況んや其家族の人々をや、安倍が宿南の死を以て家族の方々の精神上物質上一切の喪失と云つたことは宿南の友人が至極だと云つてゐました。宿南の計を伝へられた日 私のは郷里で自家作の干瓢が良く出来たといふので其目方を計つたりなどして後親戚の人が来て上を剥いでくれるのを見てゐたところでした。少時は言葉も出でず呆然としてゐました。丁度七月十日過に〔以上四四頁〕私がまだ東京にあるかと思ふて 帰郷の折 会へれば会ひたいとのたよりをくれたのでしたが其ハガキが郷里に廻つて来た後既に帰郷した事を報じて二三戯談など書いてやつたことでした、安倍が縁なくして京都を訪はなかつたこととく私も同様でした。郷里に行つたら予定変更でまだ帰つて居らず

姫路のステーションで待つてゐたら直通列車と知らずに（普通は乗換である）下車 ばかりを注意してゐて 遂に遺骨をさへ迎へることが出来なんだ この行ちがひは京都で数日前上京の途次宿南君生前の親交河本君から聞いたところでした

今更回覧集に接して宿南君が其最後に録したところを見て哀悼の情に堪へません。実に弱いと云はれて友人仲間でも誰が一番先だうに死ぬだろうといふ様な〔以上四五頁〕話が出ると一二番目に算へられた巖丈な宿南が先に死ぬとは はかり難き人の寿命だと思はずには居られません。二年前同君を故先生に紹介 同道したことを思ひうかべて二年後の今日かゝる 変を見むことの意外なるに當時のことをが幾度となく回想せられてたゞ夢のやうに感じました

若き人の死 殊に宿南君の如き氣肌の美しい清々した人物の死は如何なる天の思召にや、安心の決す「る」ところはやはり大能の摂理を有り難くお受けする外はありません けれども我等薄信の輩は人事の惨たるを思ふて心の能るゝを覚えません、人の病を治すべき天賦を以て世に立てる〔宿南〕君がいよゝゝ実地の社会に出てから僅かに半年〔以上四六頁〕もすぎずして職に倒れたることは殊更にいたましき惜しき感を加へます

宿南君の思想も晩年はよほど動揺してゐました様子 委しいことは存知ませんがトルストイズムに対する疑問が起りて最後は其解決の日の遠きを嘆じてゐました様です 安倍君にも話した河本君は僕にも宿南君の他の親友が宿南をトルストイズムに心酔してゐる頃に死なせたかつたといふたことを語つてきかせましたが此感じは私にも前からしてゐました 慈眼慈胸の天父は迷へる羊を殊更いとしかりたまふといへば晩年の動揺した信仰も神は一層はれに思ふて下さるでせう こんなことを云つて神になるゝのではありません、自ら顧て私とて今より四千年前に死んでゐた方がよかつたのかもしれない こんなことを

つく／＼考へてゐるとま〔以上四七頁〕す／＼生がいやになります
私の頭は始終——それも別にインテンスリーに來ませんが——死の平安、殊に生れなかつたら善かつた〔の〕になどと思ふ感じが漂ふてゐます

○「無沙汰をしてゐる諸君にこれからお詫びを致します 此夏は八十余日郷里で暮しました、三浦〔修吾〕君や今岡〔信一良〕君にもお目にか、れないで遺憾でしたがいろ／＼と忙しいことがあつてお伺ひを出すことを致しませんでした。殊に八代〔義定〕君には此夏東北に行くやうなことを前触れをしてゐましたので絶えずすまぬ／＼と思つてゐましたが 何分に年中郷里にゐない身ですから夏は母が私を離しませんでしたので何処に〔も〕出られません。○死囚の墓の■■■■前で私が西田さんのお話を承つてゐるところを写真にとられて私は西田さんの深い経験の尊き法恩にあつたお話をどれたけお受けしてるだらうと思ふと恥しく又悲しい心地〔以上四八頁〕がいたしました。西田さんに宿南君の最後の様子を書いていたゞきたいと思ひます。尤も西田さんも生前にお越しなされたではないと聞きましたけれど 京での様子は一番よく御存知だらうと思ひますから。○中村さんには毎度写真をありがたく、いつも——を願ひます。○小田頼造君のお退きにならぬことを望みます○以上

〔四九～五一頁 宮本和吉〕

宮本和吉

○宿南君の訃音は私を——にしました。宿南君には私はお目にか、つた事はありませんが、非常に美しい人と聞いて居ります。私は其中君とあはれだろうと■■思つて居りました。柏木にゐる宿南君の親友が宿南君が死なれてから間もなく僕の処にきて「君、宿南は死んだよ」と云つた時には何とも云へず驚きました。誠に惜しい事をした。私は君にあつた事は無いが 君の一家の事情は少しは聞いてゐるし〔以上四九

頁〕実に哀悼に堪えない次第であります。

○私は六月の初旬試験かすむや否や国にかへつて一ヶ月ばかり居りました。そして七月の初めまた東京に出ました。それからは何処にも行かず、下宿屋に夏を送りました。尤も二週間ばかり国の寄宿に留守に行■■■つたが其の外には何処にも行■■■きませんでした。思へば二ヶ月の間只ボンヤリ過して何たか惜しいやうな気がします。

○私はこの一週間ばかり非常に忙しいので、皆様の色々有益な御話を読みかねるのを非常に遺憾に思ひます。

（二十一日夜十一時記）

○先生の三週忌に午後一時半から下宿を出て小山〔鞆絵〕により一所に雑司ヶ谷の先生の御墓にまゐりました。晴れた日であつた 雑司ヶ谷辺の雑木林が一体によかつた。殊に自分は■■墓地のあたりに〔以上五〇頁〕あるケヤキは■■■■すきであります。墓まゐりをすまして大久保余丁町に行く時、戸山学校⁰⁸のうしろを通つたが、あの辺はまだ大変よかつた。四時過ぎに安倍〔能成〕の処について三十分ほどやすみ、それから先生の御宅に着いた。先生の御宅に行ったのは我々が一番早かつたか 間もなく中村さんが参り中山さんが参り、一色さんが参りました。

私はこれまであまり梁川会にも出ず、殊に、綱嶋〔政治〕さんとは非常に御無沙汰をして居ました■■。此の九月十四日に——丁度一年ぶりであります。此の日は■■久しぶりで故先生に御目にか、るやうな氣もし 且つ又皆様の色々な御話を聞いて非常に有益に感じました。■■従つて私は近頃ないシンミリした喜ばしい氣持を得ました

（二十二日 朝記）

〔以上五一頁〕

〔以上〕

付記

本稿は、科学研究費補助金（課題番号20K12819）、および二〇二一～二二年度の龍谷大学国際社会文化研究所の助成による研究の成果である。

- (1) 注 二瓶金安「恩師梁川先生を懷ふ」『新人』八卷一二号、一九〇七年二月。
- (2) 『回覧集巻六』一五四頁に金子卯吉が書いている内容。この一文が書かれている箇所は欄外に、金子ではないと思われる人物が○を書き入れているが、おそらく安倍能成による書き込みであろう。
- (3) 虎渡乙松と思われる。『日本基督教徒名鑑 一名・日本之基督教一覽』（谷竜平編、中外興信所、一九一四年）によれば、日本基督教会函館教会に所属し、「町田眼科病院長」を務めている（<https://ndl.go.jp/japrid/943872/1/338>）。国立国会図書館国際基督教大学図書館「内村鑑三記念文庫デジタルアーカイブ」にて公開されている「一九〇八年（明治四十一年）六月六日『聖書之研究』第百号感謝会参列者」の写真の中に虎渡が写っている。 <https://www.lib.tcu.ac.jp/Uchimura/DigitalArchive/html/01-34.html>（二〇一三年三月一九日確認）。
- (4) あげまつ。「長野県南西部、木曾郡の町……町の中心部は江戸時代より中山道の宿駅として、また木曾地方の木材集散地として発展」（『平凡社世界大百科事典第二版』）。
- (5) 「寝覚ノ床」と思われる。「長野県木曾郡上松町にある木曾川上流の景勝地（名）。花コウ岩の方状節理に沿って木曾川が浸食し、屏風岩などの奇岩や大釜、小釜などの罅穴がある」（『平凡社世界大百科事典第二版』）。
- (6) 「アイ」の部分の本文は空白で、カタカナのルビのみが書かれている。
- (7) ドイツ語の *Stimmung*。気分、雰囲気などの意味。
- (8) このカギカッコのような記号がつけられている意図は不明。
- (9) 前注と同様。
- (10) かいく。天地自然が万物を生じ育てること（『広辞苑第五版』）。

(11) 注(8)と同様。

- (12) ラテン語。何事にも驚かないこと、の意味。
- (13) コンヴァージョン (*conversion*) は宗教的な回心を意味する語。ウィリアム・ジェイムズの『宗教的経験の諸相』（一九〇二）の主要なテーマであった。
- (14) ウィリアム・ジェイムズ（一八四二～一九一〇）はアメリカの心理学者・哲学者。ジェイムズの心理学やプラグマティズムは同時代的に日本でも受容され、『宗教的経験の諸相』は日本の宗教思想に多大な影響を与えた。
- (15) ろうしようふじょう。仏教用語で「人間の寿命は年よりが先に死に、若者が長く生きるといふようには定まっていけないということ。人の命のはかないこと」（『日本語大辞典』）。
- (16) 陸軍戸山学校。網島梁川の墓がある雑司ヶ谷霊園と網島の家があった大久保余丁町（現在の東京都新宿区余丁町）の間にあった。

「公共性」を問う

——2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム
「『公共性の危機』と人文・社会科学の課題」についての報告——

田中 明彦・田村 公江・入澤 崇・小峯 敦
村澤真保呂・清水 耕介・只友 景士
筒井のり子・竹内 綱史・栗田 修司

はじめに

シンポジウム実行委員長

田中 明彦

本報告は、2023 年 1 月 18 日に行った 2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所（以下、「社文研」という）シンポジウム「『公共性の危機』と人文・社会科学の課題」第 1 部についての報告（記録）である。

1. シンポジウムの開催趣旨

本シンポジウムの開催趣旨は以下のとおりである⁽¹⁾。

第二次大戦後の先進諸国で主流だった「福祉国家」と呼ばれる社会民主主義体制は、1980 年代以後の「小さな国家」をめざす世界的な新自由主義政策の広がりによって解体しつつあります。それまで行政を中心におこなわれてきた福祉・医療・教育・公共インフラ（水道など）の公的責任に基づく「公共サービス」は、その一部が民営化をつうじて市場原理・競争原理に委ねられ、あるいは NPO やボランティアなどの市民の「自己責任」に委ねられるようになりました。それによって行政の効率化が進められたとともに、それまで行政が独占していた公共サービスの領域が民間に開放されたことにより、利便性やサービスの向上などのメリットがあったこ

とは事実ですが、他方で公共サービスが競争原理に委ねられたことによる質の低下、階層間や地域間の格差拡大、利用者負担の増加など、さまざまなデメリットがあったことも否定できません。このような「公」から「民」への流れが加速するなか、教育や福祉、医療、市民生活のさまざまな領域で「公共性」が危機に瀕していることが、21 世紀になって人文・社会科学にとっての大きな問題になっています。

今回のシンポジウムでは、「公共性の危機」が私たちの市民社会と人文・社会科学に提起している諸問題を精察するとともに、その克服の可能性を探ることを目的として、本学の複数分野の研究者のあいだで学際的な議論を深め、さらに意見交換会で、本学の教学・研究の新たな展開にもつながるよう、議論を広げていきたいと考えています。

2. シンポジウムの構成と概要

本シンポジウムは、2 部構成で行った。第 1 部はハイブリッド形式（対面（龍谷大学深草キャンパス 和顔館 2 階 202 教室）とオンライン（Zoom））で、田村公江社文研運営委員・社会学部コミュニティマネジメント学科教授、筆者・田中明彦（シンポジウム実行委員長・社文研事業部主任・社会学部現代福祉学科教授）の司会のもとで行われた。その内容は、①入澤崇龍谷大学学長の開会あいさつ、②小峯敦経済学部教授・村澤真

保呂社会学部社会学科教授・清水耕介国際学部教授の3人による基調公演, ③基調講演を受けてなされた, 只友景士政策学部教授・筒井のり子社会学部現代福祉学科教授・竹内綱史経営学部准教授(当時)のディスカッサントとしての報告・コメント, ④シンポジウム参加者からの質問に対する基調講演者・ディスカッサントの回答および基調講演者・ディスカッサントの討論, ⑤栗田修司社文研所長(社会学部現代福祉学科教授)の閉会のあいさつである。

基調講演は, 小峯教授が「経済思想史」の観点から, 村澤教授が「社会思想・社会学史」の観点から, 清水教授が「国際政治思想」の観点から行った。

ディスカッサントの報告・コメントは, 只友教授が「財政学・公共経済学と公共性」について, 筒井教授が「社会福祉における『公共性』」について, 竹内准教授が哲学からみた「公共性のありか」についてであった。

本シンポジウムは, 15時15分から18時32分まで行われた。第1部の参加人数は, 対面・オンラインを含めて82人(対面39人, オンライン43人)であり, ありがたいことに学外からの参加者もいた。

第2部は, 対面形式で第1部を受けて行ったフリーの意見交換会であり, 基調講演者・ディスカッサントに加え, 学長, 第1部の対面参加者の多くが引き続き参加し, 18時32分から19時12分まで行われた。

3. シンポジウムの準備・体制

ここで, 本シンポジウムの開催のための準備・体制等を取り上げたい。というのも, 今後, 同種のシンポジウムを開催する際の一助となると考えるからである。

本シンポジウムを開催するために, シンポジウム実行委員会を結成し, 2022年8月9日から概ね月1回のペースで同年12月21日までの計6回の会議を行い, 実行委員会で知恵を出しながら民主的に運営した⁽²⁾。その後, シンポジウム終了後も, メールおよびマイクロソフト teams で審議を重ねた。実行委員会のメンバーは, 社文研から栗

田修司所長(資料作成・広報担当・閉会のあいさつ), 同事業部から筆者(事業部主任, 実行委員長・資料作成・司会担当), 安井重雄文学部教授(受付担当), 田村公江社会学部コミュニティマネジメント学科教授(資料作成・司会担当), 同事務局から吉村早莉氏(資料作成・広報・会場事前視察・受付・写真担当)・増田和子氏(受付担当), 社会学部から村澤真保呂社会学科教授(副実行委員長, 企画立案, 講演者・ディスカッサントの選定・交渉・調整, 基調講演, 討論の司会), 清家竜介同学科准教授(資料作成・会場事前視察・広報担当), 舟橋健太同学科准教授(受付・録音・文字起こし担当), 築地達郎コミュニティマネジメント学科准教授(資料作成・会場事前視察・プレスリリース・オンライン・アンケート作成・会計担当), 古荘匡義同学科准教授(ポスター・チラシ担当)の計11人である。

また, 司会者・基調講演者・ディスカッサントでシンポジウムの打ち合わせを2022年11月29日に行った。

実行委員会では広報に力を入れたことも特徴である。

龍谷大学・社文研・社会学部・研究部の各ホームページで社文研シンポジウム開催を周知し, 龍谷大学校友会(卒業生の同窓会組織) Facebook に本シンポジウムの開催を掲載してもらった。龍谷大学ポータルサイトを通じて教職員(非常勤講師を含む)・学生に通知した。

また, 龍谷大学各学部構成員へメールで通知し, 社文研のプロジェクトリーダー・社文研運営委員に周知した。

さらに, チラシを1000枚, ポスターを200枚作成し, チラシ・ポスターを配布・掲示を行った。具体的には, 龍谷大学の全10学部(短期大学部を含む)の全所属教員にチラシを配布(講演者・ディスカッサントにはポスター1枚・チラシ10部)し, 深草・瀬田・大宮の3キャンパスの教務課・講師控室等にポスターを掲示した。大阪梅田キャンパス・東京オフィス, 龍谷ミュージアム, 龍谷大学 REC(深草・瀬田キャンパス), 放送大学(瀬田キャンパス内)でもポスターを掲示し, チラシを設置した。コンソーシアム京都, 浄

土真宗本願寺派社会部、京都自死・自殺相談センター Sotto にも実行委員が訪問してポスターを掲示してもらった。「公共社会学」「公共」に関する学部をもつ近畿圏の大学とそれ以外の一部の大学（実行委員の依頼分）の計 66 校にポスターを郵送した。

加えて、2022 年 12 月 19 日にプレスリリースを行った。

積極的な広報をしたこともあって、シンポジウムは平日の開催にもかかわらず、学外からの参加もあった。

シンポジウムではオンラインでのアンケートを実施し、7 人から回答を得た。概ね好評であった。

シンポジウム終了の 2 日後に、学外の参加者から、ゆっくりと再度視聴したいという趣旨でオンデマンド配信の有無について社文研に問い合わせがあった。学外の参加者への録画データのオンデマンド配信は、事前に予定していなかったため（学内者についてはシンポジウム当日の開始前に学長・基調講演者・ディスカッサントに確認のうえ、オンデマンド配信をすることを急ぎ実行委員会で決定）、学長・基調講演者・ディスカッサントへのオンデマンド配信の可否と公開範囲についての照会、実行委員会での学外の人へのオンデマンド配信の可否、可とした場合の公開範囲についての検討に時間を要し、また、オンデマンド配信を実施すると決定したものの、業者選定と 4 時間近くに及ぶ録画データのため、データの分割処理等の作業に時間がかかり、録画データのオンデマンド配信は 2023 年 2 月 17 日にずれ込んだ。この点は、今後、シンポジウムを開催する際には、録画データをオンデマンド配信するか否かを、配信するとした場合には公開範囲を、予め決定しておく必要がある。学外の人への録画データのオンデマンド配信は、学長・基調講演者・ディスカッサントの意見を踏まえ、実行委員会の審議を経て、シンポジウム参加者で問い合わせのあった場合に限ることにした。録画データを視聴した先の学外の参加者から、再度視聴したことにより問題関心が広がったこと、今後も、社文研のシンポジウムに参加したい旨の感想が社文研に寄せられた。また、今回のオンデマンド配信により、龍谷

大学構成員でシンポジウムに参加できなかった人にも視聴が広がったことと思われる。

社文研ホームページに、2023 年 2 月 17 日付で本シンポジウムの開催報告が写真付きで掲載された³⁾。

4. シンポジウム報告（記録）の構成

本報告では、シンポジウム第 1 部における司会の開始のあいさつ・発言、学長の開会のあいさつ、3 人の基調講演者の基調講演、3 人のディスカッサントの報告・コメント、シンポジウム参加者からの質問に対する基調講演者・ディスカッサントの回答、基調講演者・ディスカッサントの討論、社文研所長の閉会のあいさつの全文を収録する。

シンポジウム第 1 部については、学長あいさつの全文、基調講演者・ディスカッサントの報告概要（質疑応答・討論を含まない）を『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』25 号に、掲載することが予定されている。同号発行の際は、こちらをあわせてご覧いただきたい。

なお、学長のあいさつについては、『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』25 号に掲載予定のものとの再録であることを予めお断りしておく。

最後に、龍谷大学社会学部は、本シンポジウムを受けて、2023 年 3 月 16 日に「公共性の危機をうけての社会学・社会福祉学の課題」というテーマで全学公開の FD 報告会を行った。報告者は、本シンポジウム実行委員でもあった清家竜介社会学科准教授と栗田修司現代福祉学科教授である。本シンポジウムでの学際的な議論の輪が龍谷大学内で確実に広がっており、今後、さらに、拡大することを期待してやまない。

I シンポジウム実行委員長による シンポジウム開始のあいさつ

社会学部教授、国際社会文化研究所事業部主任
司 会：田 中 明 彦

社会学部教授、国際社会文化研究所運営委員
司 会：田 村 公 江

○司会（田中） 本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから龍谷大学国

際社会文化研究所シンポジウム、テーマは『「公共性の危機」と人文・社会科学の課題』を開始いたします。

○司会（田村） 本日の司会はシンポジウムの実行委員長、田中明彦と、実行委員、田村公江が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではシンポジウム実行委員長の田中明彦より挨拶がございます。田中先生、よろしくお願いいたします。

○司会（田中） はい。実行委員長の田中明彦です。後ほど入澤学長から挨拶がありますので、私は簡単にこのシンポジウムの企画の趣旨、これだけを簡単に述べさせていただきます。

このシンポジウムは、龍谷大学の多彩な研究者、たくさんいますけれども、多彩な研究者による基調講演と、そして講演に対する応答を通して、「公共性の危機」これを学際的に捉えまして、議論を深めることを目的として企画しました。

このような学際的な、学部横断的なシンポジウムというのは、本学でもあまり、これまで行われてこなかったのではないのでしょうか。その意味では、非常に独創的なものであると認識しております。

○司会（田村） 田中先生、ありがとうございます。

本日のシンポジウムは、第1部と第2部に分かれています。第1部の進行についてご説明します。基調講演とそれに対するディスカッサントの発言のあと、10分間の休憩を挟みます。休憩時間のあいだに、登壇者への質問をお寄せください。休憩のあと、基調講演の講師とディスカッサントの指定討論をしたあと、参加者と登壇者との質疑応答を行います。お時間の都合上、すべてのご質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。終了は18時25分を予定しております。以上が第1部です。

第1部は対面とオンラインのハイブリッドで行います。第2部は、登壇者もフロアに下りて、この教室は階段教室ですので、登ったり下りたりしていただくことになろうかと思いますが、参加者の皆さまと意見交換を行います。どうぞ、よりよ

い議論を深めてください。場合によってはバトルになることも大歓迎です。第2部の終了は19時5分の予定です。なお、第2部は対面のみで行います。オンライン参加の方にはご参加いただけて、申し訳ありません。

○司会（田中） 次に注意事項について説明いたします。シンポジウムの第1部はZoomで録画をさせていただきます。また、第1部の概要を本学の国際社会文化研究所の紀要に、そして全文を龍谷大学社会学部紀要に掲載いたします。社会学部紀要には質疑応答の際の質問も含めて掲載しますので、あらかじめご了承ください。

次に、参加者からの質問について説明いたします。対面参加の方は、質問紙に印刷してあるQRコードを読み取っていただきますと、slidoというクラウドサービスにアクセスできます。紙の質問紙も配布しましたが、できればslidoをお使いください。また、途中での質問は受け付けませんのでご注意ください。

さらに質問は基調講演者とディスカッサントに対してお書きください。その際、誰に対する質問なのかということをご記入ください。

○司会（田村） ただいまからシンポジウム『「公共性の危機」と人文・社会科学の課題』を開始いたします。はじめに入澤崇龍谷大学学長より開会の挨拶がございます。入澤学長、よろしくお願いいたします。

Ⅱ 龍谷大学学長による シンポジウム開会のあいさつ

龍谷大学学長
入澤 崇



学長の入澤でございます。ようこそお越しくださいました。そして、オンラインでたくさんご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

瀬田キャンパスから、社会学部が2025年に深草に移るということで、瀬田キャンパスをそのあとのようにするかということが、非常に大きな問題となっております。

そして、忘れてならないのは、この深草キャンパスです。社会学部が深草に来るということで、それをきっかけにして、既存の、この深草キャンパスにある多彩な研究者たちとの交流、それをどのように深めていくかということを常々考えておりましたところ、今回、社会学部の栗田先生、田中先生、そして田村先生をはじめとして、社会学部のほうから、このようなシンポジウムを開催してくださいました。本当にうれしいことであります。

深草には経済学、あるいは国際関係論、政治学、そして哲学というように、非常に多彩な研究者がおられます。その中に社会学部が移ってこられる。私は、これを機に新たな研究のスタートというようなこと、それを大いに期待をしているところです。

今回、本当にこのようなかたちでシンポジウムを開催していただいたこと、大変うれしく思います。と同時に、まさに今日をスタートにして、この深草キャンパスの研究活動を、より活性化してもらえたらなと強く思っているところでございます。

今日の「公共性の危機」に関するテーマであります。私も常々関心を寄せているところです。「公共性」ということで、一人思い出す人物がおります。それは、私の研究にも直接関係するのですが、紀元前3世紀、インドのマウリヤ朝3代目の王であるアショーカ王。このアショーカ王のことを、私はこの「公共性」という言葉を聞くたびに思い起こしております。

高校の世界史の教科書にも出ておりますので、名前はよく知られておりますが、「武力による統治」から「法による統治」へとコンバートした王です。ただ、その法による統治、「法」はインド

の言葉で「ダルマ」と申しますが、それが一体いかなるものなのかということをつぶさに見てまいりますと、「ああ、これこそが公共性だな」というふうに私は思うくらいです。

どういうことかと申しますと、まずインフラの整備。道路をつくったり、あるいは貧しき人たちのための施設、「施しの家」というものをつくったり、貧困層への手当ということを行っております。それから、病院の建設。人間のための病院だけではなくて、まさに生きとし生けるものという観点から、動物病院というものも実はつくっています。

そして、政治というものがどういうものであるか、これを法勅文という形で、各地域に石に文字を刻みまして、政治とはどういうものであるかということも述べています。人々のために力を尽くすこと、これこそが政治であるという文脈のなかで、非常に面白い表現を採っております。政治というのは「債務の返還」だということです。つまりアショーカ王は、自分は生きとし生けるものから借金をしているに等しい存在だということです。それを返す行為こそが政治なのだという、これは人類の政治史全体を眺めてみても、非常に面白い発想であるかと思えます。

そうした発想が生まれてくる背景として、東京大学の亡くなられた中村元先生は古代インドにあった「恩」「報恩」という考えに注目しておられます。古代インドには、中国、日本で盛んに「恩」ということが言われるけれども、古代インドにも「恩」という発想はあった。その「恩」を受けている。生きとし生けるものから、私たちは「恩」を受けている。そのことを自覚して、政治でそれを返していく、つまり「報恩」ということです。それを、アショーカ王は「債務の返還」という表現をしているのです。

アショーカ王は仏教に感化を受けた王として名高いわけなのですけれども、仏教信者でありながら、異なる宗教をしっかり保護しなさいというようなことも言っておりますし、辺境地帯では、紛争が起きやすいということで、インド系民族以外の異なる民族を大切にしなさいというようなことも述べております。紀元前3世紀のことでありま

す。

そうしたアショーカ王の採った活動こそが、まさに生きとし生けるもののためになる。Inscriptions の中でも盛んに「利益」という言葉が出ております。古代インドの言葉で「hita」というのですが、「現世利益」の「利益」です。仏教用語ですと「りやく」といいますが、それと「安楽」「安らぎ」という言葉、「sukha」という言葉も再三出ております。ですから、人々の利益と、人々の安楽のために力を尽くすことが、Ashoka Inscriptions から読み取れるわけであります。

そのアショーカ王の精神、仏教に感化を受けた政治権力者の姿勢、そして行い、そうした活動から、私たちは学び直すこと、そこから酌み取ることが多いのではないかと思っているところです。今この時代、いろいろな政治権力者が物議を醸しているところにあって、そしてまさに公共性の危機が叫ばれているのです。今日は、経済学をはじめとして、さまざまな分野からご意見、お考えを示してくださるということですので、私も楽しみにしているところです。

冒頭、申し上げたとおり、今回のこのシンポジウムをきっかけにして、さらに深草キャンパスが活気に満ちたものになることを願ってやみません。ご参加してくださいました皆さまがたに厚く御礼を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本日は皆さん、本当にご参加いただきありがとうございます。

Ⅲ 基調講演

○司会（田中） 入澤学長、ありがとうございます。非常に考えさせられるご挨拶だと思います。

それでは、基調講演に入ります。お一人わずか25分ですが、そうなのでありますので、ご講演の皆さまにはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お一人目は経済学部教授の小峯敦先生です。小峯先生、早速よろしくお願いいたします。

1 経済思想史の観点から

経済学部教授：福祉経済学，経済学史，経済思想

小 峯 敦



●はじめに

皆さまこんにちは。経済学部の小峯と申します。本日は、貴重な時間をいただきまして、経済思想史の立場から、この「公共性の危機」を考えてみたいと思います。スライドを皆さん、全部見られるようになっていきますけれども、私の発表者ツールで共有させていただきます。

本日のお話は4つのセッションからなりまして、まずは私自身の紹介をいたします。次に、私は経済思想史を専攻しているため、6人の経済思想家を登場させ、その人たちが、現代でも非常に重要なファクターであると主張します。さらに、彼らがどのような理想的な社会を夢見て、現在、そうした理想が潰えているかということをお話したいと思います。最後にケインズ（John Maynard Keynes）の言葉で締めくくりたい。

●自己紹介

まず私はケインズという20世紀の経済学者の専門家であり、その同時代人であるベヴァリッジ（William Henry Beveridge）～福祉国家の父～との交友関係を描いた本を書きました。そのことから、福祉 welfare に非常に多くの関心を持っております。

あるいは最近では、『戦争と平和の経済思想』であるとか、テキスト解釈としてのマイニング、つまりビッグデータ時代にテキストをデータ化して何か新しい解釈できないかということもやってお

ります。

●6名の経済思想家

6人の経済思想家を登場させましょう。まずは、皆さんがおそらく全員ご存じのアダム・スミス（Adam Smith）からいきます。彼は『道徳感情論』（1759）と『国富論』（1776）、この2つの代表作があることを、まず皆様に注意喚起しておきます。次はベンサム（Jeremy Bentham）。彼も哲学者として有名ですが、経済学者ではありません。しかし、現在の経済学的な思考を規定した貴重な人物として紹介したいと思います。

3人目と4人目は経済学者としては著名ですが、あまり一般的には知られていないでしょう。リカード（David Ricardo）という人、モデル分析ですね。もう一人はワルラス（Léon Walras）という人、この人だけはフランス人です。あとの5人は全員イギリス系です。この2人を紹介しつつ、そのちょっと前に活躍した人として、5人目のJ. S. ミル（J. S. Mill）は経済学者としても当然有名ですが、哲学者・思想家としても有名な著名な人です。そして最後、私の専門であるケインズ（J. M. Keynes）、彼を登場させることによって、「公共性の危機」をさらに深く考えてみたいと思います。

●スミスの共感

では、本論に入ります。まずはアダム・スミス、経済学の父と言われていますが、当時、彼はべつに経済学者と名乗っていたわけではありません。モラルフィロソフィー、フィロソファーなどと言われていて、道徳感情・徳など人間の本性もスミスの中心的な話題でしたから、もともと彼は道徳の哲学者であったわけです。

そうすると、彼は単なる経済学的な思考を確立しただけではなくて、それまでの哲学的な、スコットランドの道徳哲学の伝統を受け継いでいます。その意味で、その当時、勃興しつつあった「商業文明」、畏友ヒュームや師ハチソンが擁護しようとした文明に関して、まずは道徳的に人間の本性からいかに肯定できるかという関心を持ちます。

こうして『道徳感情論』を執筆したのち、著名な『国富論』を書きました。この商業文明、今だったらわれわれは「資本主義」とか「工業社会」「市場社会」などと呼ぶでしょうけれども、その資本主義がなぜうまくいっているのかということをも思想的に、理論的に解明した上で、擁護しようとした。つまり二重の意味で、内面からも機能面からも擁護しようとしたわけです。

彼のもっとも大事な考えは「Sympathy（共感）」ですけれども、これは単なる同情心ではなくて、公平な観察者、モニター、良心であって、フェアプレーの精神とも言い換えられる。こうした共感が多くの人に発揮されないと、商業文明はうまく機能しないとはっきり言っています。

彼の面白いのは、カントのような義務論とは違っていて、人間には弱い人がたくさんいる、普通の人がたくさんいるということを前提として、賢き人、そして弱き人、彼らはそれぞれ求めるものが正義であったり、富であったりするけれども、この両者が混合する社会というのを描いていました。

●スミスの利己心

そして、彼が人間の本能として持っていた、交換したいという気持ち（交換性向）、ここから出発して、二つのよいことがあります。一つは腕に磨きをかけて、テクニクとか技術とかテクノロジー、これが発達するということ。もう一つは、面白いですが、平和をもたらしということです（モノの交換による異文化への接触と理解、相互依存性）。この二重のことから、交換するとか、競争するということは良いことだ、けれどもそれはもちろん前提があります、という話をしました。

もう一つ『国富論』の中で最も重要な概念は、利己心です。この利己心は、非常に批判されることも多いですが、自分の利益に関心を持ち、自己・自分を守るということを大事にしています。もう一つ、機能的なものとしては、マーケット（市場）を重視しています。その中の一番大事なものが分業であり、それによって資本の蓄積が進む、これによって経済成長が可能になると

いう道筋を明らかにしました。皆さんもご存じである「見えざる手」という概念が、スミスの道筋の象徴です。市場に参加する各々は、自分の利益しか考えていないのだけれど、結果的に公共の利益を推進しているのだという考えです。ただし、この「見えざる手」にも、見逃せない前提があります。

先ほどテクニック、技巧と言いましたが、これが2つの例ですね。一つは Norfolk のナイフです。下のほうは刀です。もともとは刀でもナイフでも、人を殺傷する武器という本来の機能を持っていましたが、この写真のように非常に技巧的・芸術的、アート寄りの要素を備えるようになります。このように、みんなが競争して切磋琢磨が生まれると、単なる軍事的なものとか権力的なものではなくて、人間らしさを逆に発達させるということを、特にスミスの友人であるヒュームが唱えておりました。

●スミスと市民社会

しかし、こんにちこそこまどうまくいっていません。なぜか。前提と帰結をもう一度吟味しなければいけないでしょう。Sympathy に基づく、いろいろな文明というものが、本当に成立しているのか。いわゆる、これは市民社会が成立しているのか否かという問題にもなるでしょう。あるいは、スミスは市場が機能するには3つの前提だけで良いと主張したのですが、実はこの3つは非常に大きな前提です。国防、司法、つまり国内外での秩序、自分たちの安全がまず確保されていなければいけません。

もう一つは適切な公共事業です。公共事業が大事だとスミスは明言しているわけです。この公共事業は文明のインフラです。スミスはレトリック的に、市場にはわずか3つしか要らないと言ったので、スミス＝市場主義者、市場原理主義とレッテル貼りされることも多いですが、彼自身はこの3つの前提を非常に重視していたわけです。

最後に、スミスは分業の重要性について、工場内、職業内、産業内、国際間という具合に、分業が複雑に連鎖していきます。分業が進みすぎると、逆に様々なレベルで弊害が目立ち、危機に陥

っているというのが現況でしょう。ですから、われわれがこんにち顧みるとしたら、人文学、あるいは社会科学の問題としては、公平な観察者がきちんと発動している余地があるのか、あるいは、分業の弊害の問題であり、進みすぎた分業は本当に人間らしさを確保しているのか。あるいは、国内的な競争のみならず、国際的な競争、つまりグローバリゼーションがきちんと平和とか繁栄を本当にもたらしているのか。これがこんにち的な課題になるでしょう。

さらに大きな話題としては、資本主義は本当に存続可能か、資本蓄積はそんなにうまくいっているのか。その前提および帰結がスミス思想から問われることになるでしょう。

●ベンサムと快苦計算

引き続き、ベンサムです。ベンサムは、非常に面白い思想家で、二重の彼の名著『道徳および立法の諸原理序説』からもわかるように、道徳を改革する、そして立法を改革することが主眼です。この両面が前面に出ているので、経済の原則は入っていないように見えますが、実は現在の経済論の典型的なパターンをうまく言い当てています。よく知られているように、人間は「快楽および苦痛の主権者」というのが、彼のモットーです。この大きな宣言こそ、それまでの常識である「清貧の思想」、清く正しく、清く貧しくということがキリストや仏陀の教えにあるとすると、それをまったくひっくり返したことになります。つまり、善＝貧（損）ではなく、良いこととは得をすることだと、急にポジティブに捉えたのです。悪いことは損をすることである、というように道徳的な大転換を果たした、この人がベンサムであります。

この道徳をもっと内面化していく（外側から強制されなくても、自主規制していく）ことが、単に自分がきちんとした生活をするのではなくて、外から監視されているということと呼び込んで、自分自身が道徳的に何か行動を制限していくというようなことを彼は言っているわけです。

●ベンサムの社会観

立法の改革の場合に、一番大事なものは社会という概念です。社会というのが、ベンサムにおいては、ない。この世界はバラバラな原子そのものが単に集合しているだけ。これはフランス革命の影響を受けているほか、完全平等で非常に均質な個人を仮定していて、まさに個人が原子だとしている。原子が単純に集まったのが、擬制的な、フィクションの意味での社会だということを彼は言っています。この考え方は、実は経済学がよく仮定する方法論、つまり方法論的個人主義の立脚点になっています。社会というのは、単なる個人の集合体、しかもそのまま足せる存在です。個人個人、全員平等ですから同じように所得を得て、満足度を得る。こうした計算方法というのが、社会科学のある一つの立場をつくっています。

さあ、本当にそうでしょうかというのが、現在の社会科学や倫理学です。人間というのを本当にそう捉えていいのか。あるいは、ミシェル・フーコーが後に指摘した「理想的な監獄」というベンサム論があります。最近、『監視資本主義』という本が出版されましたが、プラットフォームを支配する巨大企業によって、人間のあらゆる活動に対する監視が極限まで進んでいる。道徳を内面化していくというベンサムの問題は、実は現代の喫緊の問題もある。こうした側面が、ベンサムを現在も読み直す意義でしょう。

特に、「社会とは何か」をもう一回、考え直させることが重要です。有機体説も社会構成主義も社会はそのまま実在するという方法論ですが、ベンサムとはまったく違う立場である。

●単一の指標は良いか？

さらなる現代的な問題としては、ケインズが後ほど批判しましたが、そんなに合理的にすべて計算できますか、未来までにわたって全部計算できますか、という問題です。ベンサムは確実性の世界に生きている、とケインズは批判します。必ず全部計算できて、これがプラス3点、これがプラス2点、マイナス2点と確定できる。確実な計算ができる、要素間のウェイト（例えば完全平等ならば、係数は1）が完全に定まっているとする

と、一つの単一的な指標だけが出てきます。これを経済の指標に当てはめて、例えばGDPだとすると、経済成長、経済の指標のみが幸福の指標になってきます。GDPという指標、経済至上主義への批判はよくありますが、ベンサムの確実な世界、平等な世界を描いているとも言えるわけです。

経済成長が悪なのか、脱成長が必要なのかという現代的な問題も、経済的な思考の根元であるベンサムを出発点として、その批判的な検討が必要になるでしょう。

●リカードとモデル分析

次のリカード、簡略に述べていきましょう。リカードは非常に重要な人物です。経済学的な思考を純粋に突き詰めていって、単純な因果関係を明白化させるという「モデル分析」を開始しました。こうした思考法が現在、20世紀後半から席卷して、21世紀の経済学の基本中の基本になります。「モデル分析」という言い方で、モデルの中でいくつか変数を立てて、その他の要因はあまり考慮しない（所与とする）、一定とするという形です。これを自然科学に模して、社会科学でも王道だとされるわけです。

リカードが批判したのは、19世紀前半の当時に支配的であった法律です。例えば「救貧法」です。貧民に対してどう対処するか。かなり福祉的な部分、懲罰的な部分もある法律でした。あるいは関税である「穀物法」、これを徹底的に批判しました。こうした法律は、市場機能を阻害する要因であり、人々全体の幸福の結局は邪魔になるという確信からでした。このように、市場の外にある要因を批判するという思考法が、リカードにおいて確立したと言っていいでしょう。

リカードの思考法からは、2つの批判的検討がありえます。

まずは市場と市場外に分ける方法論です。本当に、人々の幸福は市場内部の要因だけの考慮で達成されるのか（市場の外は単に切り捨ててよいのか）、あるいは経済成長が環境という市場外に悪影響を及ぼすとすると、市場 vs 市場外という二分法は有効なのだろうか、など。別言すれば、市

場（あるいは経済）という領域と、それを包み込むような社会という領域が排反、相反しているのか、それともどちらかが包摂しているのか、という大きな問題があると思います。

次に、現在の社会科学では因果推論が、爆発的に流行っています。リカードのような因果の確実な分析というよりは、ビッグデータを処理する推論という形で、ある程度、単純な因果関係を推定していく、こういう技術が非常に流行っています。政治学や経済学や社会学での、一番最先端、その源がリカードだと言ってもいいでしょう。相関関係のみならず、因果関係まで求めるのは人間の性でもあります。このような推論は原理的に可能なのだろうか、という問題もわたしたちに投げかけていると言って良いでしょう。

●ワルラスとセリ市場

ワルラスです。彼はフランス圏で活躍した人文ですが、あまりなじみがないかもしれません。経済学者にとっては、この人は名前がついているくらい有名な人です。「ワルラス均衡」「ワルラス市場」等の概念があります。

彼が描いた市場、マーケットのイメージがわれわれの経済を支配しています。ワルラスは理想的な市場を、セリ（オークション）と見たのです。絵画、魚市場、野菜市場であるとか、こうしたセリ市場というのが非常に重要だと。なぜなら、この市場（いちば）というのは全員、利害関係者が一堂に会して、同じ情報を全員公平にもらって、相手をだまさない、公平であると意味でパーフェクトな市場になっている。こうした完璧ないちばにおいて、需要者と供給者は全員が満足して交換を終え、家路に戻っていく。

このワルラスが打ち立てた「一般均衡論」という非常に重要な考えは、その後、20世紀に入ってもさらに多くの経済学者を引きつけました。すべての市場が滑らかに連結していて、ある市場の需給の動向が、別の市場まで結局は影響を与え、需給の調整を可能にしていく。最終的に落ち着いた点（すべての市場において、需要と供給が一致した点）を一般均衡と呼ぶ。ロビンズという人が20世紀に出ますが、彼はワルラス等が考えた

「稀少性」を経済的な考え全体に適用すると提唱しました。経済学の稀少性定義と言います。

●ワルラスから稀少性へ

このロビンズの考えは、先ほどのベンサムと同様に、一つの指標が絶対視されていくことにつながりやすいので、容易にプラスの面とマイナスの面の差額を最大化していこうという問題に返還されていきます。目的は問わない、何でもいいが、稀少な手段を用いて、最大限の効果を発揮することです。例えば、他人を幸福にする目的でもいいし、自分でバリバリもうけるという幸福でもどっちでも良い。ただし、その手続きの問題として科学、社会科学、あるいは経済を捉えていくという発想につながっていきます。

効用や欲望をベンサム以来、経済学は非常に重視するようになりました。欲望は飽和するのか、他人のひがみやねたみから自由になれるかどうか、こうした問題はいまだに重要な課題となっているでしょう。難しい言葉で言うと連続性とか、微分可能とか、相互依存性のような概念がワルラスの市場イメージに入ってきますが、こうした理念的な思想と、現代の制度や社会の断続的な進化、あるいは滑らかな発展というイメージは、現代でも社会を捉えるうえでの大きな差ではないかと思います。

●ミルとアソシエーション

19世紀も中葉から後半、そして20世紀に入ると、ミルとケインズは経済学的な思想にかなり危機感を持っていたので、何かそれを補正しようという動きがありました。

ご存じかもしれませんが、ジョン・スチュアート・ミルは父ジェームスから超絶な英才教育を受け、古典派経済学と功利主義という思想をたたき込まれました。しかし長じて「精神の危機」を経た後、自分の師匠筋と言ってもいいベンサム、あるいは自分の経済学上の師匠と言ってもいいリカード、彼らに対しての批判的な眼を向けていきます。人間の精神は、単に快楽・苦痛を判定する自動点滅機ではなくて、高尚な精神、高い望みを持った精神による人間的な進歩、あるいは社会的

な進歩というものを目標に置かなければいけない。ミルは女性解放運動に力を入れただけでなく、「アソシエーション」という考えを非常に重要視しました。バラバラな単なる個人ではなくて、連帯できる場、特にアソシエーションというのを重視し、能力差による応分の報酬を認めつつ、どのようにしたら公正で安定的な行き方ができるのかを模索しました。

ミルはもともと哲学者・論理学者ですから、経済という分野は彼にとって余技になるかもしれません。主著『経済学原理』（1848）の副題は、「社会哲学の応用としての経済学」です。勃興しつつあった多くの社会科学、社会学、論理学、あるいは人文学などと連携するかたちで経済学を刷新しようという気構えがありました。

『経済学原理』の中には、経済成長や資本主義そのものに対する懐疑が入っています。後の奥さんの影響などもあるでしょうが、「定常状態」stationary state という言葉を紹介しておきましょう。これは単なる停止状態ではなくて、資本や人口や富、それらの成長率がゼロということです。人口の成長率がゼロと言っても、個別には新しい息吹があり、死にゆく人もいます。ただし、全体の人口増加率としては一定という社会がありえます。このような社会においても、なお人間的な進歩があり得るとミルは主張しました。むしろこのような定常状態こそ、沈思沈考、熟慮、適度な孤独の必要性や、出世競争や環境破壊を避けることなど、彼は既に150年以上前に言っていました。

社会主義の可能性についても、ある程度の判断をしています。オウエン（Robert Owen）等の初期社会主義に対しては当然、批判的でした。やはり、労働の意欲や報酬の適切さも重要です。ただし、必要に応じた分配も必要であろうなどと、折衷的な立場も明らかにしております。適切な報酬とは何か、何のために人々は働くのか、女性の隷属を打ち破るには、など極めて現代的な議論をミルは展開していました。

●ケインズと現代資本主義

最後はケインズです。ケインズが目の敵にしたのは、2人の経済学的思考、つまりベンサムとり

カードです。ベンサムに対しては、「確実な計算」と、「社会＝個人の単なる集計」という通念を同時に否定します。彼はマクロ経済学というものを打ち立てたと評価されますが、何らかの集計量（マクロ）的な存在、個人の行動とは別の何かがあるという実在を確信していました。あるいは「不確実な社会」こそが常態であり、旧弊を打ち破れる人間の血気（アニマル・スピリット）を重視すると同時に、人間や制度の慣習的な力も侮りがたいのです。いずれにせよ、経済や社会は複雑で、単純な因果関係に還元できないという意味で、リカード的な思考を否定することになります。

ケインズの師匠であったアルフレッド・マーシャル以来、市場は失敗して当然とケンブリッジ学派は考えてきました。「市場の失敗」には何らかの補正が必要ということで、ケインズ1人が補整すべき政策の必然性を訴えたわけではありません。ただし1970年代以降のケインズ批判を受けて、現在では、政府も失敗するのは当然視されます。救世主であった政府も失敗する。では、市場でも政府でもない領域、中間団体である公共圏はどうなるかという話も出てきます。

市場の失敗に対する経済学者の典型的な思考は、市場の外にも市場をつくってあげる（外部経済の内部化）という発想です。あとでおそらく只友先生が公共経済学とか、公共財のところで言ってくれるかもしれません。

ケインズはそこまで楽観的ではないと、私は思っています。私が解釈するところ、逆に公共圏でも拡大（拡散）した政府でも良いのですが、それらは単なるエリート主義でもなく、市場に任せるものでもなく、その中間的な団体であると。つまりケインズ自身の言葉では「半自治組織」という存在。基本的に自治的な組織だが、下からも上からもいろいろと統制を受けるような組織です。例としてケインズは、大学や宗教的な団体を挙げています。あるいは公益会社（鉄道やガス水道や建設会社など）、そして大企業そのものがすでに社会化している。ゆえに彼らこそ、すでに社会的な存在、つまり公共性を有しており、経済的な効率性と社会的な正義を同時に実現しなければならない

い存在であると、肯定的な捉え方をしています。

●結論

さあ、結論としましょう。もともと経済的な思考とは何だということを、もう一回取り上げてみましょう。私は3つの整理ができるかなと思います。まずは、中国から来た言葉ですが、「経世済民」とか「経国済民」という言い方があります。これはもともとマネージメントという制御的な考え、国全体、民全体をうまく統制したり、制御したり、マネージメントしていくというのを是としています。それは世のため人のため、世の中全体の望ましさ、あるいは幸福というものを考えている。これが大切です。

ただ、ここまでならば、ほかの社会科学とそこまで変わりません。経済学的思考の最も大きな特徴の一つはマーケット、市場に注目していることです。誤解してほしくないのですけれども、多くの経済学者は、単純にマーケットを礼賛するわけではありません。この機能に対して、マクロ的な視野を取り、追求すべき望ましさと幸福と市場とがどのように関係しているのか。確かに多くの経済学者は、市場機能をうまく使えば幸福になりますよと言います。ただし、制限を付ける経済学者も多くいる（いた）わけです。ケインズやマルクスがそうでありました。

マクロ的な視野というのは、集計量で考えることであり、例えば社会的な貧困率などの指標もありますが、経済的な集計量としては、いわゆる経済成長の率です。GDP、所得、物価、貨幣数量などが典型的な操作変数であります。

もう一つマイクロな、微視的な視野というものもあって、この面が強調されがちですが、資源（人やモノや金、最近では情報）をできるだけ節約していく、エコとして無駄をなくするという考え。この場合のマイクロの市場というのは、価格とか独立した需要と供給、そして単なる媒介としての貨幣というものが入っています。個人の行動をできるだけ類型化していく。この3つ（幸福の追求、市場機能の吟味、個人行動の定式）が揃ったものを経済学的思考と呼んでおきましょう。こうしたものが現在にどのくらい通用するのか。

「公共性」という言葉で言い尽くせないかもしれませんが、考えなければいけないことでしょう。

●ケインズの箴言

最後にケインズの言葉を述べておきます。「長期にわれわれは死んでしまう」（『貨幣改革論』1923）。この言葉は有名ですね。経済学をよく知っている人は、割合に知られた名言です。ただしここではその対になる言葉も取り上げておきましょう。「短期において、われわれはいまだに生きている。生活と歴史は短期の積み重ねである」。

もう一つ紹介したい言葉は次です。「人類の政治問題は経済的な効率性、そして社会的な正義、そして個人的な自由を組み合わせることである」。鼎立する三者のバランスということでしょう。彼の箴言は、われわれに何か訴えかける真理があるのではないのでしょうか。

以上、数秒遅れですけれども、これで終わりたいと思います。どうも、ありがとうございます。

○司会（田中） 小峯先生、ありがとうございます。

では次は、社会学部教授、村澤真保呂先生です。村澤先生、よろしくお願いします。

2 「社会思想史・社会学史の観点から」

社会学部教授：社会学史，社会思想

村澤 真保呂



皆さん、よろしくお願いします。社会学部の村澤真保呂と申します。

小峯先生と学長の熱い話の後なので非常に緊張

しています。簡単に自己紹介をさせていただきますと、専門は社会学史ですが、もともとは哲学、そこから精神医学と心理学にも関わり、最近は環境思想を扱っています。

時間がありませんので早速本論に入ります。深草の先生方、あるいは学生の皆さんは、たぶん社会学にあまりなじみがないと思います。教養教育科目に社会学はありますが、それでも多くの方は、社会学部が深草に移転すると言われても「社会学部って、いったい何するところ」と疑問を抱いていると思いますので、今回は社会学という学問についても、あらましをお伝えしたいと思います。

社会学において公共性がいま、どういう問題として浮上しているか。現在の新自由主義的グローバル化が進展した時代状況の中で、市民社会の「公共性」の危機が叫ばれていますが、それは社会学そのものの危機を意味しています。それをどう克服するかというのが、社会学の喫緊の課題でもあります。社会学部の深草移転にあたっては、その危機の克服が課題になっています。結論を先に申し上げると、市民社会における公共性の危機を克服することは、学術における社会学の危機を克服することと深く重なっています。

その理由を説明するために、まず社会学の歴史を紹介します。社会学は最初にフランスで、革命後の混乱の中に生まれました。フランス革命で王政を打ち倒した市民たちは、そのあと、市民同士で血で血を洗う抗争を繰り広げます。とても混乱した状況が続くのですが、そこで争いの原因になったのが思想なのです。そのような理念や思想の違いが血みどろの争いになるという状況を懸念したオーギュスト・コント（Auguste Comte）が、これからは科学的な知見に基づいて、つまり思想とか理念ではなくて、事実と科学に基づいて国家を運営するべきだ考えて、そのための学問として「社会学（sociologie）」という学問を提唱しました。

ただ、今でこそ「ソシオロジー」というのは社会科学の一分野になっていますけれども、当時のソシオロジーというのは、社会科学全体を指すような、あるいは社会に関するあらゆる領域を指す

ような、今でいうなら「エコロジー」という概念に近い、とても広い領域を含んだ学問でした。

もともと「社会（society）」という言葉は、近世までは社交界（society）を意味する言葉でしたが、後に市民社会を指す広い意味の概念に変わりました。その領域にこそ解決すべき問題があるとみなされるようになり、そのような「社会問題」を解決するための学問として「社会学」が構想されたわけです。そのような観点到ったのが「社会学の父」と呼ばれるオーギュスト・コントで、この人が科学としての社会学、そして実証主義と呼ばれる、現在で言えば「エビデンス」に基づく社会科学を提唱したわけです。

その後コントは、科学では問題は解決しないと言い出し、自分で宗教団体を創設します。科学では人の心を救うことはできないと考えて、「人類教（anthropologie）」という宗教をつくりました。このようなコントの二つの側面、つまり一方には客観的なエビデンスに基づく「科学としての社会学」、他方では人々の価値や精神などの主観的な領域を扱う「実践としての人類教」のあいだで、その後の社会学は揺れ動きます。この二つの側面のあいだの矛盾は、今に至るまで社会学に大きな課題として残っています。

先ほど小峯先生は経済学の長い歴史を非常に短くコンパクトに説明されましたが、実は経済学と社会学というのは、歴史的には双子の兄弟のような関係にあります。イギリスでは革命がフランスより早く起こり、社会運営の学として経済学が生まれました。

イギリスの場合は個人主義の観点が強く、国家権力に対する不信感が強いところもあって、国家ではなく市場による社会運営が望まれ、そのために経済学が発展したのですが、後発のフランスでは逆に、国家による社会運営が前提とされ、それを目的とした学問として社会学が発展したわけです。

イギリスで生まれた経済学は、個人の自由、自由主義、競争原理といった考え方を前提としたわけですが、社会学はフランスで生まれたこともあり、市民間の平等と国家による中央集権的な政策を前提としました。その後の経済学は自由主義思

想の歩みと、社会学は社会主義の歩みと軌を一にして発展していきます。ですから社会学と経済学というのは、ドーバー海峡を挟んだイギリスとフランスで、社会運営という同じ問題を扱うために生まれた、双子の兄弟なのです。ただし両者の基盤となる思想、つまり自由主義と社会主義は人間観も社会観も正反対で、対立することもしばしばあります。

ちょうど先ほど小峯先生がお話しされたケインズ（John Maynard Keynes）の経済学が支持されていた時代、つまり20世紀の後半から80年代までの時期は社会主義と自由主義が融和した時代、社会学と経済学が一番うまく付き合えた時代だと思います。それは「福祉国家」が主流だった時代です。しかし80年代以降に「新自由主義」が主流になると、社会主義と自由主義の協調関係が崩れ、社会主義は見捨てられていきます。そして世間や学生の関心も社会学から離れ、経済学に集まっていきます。

経済学と社会学の関係についてはこの程度にとどめさせていただくとして、他の学問との関連について歴史的観点から説明しましょう。先ほどコメントについてお話ししたように、社会学は出発時から、いわゆる客観的な科学としての学問と、もう一つは主観的な価値を前提とした社会的実践という、二つの矛盾した側面を備えていました。それは現在の社会学に、ミクロとマクロという二つの観点として組み込まれています。つまり社会学は、一方ではミクロ、つまり個人の価値観や心理などの内面を重視し、そこに立脚する。ようするに個人の主観的領域から、社会を捉える観点をそなえています。たとえばインタビュー調査を通じて、摂食障害の社会的要因を探るような場合です。ここでインタビュー調査というのは主観的領域を把握する試みですから、心理学に非常に近づきます。実際、この分野の社会学は心理学に大きな影響を受けていますし、また文学や哲学など人文学領域と深く結びついています。

しかし社会学は他方でマクロ、つまり国家や社会制度といった客観的実在として社会を捉える観点もそなえています。たとえば社会統計学の手法を用いた研究がその典型です。

現在の社会学はこの二つの観点を結ぶことに、つまり一方では人文学が扱う主観的領域の学問に立脚しながらも、同時に客観的な科学として社会現象を捉えるという点に特徴があります。このような社会学の特徴は、第二次大戦後の大学で社会学が果たしてきた役割と重なります。つまり社会学は、人文学と社会科学のあいだを結ぶ役割を果たしてきたわけです。

社会問題は、最初から存在しているわけではありません。例えば「ひきこもり」という現象も、当初は個人的な怠けとか対人恐怖症とか、「個人」の問題と捉えられていました。しかしその現象が広まっていくにつれて、これは社会に原因がある、あるいは社会的現象だと捉えられるようになります。つまり個人的問題とされていた現象から「社会問題」が発見されるわけです。

社会学は、この社会問題を発見して他の学問に伝える、あるいは市民社会に伝える役割を果たしてきました。例えばジェンダー問題は、社会学がその問題を発見し、定式化し、それが市民社会に広がり、また他の学問がそれぞれの分野で解決策を検討するという歴史的経緯をたどっています。

そこから社会学のもうひとつの特徴が浮かび上がります。つまり社会学は、多様な分野の学問のあいだを結合する役割を果たしています。環境社会学、犯罪社会学、経済社会学、法社会学など、「〇〇社会学」が山ほどあります。例えば経済社会学は、社会学と経済学を結ぶ領域の学問であると同時に、経済領域と市民社会の領域を結ぶ学問でもあります。こういう仕方では人間社会のあらゆる領域を対象とし、また他の社会科学分野を関連付けるといえる点は、他の学問には見られない特徴だと思います。

私たちの社会学部でも、社会学科と福祉学科は一緒にずっとやってきています。実は、社会学と福祉政策とはほぼ一緒に生まれた兄弟関係にあります。というのは、社会問題を研究する学問として社会学が生まれたのとはほぼ同時期に、社会問題を解決する実践的な手段として福祉政策が生まれました。つまり福祉政策を扱う社会福祉学というのは、社会学が対象とする「社会問題」について、その政策的解決の実践に関わる学問として生

まれたわけです。

マスメディアと社会学も深いつながりがあります。私どもの社会学部にもメディア関係のコースがあります。先に社会学というのは、社会問題を発見する役割を果たしてきたと言いました。他方でマスメディアの役割は、この社会問題を市民社会に告知するという役割を果たしています。もっと重要なことは、歴史的にも新聞などのマスメディアは、公共（public）の担い手である公衆（public）の判断を支援し、世論（public opinion）を形成するために生まれたということです。社会学というのは、マスメディアと一緒に組むことによって、社会問題に関する提言を行い、そして公衆の世論形成、すなわち公共性を支える知として発展してきました。

さらに社会問題の解決という意味では、行政だけではなく企業やNPOもそのための「公共」の役割を担っています。社会学はそれらの公共的組織に解決すべき社会問題を知らせるという役割を果たしています。

さて、これまで社会学の役割についてお話ししましたので、本題の「公共性の危機」との関連に話を移します。これは社会学の危機と密接に絡んでいます。現在の社会学がどういう危機に直面しているかと申しますと、それは2つの観点から捉えられます。1つは社会学の内側、もう1つは社会学の外側の観点からです。

社会学の内側の事情を先に申し上げます。社会学は専門領域の学問として確立されていくにあたり、最初に宗教や政治と切り離され、そして個人の主観的領域の学問、つまり人文学や心理学と区別され、さらに法学とか政治学などの分野と区別される学問になっていきました。20世紀の途中から経済学とも分かれていきます。当初の社会学は幅広い対象としていました。マックス・ヴェーバー（Max Weber）がその代表ですが、それがだんだん自由主義経済学の発展とともに、経済領域から手を引くようになっていきました。

それでも福祉国家の時代、つまり80年代まで、社会学は社会主義の基盤的な学問として存続したわけですが、20世紀終わりにソ連崩壊とともに新自由主義の時代に移行し、社会主義が露骨に否

定されるようになって、それとともに社会学は政策的機能を失っていきます。社会学の内部ではもう一つ、人文学的な領域を扱う研究もだんだん人氣がなくなり、量的調査を中心とする科学的志向を強めていきます。その結果、社会学は社会調査を中心とする客観性と科学性の高い「社会科学」に変わっていったわけですが、そこに落とし穴がありました。

科学化が進めば進むほど価値の問題に踏み込めなくなるので、いわゆるイデオロギーとか、あるいは政治批判というような社会批判の能力をだんだん失っていくわけです。それが21世紀になって、社会学の大きな危機として認識されるようになりました。

次に社会学の外部を取り巻く環境の変化があります。それを市民社会の危機あるいは公共性の危機と言ってもよいでしょう。つまり市場経済の拡大と表裏一体で、コミュニティーの解体が進んだのです。

例えば、かつては家庭でおこなわれた子どもの教育が、家庭での子どもの教育をだんだん大変になってきたからといって塾に任せる。そこにサービスとお金のやりとりが生まれ、市場経済が拡大するわけですが、逆にそれは、コミュニティーの機能を市場にアウトソーシングにすることでもあります。

そのように、だんだんコミュニティーで取り組んできたことが個人単位に、つまり個人がお金を払ってマーケットに委ねるようになってくる。それとともに人々のつながりが失われていく。その行き着く果てが、いわゆる「個人化」という現象です。つまり共同体の基盤が崩壊し、公共の議論も失われていきます。

振り返ってみても、この20年ぐらい臨床心理学が非常に発展して「心の時代」と言われます。これは社会学の領域では、これまで共同体が果たしてきた機能が失われたことによって、社会問題が自己責任化している、つまり全部個人で引き受けられるようになった結果だと捉えられています。これまで社会問題だったものが、個人の心理问题として現れるようになった、あるいは個人の問題とみなされるようになった。ということで、

社会問題が心理問題にどんどん変わっていきま
す。それがたぶん臨床心理学の隆盛の背景にあ
り、本学も心理学部を設置することになった理由
なのだと思います。

「個人化」にはもうひとつの側面があります。
市民の公共的な議論、あるいは共同性というも
のが失われてくると、問題を解決するのに行政に頼
らざるを得なくなります。これが90年代以降、
政策学が広まった背景にあります。実際、日本で
も慶應大学の総合政策学部を皮切りに全国に広ま
り、本学でも政策学部がつくられました。これは
共同体の機能不全と「個人化」、あるいは公共性
の弱まりというものが逆に、行政の果たす機能の
高度化と、そのための政策学が必要とされる状況
を生み出したと考えられます。

さらに言えば、社会学というのは、これまでず
っと国内の社会を扱ってきました。それがグロー
バル化したことによって、どんどん人間関係も社
会環境も国際化していきます。つまり「社会」が
抽象化したわけです。20世紀終わりころに国家
の内的な領域を扱う社会学に限界が来て、国際関
係学的重要性が高まったことが、本学でも国際学
部が設置された背景にあります。

環境問題も社会学が苦手なところですよ。という
のも社会学が対象としたのは先進諸国の「近代市
民社会」なのですが、現在の環境問題で焦点にな
っているのはアマゾン流域などの伝統的社会で
す。ですから環境問題、とくに生物多様性問題に
おいて文化人類学が非常に重要性を高めているに
もかわらず、社会学は存在感が薄くなっていま
す。

先ほど申し上げたように社会学は、心理学とは
離れて、どんどん客観的な科学に向かい、心理学
や人文学とのつながりを薄めていきました。しか
し現在の学術界では逆に、どんどん心理学化が進
み、あるいは主観的な価値を扱う人文学領域の重
要性が高まっている。学術界のパラダイムシフト
が、社会学の進んできた方向と逆の方向に向かっ
ているわけです。例えば経済学でも、最近ナラテ
ィブ・エコノミクスというのが出てきて、マーケ
ットというのは物語で動くのだと。つまり主観的
な情動、思い込みとか、あるいは物語だとか、信

仰とか、そういった非合理的な何かで動いている
というふうな観点が話題になっています。

ほかにも学術界が切り捨ててきた主観的な領域
というものが、いろいろな領域で取り組むべき課
題として目の前に現れています。例えば、世界保
健機構（WHO）が健康の定義に、身体健康、
精神健康、社会的健康に加えて、スピリチュア
リティの健康を導入しようとしています。日本の
医学界は猛烈に反対していますが、国際的には宗
教的な価値を無視して医療を進めることが実践的
場面において大きな課題になっています。

ほかにもいろいろあるのですが、これま
での客観主義的・科学主義的な方向に片寄った現
在の学術界のあり方それ自体が、実践的な場面で
困難を生み出す原因になっていることが問題視さ
れています。

こうした状況を打破するべく、15年ほど前に
アメリカ社会学会会長のブラウォイ（Michael
Burawoy）が「公共社会学」を提唱し、社会学の
世界では大きな話題になっています。先ほど申し
上げたように、学術領域としての社会学は、科学
性を高めるにしたがって政策に奉仕することを目
的とするようになっていきます。つまり政策のた
めのエビデンスを提供する学問になり、そのぶん
人民（public）の視点が失われてきていることが
懸念されています。人々の立場で、人々と対話し
ながら、人々の価値観や内面に根ざした学問とし
ての側面が薄れてきている。他方、社会学の対象
である現実の共同体が失われてきた。社会学は、
人々との対話を通じて公共性を培い、共同体を再
構築することに貢献するという、単に科学的では
ない、むしろ実践的な学問として生まれ変わらな
ければいけない。ということで、ブラウォイはそ
のような「公共社会学」に社会学は生まれ変わる
べきだと提唱し、現在も議論が続いています。今
回の社会学部の再編にあたっても、この議論の方
向性が一つの軸になっています。

繰り返しになりますけれども、社会学のこうい
った危機というのは、市民社会の危機と表裏一体
です。ですから、こういった市民社会の危機の克
服と、社会学の危機の克服は重なっているはずな
のです。ただ社会学以外の社会科学分野にも、危

機は共通しているように思われます。ここでは問題提起として、このようなお話をさせていただきました。1分、2分過ぎましたが、これで私のお話を終わります。

○司会（田中） 村澤先生ありがとうございました。

最後の基調講演は、国際学部教授、清水耕介先生です。清水先生、よろしくお願いします。

3 「公共性の危機と国際政治思想」

国際学部教授：国際政治学、政治思想

清水 耕 介



では、よろしくお願いします。国際学部の清水です。村澤さんからこのお話、「公共性の危機」ということでやろうというお話をいただいたときに、非常にすごく楽しいなと思ってお引き受けしたのですが、正直、村澤さんはもっと過激に行くのかなと思っていたので、予想外に大人しいなと思いながら発表を見させていただきました。小峯さんについては、たぶんあとで、ばちばちになるだろうなという感じは確かにあるので、ちょっとゆっくり議論させてもらえばと思っています。

僕自身は、専門は国際関係でして、どちらかというとずっと理論をやってきて、もともと専門は理論経済学をずっとやっていたのです。マスターまで実は理論経済学で、財政学もやっていたのですが、嫌になって辞めて国際関係に移ったという経緯があるので。頭から駄目やんという話なのですから。

どうしても「公共性の危機」という話、そのお題だけを聞いたときに、やっぱり僕はだいたい政治学に染まっているのだなと思ったのですが、社会の構造のなかで、個人がどういうふう生きていくのかというなかで、一番大きな問題として、たぶん他者の問題なのではないかというふうに捉えたんです。なので、僕にとっては公共性の危機というのは、やっぱり他者の問題であって、だから、学部の説明、国際関係の説明とかはいいかなと正直思っています。

小峯さんも、村澤さんも、一番最初にご自分の説明をされたので、自己紹介ということで。これは、本を出さなくてはいけないのかなと思って並べて。こちらが、結構最近に出たもので。最近、僕はほとんど日本語で書いていないので、英語なんですけれども。ちなみに、一番向こうのやつは、オープンアクセスで出していますので、Palgrave Macmillan のホームページへ行くと、これはただで読めます。アフラシアセンターの叢書のかたちで出したものです。一番手前のやつが、一番最近出した、去年の3月に出たものです。次のスライドの本が、日本語で出したやつで、一番向こうのやつが、まだ経済学を引きずったところの国際政治経済学というやつで、こちらに来るほど、どんどん政治学的になってきます。

今日は「公共性」の思想ということで、ちょっとお話させていただこうと思っています。その後、いろいろ公共性についての考え方を紹介させていただいて、最後に僕自身がやっている、今、やっていますということをお伝えしたいと思います。仏教と政治学と国際関係を合わせたようなやつを最近はやっていますので。そのへんを、最後に少しだけしゃべらせていただければというふうに思います。

まず一発目、公共性という言葉聞いて思い付くのは、間違いなくこの人です。ハンナ・アーレントという、この方なんですけれども。僕は、ハンナ・アーレントが好きすぎて自分の子どもに、実はハナという名前を付けておまして、もう純粹に、ハンナ・アーレントから取ってきたという名前です。保育所にお迎えにいくときに「ハナちゃんってかわいい名前やね」みたいなことを言わ

れて、「どんな花なんかな」と言われた瞬間に、3歳のうちの娘が「ハンナ・アーレントです」と言ったという。個人的に、後ろでガッツポーズをしましたという、そういう経験があります。

まずは、公共性というとハンナ・アーレントでしょう。これは、なぜハンナ・アーレントなのかというと、『人間の条件』とう本がありまして。その中で、公共性について、徹底的に議論されるのです。なぜ、ではハンナ・アーレントが公共性の話を書いたのかというと、これ実は、ナチズムの話です。

ナチスが、どんどん出てきてユダヤ人が迫害されていく、そのプロセスの中でユダヤ人として彼女自身がそれを経験して、実際に強制収容所にも入っている方で、そこから脱走するのですけれども、そのプロセスの中で、何が問題だったのかと問い直していったときに、『人間の条件』という本が出てきた。それは何かというと、ナチスが出てくるときに、みんなが自分自身のことだけになって、どんどん内側に入っていくって自分のことばかり、自分の利益ばかり考えるようになっていけばいくほど、社会的なことに無関心になっていって、無関心になればなるほど、ナチスのような考え方が、ばんと出てきても誰も反応せずに「ああ、こんなもん有りかもね」という話になっていってしまう。

それは言葉を換えて言うと、他の人の感じている痛みであるとか、ほかの人の持っている辛さであるとか、そういうものに対する共感する能力がどんどん弱まっていった「あ、痛いやろな」と思いながらも、次の瞬間には取りあえず、「まあ、それでもうちご飯食べれるし、まあ、いいか」みたいな話になっていってしまう。

だから、「公共性の危機」というので、僕が一番最初にハンナ・アーレントだと思う一番の理由は、そういうかたちで、他者に対する気持ちというのがどんどん萎縮してしまう。結局、これは近代の問題であり、このアーレントの他者論は「ケア」の議論として後々展開していくのですが、近代というなかで、どんどんそういう共感する能力が失われていく。実際、僕らでもそうだと思うのです。電車に乗っていて、ちょっと辛そうなかた

がいらっしやっても、「誰か、席を譲れや」と、「俺じゃなくていいんじゃない」ふうな考えを、やっぱり思ってしまうし。

いろいろなかたちで、特に最近、電車に乗るとすごく思うんです、みんなが電車の中というのは、こんなに公共の場所であるはずなのに、あれは私的な空間の集まりというのか、みんなが自分で携帯を見ながら、その世界に閉じこもっていて、他の人にまったくそういう意識を向けないという。それは公共ではなくて、私的な世界の aggregation になっている。

これはルソー（Jean-Jacques Rousseau）などでも、ルソーの一般意志の話に出てくる話なのですが、一般意志というものが個人の意志と、全体的な意志と、一般意志の3つに分かれるのですけれども、2つ目の全体的な意志というのは純粋に一人一人の意志を数的に集めたものです。それに対して、一般的な意志というのは、自分の立場を乗り越えたところで、みんなにとっていいこととは何だろうと考えるというものなんですけれども、この一般意思が完全に、今はなくなっているように見えます。一般意志だけがいいというつもりはないんです。ないですけれども、少なくともそういう発想が僕らになくなっていて、公共の空間というのは実はなくなっているのではないかと。他の人がいても、そこにその人がいることを、僕らはあえて無視しているような。何か、そういう生き方を、僕らはしていないだろうか。

それがずっと続いていくと、ナチスみたいな感じで出てきたときに、ばあんっとそれがうけてしまう。その歴史から考えると、公共性の危機というのは至って政治的な問題で、今後僕らがどういう社会をつくっていくのかというときに、公共性という概念がなくなってしまうと、明らかに将来は、いい感じの世界は特に描けないだろうなという。まず、それが出発点です。

だから、アーレントをここに持ってきた、一発目の理由というのはまさにそこで。実際、『エルサレムのアイヒマン』という、この本はすごく有名な本ですけれども、ナチスの高官だったアイヒマン（Otto Adolf Eichmann）という人が、これも変な話なのですが、アルゼンチンで捕まって、イ

イスラエルで裁判を受けるんです。それ自体がどうなんだという話ですが、アルゼンチンで捕まって、イスラエルのエルサレムで裁判を受けるんです。

そのときに、イスラエル側は極悪人として描きたいから、こいつはやばいぞと必死になって言います。でも、アイヒマン自体は、実際に写真を見てもわかるのですが、結構、波平さんみたいな感じなんです。すごい普通の人で、全然悪そうではない、その波平さんみたいな人が、数百万万人の人を殺したということって、いったいなんなん、ということを開き掛ける。これが『エルサレムのアイヒマン』という本です。その副題として「悪の陳腐さについて」と言っている。悪というのはすごい陳腐なのだと供述するのですけれども。それを許してしまった一番大きな理由は、僕らが公共性、僕はそこに生きているということではないですけれども、そのときのドイツの市民の人たちが、公共性を失ったというところに、その原因があるのではないかと。

だから、みんなも失った公共性と同じようにアイヒマンも公共性を失っていて、こうやって人を殺してきますと。強制収容所で殺します。はい、どうぞ。はい、どうぞと、署名しちゃう。その状況というのを乗り越えるためには、公共性というのをもう一度引き戻す必要がある。公共性を、もう一度つくり直す必要があるというのが、アーレントの話です。

最後、『精神の生活』という、この本もめちゃくちゃ好きなんですけれども。それこそギリシア哲学まで戻って、公共性がいかに崩れていくのかという話、それをどうやって取り戻すのかという話を展開した本です。

その流れでいくと、どうしても次に言わないといけないのがハバーマス（Jürgen Habermas）です。少しこの写真は、若干どうなのかという感じの写真ですけれども、ハバーマスというのは時期的にポストモダンの時期と結構重なるのです。ポストモダンというのは、1970年代から1980年ぐらい、いわゆる近代、近代やばいぞというハンナ・アーレントの批判もあり、（どちらかという）とハンナ・アーレントは、そこから近代の約束を

もう一度取り戻そうという動きをするのですけれども）それに対して、いやいや近代駄目でしょうと。

例えば、フランクフルト学派であったり、例えばサルトルであったり、いろいろなところで近代自体無理でしょうと、うまいこと社会をコントロールしていくのは無理なんじゃないですかという話が出てきます。1960年代、1970年代になると、いわゆるポストモダン系の考え方が出てきて、もう近代は終わりです、という発想が出てくるときに、ハバーマスはそれをもう一回、いやいや近代、まだまだ行けるでしょうと、人間の理性を使っていい社会をつくっていくことは可能なんじゃないですかという議論を展開したのがハバーマスです。

先ほど、小峯先生でしたか、3つ目の領域として公共という、政治、経済、3つ目の領域として公共という空間を捉えていこうというのは、ハバーマスはまさにそのパターンです。だからNGOであったり、NPOであったり、社会運動であったりというものが、社会の中で活躍していくことによって、公共というものがもっと強くなっていくのではないのかという発想をした人です。

個人的には、僕は先ほど経済学がもともと専門でしたという話をしたのですけれども。ドクターの論文は、実は Post-structuralism で書いたもので、ものすごいぶれ書きしているんです。

なので、ハバーマスはちょっと中途半端なのではないかと僕は思いました。少なくともカント（Immanuel Kant）の考える『啓蒙とは何か』で考える、理性の問題をというのを、もう一回そこに戻って考えようと考えて、僕らにはそういう素晴らしい社会をつくっていく可能性があるのではないかと展開したのがハバーマスです。

ちなみに、もしご興味があるかたは、カントの『啓蒙とは何か』を、ぜひ読んでください。抜群に面白いです。めっちゃ短い。あれは、たぶん本というより論文です。なので、もしチャンスがあったらぜひ読んでいただきたいです。僕は学生さんやゼミ生のかたには、めちゃくちゃ薦める本ですけれども、もし興味があったら読んでください。

その反対側にぶれるのが、ミシェル・フーコー（Michel Foucault）です。ミシェル・フーコーは、理性的に僕らが社会をつくっていかうという考え方というのは前提として、僕らは均質的に同じように考えられるでしょう、同じような生活をしていて、同じように考えられるから、みんなで頑張って、公共的な社会をつくっていけるでしょうと。実際、例えばハーバースなんかは公共の社会を一つの要件にして、みんなが自由に発言して、ものすごいデモクラティックに物事を決めていけるという前提があります。フーコーに言わせれば、いやいやそう実際には簡単にはいかないでしょう、と。

例えば、絶対にこれはおかしいと思いながらも、この場で言えば学長が、こうだと言ったときに、俺が「違う」と言えるかということ、なかなか度胸が要る。すみません、まあまあ、たいぎなことを言って。うちの学長は、その意味では素晴らしいかなので、僕の反対意見を聞いていただける。でも、普通はいかないですね。僕は、茨木市のソフトボール連盟の常任理事なんですけれども、そこの会長さんはめちゃくちゃ怖いです。やっぱり言えないです。

だから、いろいろな理由があって、自由に話すということではできないじゃないですか。その部分を、きちんとカウントしないと、みんな自由に話せますよね。でも、あなた何も言わなかったでしょう。言わなかったということは、あなたは権利を、もうそれは、自分で放棄していますよね、だから、もうしょうがないじゃないですかとなってしまう。でも、実際にはどうかというと、言えないときは言えないです。

だから、そういうことを考えていくと、本当に社会を民主的につくれるのかという問いはやっぱりあり得る話です。ミシェル・フーコーは、そこをがつつり突いていった話です。ミシェル・フーコーにかぎらないですけども、同時期のジャック・デリダ（Jacques Derrida）であるとか。たぶんこの話に関しては、デリダのほうが強いです。言葉の持つ力みたいなものが、やはりあるのではないかという。

そういう意味で、ミシェル・フーコーというの

は、公共性をつくると言ったときの批判的な視点を絶対に取り入れれないといけな視点だと思います。僕らも、本当に平等に公共性というのを考えられるのかということについて、そこは批判的な視点を持っておかないと、僕らは公共性をこういうふうにつくりましょう。こういうふうにやりましょう。さあ、あなたも、そうやってください。あなたもそうやってくださいと、結局、強制してしまうことになってしまうということで。だから、そこは考えないといけな批判的な視点である。それを提供したのがミシェル・フーコーだというふうに考えていただいてもいいかと思います。

今、こんなことを考えていますというので、仏教的な公共性というのはあり得るのではないかということで、今、ずっと考えています。これは後でゆっくり、もう少し話すつもりですけども、簡単に言うと、ハンナ・アーレントにしろ、もっとさかのぼってカントにしろ、それこそベンサム、ミルとか、ハイデガーはちょっと違うかな。アーレントの公共性の議論にしろ、ハーバースにしろ、ミシェル・フーコーにしろ、基本的な前提というのは変わっていない。それは何かというと、基本的に主体は存在しているという前提であったということです。確かにポストモダンに関しては、微妙ですけども。

基本的に、僕らが世界を考えるとときに、主体は必ず存在している。自己は必ず存在している。エゴは必ず存在していて。経済学的に言えば、先ほど小峯さんがおっしゃいましたけれども、自分という存在が、エゴがあるということが前提で経済学は成り立つ。欲望があるということが前提で成り立つという。その欲望自体は、何かによって生み出されるものというよりは個人に備わっているもの、それぞれに備わっているものとして、欲望が措定されていく。

それに対して仏教というのは、そういう発想がもともとない、その前提がない状態で、いわゆる空が基本です。主体自体が存在していない。主体は、縁起というかたちでばんと出てくる。だから、そのモーメント、モーメントごとに、主体がずっと生まれているという、いわゆる西田幾多郎

の哲学で言う「非連続の連続」と言う発想で成り立っています。

そう考えると、もともと人間が、こういうふうにやりたいと思っていることの何かの縁起の結果として、こうやりたいと思っているという発想になってくるということです。それは、主体が自立して完結するような存在ではないという、そういう主体像を基に。だから、仮の主体像です。仮の主体像を持ったときに、どういう世界観が描けるのかということを、ここのところをずっと研究しています。すごく詳しい話になっていくと、だんだん自分で何を話しているかわからなくなってくるようなところがあるので、ちょっと今日はこれぐらいにしておいて。

もう一つ、これと並んですごく面白いと思っているのが量子論です、これは、物理学のいわゆる量子力学の話で、すごい面白いと思います。これは量子論を、本当にやっていくと、仏教とほぼ一緒になってくる。これは、僕は物理学の専門のかたと、一回一緒に共同研究をやりたいと思ってます。理工学部の外村先生に、「ちょっと、一回こんなんでやりませんか」という話をしたときに、「めっちゃ面白そやけど、誰も興味持たへんと思うよ」と言われて、「うう」みたいな感じでそのまま止まっているんですが。

それとカルロ・ロヴェッリ (Carlo Rovelli) というイタリアの量子力学の、量子論の学者が最近『Helgoland: Making Sense of the Quantum Revolution』という本を出して。これは日本語で『世界は「関係」でできている』という本です。量子論の本で、全てのものが関係していますという話をしていくんですけども、そのうちの1チャプターの半分ぐらいが龍樹の話なんです。ナーガールジュナの話が出てきて、ナーガールジュナは、すでに2000年前に言っているじゃないかと、この量子力学の話を、という話が出てくるんです。

ここは、やはり可能性があるところで、実際に今、共同研究をやっているイギリスのセント・アンドルーズ大学 (University of St Andrews) の、カリン・フィエルク (Karin Fierke) という、もともとアメリカ人なんですけれども、彼女と今、協同研究をやっています。量子論と仏教とを併せ

たとき、どういう国際関係理論を発見できるか。それは、主体の存在しない公共性ということなんです。どういうものなのかと言われると、わかりません。まだ研究の途中なので。答えられないです。でも、常に変動していく、公共性はこうやってつくったら OK でしょうというのが絶対に成り立たない世界において公共性は成り立つのかという、そういう研究を今やっています。

もう一度、危機の問題に戻しましょう。一つ、自分が「ポスト構造主義」を博士論文でやったので、反省としてあるのですけれども。ミシェル・フーコーは、めっちゃくちゃ面白かったです。ミシェル・フーコーは、めっちゃくちゃ面白かったし、デリダも面白かったし、ラカンも面白かったし。あのへんの議論というのは、僕自身をすごい楽にしてくれる。

それまでの僕は日本の社会にフィットしないという実感があって (今でもあまりフィットしていないかもしれないですけども)、結局日本から飛び出して、海外に留学して、そこで出会ったフーコーとか、デリダとか、ラカンは、めっちゃくちゃ助けてくれたんです。おまえは間違っていないぞと言ってくれる。だから、僕は博士論文を、ポスト構造主義で書いたんです。書いたんですけども、今考えるとポスト構造主義は、特にデリダはそうなのですけども、破壊屋さんなんですよね。全てを壊してしまう。

それまでの理論を、ばんばん壊していくんです。それまでの理論が、いわゆる二項対立で来ているから、二項対立を崩していくという、その Methodology は、めっちゃくちゃ使えるし、いろいろなコンテキストで使える。ところが、それをしていて、最終的に当然ニーチェ的な、真理なんて存在していないんでしょうみたいな話になっていったんですね。それで、それまでの権力構造を崩せるとなって、崩したあとに何が出てきたかというと、ポスト・トゥルースの時代が来てしまったという。いや、そんなはずじゃないでしょうという感じだったです。僕は、だからトランプ (Donald John Trump) が出てきたときに、「あ、来ちゃった」という、本当にこういうことがあるんだというのは、すごく思いました。

それは、ポスト構造主義の一つの功罪として、やはり考えないといけないと思うし。そう考えると、もっと違うかたちの、ネオリベリズムではない社会の在り方、ネオリベリズム的ではない公共性の可能性というのを、絶対的に探る必要性があるだろうと思います。かと言って、昔ながらのヒエラルヒカルな、がっと上から押さえ付けるようなそういう秩序でもない。違うかたちの公共性というものをつくっていかなくてはいけないのではないかと考えています。僕は、その可能性は仏教にあるのではないかというふうに、今は思っています。

せっかく、ネオリベラルという言葉が出てきたので。社会学部の皆さんに、ぜひ僕はお伝えしたいと思います。僕は、結構社会学部でネオリベラルなやつだ、あいつは、ネオリベラルだと言われているという話を聞いて、びっくりしました。僕自身は、全然ネオリベラルだという認識はなかったんですが、だからといって、じゃあおまえは、レフトウイングかと言われると、レフトウイングと言われるのも嫌なんです。

だから、レフトウイングだというのでも、ライトウイングだというのでもなく、僕は純粋に、こういう研究に没頭して、正直、どう言われてもいいですというのはあるんですけども。でも、もし僕をそう呼ばれるのであれば、僕の研究を、ぜひ一回読んでくださいということです。

最後です。僕自身は、そのいろいろな真理が壊されていった残る主体と他者という、そういう問題に関して、僕らが主体はどういうふうに想定するのかというので2つの方法があると思っています。

1つは強い主体です。それは、非常に自分の存在が確定されていて、自分が何をしたいかを本当に知っていて、その欲望に基づいて行動していく、はっきりした主体の輪郭を持っている人。そういう主体イメージの人と、もう一方で弱い主体、自分の輪郭があやふやで、他者とのつながり方というのが非常に、なんというかつながっているような、そういう弱い主体に基づく公共性の概念というのが、おそらく必要になってくるのではないかと。僕は、もちろん後者のほうをサ

ポートしています。

強い主体では、ぶつかり合いになるだけだと思うので。だから、ディベートの授業をやって。日本は、僕は正直いいと思いますが、日本の授業というのは国際学部なんかはそうですけども、ディベートの授業をやると、結構真ん中でほんとと終わってしまうんです、すぐに。ディベートにならないんです、ぶつかり合わないんです。それで、結構いろいろな先生が、「ちゃんと議論しなさい」という話になってくるわけですけども、日本の学生さんはみんな、そのへんがフレキシブルなので、「あんた、こう思うんやったら、このへんでええんちゃうか」と、「あ、そうや、じゃあ、それにしようや」と、簡単に答えが出てしまうから、ディベートの授業が成り立たない。

でも、ディベートの授業が成り立たないというのは、僕はいいことやと思うんですよ。そういう発想があつての公共性。だから、はっきりした主体がある公共性ではなくて、もやもやとした主体像をベースにした公共性というのを考えていきたいというふうに思っています。

すみません、ちょっと長くなってしまいました。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○司会（田村） 清水先生ありがとうございました。

それでは、これからディスカッサントの皆さまにご発言をいただきます。ちょっと時間が押してまいりまして、お一人10分をぜひ守っていただきたく存じます。ディスカッサントの先生がたには、鋭く、そしてぐさりと突き刺さるような、簡潔なコメントをお願いいたします。ぜひよろしくお願いします。

最初は政策学部教授、只友景士先生です。スライドを出すまで、少々お待ちください。

Ⅳ ディスカッションからの 報告・コメント

1 財政学・公共経済学と公共性

政策学部教授：財政学，経済政策

只 友 景 士



政策学部の只友です。

今回は，こういったシンポジウムに，村澤先生からメールをいただきまして，「これはちょっと面白そうだな」と，ちょっとわくわくドキドキしています。そして，メンバーを見たときに，清水先生と小峯先生と私と，ヒール役をやらなアカンかなと思ってやってまいりました。本日は，どうかよろしくお願いいたします。

私は大学では「財政学」を主に講義をしております。今年から政策学部の中で，「人間の安全保障」という科目を担当しています。人間の安全保障を講義しながら，今日の話にも少しつながってくるかなというふうに思っているところであります。

まず私は財政学で，ベースが経済学部出身ですから，公共経済学との重複した領域を講義しています。その「財政学」の講義の中で触れることを紹介することから始めたいと思います。

今日の小峯先生の資料のほうに，ケインズのところで「市場の失敗」というのが出ていましたけれども，一般的に経済学部では，市場がうまくいかないいくつかの事情があるとしており，それを市場の失敗と呼んでいます。その市場の失敗の一つに公共財というのがありますが，公共財には，非排除性と非競合性という性質があるという

ことを，財政学の授業で紹介をしています。

非排除性とか，非競合性という性質は，物理的な性質なわけでありまして。この考え方は，実はドイツ正統派財政学から，公共経済学が生まれてきたという話になるのですが，ドイツ正統派財政学は，公共サービスを受動的消費と，非分割性と捉えてきた時代があります。これが，今日の話の中に，出てくるわけですが，ナチスドイツの関係です，ナチスドイツの台頭で，ユダヤ人の財政学者，経済学者であるコルムとマスグレイヴは政治的迫害を恐れてドイツからアメリカに亡命するというのが，アメリカの経済学を大きく生まれ変わらせ，公共経済学という領域を生んでいったわけでありまして。そういった意味で，彼らが見ていたものというのは何だろうかというのは，今日はちょっと，もう一度振り返ろうと思っています。

そして，もう一つ，私は財政学の授業をするときに，「なぜ政府は存在するのだろうか」という問いかけを，この市場の失敗論から説明する公共経済学の主流派の考え方と，共同体の失敗から説明する財政社会学の立場を紹介をしています。

先ほど村澤先生から，「社会学はやたらと〇〇社会学というものを付ける連中が居る」と言われたときに，「ああ，やっています。財政学も財政社会学でやっております」と思いました。

財政社会学の起点となったのが，シュムペーターの『租税国家の危機』ですね，岩波文庫より出ておりますけれども，これが財政社会学の起点の一つであるとされています。

この財政社会学の考え方は，共同体の限界から共同体で営まれていた共同作業や相互扶助というものを，公共部門が吸収していったと考えます。そして，社会とは，政治システム，経済システム，社会システムの3つのサブシステムで動いているように捉えています。それぞれのサブシステムごとに，別々の学問が研究をして，サブシステム内の動きを分析するという学問をやっています。

財政学は何をやっているかというと，その3つのサブシステムを，全体としてトータルのシステムを考えたときに，財政というものは，それらを

つないで、媒介環となっていると考えます。その媒介環となって「何を社会が必要としているのか」というのを模索し、公共サービスとして供給し、それを支えるために税を課す、この在り様の中に社会の本質が全て現れていると言ったのが、シムペーターです。

その社会の在り様を決めるシステムの中に、今日、課題となっている公共性の危機というか、まさに「誰にどんな税を課し、そしてどんなサービスを、公共財として供給するのか」といった全体構造に対する揺らぎというのが、今あるのだらうと思います。

一般的に、財政学は、財政には3つの機能があるといえます。資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能という3つの機能があるとしています。この三つで公共部門のやっていることがきれいに分けられます。今回の「公共性の危機」ということについて言えば、リバタリアニズムからの問いかけを用意してきました。

私は財政学者ですから、当然この3つの機能を担うのは当然だと、私は考えていますし、それをどのようにバランスを取るのかというのが、財政学者としての思考だと思います。ところがこの中の、真ん中に書いてある、3つのうちの財政の2番目の機能、所得再分配機能ですけれども、ここに激しい攻撃を加えるのがリバタリアン（自由至上主義者）であります。

リバタリアンのロバート・ノージックは、自由を尊重するということから、「最小国家論」を唱えるわけですが、ノージックは、経済効率ではなくて人間の自由の名において制約のない市場システムを支持して、政府の規制とか、政府活動に対して徹底的に反対する。

リバタリアニズムの3つの主張としてよく言われたりもしますが、一つ目に、パターンリズムを拒否する、2つ目に道徳的法律を拒否する、3つ目に、所得や富の再分配を拒否する。この3つ目の所得や富の再分配の拒否は、財政の機能の一つである所得再分配を拒否する理由、リバタリアンの論理となります。こうした論理は、新自由主義の政策の論理として世界を席卷し、民営化であるとか、市場重視の公共政策に転換が進んでいって

いるという状況があるわけであります。

私は、財政学の授業で、「実は、リバタリアンにこう言われていて。彼らに言われたら、ちょっとあかんよな。大学院に行ったらノージックに反論する論拠も教える」とはなしますが、学部授業では、「こうリバタリアンに批判をされている」と紹介するところで止めます。リバタリアンを紹介すると、「いや、先生、ノージックの言っているとおりじゃないですか」という学生が出てきたりもするので、「いやいや、ちょっと待て」というような話を、そのあとにやらなければならないとなったりとかします。

ノージックなどのリバタリアンによると、「自分の力でかせいだお金を自由に使用できる、そういった自らの所有物を、自ら自由に使用できる自由」を侵害し、そして本来であれば個人のイニシアチブに委ねるべきである慈善というものを、国家が強制的に行うというのは、これは奴隷制の容認にもなると言ったんですね。そんな言い方をして、所得再分配を口汚くののしるわけであります。

でも、リバタリアンの言っているようなことが、社会の中にまん延していきます。所得税を課されるということに対する不満であったりとか、自分が稼いだものに対して、税を課されるという直接的な不満であったり、消費税を払うときの10%の課税を見て、素朴な反税感情が起きたと思います。これでいいのだろうかという、公共のものに対する反発感というようなものも生まれてきたりするわけです。そんな反税思想などの背景にもなるわけです。

公共事業の公共性への問いかけというお話をしておきたいんですけども。公共事業の公共性について、私の師匠のお1人の宮本憲一先生がふれておられます。宮本先生は、本の中で、公共性の理論のところで面白い説明をされています。非排除性と非競合性についてです。さきほど私は説明するときに、「これは物理的な性質だ」と言いましたけれども。宮本先生は、30年前に書いている入門的な『公共政策のすすめ－現代的公共性とは何か』の中で、宮本先生はちょっと筆を誤ったというか、でも結構、その誤りのほうが本質的な

んですけれども。非排除性のところを、「非排除性とは、これは排除してはならないという正義の議論が含まれている」と言う趣旨のことを書いています。

「それは先生、それはちょっと間違っていますよ」といいたいところですが、私の解釈は、「非排除性には排除してはならないという正義の理論がある」と宮本先生が言っているのは、「それはそもそも公共財の中に存在する本質的な性質であるのかもしれない」と解釈しています。

そんなかたちです。こんな話に触れますのは、公共性の危機の中に、「公共サービス」と、それから「公」と、「社会が必要としているサービス」と、いろいろなものがごっちゃになって「公共性の危機」ということが議論されると、ちょっと議論が混乱するかもしれないので、少しだけそんな話を入れておきました。

もう時間がないので、終わらなければいけないのですけれども。公共性の議論のところ、さまざまな公共性について、公共による公共性を宮本先生が議論するのは、公共事業を行ってインフラを整備するというのは、本来であれば国民に福利を与えるものであるはずなのに、一部の公共事業の中に、確かに社会全体に対するメリットがあるとはいえ、その近隣の住民に深刻な影響を与えることがあるんじゃないかと。そういうことを最小限にするということが必要だよ、ということなどを、彼は今から50年ぐらい前の、伊丹空港の空港訴訟のときに、そういった公共性の基準について議論を展開されていました。

そして、そういった話の延長線上で、結局のところ、ではそれをどのように解決したらいいのかということについては、十分に公共性の議論で政府と対峙するということができませんでした。

今現在、「じゃあ只友には、何か答えがあるのか」と言われたら、公共事業の公共性を議論するというやり方よりは、現代的には、先ほ少し紹介をいたしました、人間の安全保障という観点から議論できるのではないかと考えています。本来的にそれは、その存在が一人一人にとって恐怖であったりとか、欠乏を与えたりとかするような存在になっていないだろうかということなんかを考

える必要があるんじゃないかと。

人間の安全保障の視点から、公共性をもう一度、現代的に再検討するということが、シンポジウム企画者の問い掛けに対する、答えの一つになるのではないかとこのように考えています。

以上で、私からのコメントとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会（田村） 只友先生、どうもありがとうございました。短くまとめていただき、大変ありがたく存じます。次は、社会学部の筒井のり子先生です。よろしくお願いします。

2 「社会福祉における『公共性』」

社会学部教授：社会福祉学、地域福祉論
筒 井 のり子



社会学部現代福祉学科の筒井です。社会福祉は実践科学ですので、他の先生がたと、かなり趣の異なった発言内容になるかと思います。

実は、本日の趣旨文に、「～(略) 公的責任に基づく「公共サービス」は、その一部が民営化をつうじて市場原理・競争原理に委ねられ、あるいはNPOやボランティアなどの市民の「自己責任」に委ねられるようになりました。」とあります。NPOやボランティアが新自由主義的統治性の中で自己責任論を推進したという文脈です。確かにそうした一面があるのも事実であり、それ自体が公共性の危機なのですが、同時にNPOやボランティアの本質や存在が、このような側面からのみ捉えられてしまうようになってきたことも「公共性の危機」なのではないかと、まず思いました。

このことも、最後に少し問い掛けたいというふうに思っています。

社会福祉において公共性というのが、どのように議論をされているのかということなのですが、少々乱暴ですけども、私はこの3つの観点を考えてみたいと思います。

1つは、社会福祉という公共サービスの供給主体の問題ですね、この観点で、やっぱり公共性という議論が大きくありました。3つの主体というと、「政策主体」、それから「実践主体」、「クライアント（これはサービスの受け手プラス地域住民も含めたもの）」です。そういう中で、福祉サービスをどのように供給していくのかという供給システムの変化によって「公共」という概念も変化してきたと思うんです。

2つ目ですが、市民参加と住民参加。これが社会福祉の中で、人によってどういうイメージで語られるかですね。多くの場合は、ボランティアとか、市民参加というとサービスの担い手というような感じで捉えられてしまうのですが、果たして、それで本当に福祉社会がしてくれるのかということです。

3つ目が社会関係資本です。よく皆さんご存じのように、ソーシャルキャピタル。人々の信頼やネットワーク、互酬性という規範とか、そういったようなものが、この10年、日本はものすごく落ちてきている。諸外国と比較しても、非常にこの部分が、社会関係資本の部分だけ、非常に日本は低い、そういったことがいろいろなところで報告されています。この1と3の関係で、2をどう捉えるかみたいなことになるかもしれないと、今は思っているんですね。

次に、社会福祉において公共性の概念がどういうふうに語られ、捉えられてきたかについてみていきます。一応、番号を付けましたけれども、必ずしも厳密な順番というわけではありません。

まず一つは、戦後、GHQの社会福祉行政の六項目提案の中の公私分離原則、特に公的扶助なんかも踏まえて公私分離ということが言われたときの「公」というのは、明らかに国家、政府を示すものでした。長らくそのあと、社会福祉という公共的なことを行うのは国の責任であって、それを

こえる公共という考え方は、社会福祉の中にはほぼなかったであろうというふうに思います。それが結構、長い間、戦後は続いたと思います。

1970年代後半になるとロブソンの『福祉国家と福祉社会－幻想と現実』という本が登場します。日本で翻訳されたのは1980年で、当時これを読んで非常に考えさせられました。要は、社会が国家に還元され尽くさない、福祉の担い手が国家以外の多様なファクターを含むという議論です。これからは福祉社会をつくっていくんだという、そういうふうな議論が出てきて、そこで地域福祉の概念が登場してきます。

地域福祉は、社会福祉の中でも非常に歴史は浅いわけですね。これはいろいろな背景がありまして、高度経済成長のあとの公害問題とか過疎過密問題とか対応するために地域政策をしなきゃいけないというような観点からアプローチしたもの。あるいは来たるべき高齢社会に備えて、いかに在宅福祉サービスを整えていくのかという資源論的なアプローチ。あるいは市民主体のコミュニティ重視型とか、いろんなアプローチがあります。そういう中で、右田紀久恵氏が、唯一この1973年の段階で、「新しい公共」的なことを言われているんですね。これはこの時代にしてはものすごくことだったなと思って、非常に覚えております。

そうこうすると、今度は国、政府が、参加型福祉や市民参加ということをしごく言い出すようになります。このときの市民参加というのが、いったいどういうものなのかという、市民参加の意義をどこに置くかで、多様な議論がありました。

90年代後半にはNPOという概念が福祉分野にも影響を与えます。皆さんよくご存じのV・A・ペストフ（Victor A. Pestoff）の福祉トライアングル理論ですね。これでNPOという概念が非常に明確になりました。それまでは「国家」、「市場」、「私」という三元論だったのを、さらに整理してNPO、アソシエーションといった概念を明らかにしていった。

日本でも1998年に「NPO法」が成立して、ここで、公共というのは、国家が営むだけじゃなくて、市民も主体として、公共的な課題に関わっていくのだということ、そういったことが社会福祉

の分野でもすごく出てきた時期です。そこでまたご存じのように、1990年代の終わりぐらいから、社会福祉基礎構造改革で措置制度から契約制度へ大きく転換しました。有名なところで、2000年からの介護保険制度です。これによって、先ほどの福祉サービスの供給主体の変遷でいうと、「実践主体」のところが、ものすごく拡大をして、ここに民間企業が入ってくる、NPO も入ってくる。

NPO 法人は介護保険制度ができる前から、介護に関する課題に対して主体的に介護サービスをやっていたわけです、ケアの社会化ということで。そういう意味では、「NPO 法」ができたときに、ある意味で非常に期待をしたわけです。要は、公共的な課題に市民が関わって解決に向かっていくということです。果たしてそれが、どんなふうになってきたのかというところで、介護保険制度自体が何回も改定されて、民間企業の参入もものすごくあって、なかなか経営も難しい。そのような中で“公共性と当事者性を併せ持つ”NPO 法人が介護保険事業を担う意義が薄れていってしまった。とにかく経営を回さないといけないので。そうしたところが、最初の趣旨分のところに表された、NPO のイメージにつながってしまっているのだろうというふうには思います。

厚生労働省は2016年から、地域共生社会というようにことを言っていて、これがどう展開するか。今は、もう地域福祉が社会福祉の政策の主流なんです。その中で、この地域共生社会をどう実現していくのか。実際に予算は付いてきているので、これによってどういう地域社会をつくるのか、市民社会をつくるのかということです。とにかく地域で頑張ってケアしなさい、サービスをつくりなさいというだけではない、何か。どういう社会をつくるのかということを、しっかりわれわれは持っておかないといけないということを、学生にも話したりしています。

そして「NPO 法」成立から25年です。もともとは、NPO というのは、「人々が NPO というものを使って社会を変えていく」、そういうものとしてつくってきたわけです。この松原明氏というのは「NPO 法」の成立に尽力した中心人物の一人ですけれども、「NPO とは、人に社会という

力を使えるようにする道具」と述べてします。もともと、そういうものだった、NPO というのは。ところが、今は、いろんなサービスの受け皿みたいになってしまっている。そこら辺を見直さなければいけないのではないかとされています。私も、福祉分野の事業型 NPO とかを見ていて、すごく思います。

この松原氏は、「この20年で、NPO 経営は新自由主義的になっていった」と指摘しています。どうしても成果重視になり、そうするとすべてを顧客化していく。顧客化すると、やはり「共に」というものが薄れていく。サービスのまさに消費者になっていってしまっていて、共に社会をつくっていくというものが薄れてしまう。顧客化していくと、社会関係資本が育たない。

このことは、実際に現場でソーシャルワーカーとして働いている人たちも、すごく感じているのです。制度やサービスが整って、だけど、それによってどんどん、その人を取り巻く関係性が崩れていってしまっている。福祉の専門職としてどう支えるかということは、現場の社会福祉の仕事をしているかたちも、ジレンマを抱えながらやっている。

それで、今、地域に強いソーシャルワーカー養成ということを厚労省などが言っていますが、ここで地域に強いとはどういうことなのかということです。単に地域の社会資源をよく知っていて、住民たちが新しいサービス活動を始めるのを支援するとか、それは結果としてあるかもしれないんだけど、そういうものだけではなくて、公共性の危機との関係で言うと、村澤先生が公共社会学のところで言われていたように、対話と協働、そういった空間を地域社会にしっかりつくっていくようなソーシャルワーカーが、本当に地域に強いということだと思っています。そういうことを思いながら学生と接しています。

皆さんには、NPO というものに対して、それぞれの分野、それぞれの専門領域でどのように捉えられていて、あるいはどんなに関わっていつているのか、その辺のことを教えていただければと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○司会（田村） 筒井先生，どうもありがとうございます。最後は経営学部准教授竹内綱史先生です。どうぞよろしくお願いします。

3 「公共性のありか」

経営学部准教授：宗教哲学，宗教学

竹内 綱史



経営学部の竹内と申します。よろしくお願いします。

並みいる大先生がたのあとで，私のような若造がお話するのは大変恐縮しておりますが，ただ，恐縮しているのは口だけということで，「思いっきりやってくれていい」と言われていますので，思いっきりやらさせていただきます。短いので，思い切りといってもたいした話ではないかもしれませんが，ともあれ，よろしくお願いします。

●二つの問い

このシンポジウムにおける私の役割と私が理解しているものを，最初にちょっとお話ししておきます。私の専門は宗教哲学です。主にドイツ哲学，特にニーチェとショーペンハウアーを研究しておりますが，本学では深草教養の宗教学関連科目を担当しております。要するに哲学畑の人間ですが，こういう学際的な場で，哲学屋——「哲学者」と名乗るのはおこがましい感じがするので「哲学屋」と言います——の役割としては，概念整理と根本的な問いを発することだと思いますので，そういうことについて少しお話ししたいと思います。

最初に二つの問いを挙げておきます。概念整理に関するものと，根本的なことに関することとです。一つ目は，「公共性というのは，「自由な言論空間」のことを指すのではなかったか」というものです。今日いろいろお話を聞いていても，「公共性」が「自由な言論空間」を指している場合もありましたが，そうではない場合が結構多かったと思います。私としては，「公共性」と聞けば，それ以外のものを指すなんていうことを考えたこともなかったのですが，それは要するに分野の違いということなのだろうと思います。それこそ，このような学際的なシンポジウムをやることの意義であって，私の考えが狭かったのだと気づかされました。

ただ，先ほど筒井先生からもこのシンポジウムの「趣旨説明」が気になったというお話がありましたが，村澤先生からこのシンポジウムに誘われて趣旨説明をいただいたときに私が思ったのは，この趣旨説明は一から十まで間違いだということです。「公共性の危機」というタイトルの下に，こんな文章を上げること自体が本当に危機だと思ったくらいです。なぜかという，私は「公共性」とは「自由な言論空間」のことだと考えていたからです。しかし趣旨説明では基本的に「公共性」ということで公共サービスのことしか書いてありませんでした。この場合，「公共」という言葉は行政を指しているわけです。これはつまり「公共性」のことを「国家」と同一視しているわけで，私の理解では，それはもっともやってはいけないことだと思ったわけです。これについてはあとで少し詳しく説明します。

二つ目の問いは，「公共性にはそれ自体として価値はあるのか」というものです。この問いは「公共性の危機」とは要する何なのか，ということに関わります。今日いろいろお話をいただきましたが，そもそも何が危機なのかがよく分からないままでした。公共性が存在することは良いことだ，ということが前提となっているわけです。しかし，公共性というものの何が良いことであり，そしてそれがなくなると困るというのはどういう意味なのかということが，よく分からないということです。「それ自体として価値があるのか」と

いう聞き方をしているのは、確かに道具として何か価値があるなら分からなくもないのですが、公共性のそれ自体に価値があるかということを考える必要があるだろうということです。

●「公共性」の曖昧さ

一つ目の「公共性」の概念整理に関しては、齋藤純一さんの『公共性』という本（岩波書店、2000年）が参考になります。「公共性」を論じるときはまずこの本を読むというのが少なくとも私の周りでは基本でしたが、この本は最初に、「公共性」というものをいろいろ分類したりしています。

まず「公共」という言葉が持っている曖昧さが説明されていて、主に三つの意味が混在しているとされています。その三つというのは、英語にすると official と common と open という意味で、それらがごっちゃになってしまっている。official というのは「国家に関する」ということ、common というのは「みんなに共通の」ということ、そして open というのは「誰に対しても開かれている」という意味です。今日のシンポジウムでもそうでしたが、この三つの意味が入り乱れながら「公共」という言葉が議論されてしまっているわけです。しかもこの三つは互いにぶつかるような関係にもなっている。それが「公共」ないし「公共性」という言葉の曖昧さです。

ただ、先ほど清水先生もおっしゃっていましたが、ハンナ・アーレント（『人間の条件』（原著1958年））とユルゲン・ハーバーマス（『公共性の構造転換』（原著1962年））の議論から、現代の公共性をめぐる議論というのは大きく変わったというか、新しく始まったという側面があります。アーレントやハーバーマスの公共性をめぐる議論は、国家による公共空間の支配に抗してというニュアンスがかなり強いもので、国家に抗して「自由な言論空間」をとにかく確保することこそが現代において大事だされています。それゆえその流れの中で、私としては公共性というのは「自由な言論空間」であって、「国家」と同一視するなどというのはもっともやってはいけないという印象を持っていたというわけです。

●「自由な言論空間」としての公共性

清水先生も触れてらっしゃったカントの『啓蒙とは何か』（1783年）という論文がありますが、それが現代の公共性をめぐる議論（特にハーバーマス）の一番のルーツになっています。そこでカントが「理性の公的使用」呼んだもの、これがアーレントやハーバーマス以降の公共性をめぐる議論の中で一番重要だと言われるものです。引用します。

「しかるに、自分自身の理性の公的な使用ということで、私（カント）が理解しているのは、各人が学者として読者世界の全公衆を前に理性を使用することである。私的使用と私が呼ぶのは、各人がその人に任せられた何らかの市民的地位もしくは官職に許されている理性の使用のことであるである」（Immanuel Kant, “Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?”, 1783）。

ここでの「学者」という言葉は、カントの時代では今と違って「真理を探究する者」を指していて、「専門家」という意味ではありません。また、「読者世界」というのは「言論空間」のことです。それゆえここでカントが言っているのは、「どんな人でも、言論空間において、真理を探究する者として発言する」、それが理性の公的使用ということです。面白いのは、市民的地位とか、官職、要するに公務員という立場で理性を使うというのは「私的」だとカントは言っているんです。これは公的ではない。カントの時代でもこのような「公的」「私的」の使い方は異様な使い方として論議を呼んだのですが、ここにはカントの意図が込められて、この公的使用こそが、「啓蒙」において、つまり人類の進歩と永遠平和に向けた前進のために一番重要なものなのだということなのです。これが、公共性とは「自由な言論空間」のことだと私が考えている理由です。

●「公共性」と隣接概念との区別

公共性の隣接概念との違いも、齋藤純一さんが先ほどの本の最初のところでまとめています。

「共同体」との違い、「市場」との違い、「国家」との違いです。

まずは「共同体」との違いから。先ほど清水先生が触れていた電車という場合は、公共的な場ではないと思います。そこは自由な言論空間ではないからです。清水先生は「共感」という言葉を大切なものとして話されましたが、それは（清水先生も言及された）アーレントがもっとも嫌いな言葉だったはずで。それは共同体のタームだからです。共同体というのは均質的な空間で、排他的な帰属が求められます。現在は「共感」という言葉が流行っていますが、それは人々の違いをなくすものであって、全体主義への誘引になるものとして批判もされてます。公共空間、公共性が共同体とは違うというのは大事なことで、公共性は、さまざまな人がさまざまな意見を持って、まったく価値が違う立場の人たちが出会う、そういう場になってないといけないということです。

それから「市場」と公共性の違いですが、市場では質的な差異が貨幣によって通約されしうので公共性とは違います。そして「国家」については、もちろん国民国家は共同体と同じなので公共性とは違うわけですが、そもそも公共性には国境がないということが、国家との違いで非常に重要な点だということになります。

このように隣接概念との違いを見ると公共性とは自由な言論空間だということがはっきりしてくると思うのですが、このシンポジウムでは今までそういう話は出てこなかったの、私は驚いた次第です。それはただもちろん、分野の違いということなのかもしれないのですが。

●公共性のありか

最初に挙げた二つ目の問い、公共性それ自体に価値があるかという話ですが、公共性の危機というのは何が危機なのかを問いたいということです。簡単に言うと、公共性というのは個人において優先度が低いわけです。なぜなら私的領域のほうが大事なのは当たり前で、私的領域にこそ幸福があるのですから。それなのに公共的なものが大事というのは、何がどう大事なのかということを、考えなければいけないと思うわけです。

これは実は、ハーバーマスとアーレントの違いでもあって、アーレントは公共性はそれ自体で価値があるということを言っていますが、ハーバーマスの場合は、私的領域の幸福を平等に確保するために公共性が必要だという話になっています。つまり、公共性の危機というときに、「公共性」にどういう価値を考えているかでだいぶ違うということです。

最後に、公共性とはどこにあるのかということに触れておきたいと思います。公共性とは私の理解では自由な言論空間なのですが、それがどこにあるのかと言ったら、それは、まさにここにあるわけです。今、まさに私たちがやっていること、このシンポジウム、大学という場、ここが公共性です。電車ではない。カント自身が『啓蒙とは何か』の発想を膨らませて書いた『諸学部の争い』（1798年）という本があります。それは現代に至るまでの大学論の古典中の古典で、近代的大学論の一番最初と言われている本ですが、そこでカントは大学というものがどういう場所であるべきかと論じています。そこで言われているのは、要するに、大学というのは公共性の突端でなければいけないということなのです。

○司会（田村） 竹内先生、ありがとうございます。

ディスカッサントの皆さん、どうもありがとうございました。それでは、ここで10分間の休憩に入ります。質問のある方は、QRコードからSlidoにアクセスして入力してください。オンライン参加の方もQRコードからSlidoにアクセスしてご入力ください。

デバイスをお持ちでないかたは、質問用紙に書いて係のところにお持ちください。再開予定時刻は、43分です。再開の時刻が迫りましたら、またアナウンスをいたしますので、休憩にお入りください。

Ⅳ 討論－参加者からの質問への回答と 講演者・ディスカッサントの討論



○村澤 では、司会を交代させていただきます。

実は、時間が押してしまして、第1部は残り35分しかないのですが、質問が11件来ております。まず、小峯先生に質問です。「アダム・スミスの理想社会の説明中、技巧と対峙して、ナイフ、刀を例にアート（人間的なもの）について言及されていましたが、この意味がよく分かりません、もう少し説明してください」というものです。あと「アートのものと公共性の関係があれば、それをご教示ください」という質問もあります。

○小峯 この英語のアートというのは、すごく難しい言葉で、J. S. ミルがよく使う言葉ですけども、日本語になりにくいんですね。いろいろな技術や、具体的な科学技術とか、IT 技術も含んだうえプラス本当に人文的なアート、ヒューマニティーズというのも含まれているので。どちらの、人間的な開発、それが技術に出る場合もあれば、人間性のこと、デベロップメント、発展につながる場合もあったのでアートという言葉を使いました。

そのこと自体が、個人のものではなくて、ほかの人にも共通になっていくという意味での公共性はあると思います。

○村澤 あともう一つ、小峯先生に質問が来きますので、ついでにお答えいただきましょう。「現代の公共性の危機に対して、ケインズ思想、あるいは経済学が果たす役割について教えてください」という質問です。

○小峯 壮大な質問ですね。実は、経済学者は面白い定義をしていて、歯医者のようになるべきだと。だから、何か痛くなったところをテクニク的に直せる。なぜ、こういうふうにケインズが思うかという、それよりもっと大事なものがある。それが、土台としての人間の生活、文明のそのもの。彼は、経済学者は文明の可能性の受託者（Trustee）と言っていて、文明そのものではないと言っているんです。単に、それはもっと、哲学とか数学とかもっと優れた学問に、学問的な生活、あるいはそれを享受できるような生活こそが大事なので、そのために歯医者としての、テクニクとしての、経済よりも重要なものがあるというのがケインズの考えなので、経済学者からは何もない。そういう意味があります。

○村澤 まだ小峯先生に質問がありましたら、第2部もありますので、そのときにお願いします。

清水先生に感想が来ています。「エゴを持つ人間、主体という概念に仏教的な主体感で方向性をもって議事を成り立たせてよかったです」というものです。その後に「最近、國分功一郎さんの中動態、また意志への批判でお話するということがありますが、ご存じでしたらコメントをいただけるとありがたいです」という。

もうひとつの質問は、「アーレントのいう〈公共性〉の危機を考えたときに、労働と仕事の領域が肥大化し、余暇の活動も産業化された市民的消費に浸透し、感想と活動の時間が収縮しているように思えます。いわば〈公共性の危機〉は市民的教養の喪失により、動物化が進んでいることに由来すると考えますが、大学教育はこの動物化に対してどう対抗すればよいのでしょうか」というものです。これは清水先生よりも、教学部長でもある只友先生にお答えいただくのがよいように思われますが。

○清水 はい。まず1つ目です。國分功一郎さんの『中動態の世界：意志と責任の考古学』ですが。読まなきゃ、読まなきゃと思いながら読んでいないので、ちゃんと答えられないんですけど。これと似たような話で、永島剛さんの「余白」という概念は、非常に面白いなと思っていますので、今後、ちょっと、中動態については勉強した

いと思っております。

それから、動物化に対して大学教育は何ができるのかという話ですけれども、やはり教養教育だと思うのですが、結局はそこだよというのはあって。その、教養教育がどれだけできるのかということと同時に、教員がきっちり研究を進めていくこと。特に、この公共性の問題なんかは、さっき竹内君が言っていたみたいに、非常に多様な考え方があって、それ自体が、もう公共性の問題だと思うんです。

だから、さっき竹内君は、学者というのは昔は真理を探究するものだという言い方をされていましたが、僕は今でもそれは当てはまる話で、「昔は」というのが非常に残念だと思ったのですけれども。さっきの電車話をしっかりしなきゃと思っていたので、どうしても一言、言いたいですけど。

そういう大学自体が活性化してって、真摯に真理について探究していくことを学生さんたちに見てもらって、それがいかに難しいかということも含めて伝えていくことというのは、学部は基本的に教養教育だと思っているので、教養教育が果たすべき話だと思っています。以上です。

○村澤 只友先生のほうで、補足がありましたら。

○只友 難しい話をされましたね。

市民的教養の喪失による動物化が進んでいると考えますという、こういったコメントというか質問があったわけですが。大学教育が、動物化に対してどう対抗すべきかという点で言えば、大学教育が動物化、動物化という表現がいいかどうかは別にして。われわれは、明らかなのは高等学校の教育というのは、小中高等学校の教育も変わってきますし、18歳人口も減少していくという中で、私たちが、次の時代を担う人材をどうやって育てていくのかというのは、常に私たちは、大学が担当になっている。公共性も考える、公共性の場そのものだ。竹内先生のおっしゃる、そのとおりだと思うんですけれども。

その大学の中でつくられた公共性を、社会全体にいかん普及させていくのか。そういう気概を、周りに対する意識を、やはり持たなければいけな

いんだらうと思います。そういった教員の側は、意思と、そしてそれを普通の教育の活動の中で示し続けるということが、ひょっとしたらそういう社会の中の感想と活動の時間、アーレントの活動だと思うのですが、その時間をどう大切にするのか。と同時に、私たち自身が、自分の日常の中でその感想と活動の時間をどうつくっていくのか。その姿を見せ続けるということが大事ではないかと思っています。

あまり、気の利いたコメントでなくてすみません。期待されていたものに、ちょっと失望されたかも。すみませんでした。

○村澤 いえいえ。どうもありがとうございます。竹内先生、どうぞ。

○竹内 二点だけコメントさせてください。

一つ目は、学者の話ですけど、カントにおいては誰でも学者なんです。誰でも真理の探求者は、学者になれるということであって、現代と違うのはそこです。現代は職務化していて、ほかの人は真理を探究しなくていいんだ、という話になっていっている。それ自体が問題だとは思いますが、現在の学者は真理を探究していないという話をしているわけではないということです。

二点目は、今の質問に関連して、動物化で何が悪いのか。そっちの方が幸せじゃないですか、という問題を聞きたい。

○村澤 どなたに聞けばいいでしょうか。

○竹内 じゃあ今、動物化に対する対抗についてお答えになっていた、清水先生に。

○清水 動物化が悪いという言い方というのは、やっぱり一方的な見方であるのはわかるんですけど。僕自身は、動物化というのは、人間の主体性を失っているというのが、インブライされていると思うんですね。だから、人間が生きるということの意味を考える意味で、恐らく動物化という言葉を使われたんだと思います。

だから、いいか悪いかと言われれば、それはある意味で好みの問題になるかもしれないけど、人間として生きるのであれば、そこはどうにかして避ける必要があるんじゃないかなというふうには思います。以上です。

○竹内 どうもありがとうございます。

○村澤 筒井先生と竹内先生に質問が来ています。NPO の経営が新自由主義化し、自己責任化が強まり、関係性が崩れつつあると指摘されましたが、公共性の侵食が、公共性の守護者たる本学を含む大学、または広くアカデミアの領域でも起きていないでしょうか。

筒井先生と竹内先生、コメントをお願いできますか。

○筒井 部分的なことです。私が今、これを見て思うのは、NPO の場合もそうなんです。いわゆる評価のポイントで問題を感じることがあります。NPO の事業に対する評価、NPO の活動に対する評価というのが、どうしても成果主義、インパクト評価とか、いろんな手法がありますけど、どうもそれだけで図れないのではないかと思います。その観点で言うと、大学も今、とにかく目標、数値を決めて、評価するというのがどんどん進んでいます。客観的に見るのは大事なんだけど、その成果の捉え方の評価という点で、懸念するところはあります。

○竹内 公共性の侵食が起きているんじゃないか。それは、まったくおっしゃるとおりだと思います。例えば、大学というか、アカデミアの話だったら、例の学術会議問題とかもあるわけで。公共性というのはいろいろな意味があるという話ではあるのですが、私の理解する公共性でやはり一番重要なのは、国家から自由であり、かつ社会からも自由で、真理以外の利害関心は一切持たないという場である必要があると思うのです。それはだから、国家、例えば文科省の言いなりになるとか、あるいは大学を就職予備校と考えると、そういうものが、私はまさに侵食だと思います。以上です。

○村澤 さらに竹内先生に「哲学分野における公共性の概念が非常に大枠で、個人との関わりという面で理解が難しいです」という質問が来ていますが、いかがでしょう。

○竹内 はい。質問の趣旨がわかりにくいですが。

○村澤 ちょっと文章がわかりにくいですね。

○竹内 大枠ですか、「自由な言論空間」という。

○村澤 たぶん、それが具体的にイメージしにく

いということではないのでしょうか。

○竹内 なるほど。でしたら、一般的に、今日はいろいろな公共ということが言われていましたけれども、その全ての基礎には、その「自由な言論空間」によって正当化される必要があると、そういう話をしたのですけれども。

○村澤 「自由な言論空間」というと一般的すぎるということでしょうかね。

○竹内 はい。

○村澤 それが個人の立場で、具体的にはどういうところで、どういうものとして捉えられるのだろうか、という質問ではないでしょうか。

○竹内 なるほど。でしたら、例えば、カントの話をしましたけれども、カントは例を挙げています。いろいろな職業に就いている人たちは、その職業においては私的な理性使用をして、職務に忠実でなければいけない、従わなければいけない。しかし、一方で人間はいつだって公共的な、カントの言い方では「学者」としての立場で物事を考えることができるし、発言もできるはずだと。だから、仕事に追われていても、今風な言い方をするのであれば、常に批判的かつ俯瞰的な視野を採りつつ、考えたり発言したりするということで

○村澤 わかりました。清水先生、お願いします。

○清水 政治学の中で、政治というのはどこにあるのかと言われたら、人が2人いたらそこには政治があるという言い方をよくされるんです。で、僕自身はどちらかというと、公共という概念については、そういう政治的なものが動くところは公共だと思っているので。もっと言えば、公共はこういうものですと仮定できないはずなのに、非常に難しいはずなのに、こうですと言い切る力を誰が持つかという問題が重要なような気がするんです。

だから、例えばドメスティックバイオレンスであるとか、家の中でのハラスメントというのは、それはプライベートなものでしょうと言ってしまえる人の力というのは、やっぱり強いと思うし。そうなるハラスメントは、家の中でハラスメントをされている側のプライベートな問題だから、

関係ないでしょうというふうになってしまうという。

だから、重要なことは、公共という概念を、誰がどういう理由で、どういう力、どういう権限を持って決める、そういう力を持つのかというところが重要のような気がするんですね。それでも、個人というものが、そこで出てくるのではないかというふうには思います。以上です。

○村澤 ありがとうございます。あと私に対する質問もありますので、先に簡潔に答えさせていただきます。

まず「〈一般の人々〉と述べていたが、大衆を見下しているのではないか」という質問です。そういうわけではなくて、実は社会学者も一般の人々なのです。つまり、公共社会学という提唱の中には、今までの啓蒙的な学問の在り方を見直して、私たちも一つの社会の一員として共同で公共性をつくるために努力しようということなので、見下しているということにはならないと思いますけれども、そう聞こえたとしたら申し訳ありません。

時間も限られていますから、登壇者への質問はここまでにして、そろそろディスカッションに移りたいと思います。シンポジウム全体として、大きく二つの立場、つまり公共性を国家、市場の制度として捉える立場と、個人間の言論空間や共感から形成されるものと捉える立場があったように感じました。一方の立場に立つ側が、他方の立場をどう捉えているかをコメントいただけると、学際的な対話が生じるかと思います。

とくに竹内先生のおっしゃった「自由な言論の空間」という公共性に関する非常に一般的な定義と、社会科学系の他の先生方が扱った具体的な行政サービスの「公共性」のあいだには、やはり距離があるように思われます。

竹内先生のお考えについては講演の中でお話をいただいたので、他の先生方にご意見を伺いたいと思います。まず小峯先生、どうでしょうか。

○小峯 ありがとうございます。竹内先生というか、皆さんの講義スタイルが、よくわかったので、このような挑発的な言い方で言われているのかなということがよくわかりました。あるいは情

報共有とかですね、真面目にやるとですね。私、真面目タイプなので。

竹内先生の本質的な、根源的な問いは、非常によいと思います。自由な公共空間をつくるのが公共性だという定義については、私は古いかなと、また挑発的に返します。

もう1つは、その定義は、強い個人はやっぱり仮定しないだろうということです。自我というのがあって、主体というものがあって、それを守られる。しかも国家からの自由というかたちで、もうご承知のとおり、自由にはいろんなパターンがあるというのは、一番古典的なもの。

経済学的发展からすると、そのあとの段階、ニューリベラリズムというのがあって、T. H. グリーンとかホブソンとか、そうした20世紀前半の流れは、自由というもののいろんなタイプがいっぱい出てきたので、それをどうやって誰かが守るとか保障する。そのときに出てこざるを得ないのが、やっぱり国家なんです。

だから、国家は単に維持するべきものじゃなくて、こっちは使わなきゃいけないというのが、やはり非常に大きな思想的転換だったので、それを前提として公共性というものは乗っかっているわけです。

只友先生が言っていたとおり、「公共財」とか「公共経済学」という言葉は、20世紀的な言葉なので私は使わなかったんですね。19世紀の話を中心にしていたので。ケインズもあまり公共ということではなくて、「社会的」という言葉を言っていますね。「社会的な事業」とか「社会的な問題」みたいなことを言って、ケインズも「公共」という言葉はあまり使っていないですね。なので、私も使わなかったんですけども、それが1つのモットーであること。

もう1つは、経済学者の理想として、市場、マーケットそのものが公共なのだ。マーケットも効率的な、自由で、非常に自己実現ができてい場で、しかもハイエクによれば、さらにデベロップメントというか、自分自身が発展していく場なのだと。しかも、それがルソーとは違って、あるいは何か理性的な、フランス革命的な理性による制度ではなくて、自在にというか、いつの間に

か。言葉と結構同じように、いつの間にか発展してきた。こういうものはマーケット以外、あるいは貨幣とか言語以外にないではないかというのがハイエクの話であるので。別にそれは、説得するわけじゃないけど、そういうふう to 考えるということをもしてできるなら、マーケットそのものが公共性なんだということは確かに言えます。

もう1つは、NPO です。NPO をどう考えるかという、NPO 的なものも、そういった市場の中に取り込んでいこうという発想です。これはもちろん、啓発もあるんですけども、これが1つの経済学的な発想だと答えておきます。

○村澤 はっきりと違いをおっしゃっていただき、ありがとうございます。私のような社会学者の観点からすると、いわゆる公共性に関しては、竹内先生がおっしゃるような観点はよく理解できます。社会学では「パブリック」を「公衆」と訳すように、人民とか公衆というのをパブリックと捉える観点が非常に強いです。

他方で国家や行政が「公共」とみなされるのは、先ほど講演で清水先生が「一般意志」について触れたように、非常にルソー的な前提があるように思います。つまり国家の政策が、あるいは国家そのものが国民の意志に一致している限りにおいて、それは人民の意志を体现しているわけですから、それは公共的なわけです。ただし、いささかでも国家の行うことが、人民の「一般意志」に反する場合、その国家は公共的ではなくなるわけですね。

ただし社会学では「公衆」の対義語として「群衆」という言葉があります。やっぱり群衆は基本的によくないとされています。つまり、ばらばらの個人が情動的にその場で集まって暴発するという、コントロール不能な状況は克服されるべき課題であり、いかに「群衆」を「公衆」に導くかという啓蒙的な観点が、社会学に根強くあるように思っています。

そこで竹内先生にお伺いしたいんですけど、「自由な言論空間」として公共性を定義すると、例えば言葉を話せない人はどうなるのか、あるいは耳が聞こえなくて言語活動に支障がある人はどうなるのでしょうか。つまり竹内先生の定義は、

とても啓蒙主義的な観点に立つもので、ある意味で言葉を持たない人々、先ほどの「弱い自己」や「弱い立場」の人たちを顧みないことにつながらないのか、それが果たして社会的調和を果たす方向に行くのかどうか。あ、清水先生どうぞ。

○清水 ありがとうございます。別に竹内先生の肩を持つわけではないですけど、公共性が自由な言論空間であるということでしょうという、それ自体は、別にそうあらなければならないと言っている話ではないのかなと僕は思っていて。結局、その視点から、公共性ってどだい無理でしょうという結論もあり得るのかなというふうには思うんです。

僕自身は、あれもかなり難しいだろうなと思います。自由な言論空間というか、さっきフーコーのところでお話ししたみたいに、フーコーであるとか、デリダであるとか、語るという行為自体がまったく何の支障もなくできるのかというのは、すごい疑問に思うところです。それを語るにしろ、それが前提になっている、例えば情報の完全性であるとか、これはたぶん市場経済の話とかなり重なってくると思うんですけども。入退室の自由であるとか、パーフェクトインフォメーションであるとかという前提が成り立って初めて公共というものが「自由な言論空間」として成り立つんだと思うんです。

ただ、現実的にはそれはなかなか難しい話で、「自由な言論空間」が必要ですよと言っている側は、「自由な言論空間」にいる、ある意味でプリビレッジのある側で、そうじゃない人にとっては、それは権利闘争だと思うんですよ。だから、その空間に入れろよというかたちで闘争していく人たちと、いやいや、それは理性的に自由に議論することが大事なんですという側で、明らかに力を持っている、持っていないという、その差がかなり出てくるんじゃないかなと思っています。

ですので、「公共性」を「自由な言論空間」というふうに措定したときには、やはり僕は、正直狭いかなとは思ったんです。それ以外の、もっともっと違う、僕らが持っている違うアспектもあるのではないかと、普段の生活の中で。それも公共

と呼べるんじゃないかなとずっと思っていて、そこはたぶん議論がずれるところなのかもしれないですけれども。

例えば、そこに他者がいて、その人が困っているという状況に手を差し伸べて。それって考えるじゃないですか、本当にそれがいいのかどうか。もしかしたら、僕はこの人を馬鹿にしているのかもしれないとか、「ありがとう」と言われたいから俺はやっているんじゃないかとか、めちゃくちゃ悩むと思うんです。

でも、それも含めて、その人との関係性をちゃんとつくっていくということも、また公共性なんじゃないかなという点から言う。「自由な言論空間」というのは、あまりこういう言葉を使いたくないですけど、典型的に西洋的なという感じは、特定の何か、「あ、こういう人たちがそれ、言うよな」というのが浮かぶような定義かなとは思います。以上です。

○村澤 ありがとうございます。只友先生、どうぞ。

○只友 ちょっと、水を向けてもらったのは、たぶん何か言えということだと思ったんですけど、いいですか。

○村澤 はい。財政とか行政に関わっておられる只友先生や筒井先生と、竹内先生のあいだでは、公共性の捉え方に違いもあると思いますが、つながるところもあると思いますので。

○只友 そうですね。そのつながるところを見いだすことができるか。いや、違っていただいいんだということでも構わないと思うんですけど。いま、清水先生のお話のところで、僕は、すごく挑発的な感じもしながらも、すごく僕自身のやってきたこととつながってくるので、ちょっと発言したいと思ったのですけれども。

先ほどの、自由な空間に入れない人というのも、最初からいるんじゃないかというお話の延長線でいくと、入らなければいけないということも意識していない人間もいるわけで。そういったときに、じゃあ、そういった状態、それがブラジルの教育学者のパウロ・フレイレが『被抑圧者の教育学』という本を書いているんですね。それは、その中で、通常の学校でやっている「銀行型教

育」というのは、実は抑圧の道具にしかなくていいないということを言って、フレイレは識字教育から始めて、名もなき民がちゃんと勉強するというこの意味は何だとかとやるわけだけども。一方で、これがたぶん村澤さんとか、フランスをやっている人たちからすると、いや、でも、フレイレはすごい人と言われているかもしれないけども、ランシエールはもっと違っていてということで。ちゃんと人民のところに行って、同じ目線でしか見えないという、そういう目線を持っていく政治学者とかが出てくる。

そのような話なんかからすると、パブリックというものを、国家というものを媒介して考えると、つついとお上と何とかがあっていう、支配・被支配みたいな感じになるんだけれども。そもそも私たちはフランス革命以来、何百年もかけて、そしてこれから何百年もかけて、よりいっそう私たちの社会を民主化し。そして、その民主的な世界を広げていく、という時代の中にたぶんあると思うんです。

その中で、確かに、私は財政をやっていますから、私達が使っている「公共性」というのは、なかなか俗っぽい公共性なんだけれども。そうはいっても、今日、筒井先生の言っていた、NPOも本来、介護保険とかを市民が担ったりすることを期待されていたみたいな面を私も、そう期待していたんだけど、現実とは違っていました。

それでは社会の中で、そういうものが必要だとしたら、公共財とか公共サービスとか、いろいろな言い方はあるかもしれないけれども、人々にとって必要なものを、どういうふうに負担してつくっていくのかというプロセスの中で、どんな意思決定でつくられたのでしょうかというところに着目したいと思います。私は「公共的な議論が十分尽くされて、そうやってきたらどうか」と問い。そういった議論のなかで、強い論理として、市場のロジックであったりとか、「税金を誰が負担していると思っているのか？」というような、そういう乱暴な議論とか出てはいなかったか？そういうことをみたり、考えたりしていくというのが、よいのかなということをおもいました。

そういった意味では、先ほど村澤先生のところ

のあったご質問のところの、上から目線じゃないですかというご質問があったんですけど。いや、上から目線というか、まさに一緒にやっていくということが必要だという、そういった目線を私たちは大事にするということが、公共性を考えるときには大事ななと思いました。以上です。

○村澤 ありがとうございます。筒井先生、いかがでしょうか。

○筒井 今、「強い個人」という象徴的な言葉がありましたけども、社会福祉の分野から言うと、例えば自由な言論空間を公共性というときに、排除せずに、いろんな人が市民として加われるということを重視します。例えば地域でディスカッションしながら政策を考えていこうという時、重度の言語障害のある脳性麻痺の人もちろんと参加して、すごく時間がかかるけれども、みんながちゃんとそれを受け止めてという場をもっとたくさんつくっていかないといけない。

そういう意味では、確かに、非常に、強い個人の感じがするけど、地域の中で、公共的な空間、あるいは自由な言論空間を本当にいろいろな人の参加でつくっていけるのか。最後に言った、地域に強いソーシャルワーカーも、しっかりとそういう視点を持っておかないといけないことを思っております。

○村澤 竹内先生はいかがでしょう。

○竹内 言いたいことは山ほどあります。どこから行けばいいかわからないくらいですが、まず一つ言えるのは、私自身のこのシンポジウムでのポジションというか、人文学の専門家って、たぶん私だけですよね。清水先生はちょっと微妙なところかもしれないですし、村澤先生は社会科学と人文科学の間を繋ぐという立場かもしれないのですが。なのであえてカントとかを持ち出して、カント主義者としてあえて語るみたいなことを意図はしたんです。私はもともと基本的にカント主義者ではあるのですが。ただ、もちろん現代において、いろいろ問題があるというのは、私も分かってはいます。

強い個人とか、自由な言論空間の権力性という話は、まさに現代のカント主義者であるハーバーマスの理論に対して、ずっと言われ続けている批

判です。ハーバーマスが20年前ぐらいに京都賞を取って京都に来て国際会館でシンポジウムをしたときも、まさにそれが議論になっていました。

ただ、今、筒井先生がおっしゃってくれたように、自由な言論空間の権力性は、もちろん自由な言論空間に参加している人たちも自覚できるので、そこに参加できるようなさまざまな仕組みを作れば良いという話になります。代理人を立てるとか、あるいは翻訳する人がいるとか、そういうことをいろいろすれば良いわけです。そういった仕組みはもちろん、その自由な言論空間をより豊かなものするために必要なものです。

また、言語というものをどこまで重視するかという問題もあります。「コミュニケーション」という言い方をすると、もう少し広くなるんですよね。清水先生がおっしゃっているような、自由な言論空間の狭さみたいなものも解消する方法はあるのかもしれないです。ただ、ハーバーマスは言語を重視する人ですので、そこは議論が分かれるところだと思います。

○村澤 竹内先生には議論の先導役をしていただいて、とても感謝しています。竹内先生以外にも、皆さんのそれぞれの各学問領域によって、対象としている現実も問題も違ってきますし、それを私たちは同じ「公共」という概念を使いながら、違う観点から捉えていることが多いように思っています。私たちの大学運営においても、皆さんがそれぞれの学問分野から捉え、いろいろ衝突したりするわけですが、それも「公共性」の捉え方の違いによるところが大きいと思います。

ただ、それを学術的な仕方でも議論するという場が、これまで私たち社会学部にもありませんでした。深草にはこれだけの社会科学系と人文系がそろっているわけですから、公共性という問題に関する学術的議論をすることは、大学の教育、運営、研究にも直接的につながるように思っています。

時間はあと3分ですか。それでは清水先生に質問したいんですけども。仏教的公共性に関する議論では、主体は存在しないという話でしたが、他方で量子論の話のときに、やはり主体を問題にされていましたよね。話を聞いていて、ちょっと

齟齬があるように思えました。

つまり、仏教的主体性や仏教的公共性といったときには、たぶんある種の身体的なつながりといえますか、情動的なつながりといえますか、何かしら個人を集散的な1つの共同体、共同性みたいなものを想定されていたように思われます。しかしそれは、竹内先生がハンナ・アーレントやカントを参照しながら定義した近代的な「公共性」とは衝突するように思います。

そのあたりをどう捉えるのかなと。つまりわれわれは、仏教的公共性が前提としていた、前近代的な集団的な自己の在り方に戻っていくべきだというふうになるのか。それとも別の方向性があるのか。

○清水 はい。まだ work in progress なので、これは。全然はっきりした答えが出せるかという、出せないんですけど。少なくともこの概念を出してきた1つの理由は、主体が強すぎるということに対するアンチテーゼとして、こういう言い方でできないのかなというところから出てきた話です。

具体的に、本当に空の概念なんかをまともに使えるかという、空と言った瞬間に、もう公共まで飛んじゃうという部分があると思うんです。ただ、少なくともそれを頭に入れた状態で、自分がいかにコンストラクトされているかということを前提にしながら、他者に対したときに、自分はこれまでの、強い自立した個人という立場と違う立場を取れるんじゃないかなというところから、仏教にすごい興味を持っている部分で。量子論も基本的に同じなんです。量子論も、個人が強いかというと、主体は全然強くない、量子論自体が。

そう考えると、僕は量子論と仏教とは、ほぼほぼ似たような話やなと思っているので、そこに共通しているのは、弱い主体、主体を弱めていくという、弱めることによって公共性がどう変わるのかというところに注目をしたいというところから、そこに焦点を当てたということです。

○村澤 わかりました。ちょうど時間ですね。皆さんもまだ質問や議論をしたいことはたくさんおありとは思いますが、それは休憩を挟んで第2部で続けていただければと思います。それでは司

会をバトンタッチさせていただきます。

○司会(田中) ありがとうございます。まったく時間が足りないということですが、ここで質疑応答を終わらせていただきます。以上で、第1部は終了とします。

第1部の終了にあたって、国際社会文化研究所のシンポジウムですので、栗田修司所長から閉会の挨拶があります。

V 閉会のあいさつ

社会学部教授、国際社会文化研究所所長
栗田修司



どうもお疲れさまでした。

この会は、実は社会学部移転の委員会の中で、私がこそっとシンポジウムでもしたらと簡単に言ったら、いつの間にか本当に実現して。素晴らしい。すぐそれを取り入れて計画するというのは龍大のすごいところだと思うんです。

なぜそんなことを言ったかというと、いろんな大学で新しいことをしたときに、それが始まった時点でシンポジウムをするんですね。それで、連携していこうと。でも実際、数カ月たったなら全然連携していないんです。それだったら、うちの大学は先駆けて、先に連携しておこうということにしたのです。今回のことが、それのはしりになればいいなと思ったんです。

ちょっと、私自身の個人的なことも含めて今日の感想なんですけど。1つの視点、今回は「公共性」です。公共性という1つの視点から見ると、やっぱり学問としての共通性が見えてきたという

のと同時に、ほかの学問ではそれをどういうふう
に捉えるのかなという、特徴というか、違いが見
えてきたという意味で、そういう意味で本当にす
ごく面白く聞かせていただきました。

私は、実は筒井先生と同じ社会福祉なんですけど、ソーシャルワーカーで、地域というよりは臨
床のほうで、クリニカルなソーシャルワーカーな
んです。それは何を中心にしているかという、と、
人間の温かい関係性を一番のメインに置いている
んですね。それで支援していくんです。

共通性としては、私たちのソーシャルワーカー
で2つの大きな発展したことがあって、1つは、
「ナチスのドイツから、迫害から逃れて、アメリ
カで活躍した」ソーシャルワーカー。これがす
ごく発展した1つなんです。もう1つは、少しそ
の後になって、「仏教」をはじめとする概念を取
り入れたことです。これがまた1つの発展になる
わけですね。そういうことが、皆さんがたと同じ
共通性として見たというのは、私の得たものの
1つです。

もう一方、私の方の特徴です。公共性とか、パ
ブリックという言葉です。パブリックはもともと
は“people”という意味ですし、公共の「公」と
いう字は、要するに人に尽くすという意味になる
と思いますし、「共」は一緒にという意味、一緒
になって人に尽くしていくということなんだと
語源的には思うんですね。

そういう意味で、実は偶然なんですけど、私が
クリニカルでここずっと、幻覚の1つの幻聴を抱
えている利用者さんに対応する面接がずっと続い
ていて。そのときに、いろいろな難しい療法はあ
るのですけれどもそれらをやめて。私がちょうど
コロナのころから仏教をもう一回勉強し直してい
て、仏教的な、人と一緒にするという利他の精神
のところで使えるものを使っていったら、1人目
の幻聴がすぐ消えたんですね。10回ぐらいで。2
人目の人が来たときも、同じようにそれでした
ら、また消えたんです。

いい気になっていたら、3人目もまた来られた
んですけど、その3人目が医学でいう統合失調症
のかたで、初めは思考障害で、何も言いたいこと
がわからない状態だった。長くかかって、このご

ろ言ってきたのは、僕に会ってから、このごろは
幻聴があまりないというんです。

それも利他のことを中心にして、私自身の在り
方と本人の在り方の関係性の中で、本人自身がそ
れこそ人に尽くして、「自分や、自分や」という
のをやめていくというところから幻聴が消えてい
ったんですね。そういう特徴が見出せたという意
味で、すごく私にとっても今回は勉強になりました。

そういうことを含めて、今回の皆さんと、これ
を機会に、1つの事柄で学問としての共通性と違
いを今後も検討できるような大学にして。できれ
ば、清水先生がちらっと書かれていましたけども、
これをスタートとして、できれば「京都学
派」ならぬ、「龍大学派」ならぬ、「真宗学派」で
もいいですけども、そういうものさえできるよ
うな夢を抱いていく社会学部の移転になればいいな
と。今日は皆さん、本当にありがとうございます
。参加の皆さんも本当にありがとうございます
。ということで終わらせていただきます。失礼
いたします。

○司会（田村） 栗田先生、どうもありがとうご
ざいました。

それではこの後、第2部が開催されます。お時
間のある方はぜひご参加ください。なお、第2部
は登壇者と参加者が自由に動き回って意見交換し
ますので、対面のみとさせていただきます。オン
ラインで参加されているかたがたには、参加して
いただかず申し訳ありませんが、ご了承ください
。

また、参加者の皆さまには、アンケートへのご
記入もお願いいたします。QRコードを読み取っ
ていただくと、Google フォームに入力できます。
デバイスをお持ちでないかたはアンケート用紙に
ご記入ください。アンケート用紙の回収ボックス
は受付のところに用意しております。

では、第2部のほうに移っていこうと思いま
す。今日はどうも皆さま、ありがとうございます
。

注

- (1) シンポジウムの開催趣旨の文章は、村澤真保呂
龍谷大学社会学部社会学科教授が執筆した原案を
シンポジウム実行委員会で検討し、シンポジウム
のチラシを作成する際に、古荘匡義同学部コミュニ
ティマネジメント学科准教授が若干の文字修正
を加えて完成したものである。
- (2) 第1回～第6回実行委員会の開催日程は2022年

8月9日、8月30日、9月19日、10月5日、11
月30日、12月21日であり、オンライン（Google
meet、後にZoom）で行った。

- (3) 「国際社会文化研究所シンポジウム『『公共性の
危機』と人文・社会科学の課題』を開催」（2023
年2月17日）

<https://scri.rec.ryukoku.ac.jp/news/news-249/>（2023
年3月20日閲覧）

龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4 月 1 日
一部改正	平成10年 6 月24日
一部改正	平成13年 3 月21日
一部改正	平成15年 3 月12日
一部改正	平成18年 9 月27日
一部改正	平成19年 3 月13日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成24年 7 月18日
一部改正	平成29年 5 月31日
一部改正	令和 3 年11月17日
一部改正	令和 3 年11月17日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会, シンポジウム, 研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は 10 年以上本会の普通会員であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 庶務委員 | 2 名 |
| (3) 会計委員 | 2 名 |
| (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 | 3 名 |
| (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 | 3 名 |
| (6) 事業委員 | 3 名 |
| (7) 学科委員 | 各学科 1 名 |
| (8) 会計監査委員 | 2 名 |

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第 6 条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第 1 項第 7 号委員（以下「7 号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7 号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし 7 号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第 7 条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前 2 号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第 8 条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から 1 名、会計委員から 1 名並びに第 6 条第 4 項の各委員長及び 7 号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

- 2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費4,000円を納入する。

- 2 学生会員は、年会費4,000円を半期ごとに2,000円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。
- 3 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。
- 4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年6月とし、学生会員は毎年4月、9月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成10年6月24日）

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成13年3月21日）

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成15年3月12日）

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則（平成18年9月27日）

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成19年3月13日）

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 15 日）

平成 22 年 12 月 15 日一部改正。平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則（平成 24 年 7 月 18 日）

平成 24 年 7 月 18 日一部改正。平成 25 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則（平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正）

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 17 日第 6 条～第 8 条、第 12 条、第 13 条改正）

この会則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 11 月 17 日第 4 条改正）

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月 14 日 制定

第 1 条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第 2 条 『紀要』は、原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては、非会員は掲載料（2,000 円）をあらかじめ納入するものとする。

5 普通会员を筆頭執筆者とする場合に限り、学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第 4 条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第 5 条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、30,000 字以内

イ 調査報告・研究資料・翻訳は、50,000 字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート・書評論文・書評は、12,000 字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400 字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第 6 条 削除

第 7 条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 8 条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第 9 条 本規則は、平成元年 6 月 14 日より実施する。

付 則

1 平成 13 年 4 月 27 日改正

2 平成 15 年 4 月 24 日改正

3 平成 17 年 5 月 11 日改正

4 平成 17 年 7 月 13 日改正

5 平成 18 年 9 月 27 日改正

- 6 平成 20 年11月25日改正
- 7 平成 24 年 1 月17日改正
- 8 平成 24 年10月16日改正
- 9 平成 28 年 5 月11日改正
- 10 平成 28 年11月 9 日改正
- 11 平成 29 年10月10日改正
- 12 令和 2 年 5 月 27 日改正
- 13 令和 3 年 5 月 19 日改正
- 14 令和 3 年 11 月 10 日改正

(ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。)

社会学部学会会員

(50 音順)

[illegible]

執筆者紹介（掲載順）

大 塩 まゆみ（名誉会員）	佐 藤 彰 男（社会学部教授）
田 中 明 彦（社会学部教授）	松 浦 哲 郎（社会学部講師）
仲 野 純 章（奈良高等学校教諭）*	渡 辺 めぐみ（社会学部教授）
張 澤（社会学研究科修士 課程2022年度修了）	貫 井 隆（社会学部 非常勤講師）*
舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）*	田 村 公 江（社会学部教授）
古 莊 匡 義（社会学部准教授）	入 澤 崇（龍谷大学学長）
小 峯 敦（経済学部教授）	村 澤 真保呂（社会学部教授）
清 水 耕 介（国際学部教授）	只 友 景 士（政策学部教授）
筒 井 のり子（社会学部教授）	竹 内 綱 史（経営学部教授）
栗 田 修 司（社会学部教授）	

*2023 年度賛助会員

編 集 後 記

◇今号も多くの先生方に原稿をお寄せいただき大変有り難く存じます。ここ数年の紀要委員のご尽力により、一層多様なご論考を紀要に掲載できるようになってきました。この流れを受け継いで紀

要のあり方の検討を重ね、2025 年度の社会学部の改組・移転につながる研究の活性化を進めていきたいと思います。

（T. F.）

令和 5 年 5 月 31 日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

Bulletin of the Faculty of Sociology Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of Prof. Mayumi Ohshio's Retirement
Prof. Mitsuhiro Takada's

No. 63

2023

CONTENTS

Articles

- Household Financial Management and Life Planning to Reduce Anxiety in Old Age Mayumi Ohshio (5)
- A Study of Teleworks' Change in the COVID-19 Pandemic Akio Sato (21)
- The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights
of Older Persons and Persons with Disabilities (5):
The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act TANAKA Akihiko (34)
- Sorting Out and Considering the Situations of Temporary Disaster Broadcasting Stations
in response to the Niigataken Chuetsu and Chuetsu-oki Earthquakes Tetsuo Matsuura (46)

Reports

- Survey of a Local Community's Recognition of a Stone Monument Related to Underground Christians:
Basic Evaluation as a Step toward Research
on the Media Appeal of Stone Monuments Sumiaki Nakano, Tetsuo Matsuura, Ayumi Iwata (57)
Ayuka Ishida, Ryosuke Akazawa, Ryusei Nushijima
- Housework and the Introduction of Dishwashers in the United Kingdom:
An Analysis of Newspaper Advertisements from the 1960s and Early 1970s Megumi Watanabe (62)

Note

- Expansion and challenges of the Marketization of Elderly Care in Japan Zhang Ze (86)

Translation

- Emil Lederer, Emy Lederer Seidler, "Japan-Europa" (der virte Kapitel (2)) Takashi Nukui (109)
Tetsuo Funaki

Materials

- A Tentative Japanese Translation of "Le stade du miroir comme formateur de la fonction du Je,
telle qu'elle nous est révélée, dans l'expérience psychanalytique." by Jacques Lacan:
Preparing to Think about the Meaning of the Subject of Human Rights
from the Perspective of Psychoanalysis Theory Kimie Tamura (118)
- An Analysis of *Kairan-shu* (Part 4):
From the Viewpoint of the Philosophical and Religious Influence
of TSUNASHIMA Ryosen on Young People in the Late Meiji Era Tadayoshi Furuso (131)

News

- Discussing "Public Sphere": A Report on the 2022 Symposium by the Research Institute for
International Society and Culture, Ryukoku University: "The 'Crisis Facing Public Sphere'
and Challenges in the Fields of Humanities and Social Sciences"
..... TANAKA Akihiko, Kimie Tamura, Takashi Irisawa, Atsushi Komine, Mahoro Murasawa (138)
Kosuke Shimizu, Keishi Tadatomo, Noriko Tsutsui, Tsunafumi Takeuchi, Shuji Kurita

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN